

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	1	重点募集テーマ	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

財産区議会議員選挙における供託金制度の適用除外

提案団体

まんのう町、静岡県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

公職選挙法(以下「公選法」という。)第92条における供託については、令和2年6月に公布された公選法の一部改正(令和2年法律第45号)により、公営対象拡大に伴う措置として町村議会議員等についても供託金制度が導入された。財産区については、公選法第268条において、地方自治法第295条の規定による条例で規定するものを除く外、公選法中の町村議会議員の選挙に関する規定を適用するとあることから、現在供託が必要となっているが、供託部分については適用除外となるよう見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

財産区議会議員の選挙については、地方自治法第296条及び公選法第268条の規定により、公選法中の町村議会議員の選挙に関する規定を適用することとなっており、供託についても同様である。

【支障事例】

財産区議会議員の選挙の供託については、公選法第92条に規定されている町村議会議員の選挙と同様15万円の供託が必要である。しかしながら、財産区議会議員の選挙では選挙運動をしておらず、また、高齢化によりそのなり手がいないうえに、供託が必要となると、収入の少ない高齢者に供託金の準備は難しい。そうすると立候補者が出ずに、選挙どころか財産区自体の運営もできなくなると予想される。また供託金を納める手続きにも移動が困難であったり、事務手続きを職員が肩代わりしたりしている状況にある。

(参考: 当町における財産区の数、財産区議会議員の人数)

5財産区、36議員

【制度改正の必要性】

財産区を持っている地域が過疎高齢化地域であることから、どの財産区議会も高齢者が多く、実際に選挙の調整などにも苦慮している。さらに財産区選挙ではビラやポスターの作成も無く、無投票が続いており、本制度は、財産区議会議員選挙には馴染まないものであり、立候補を阻害する要因にもなっている。

【支障の解決策】

財産区については、主に該当地域が山林が多い山間部の過疎地域であり、高齢者が多いことから、供託金を準備することも難しいのが実態であり、供託金を「町村議会の適用ではなく」、「財産区は適用除外」としてほしい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当町においては、5つの財産区があり、選挙が執行される前年から地元への説明会や調整など準備をしているところであるが、2年前の選挙においては、供託金を納めることについて地元から苦情があり、制度である旨説明しても納得いかない様子であった。

さらに、今後も供託が必要であれば高齢化もあわせて議員のなり手が出てこない旨の意見も寄せられ、改正の

要望が寄せられた。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

財産区のある地域は高齢化が進んでいることから通常でも成り手が少ないが、供託金を納めることがなくなることで、納めるための移動や機械操作などが必要なくなり、住民の負担が減る。さらに、職員が供託の事務を一部引き受けていたことから、業務についても一部負担が軽減される。

根拠法令等

公職選挙法第 92 条第 1 項、第 268 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

相模原市、須崎市、伊那市、沼津市

○支障事例、地域における課題、制度改正の必要性とも、提案団体と同様の状況である。財産区議会議員一般選挙においては、過去に投票による選挙執行実績はなく、全て無投票である。各財産区で議員の業務は山林の管理が主であり、当市においてもなり手不足が進んでいる。財産区議会の議員選挙においては、時代とともに議員のなり手不足が深刻化し、無投票が続いている現況から考えても、供託金制度の適用により、更に立候補への意欲低下が予想される。地域住民からも、制度の改正の要望が寄せられていることから、制度の改正をお願いしたい。（参考）当市内6財産区 51 議員

○当市においても、直近の財産区議会議員選挙において供託を実施し問題なく行われたが、立候補者より供託に対し手続きが負担であるとの声が多くあったため、今後、立候補を阻害する要因となる可能性があると考え

る。

○財産区議員の担い手不足が課題となる中で、15 万円の供託金の準備や、納付手続きにかかる手間は立候補者の更なる負担となっている。また、事務局職員にとっても納付手続きの説明や事務補助の負担がある。

○令和5年度に改選を行った際に、供託金の納入時に候補者を議会事務局（市担当課）で取りまとめたり、自治会へ供託金について制度趣旨を説明の場を設けるなどした。実際は定員をなんとか埋める形で終了となったため、上記作業については事務負担として重く感じる。

各府省からの第 1 次回答

財産区については、令和2年に議員立法により成立した公職選挙法の一部を改正する法律（令和2年法律第 45 号）により、町村議会議員と同様に、供託金制度が導入されたものである。

財産区議会の選挙における供託金のありかたについても、選挙制度の根幹に関わることであるから、各党各党派でご議論頂く必要があると考えている。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

財産区については、公選法第 268 条において、地方自治法第 295 条の規定による条例で規定するものを除く外、公選法中の町村議会議員の選挙に関する規定を適用するとあることから、公選法の一部改正により現在供託が必要となっている。当町及び共同提案団体においても、財産区のある地域は高齢化が進んでいることから財産区議会議員の成り手が少なく、供託金の制度趣旨である、立候補について慎重な決断を促し、泡沫候補者など候補者の乱立を防止するという点の必要がないにもかかわらず、供託を行うこととなり、立候補者の負担となっている。そのようなことから、議員立法で導入されたとはいえ、選挙の実情が異なる町村議会議員選挙と同じ供託金制度を、財産区議会議員選挙にも適用することはふさわしいとはいえず、適用を除外されるべきである

と考える。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【伊那市】

地域の実情を踏まえ、早急に議論いただき、早期の改善をお願いしたい。

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

供託金は、立候補について慎重な決断を促すことや泡沫候補者など候補者の乱立を防止することが制度趣旨とされ、また、令和2年公選法改正では、町村・財産区の選挙に対する選挙公営の拡大と併せて供託金制度が導入されたところ。現状において、無投票選挙となっている財産区議会が多いのであれば、当該趣旨は妥当せず、また、選挙公営による恩恵もないと考えられるが、この点について、実態を明らかにした上で、見解を示されたい。

また、議会議員の報酬が、月額数千円～数万円程度の財産区も多く、町村議会議員と比較しても報酬に対する供託金が高額であることは、現職者であっても立候補を躊躇させる要因の一つとなっている可能性もあるが、見解を示されたい。

「財産区議会の選挙における供託金のありかたについても、選挙制度の根幹に関わることであるから、各党各会派でご議論頂く必要がある」としているが、供託金や供託手続の負担により財産区議会の議員のなり手が不足するとの懸念に対し、制度所管として何らかの対応が必要であると考えているか、また、政府として何らかの措置を講じる余地はないのかについて、見解を示されたい

各府省からの第2次回答

お尋ねの「実態」の指すところが必ずしも明らかではないが、財産区選挙の結果について、総務省として網羅的に把握しているものではない。

その上で、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の定める供託の制度は、御指摘の「無投票選挙となっている財産区議会が多い」かどうかや、「議会議員の報酬が、月額数千円～数万円程度の財産区も多く、町村議会議員と比較しても報酬に対する供託金が高額」かどうかにかかわらず、いわゆる泡沫候補者が出てくることを防止するために必要な措置であって、金額を含めた当該制度の在り方の具体的な決定は、国会の広い裁量に委ねられていると考えていることから、御指摘の「当該趣旨は妥当せず、また、選挙公営による恩恵もない」かどうか、「町村議会議員と比較しても報酬に対する供託金が高額であることは、現職者であっても立候補を躊躇させる要因の一つとなっている可能性」及び「供託金や供託手続の負担により財産区議会の議員のなり手が不足するとの懸念」に対して「何らかの措置」を講じる必要性の有無も含め、各党各会派において御議論頂くべきものであると考えている。

なお、一般的な財産区議会の議員のなり手不足については、一般論として地方議会における議員のなり手不足への対策と同様に、主権者教育等の様々な取組が行われることが有効と考える。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	2	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	04_雇用・労働

提案事項(事項名)

特定技能制度における地域の共生施策に関する協力確認書の都道府県への提出

提案団体

山形県、北海道、青森県、岩手県、秋田県

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

出入国管理及び難民認定法に基づき、特定技能外国人を受入れる機関(「特定技能所属機関」)が市区町村に提出する「協力確認書」について、市町村だけではなく、都道府県にも提出するよう、運用を変更すること。

具体的な支障事例

特定技能外国人の受入れ増加が今後見込まれる中、外国人との共生社会の実現を図るため、令和7年2月、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関(以下「特定技能所属機関」)の基準を規定した関係省令が公布され、同年4月1日に施行された。

基準では、特定技能所属機関の責務として、①「地方公共団体」から、共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力を行うこと ②1号特定技能外国人に対する支援計画の作成・実施に当たっては、「地方公共団体」が実施する共生社会の実現のための施策を踏まえることがそれぞれ規定されたところである。

これに伴い、法務省・総務省が発出した通知の「2 具体的運用」において、特定技能所属機関は、当該外国人が活動する事業所の所在地及び当該外国人の居住地が属する市区町村に対して、地方公共団体から、共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときには、当該要請に応じ、必要な協力を行う旨の「協力確認書」を提出することとなっているが、「協力確認書」の提出先として都道府県は規定されていないため、どの企業に特定技能外国人が在留しているか、都道府県が把握することは困難となっている。

現状、都道府県と市区町村がそれぞれ共生社会実現のための施策を実施しており、上記省令においても、協力要請の実施主体となる「地方公共団体」に、都道府県も含まれると考えることから、「協力確認書」の提出先に都道府県も追加していただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

現状では都道府県と市区町村がそれぞれ共生社会実現のための施策を実施しており、特定技能所属機関(特定技能外国人)に対し、市区町村に限らず、都道府県が実施する関係施策が重層的に実施されることにより、多文化共生の取組みに資するものと考えている。

根拠法令等

特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令(平成 31 年法務省令第5号)、出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和 56 年法務省令第 54 号)、特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部を改正する省令等の施行について(令和7年2月 28 日付け出入国在留管理庁政策課長、総務省自治行政局国際室長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

石川県、京都府、那覇市、特別区長会

○現行の制度では都道府県から情報提供を求められたときは応じることとされているが、現在の協力確認書の様式には情報提供の同意欄がないため、情報提供をする際は書類の提出元に個別に同意を得る必要があると思われる。これを避けるためにも、書類が都道府県にも直接提出されることが望ましい。

○市区町村に限らず、都道府県も特定技能所属機関に協力いただく必要がある意見には賛同。しかし、特定技能所属機関が、市町村、都道府県のそれぞれに協力確認書を提出することは、所属機関の負担になるため、例えば「協力確認書」は市町村・県どちらにも協力する旨の内容にするとともに、提出は市町村のみとする。県は市町村がとりまとめた情報を収集するといった所属機関の負担を増やさない運用とすべき。

○現状、「協力確認書」の提出窓口が市町村のみとなっており、都道府県が「特定技能所属機関」の情報を把握することが難しい。都道府県においても、共生社会実現のための施策を実現するにあたり、「特定技能所属機関」の情報について把握し、情報伝達等に活用できると良いと考える。ただし、市町村及び都道府県の双方に「協力確認書」を提出することについては、「特定技能所属機関」の事務負担増に繋がりがかねないことから、受理した市町村から都道府県へ情報提供するといった仕組みとなることが望ましいと考える。

○都道府県を協力確認書の提出先に加えることは利点もあると考えるが、それに加えて企業が協力確認書を市町村または都道府県に提出したとき、当該企業所在市町村及び都道府県が情報共有を図る等連携した体制づくりが必要であると思われる。仮に市町村と都道府県の両方に提出する場合は企業側の負担になるという懸念がある。

○「協力確認書」の提出先として都道府県が規定されていないことから、県施策を実施する上で必要不可欠となる特定技能外国人在留企業を把握することは困難であり、協力要請が行えない等、支障が生じている。

○提案自治体が「都道府県も加えられたい」とする趣旨は、域内における特定技能外国人雇用事業所の情報を取得したいとのものと思われ、本市としても異論はございません。加えて、当該省令は出入管法第2条の5の施行規則であって国の事務を規定するものであることから市町村の事務の根拠とはできません。また当該通知はこの省令をも超えて自治体に確認書の「收受・保管」等の事務を附置するものであり、総じて「確認書を市町村で收受すること」という事務の附置の在り方は「自治事務以外は法定受託事務あるのみ」とする地方自治法に反しています。そのような問題のある当該通知にあって、あくまでも自治体からの協力要請に応じた「確認書」のみ市町村が收受・補完する建付けとなっています。しかし実際は、市町村からの協力依頼がなくとも、率先して「確認書」を提出しようとする事業所も見られ、それも市町村が收受・保管する状況にもあります。すなわち、市町村は協力要請を行っているにかかわらず、外国人を雇用する事業所からの「協力確認書」を收受・保管するよう国から指示されている実態にあるのですから、これを見直して協力確認書はいったん国(入管)において收受し、そのうえで都道府県及び市町村に情報提供するように改めていただきたいと思います。そうすることで、域内の特定技能外国人雇用事業所の情報を都道府県並びに市町村が共有できるうに、地方自治法に即した事務の在り方とすることもできます。なお本市にあっては、当該通知に基づく市への事務の附置は法定受託事務・自治事務のいずれの根拠ともしがたいため国に照会中であるとともに、かかる事務への対応についても保留としておりますことを申し添えます。

各府省からの第1次回答

御提案に係る取組(以下「本件取組」という。)については、地方公共団体等へのヒアリング結果を踏まえ、地域における共生社会の実現を効果的かつ効率的に図る観点から、特定技能外国人が最も日常的に関係する、当該外国人が活動する事業所の所在地及び住居地が属する市区町村に対して協力確認書を提出していただく運用としている。

御提案について、本件取組では都道府県による特定技能所属機関に対する協力要請も想定しているところ、追加共同提案の中でも御意見があるとおり、特定技能所属機関が都道府県に対しても協力確認書を提出することは、特定技能所属機関の負担が増加する懸念が大きいこと、また、特定技能所属機関は全国各地に所在し、その数も膨大であることに鑑みると、国が一元的に協力確認書を受領し、各地方公共団体に情報提供すること

は、本件取組の円滑かつ効率的な運用を阻害する懸念があるため、いずれも実施は困難である。

そのため、市区町村におかれては、令和7年2月28日付け入管庁政第143号・総行国第40号通知「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部を改正する省令等の施行について（通知）」（以下「通知」という。）の2(2)のとおり、必要に応じて、各市区町村における情報管理に関連する規定に従いつつ、都道府県に対して、協力確認書上の情報を共有していただきたい。

なお、市区町村による協力確認書の受領に係る事務については、地方公共団体が処理することとされている事務のうち、地方自治法別表第一若しくは別表第二又は地方自治法施行令別表第一若しくは別表第二に掲げられる事務以外は全て自治事務であるため、当該事務は自治事務である旨御理解願いたい。

また、本件取組については、通知をもって、各市区町村に対し、

- ・特定技能所属機関が提出する協力確認書の受領及び受領方法の設定・周知等
- ・各市区町村における共生施策の周知

といった御協力をお願いしているところ、これは出入国在留管理庁及び総務省では、地方自治法第245条の4第1項等の規定に基づく技術的助言として整理しているので、その旨御理解願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

共生社会の実現に関しては都道府県もその役割を担い、本制度でも都道府県が協力要請の主体となることが認められている以上、実効性も担保されるべきであり、その実施について市区町村の協力を要するのであれば、市区町村の負担軽減も検討されるべきである。関係府省におかれては、今後の都道府県・市区町村の実施状況を把握されたうえで、例えば、市町村が都道府県への情報提供時に、都度、情報管理規定を確認しなくても良いように、

- ・市区町村が都道府県に情報提供する根拠条文等や提供できる範囲を明示すること（都道府県からの情報提供依頼が、「個人情報の保護に関する法律」第69条第2項第3号に該当するとの見解を示す等）
- ・協力確認書の様式にあらかじめ、特定技能所属機関からの都道府県への情報提供の同意欄を設けること等の措置をし、長期的には、
- ・電子申請システムの構築による、一元的な協力確認書の国における受付及び都道府県・市区町村への情報提供、もしくは1度の申請で、該当都道府県・市区町村へのシステムからの自動送付の実施について、御検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【京都府】

特定技能所属機関の同意取得などによって事務負担が増える懸念を踏まえ、特定技能所属機関および地方公共団体の負担を増やすことなく、都道府県への情報共有を確実かつ円滑に行える制度を整備していただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

（都道府県に対する情報提供の根拠条文について）

一般的に、行政機関が保有個人情報を他の行政機関に提供する際には、個人情報保護法第69条第1項及び第2項各号等に留意した上で、その利用目的等に応じた判断が必要であると承知している。

その上で、協力確認書により地方公共団体に提供される情報は、特定技能外国人に関して都道府県又は市区町村が行う共生社会の実現のための施策の実施に活用されることを利用目的として想定している。

協力確認書を受領した市区町村が協力確認書に記載された内容を都道府県に提供するに当たっては、この利用目的を踏まえつつ、個人情報保護法に沿って、適切に運用いただきたいと考えており、今後、出入国在留管理庁から地方自治体へ周知してまいりたい。

なお、各地方公共団体においては、条例等で個別に個人情報に係る取扱いを定めていることから、上記想定している利用目的を踏まえ、適切に運用いただきたい。

（同意欄について）

個人情報保護法第 69 条第2項第1号の「本人の同意」については、特定された利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる例外の一つとして規定されている。この点、協力確認書上の情報は特定技能外国人に関して都道府県又は市区町村が行う共生社会の実現のための施策の実施に活用されること以外の目的で利用又は提供されることは、想定していない。

各地方公共団体において、協力確認書に記載された情報を、特定した目的以外の目的で利用又は提供する場合には、必要に応じて、特定技能所属機関の同意を求めるなどの措置をとる必要があると考えるが、そのようなケースは出入国在留管理庁として想定していないことから、出入国在留管理庁で公表する様式に「本人の同意」欄を設けることは考えていない。

（システム構築について）

御提案いただいた情報提供の方法等については、今後の運用の参考とさせていただきたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	3	重点募集テーマ	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

地縁による団体の構成員の資格要件等の緩和

提案団体

日光市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

地方自治法第260条の2「地縁による団体」の第3項第5号「構成員の資格に関する事項」及び第6号「代表者に関する事項」の規制緩和について

具体的な支障事例

地方自治法第260条の2に規定される地縁による団体については、同条第1項において、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と規定されており、特定の区域に居住する者によって構成されることが求められる。(なお、同項に規定される「一定の区域」については、「当該地縁による団体の構成員のみならず当該市町村内のその他の住民にとっても容易にその区域が認識できる区域であることを要するものであり、例えば、河川、道路等により区域が画されていることなども含む。)(平成30年4月2日通知)とされている。)

この居住要件の存在によって、当市(旧今市市域以外4市が過疎地域に指定)を含む過疎地域では、人口減少により、地縁による団体(自治会)の構成員の減少と、高齢化に伴い代表者(同条第3項第6号に規定)が区域内で確保できずに、認可地縁団体として当該名義での活動ができないなど、運営に支障が生じている。

このことから、構成員については当該認可地縁団体の区域外に住所を有するが、市内に住所を有する者であって当該区域で活動しているものに構成員の範囲を広げること、また、その者が認可地縁団体の代表者として就任可能となるよう、規制緩和を要望する。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

認可地縁団体の構成員から「同一市に住んでいる市民で、その区域で仕事に従事し、区域の構成員と顔を合わせ様々な事柄に対して意思疎通を図っている者がおり、その方を地縁による団体の代表者にしたい。高齢化で構成員が減少しており、代表者となる者がいない。」との要望があった。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

過疎地域では、人口減少により、地縁による団体(自治会)の構成員が減少し、運営が困難となっている。規制緩和で、区域の範囲を同一市町村内とすることが可能となれば、地域での共同活動が継続され、社会を維持できる。

根拠法令等

地方自治法第260条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、名古屋市、南あわじ市

○当市においても自治会加入世帯の減少や高齢化により自治会運営に支障が出ています。少しでも規制を緩和することで、自治会活動の活性化につながる可能性があると考えております。
○近い将来同様の事例の相談を受付することになることが予想される。

各府省からの第1次回答

「地縁による団体」とは、地方自治法第260条の2第1項の規定により、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と規定されており、その区域において地域的な共同活動を円滑に行うため、市町村長の認可を受ける地縁による団体は、「その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができる」とされている(同条第2項第3号)。
こうしたことから、一定の区域外に住所を有する個人が認可地縁団体の構成員となること及び当該団体の代表権を有する代表者となることは、「認可地縁団体」制度の趣旨に馴染まないものであり、認められない。
なお、認可地縁団体の意思決定への表決権等は有しないものの、「当該認可地縁団体の区域外に住所を有するが、市内に住所を有する者であって当該区域で活動しているもの」を「賛助会員」として当該団体の規約に位置付け、その活動に参加させることは可能であると考えられる。
また、認可地縁団体の「区域」は、当該団体が安定的に存在しているその現況によることとしているが、これは、制度の趣旨が、現に存在する地縁による団体について、当該団体が地域的な共同活動を円滑に行うことができるようにすることにあることから、認可に当たり新たな区域を設定したり、区域が不安定な状態にある地縁による団体に対し認可を行うことは適当ではないとの考え方によるものである。
さらに、この現況に基づく区域は、法人格を有する地縁による団体の重要な構成要素であり、区域が不明確又は流動的であると構成員の範囲が不明確となるほか、住民間のトラブルの原因となり、ひいては当該団体が活動を行うに当たっても支障を来すおそれがあることなど法人格を付与することが適当でないと考えられることから、当該団体の構成員のみならず市町村の住民にとって客観的に明らかな形で境界が画されている必要がある。
これらの点を踏まえて、認可地縁団体の「区域」については、地域としてのまとまりが実態としてあり、目的に沿った活動がなされているかどうかなど、地域の実情を踏まえて、適切に判断されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「一定の区域外に住所を有する個人が認可地縁団体の構成員や代表者となることは、『認可地縁団体』制度の趣旨に馴染まない」という意見は、過疎地域や条件不利地域において、自治会の構成員や代表者が区域内で確保できず、運営自体が困難になっている現状を十分に考慮しているとは言えない。
そのため、一定の区域外に住むものの、その地域と密接な関係を持つ個人を構成員や代表者として認めるための運用は、地域住民の意向や総会での承認を前提としており、現実的な対応として合理性があり、制度趣旨を逸脱しない実用的な措置であると言える。
現在、当市をはじめとした多くの自治体では、人口減少や少子高齢化が著しく進行していることから、住民にとって最も身近な地域コミュニティである自治会についても、地縁による共助の担い手(構成員や代表者となり得る人材)を確保することが難しくなっている。
類似課題を抱える自治会が増えることが見込まれる現状において、現行の地縁団体制度は、過疎地域をはじめとした日本の人口動態の変化に追いついておらず、本制度の硬直性が地域の実情に応じた柔軟な対応を阻害している。結果として、該当地域のコミュニティ維持を更に困難にし、地域住民にとっての生活の質の低下や、いずれはその地域の生活様式・歴史・文化の消滅を引き起こす。また本件に該当する人材が認可地縁団体の構成員・代表者と認められないことで、住民主体での地域運営が困難な地域が生まれ、住民はサービスの受け手とならざるを得ないことから、「公共私一体」での地域運営を阻害すると考える。
なお、当市では実際に「一定の区域外に住む個人に、その地域の地縁団体の構成員・代表者として活動してもらうこと」について、一部の自治会(任意団体として)では区域内住民、また代表者本人から同意があり、既に運営されている実情がある。
上記の場合でも、地縁団体としての活動は本制度の目的である「地域的な共同活動を円滑に行うこと」からは変わらない。本件のような自治会についても認可地縁団体と認められるようになることで区域外居住者が自治会長を務めているため認可要件を満たせない問題や、将来的な住民減少に伴う施設管理の限界といった課題の

解消につながる可能性がある。また、市が所有する集会所を自治会に譲渡する際に必要な認可手続を進められるほか、活動の基盤が整備され、法人としての事業活動を実施することが可能となり、地域が主体性を持って運営し、持続可能な社会を形成することが期待できる。

上記の現状を踏まえた上で「一定の区域外に住所を有する個人が認可地縁団体の構成員となること、および当該団体の代表権を有する代表者として認める際には、現構成員からの総会での承認を得ること」といった旨の条件を追加し、制度の趣旨を見直すことで、本制度が現状に沿った柔軟な制度にできると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

安心・安全に暮らせる持続可能な社会を目指し、人口減少・少子高齢社会におけるサービスの維持・確保、向上や自治体の負担軽減、裁量拡大を図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

【全国市長会】

認可地縁団体の区域が不明確又は流動的であると構成員の範囲が不明確となるほか、住民間のトラブルの原因となり、当該団体が活動を行うに当たっても支障を来すおそれがあるとの懸念を示した自治体があり、慎重に検討されたい。

各府省からの第2次回答

提案団体からの見解で示されている、「『一定の区域外に住所を有する個人が認可地縁団体の構成員となること、および当該団体の代表権を有する代表者として認める際には、現構成員からの総会での承認を得ること』と」といった旨の条件を追加し、制度の趣旨を見直すことについては、たとえ総会の意思があったとしても、「区域」に住所を有すること（地縁）のみをもって構成員となり得る認可地縁団体の存在意義に関わる問題であり、現実的にも住民間のトラブルや地域的な共同活動を円滑に行うに当たって支障を来すおそれがあることから、地縁に基づき法人格を付与する「認可地縁団体」制度の趣旨には馴染まないものである。

なお、人口減少等により地域の担い手不足の深刻化に対しては、地域における共助の仕組みを支えるため、認可地縁団体の区域内外も含め地域の多様な主体による連携・協働を推進する「指定地域共同活動団体」制度が令和6年地方自治法改正により創設されたところであり、当該制度の活用も考えられる。

また、それでもなお地域の担い手の確保が困難となり、認可地縁団体がその保有する財産を適切に管理できなくなる恐れがある場合や、自治会等が担い手の確保が困難な中でも法人格が必要となる場合には、「認可地縁団体」制度ではなく、区域内外の住民により構成される一般社団法人などの他の法人制度を活用する等、様々な工夫が考えられるところであり、地域の実情に応じて検討いただきたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	5	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

公営住宅の家賃決定に係る収入申告書提出の省略

提案団体

常総市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、厚生労働省、国土交通省

求める措置の具体的内容

同一機関又は他の地方公共団体等から住民票情報、税(所得)情報や福祉サービスの受給状況等の提供を受け、入居者から収入申告書や減額免除申請書の提出を省略できるように、公営住宅法の収入申告要件を緩和してもらいたい。

具体的な支障事例

家賃決定に際し、入居者に収入申告書の提出を求めるが、期限内に提出がないケースが多く、電話や通知による催告を何度も行うことが業務負担となっている。また、報告の請求を行ったにもかかわらず提出がない場合、近傍同種の住宅の家賃として家賃決定することになる。家賃が高額になると、支払いが滞り、債務整理の対応業務にも苦慮している。収入申告書の未提出者の中には、職を失い収入がないケースや、福祉サービスの提供を受ける状況に陥っているなど、減額免除の対象になるが、本人からの申告書が提出されていないために、近傍同種の住宅の家賃(高額な家賃)が賦課され債務不履行にいたる悪循環が生まれている。公営住宅の公的給付としての性質に鑑み、申告を必要としていることは承知しているが、マイナンバーの活用等により税情報の関係書類等の提出が省略可能となった現状も踏まえ、見直しの余地はあるものと考えている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

申告手続のため来庁した入居者やその家族からは、毎年同じ書類を出させられるという意見や、確定申告の情報を使ってもらえばいいのに、といった意見が寄せられている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

(住民の利便性の向上)
収入申告書の提出が不要となるため、書類の提出や来庁の回数を削除できる。
収入申告書の提出漏れがなくなり、収入に応じた適切な家賃を支払うことが可能となる。
(行政の効率化)
収入申告書、減免申請書、リマインド通知、家賃未納の督促状、催告書等の通知を発送する業務を削除できる。
家賃決定や納付に関する相談数減、他部署へのデータ出力依頼等の業務を削除できる。

根拠法令等

公営住宅法第 16 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、ひたちなか市、相模原市、福井市、美濃加茂市、島田市、半田市、稲沢市、枚方市、小野市、熊本市

○当市も、収入申告書を期限内に提出されないケースがあり、電話や通知による催告を何度も行うことが業務負担となっている。また、家賃の件についても同様の問題が起きている。その為、マイナンバーを活用することで事務の負担軽減につながるのであれば賛同したい。

○当市においても、収入申告書の提出については、多くの時間を費やしている事務の一つである。見直しを行うことで、事務軽減につながるだけでなく、入居者の負担軽減や所得に応じた適正な家賃算定、さらには滞納者の減少にもつながると思われる。

○左記支障事例と同様の事務負担が生じており、提案にある住民の利便性の向上及び行政の効率化を鑑み、収入申告に関する要件緩和が必要。（公営住宅法施行規則第7条第2項に規定するマイナンバーの運用方法を拡充し、前項の規定により必須としている書面での提出要件を緩和するなどの措置が必要。）

○当市では入居世帯約300件に対して、1回目の通知で約50件程度期限までに収入申告書の提出がなく、2回目の督促で残り約40件程度提出があり、残りの約10件程度が訪問するなどに対応している現状があるため、提案市の提案に賛成する。

各府省からの第1次回答

公営住宅法第16条第1項において、家賃の決定を入居者からの収入申告に基づくこととしている趣旨は、低廉な家賃で公営住宅に居住することは公的給付を受けることと同視できるところ、当該給付を受けるためには給付を受けようとする者が申告することが原則であるためである。

このため、入居者からの何らの申告なく低廉な家賃を設定することは困難であるが、現行制度上でも、収入の申告に係る書面の内容の簡素化により、行政側の事務負担軽減や住民の利便性の向上を図ることは可能であると考え。

例えば、入居者に具体的な金額の記載を求めるのではなく、「所得証明書等に記載の所得金額のとおり」や「収入なし」といった簡易な選択肢による申告を求め、申告を受理した事業主体がマイナンバー等を活用することにより家賃算定に必要な情報を取得し、家賃を決定する方法も考えられる。

なお、公営住宅法第16条第5項は家賃の減免ができる旨を規定しているのみであり、公営住宅法令上減額免除申請書の提出を求めているため、各事業主体の裁量により申請書の提出によらない方法とすることも考えられる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現行制度上でも、収入の申告に係る書面の内容の簡素化により、行政側の事務負担軽減や住民の利便性の向上を図ることは可能であることは承知しており、具体例で示していただいたような申告書記載の簡略化はすでに行っております。

このため、庁内情報の連携で取得できる入居者の情報により家賃算定が可能なものについては、収入申告書提出の省略や減額免除を行えるようにすることを改めて求めます。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

現行制度で対応可能な部分については、その旨十分な周知を行い、対応ができない部分については、行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「低廉な家賃で公営住宅に居住することは公的給付を受けることと同視できるところ、当該給付を受けるためには給付を受けようとする者が申告することが原則である」との回答だが、申請主義の原則は入居を希望することで充足されており、家賃の決定に際して必要な情報を徴収する局面についてまで当該原則を及ぼすことは、解釈として本当に正しいのか。

低額所得者向けという公営住宅の性質上、その入居希望の意思表示には、低廉な家賃で居住する、いわゆる公的給付を受けようとする趣旨が当然に含まれていると考えるべきであり収入申告について重ねて公的給付を受けるためのものと捉える必要はないのではないのか。

入居決定時に提出する収入申告書は入居を希望する際の必要資料であるとともに、当初の家賃決定の際の必要書類と整理をし、入居の希望は申請主義の原則から収入申告書の提出が必要であるが、家賃決定のための書類としてはマイナンバー連携による省略を可能にすることはできないか。

入居申込時に、「特段の反対がない限り、毎年、収入申告があったものとみなすこととする」といった包括的な同意を得ることで、以降の毎年の収入申告書の提出に代替する余地はないか。

第1次ヒアリングにて個別案件の言及があった減額免除申請書の提出について、事業主体内の情報連携により減額免除対象者と判断できた場合、職権にて認定することは可能であるか。

以上の点を踏まえて、提案実現に向けて検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

公営住宅法第16条第1項において、低廉な家賃の設置の必要性は入居者の収入によって判断されるものであるから、入居者は、自らの収入を事業主体に申告して初めて同条に基づく低廉な家賃の設置を受けることができるとされているため、申請主義の原則は家賃の決定にも及ぶものと解され、入居希望の意思表示に加えて、家賃決定の際にも入居者からの申請が必要となるのが原則であると考えている。

その上で、現行では、家賃決定に係る入居者からの申請は、書面による収入申告の方法に限定されているところ、上記の申請主義の原則が維持され、事業主体がマイナンバーの活用により所得金額など家賃決定を行うにあたって必要な情報を利用できる場合には、一定の条件の下で、入居年度の次年度以降の家賃決定について、書面による収入申告以外の方法も認められ得るものとする。

上記を踏まえ、法令に基づく所得金額の控除や必要な家賃減免の機会が担保されていることや、入居者が事業主体のマイナンバー活用による収入把握を承知していることなど、公営住宅制度における必要な条件や運用等を関係省庁等とも協議・調整の上、マイナンバーを活用した、書面による収入申告以外の方法が可能か検討してまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	7	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

地方公共団体の公共料金支払いについて口座自動引き落としを可能とすること

提案団体

登別市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

地方公共団体における電気、ガス、水道料金等の公共料金の支払いについては、全国の自治体において口座振替が導入されている状況であるが、平成 27 年 12 月の「地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書」によると、地方公共団体が公共料金等の定期的に支出する一定の経費については、現行制度上、口座振替による支出方法は許容されていないとされている。
支払い事務の効率化及び支払い遅延防止の観点から、口座自動引き落としを許容する制度設計、または、現行制度で許容される考え方を整理した通知等の発出を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】
「地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書」には、地方公共団体が公共料金等の定期的に支出する一定の経費について、口座振替による支出方法は現行制度上許容されていない旨が記載されている。
【支障事例】
公共料金等の支払いについては、各部署において毎月、事業者から納付書が送付されることとなっており、市全体として年間で 3,000 件近い伝票が作成されている。
【制度改正の必要性】
支出命令書の作成忘れによる支払遅延を防止し、支出命令書作成事務および支出命令書決裁・審査事務を削減することに寄与することから、必要であると考えます。
【支障の解決策】
当市としては、平成 16 年の地方自治法施行令の改正により、地方公共団体が支払う公共料金等の支払いについて、口座振替による方法が可能になったものと解釈しており、他の市町村で口座振替を導入している自治体においても、同様の解釈により運用しているものと考えていることから、総務省より考え方を整理し、通知等を発出していただければ解決するものと考えます。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

支出伝票の枚数が大幅に削減されることにより、伝票処理を担う各部署の職員のみならず、それをチェックする会計担当職員や監査事務局の職員の負担も大幅に軽減される。
また、納付書が届いているにもかかわらず支払いを失念する等の支払い事故も事実上発生しなくなるため、適

正な行政運営の一助となる。

根拠法令等

地方自治法第 232 条の5、地方自治法施行令第 165 条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

越谷市、名古屋市

—

各府省からの第 1 次回答

いわゆる「口座引き落とし」による支払については、各地方公共団体において、資金前渡の規定の活用等により行われているものと承知しているが、御提案を踏まえ、運用上の工夫により「口座引き落とし」が可能である旨をお示しすることを検討してまいりたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

運用上の工夫を具体的に例示いただきながら口座引き落としが可能である旨お示し頂くことで、地方公共団体において支払い事務の効率化及び支払い遅延防止が図られるものであることから、早期の通知をお願いしたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第 2 次回答

地方公共団体の公共料金等の支払いが、「口座引き落とし」の方法によって行うことができることについて、本年度中にお示しできるよう検討を進めてまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	15	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

市区町村による判断機能が低下した高齢者等の一時的な財産管理を可能とすること

提案団体

日の出町

制度の所管・関係府省

総務省、法務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

老人福祉法第1条に定める「老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置」を図るために、判断機能が低下する高齢者の生活の安定を目的に、判断能力が低下した高齢者で、身寄りがない又は、家族からの支援が見込めない者の財産等の管理を区市町村が一時的に管理できる措置を求める。

具体的な支障事例

【支障内容】

判断機能低下(医師の診断で後見相当等)となった高齢者で、身寄りがない又は家族からの支援が見込めない方の金銭管理を行えず、適切な医療・介護サービスの提供に支障が出ている。

【具体的な事例】

判断能力の低下した方については、成年後見制度の利用手続きを進めていく。身寄りがない又は家族からの支援が見込めない高齢者に関しては、首長が家庭裁判所へ申立てを行うことになるが、申立てを行うにも親族調査や申立て事務に1カ月程度、実際に成年後見人等が選任されるまでは2カ月から3カ月程度の期間を要している。

現行の制度では、成年後見人等もしくは保全処分されるまでの期間、行政含め当該高齢者の金銭管理を行う者がおらず、適切な医療、介護サービスの提供が滞る事例や衣食住の確保が困難になる事例が発生している。

【支障法令】

地方自治法第235条の4の規定により「普通地方公共団体の所有に属さない現金は法律又は政令の規定によらなければ保管できない」とされており、当町において例規を整備し一時的に財産管理することはできない。

【提案】

判断能力の低下した高齢者の生活を維持するために必要最低限かつ短期間(成年後見人等が選任されるまで)、地方公共団体が当該高齢者の金銭管理を代行することを可能とすることで、適切な医療・介護サービスの提供に繋げることが可能となる。なお、対象者を決定する際は、関係者が情報を共有した上で、合議にて意思決定することが望ましいと考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当町では、判断能力の低下で支払能力のない高齢者で医療介護等を受ける必要があった場合には、医療機関等へ相談し、ご厚意で、サービスにかかる支払い等を留保してもらい、成年後見人等が選定された後、支払を実施している。

今後、医療機関等によっては支払を留保できないことも想定され、適切な医療、介護サービスを提供出来ないケースも想定される。

直近の事例では、介護サービスの提供が滞り、自身での飲食の購入も出来ず、自宅で衰弱した状態で発見され

救急搬送となった事例もあり、高齢者の死亡事案も危惧される。
成年後見センターや地域包括支援センターからも緊急事務管理の創出を強く要望されている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

緊急短期事務管理を行政で行うことで、必要最低限の医療、介護サービスの提供が可能となり、高齢者の生活の安定につながる。

根拠法令等

地方自治法第 235 条の 4、民法 697 条、老人福祉法第 2 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

函館市、花巻市、ひたちなか市、川崎市、山陽小野田市、熊本市

○当市の成年後見担当部署や地域包括支援センターにおいても提案団体同様の事例が発生しており、判断能力が低下した高齢者等の金銭管理に関する問題が生じている。
○当市でも判断能力の低下した方については、成年後見制度の利用手続きを進めており、身寄りがいない又は家族からの支援が見込めない高齢者に関しては、首長が家庭裁判所へ申立てを行うことになるが、申立てを行うにも親族調査や申立て事務に1カ月程度、実際に成年後見人等が選任されるまでは2カ月から3カ月程度の期間を要するため、判断機能低下（医師の診断で後見相当等）となった高齢者で、身寄りがいない又は家族からの支援が見込めない方の金銭管理を行えず、適切な医療・介護サービスの提供に支障が出ている。

各府省からの第 1 次回答

提案いただいた措置については、国民の財産権に制約を加える行政処分等を可能にするものであり、この行政処分の判断自体にも相当の時間を要することが想定されることから、仮にこれを可能としても根本的な問題解決には至らないと考えられることから、慎重な検討が必要。
他方で、成年後見等の手続については、その迅速化のため、これまでも、家事事件手続法の改正によるオンライン化等を進めるなどしてきたところ。また、申立てから後見開始までの期間は、家庭裁判所の選任した財産の管理者が、一定の財産管理行為をすることができる（家事事件手続法第 126 条第 8 項等、民法第 28 条及び第 103 条）。その他、日常生活自立支援事業において、判断能力が不十分な方の日常的な金銭管理の支援を行っているところ。
ご指摘の後見開始までの期間における財産管理や金銭管理については、引き続きこうした事業等の活用を推進していく。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

すでに厚生労働省の「持続可能な権利擁護支援モデル事業」として社会福祉協議会へ委託する形で緊急事務管理事業を実施している自治体がある中で、現行においてこのような運用が可能なのか見解を伺いたい。あわせて、当該運用が可能であるならば、法令根拠（※）はどのようにクリアしたのか御教示いただきたい。
（※）地方自治法第 235 条の 4 第 2 項において、「債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。」とされている。また、本ケースにおいて、民法第 697 条に基づく事務管理規定を適用可能か不明確である。また、第 1 次回答にある日常生活自立支援事業は、後見相当の者には適用されないことから、本支障事例の場合には使用できない。（成年後見人の申請書類の中に医師の診断が必要であり、結果が後見相当となった場合は受診以降、日常生活自立支援事業の対象外となる。）
上記対応が困難となると、支障事例でも記載のとおり、適切な医療、介護サービスを提供出来ないケースも想定されるが、成年後見制度の申請準備から裁判所での保全処分までの間、判断機能が低下した高齢者等に対しての支援は必要不可欠であるにも関わらず、行政としての支援が行えない。よって、判断能力が低下した高齢者で、身寄りがいない又は、家族からの支援が見込めない者の財産等の管理を市区町村が一時的に管理できる措置を求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

第1次回答のとおり、提案いただいた措置については、国民の財産権に制約を加える行政処分等を可能にするものであり、この行政処分の判断自体にも相当の時間を要することが想定されることから、仮にこれを可能としても根本的な問題解決には至らないと考えられるため、慎重な検討が必要。

なお、「持続可能な権利擁護支援モデル事業」にて緊急事務管理事業を実施している自治体については、補助事業であることから、対象の自治体がどのように法整理したかについては把握していない。

また、日常生活自立支援事業については、事業の利用開始時点では契約能力を有している必要があるが、日常生活自立支援事業推進マニュアル(社会福祉法人全国社会福祉協議会)において、「本人の意思能力喪失後も本人が援助の継続を希望する場合は、本人の判断能力や保護を必要とする内容に応じて、成年後見制度を利用できるよう努める必要」があるとされており、直ちに日常生活自立支援事業の利用が打ち切られるような運用はなされていないものと承知している。ご指摘の後見開始までの期間における財産管理や金銭管理については、引き続き現状の取組等を推進していく。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	19	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

住民基本台帳ネットワークシステムを利用できる事務について申請情報の確認を目的とした住民票の写しの提出又は住民票コードの提供を不要とすることの徹底

提案団体

中核市市長会

制度の所管・関係府省

総務省、法務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

住民基本台帳法別表第一に規定され、住民基本台帳ネットワーク(以下「住基ネット」という。)により本人確認情報の提供を受けることができる事務にもかかわらず、申請情報の確認を目的として住民票の写し又は住民票コードを求めている事務については、それらの提供が不要となるよう、所要の規定の整備、運用の見直しを行われたい。また、総務省においては、住基ネットが利用可能な事務について、基本4情報を検索キーとして本人確認情報の提供を受けることが可能なため、住民の利便性向上の観点から、原則として住民票コードの提供を求めないように関係機関に周知徹底されたい。

具体的な支障事例

不動産登記法(平成16年法律第123号)第18条では、申請情報を登記所に提供して登記申請を行わなければならないとされている。
申請情報に当たっては、住民票の写し、住民票コード確認書等を提供することによって行われる場合が多く、市区町村には、それらを発行するための負担が生じている実情がある。
実際、中核市の中には住宅家屋用証明書申請ベースで年間2,500件以上の不動産登記申請が行われていると推定している市があり、住民票の写し、住民票コード確認書等の発行事務に係る負担は非常に重い。
また、不動産登記申請のほかに、司法試験や司法試験予備試験の受験願書の受理事務や、道路運送車両法に基づく自動車の変更登録の申請の受理事務についても、住基ネットが利用可能にもかかわらず、住民票の提出又は住民票コードの提供を求めている。
住民の利便性向上を図るとともに、今後の自治体行政を維持する上で、住民票の写し、住民票コード確認書の発行件数を減少させることは不可欠であることから、上記の事務のように住基ネット利用可能な事務については、住民票の写しの提出や住民票コードの提供をしなくとも申請が可能となるよう、関係府省において所要の規定の整備、運用の見直し等の対応を講じられたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【住民の利便性向上】
住民票の写し、住民票コード確認書等の提出が不要となることで、それらを取得するために市役所やコンビニに出向く必要がなくなる。

住民票の写しの発行に係る手数料負担がなくなる。

【行政の効率化】

住民票の写し、住民票コード確認書等の発行に係る業務負担が軽減される。

不動産登記申請のデジタル完結が実現する（法務省の運用において住民票の写し原本の提出が求められており、電子で完結できない状態となっている）。

根拠法令等

不動産登記法第 18 条、不動産登記令第 3 条等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、仙台市、いわき市、銚子市、相模原市、佐久市、名古屋市、安来市、佐世保市、熊本市、鹿児島市、特別区長会

○不動産登記申請、資格試験とも一定数の住民票の写しの発行があり、住基ネットによる本人確認情報の取得が可能であれば、住民票の写しの交付件数の減に繋がる。

○住民票の発行事務による負担は少なからずある。

○住宅用家屋証明書については、当市にも 1,280 件（令和 6 年度実績）の申請があり、住基ネットで確認できるものについては添付を省略した方が良い。

各府省からの第 1 次回答

不動産登記の電子申請においては、申請人がマイナンバーカードの署名用電子証明書を提供することで、住民票の写し等の現在の住所を証する情報の提供に代えることができることとされている（不動産登記令第 9 条、不動産登記規則第 43 条第 1 項第 1 号、第 44 条）。

引き続き、不動産登記の電子申請の利用促進に向けた取組を実施してまいりたい。

司法試験及び司法試験予備試験においては、受験願書を提出した者に係る本人確認情報を利用することができないときは、当該受験者に住民票の写しを提出させることができるとされている（司法試験法施行規則第 5 条第 6 項）。

司法試験では、司法試験法第 4 条のとおり受験資格等が定められていることから、出願者における受験資格該当性を審査するにあたり、出願者の本人性及び同一人性の確認及び確保が必要となることから、住基ネットの照会を実施している。

司法試験予備試験においては、出願時における本人性の確認として、初回受験者や日本国籍を有しない通称名による受験希望者等に限り、住民票の提出を依頼している。

住基ネット照会で住民票コードの提供を受けない場合、基本 4 情報（氏名・性別・生年月日・住所）を検索キーとして同照会を行えるものの、氏名等だけでは出願者個人の特定は困難であり、加えて、住所については、願書の記載住所は「郵便物送付先住所」であるため住民票上の住所とは異なる場合があり、住所を含めた基本 4 情報で照会をしても、個人を特定することができない場合も生ずる。

司法試験は受験資格が必要かつ受験期間も定められている国家試験であり、確実な個人の特定及び情報の正確性の確保の観点から、司法試験に係る事務運営等において、住民票コードの提供を省略することは困難である。また、司法試験予備試験においても、住民票の写しの提供を省略することは困難である。

自動車の変更登録の申請のうち電子申請（自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS））においては、マイナンバーカードの署名用電子証明書を提供することで、現在の住所を証する書面の提出に代えることができることとされている。

引き続き、電子申請の利用促進に向けた取組を実施していく。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

司法試験法第 4 条に定められる厳格な受験資格の審査のため、出願者の確実な本人確認が必要であることは理解するものの、その手段として住民票の写しの提出又は住民票コードの提供を求める現在の方法は、国民の負担軽減と行政の効率化を目指すデジタル化の潮流とは必ずしも合致しないものと認識する。願書住所と住民票住所の相違を理由に、基本 4 情報を検索キーとした住基ネット照会では個人の特定が困難であるとしているが、これらの課題は運用上の工夫で対応可能である。そもそも、国民が自身の住民票コードを把握していること

は稀であり、その提供を求めることは、結局、住民票の写しを取得させることと同等の負担を強いることに他ならない。書面の願書においても、「住民票上の住所」と「郵便物送付先住所」の双方の記載を求めることで照会時の住所の不一致は解消でき、また、オンラインによる申請（出願）においては、マイナンバーカードの署名用電子証明書による本人確認を行うことで、住民票の写し等の提出を不要とすることが可能である。

本年4月より総務省において、持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会のワーキンググループとして開催している「デジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等のあり方に関するワーキンググループ」においても、行政手続における住民票の写しの交付件数の削減が重点的に議論され、本人からの請求の場合、行政機関に提出するものが約3～4割を占めるという調査結果も示されている。年金手続など多くの行政手続では、既に住民基本台帳ネットワーク（以下「住基ネット」という。）の活用によって住民票の写しの提出が原則不要となっており、制度上住基ネットが利用可能とされている事務については、住基ネットの利用を徹底するとともに、照会の際には住民票コードを検索キーとするのではなく、基本4情報を検索キーとする取組の更なる徹底が求められている。

以上のことから、住民基本台帳法別表第一に規定され、住基ネットにより本人確認情報の提供を受けることができる事務について、安易に住民票の写しやその代替となる住民票コードの提供を求めることなく、住基ネットの基本4情報による照会や、オンライン申請における電子署名の活用によって本人確認を完結させるよう、関係機関に周知徹底されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

各府省からの第2次回答

司法試験及び司法試験予備試験については、令和8年度に実施する試験から国家資格等情報連携・活用システムを用いたオンライン出願を可能とし、受験者がオンライン出願を選択した場合には、マイナンバー情報連携により住民票の写しの添付又は住民票コードの記載は不要となる予定である。現在、オンライン出願の実現に向け、関係機関と連携して検討を進めているところである。

司法試験及び司法試験予備試験については上記のとおりであるが、他の住基ネット利用事務についても、住基ネットの基本4情報による照会や、オンライン申請における電子署名の活用を徹底して参りたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	21	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

転入届時の個人番号カードの暗証番号の省略

提案団体

中核市市長会

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

転入届の特例による最初の転入届の受理時において、個人番号カードの住民基本台帳用4桁の暗証番号を統合端末に入力させることにより行う本人確認を常に省略することができるよう、住民基本台帳事務処理要領の見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】
住民基本台帳事務処理要領では、「最初の転入届があった場合には、個人番号カードを提示させ、暗証番号を照合したうえで本人確認情報を取得し、届出書に記載された事項と照合することにより、最初の転入届をする者が本人であることを確認する」と規定されている。

【支障事例】
統合端末の数が限られており、各窓口で統合端末を設置することができず、転入届の特例の受付時の本人確認(統合端末設置窓口)をした後、転入届による住民登録(住民登録システム設置窓口)を行い、その後個人番号カードの継続利用手続(統合端末設置窓口)を行う必要があり、何度も住民に窓口間の移動を強いることとなっている。また、何度も統合端末設置窓口での受付が必要となり、窓口が混雑し待ち時間が長くなっている。

<参考>
・令和6年3月11日から4月10日まで
転入届の受付番号札の総発券数 1,860 件
発券から交付(住民票や個人番号カード)までの平均時間 1時間
・令和5年度(R5.4~R6.3)
特例転入届の受付件数 3,833 件 転出証明書による転入届の受付件数 2,885 件

【制度改正の必要性】
特例による転入届の受付時に個人番号カードの顔写真や券面事項により本人確認をしているから、暗証番号による照合は不要ではないか。また、暗証番号を忘れていたり間違っている方は照合を行っていないが、転入届を受け付けないことはない。特例を使わない転入届の場合、本人確認に個人番号カードの暗証番号が必要とされていない。

【支障の解決策】
そこで、市町村の窓口の実態に即して、最初の転入届の受理時に、個人番号カードを提示させた際に、暗証番号の照合を必要としないよう、事務処理要領の改正を行う。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市民の待ち時間削減、入力負担の軽減。

根拠法令等

住民基本台帳事務処理要領第4-4-(2)-ウ

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、旭川市、花巻市、仙台市、いわき市、銚子市、川崎市、相模原市、佐久市、豊中市、寝屋川市、安来市、広島市、東温市、佐世保市、熊本市、鹿児島市

○当市でも統合端末の窓口配置台数が限られており、要領の見直しにより、特例転入時来庁者の待ち時間の縮減により利便性が高まるため見直しを求める。

○転入届に伴うマイナンバーカードの継続利用には、従来の住所異動に加えて職員側の負担が増えており、結果的に手続にかかる時間も増え、待ち時間が増大している。

各府省からの第1次回答

特例転入手続において、マイナンバーカードの住民基本台帳用暗証番号（4桁のパスワード）を入力することとされているのは、本人確認に加え、住基 AP に格納された住民票コードを用いて転出証明書情報を確実に照合するためである（住民基本台帳事務処理要領第4-4-(2)-イ）。ただし、現行の手続では、特例転入自体に加え、マイナンバーカードの継続利用や電子証明書の再発行のため、複数回の住民基本台帳用暗証番号の入力が必要となっていることを踏まえ、住民負担や窓口負担の軽減の観点から、当該入力が一度で済むような改修を次期マイナンバーカードに係るシステム構築の中で検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

特例転入手続においてマイナンバーカードの住民基本台帳用暗証番号の入力が必要な理由として、「住基 AP に格納された住民票コードを用いて転出証明書情報を確実に照合するため」としているが、住民が暗証番号を忘れたり、誤入力によってカードがロックされたりした場合、最終的には券面記載事項等に基づき、暗証番号の入力なく手続を進めることになっており、暗証番号の入力を省略した場合でも、確実な照合が可能なのではないか。暗証番号の入力が行われない特例転入手続が認められている現状を考慮し、暗証番号の入力を不要とすることをぜひ前向きにご検討いただきたい。

「当該入力が一度で済むような改修を次期マイナンバーカードに係るシステム構築の中で検討」については、令和8年度からその確実な実現をお願いする。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

特例転入手続において、マイナンバーカードの住民基本台帳用暗証番号を入力することとされているのは、本人確認に加え、住基 AP に格納された住民票コードを用いて転出証明書情報を確実に照合するためであり、当該措置は確実な本人確認及び転出情報の照合の観点から必要であると考えます。

また、特例転入手続において住民基本台帳用暗証番号の入力が一度で済むようなシステム改修については、次期マイナンバーカードからは4桁の暗証番号が一種類に統一される予定であり、デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和7年6月13日閣議決定）等に基づき、令和10年度中を目指し、次期マイナンバーカードに係

るシステム構築の中で実施する方向で検討してまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理 番号	22	重点募集 テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

住民票コード書面通知の個人番号通知書との一体送付

提案団体

中核市市長会

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

住民票コードの書面通知の送付を市町村長が行うのではなく、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が送付する個人番号通知書の送付と一本化する。

具体的な支障事例

現行制度において、出生や外国人の国外からの転入等があり住民票コードを新規に住民票に記載した場合、市町村長がその者に書面で通知することが住民基本台帳法第 30 条の3第3項において定められている。当市においては、住民票コードの書面通知のために普通郵便を利用しており、1 年間で約 3,300 件(出生約 3,000 件、外国人の国外からの転入約 300 件)の事務負担及び郵送料金(年間約 36.3 万円)がかかる。また、同様に郵送により住民票コードの通知を行っている全国の市町村を合計すると相当の事務負担及び郵送料金がかかっている。

一方、住民票コードと同様に市町村長が通知を行うことが行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法で定められている個人番号については、市区町村における事務負担の軽減と経費節減の観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令により地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が行うこととされている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

住民票コードの書面通知の発行事務が不要となり、郵送費の削減が期待され、またこれに係る人件費が不要となり、地方自治体の事務負担軽減につながる。

根拠法令等

住民基本台帳法第 30 条の3第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、盛岡市、花巻市、仙台市、いわき市、銚子市、相模原市、佐久市、名古屋市、豊中市、寝屋川市、安来市、広島市、東温市、佐世保市、熊本市、鹿児島市

○近年、外国人の転入者が増加傾向にあり、伴って住民票コードの新規付番も増加しているため、切手の手数料、紙代、郵送準備などの負担が大きくなってきている。
○住民票コードの書面通知を個人番号通知書と一本化することにより、市区町村の事務の軽減が図られるため。
○当市では直接窓口で交付しているが、J-LIS により送付していただけるのであれば、事務負担が減ってありがたい。

各府省からの第 1 次回答

住民票コードの記載等に係る通知については、個人番号通知書の発送に係る法令や事務処理における整理を踏まえ、法制上の取扱いやシステム改修に要する経費等の観点から地方公共団体情報システム機構から発送することの適否について検討する。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

システム改修にかかる費用等を検討する際は、今後も値上がりが見込まれる郵送費と比較することをお願いしたい。
また、住民票コードの記載等に係る通知の法制上の取扱いを検討する際は、住民への通知自体を廃止することも検討していただきたい。平成 28 年 1 月 1 日のマイナンバー制度導入後は、年金受給者現況届等には住民票コードではなくマイナンバーを記入しており、現在、住民が住民票コードを必要とするのは国家資格受験申請時等に住民票の提出を不要とする場合のみだからである。
貴省が検討を進める際は、期限を設け、自治体などに対しスケジュールを示して進めることをお願いしたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第 2 次回答

住民票コードの記載等に係る通知については、個人番号通知書の発送と一体化するに当たっての論点を整理した上で、法制上の取扱いやシステム改修に要する経費等の観点を踏まえ、地方公共団体情報システム機構が行うことの可否を検討する。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	26	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

死亡叙勲の上申書類提出期限の延長

提案団体

亀岡市

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省

求める措置の具体的内容

死亡叙勲の上申書類提出期限を1週間程度延長することを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

死亡叙勲については、死亡日を含んで2週間以内に上申書類を提出することと栄典関係事務提要において定められている。

【制度改正の必要性】

本籍地が居住地と別の都道府県にある場合、刑罰等調書や除籍抄本の交付申請から原本の到着までに時間を要する。

また、死亡叙勲対象者の死亡により、遺族が死亡に係る手続や葬儀等で多忙、狼狽した状況の中、上申に必要な事項について遺族に聴取することは困難である。

【支障の解決策】

不備なく適切な上申書類を作成すること及びご遺族の喪に服す期間を一定程度確保するため、上申期限の見直しをすることが、支障の解決策と考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

上申書類作成事務の効率化が図られる。

根拠法令等

栄典関係事務提要

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、ひたちなか市、銚子市、川崎市、石川県、身延町、長野県、佐久市、豊橋市、豊田市、稲沢市、尾張旭市、三重県、豊中市、四條畷市、今治市、高知県、長崎市、諫早市、長与町、熊本市、沖縄県

○死亡日が閉庁日と重なった場合は、各種調書等の交付申請ができず、期限内に提出することがより困難となっている。

○都道府県からは2週間以内の上申が厳守とされていることから、市町村から当府には土曜日、日曜日及び休日が含まれる場合はその日数分繰り上げのうえ、死亡日を含む7日以内に資料を提出することとなっている。しかしながら、本籍地が居住地と別の都道府県にある場合、刑罰等調書や除籍抄本の交付申請から原本の到着までに時間を要する。また、死亡叙勲対象者の死亡により、遺族が死亡に係る手続や葬儀等で多忙、狼狽した状況の中、上申に必要な事項について遺族に聴取することは困難である。加えて、遺族が府外在住の場合に密に連携をとることが難しく、物品等の伝達にも負担が生じている。不備なく適切な上申書類を作成し、ご遺族の喪に服す期間を一定程度確保するため、上申期限を1週間程度延長することが、支障の解決策と考える。

○遺族が新聞お悔やみ欄への掲載を控える、死亡届の提出に日数がかかる、遺族や関係者からの連絡が遅れるケースがあり、死亡の事実確認に時間を要する場合がある。死亡叙勲対象者の遺族に対し、失意と多忙な状況の中で必要事項を聞き取ることは心苦しい。上申漏れのないよう、また不備のない上申書類を作成するため、上申提出期限の見直しが必要だと考える。

○本籍地が居住地と別の都道府県にある場合、刑罰等調書や除籍抄本の交付申請から原本の到着までに時間を要するため、期限内に府へ上申することに多大な負担が生じている。

○死亡叙勲叙位においては申請までの期日が短期間であることから迅速な対応が必要となるが、公的書類（戸籍抄本、刑罰等調書など）は取得までに日数が必要であり、確認のため更なる証拠書類を取得する場合もあるため、公的書類についてのみ数日間の猶予を設けるべきである。

○住所地と本籍地が異なる場合、死亡届の移送に時間が掛かり期限までの提出が難しいことがしばしばある。刑罰等調書及び戸籍抄本を発行する市町村によっては郵便物の集荷のタイミングが限られているため、期限までに提出することができず、総務省に直接持参せざるを得ないことがあった。死亡叙勲発令日は生前最後の日であり、生前に勲章が授与されたように擬制されていることは承知しているが、もし手続期間が1週間程度延長された場合でも、必ずしもその趣旨が損なわれるとも限らないと考える。

○死亡日から2週間とあるが市町村においては県に提出する期間がそれよりも短い。書類等の準備、調書の作成などに時間を要するため申請書類の提出期間を延長することで事務負担軽減が図られるものとする。

○刑罰等調書作成に時間を要するため期限が延長されるとありがたい。

○年末年始などに事案が発生した場合、死亡日を含んで2週間以内に上申書類を提出することはタイトで負担である。葬儀等で多忙の中、上申書類に必要な事項をご遺族に聴取することに対して、配慮が必須と考える。

○離島を多く抱える当県においても、本提案と同様、本籍地が離島の場合、刑罰等調書や除籍抄本の交付申請から原本の到着までに時間を要する。

○死亡の把握に数日間を要するが、提出期限が規定されていることから、除籍抄本等の公的書類の取得や申請書類の作成を数日で行う必要があり、事務に支障がある。

○当県でも、現住所と本籍が異なる場合、戸籍等の取得に時間がかかり、規程のスケジュールに間に合わせる事が困難である。

○死亡叙勲については、功績調書や履歴書等の作成はもとより、本籍地確認のため担当職員が遠方の自治体窓口に出向いたり、受章意思確認のためご遺族宅へ訪問するなど、短い期間の中で様々な準備を迅速・集中して行う必要があり、他の業務を後回しにしても対応せざるを得ない。加えて、対象者の死亡は予定されているものではないことから、短期間で死亡が集中してしまった場合の業務負担は非常に過多である。

各府省からの第1次回答

総務省においては、地方公共団体向けに地方自治関係の栄典事務執行にあたっての参考として作成している「栄典関係事務提要（地方自治関係）」上、死亡叙勲に係る申請手続書類の当省への提出時期を、「死亡日を含み2週間以内」と記載しているところ、内閣府提出期限の5日前までとするよう記載を変更する。（これにより、現行の取扱いに比して提出期限が最大3日後ろ倒しになる見込み。）

なお、死亡叙勲について、勲章は本来着用するものであり、功労ある者が死亡した場合には、その発令日は生前最後の日（死亡日）とされている。このような考え方に基づいて、御遺族へ速やかに勲章の伝達を行う観点から、閣議決定・御裁可の手続は死亡の日から30日以内に完了させることとなっている。ただし、死亡叙勲の手続期間については、「外国及び遠洋においての死亡、その他やむを得ない特別な事情がある場合は、この限りではない」としている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

提出期限が最大3日後ろ倒しとなることにより、事務負担軽減や遺族への配慮に繋がる。

しかしながら、本籍地が居住地と別の都道府県にある場合、刑罰等調書や除籍抄本交付申請から原本到着まで時間を要することから、これらの書類については、提出期限に1週間程度の猶予をいただきたい。

また、第1次回答において「外国及び遠洋においての死亡、その他やむを得ない特別な事情がある場合は、この限りではない」とあるが、本籍地が居住地と別の都道府県にある場合を含むものとし、その旨を明確化することを求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【長野県】

管理番号 342(提案事項名:内閣府の栄典制度の推薦事務の見直し)においても、同様の回答をいただいた。総務省において提出期限が後ろ倒しになることを踏まえ、各府省庁においても同様に後ろ倒しとするよう御検討いただきたい。

【高知県】

総務省への提出時期変更については大変ありがたいが、死亡の日から30日以内に閣議決定・裁可の手続を完了することとされている手続期間を、例えば45日とする等根本的な見直しをお願いしたい。30日が45日となっても制度の趣旨を損なうものではないのではないか。

もしくは、例えば1～2週間程度の申請の遅れは、自動的に「やむを得ない特別な事情がある場合」を適用する等、柔軟な運用を検討していただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

各府省からの第2次回答

死亡叙勲について、勲章は本来着用するものであり、功労ある者が死亡した場合には、その発令日は生前最後の日(死亡日)とされている。このような考え方に基づいて、御遺族へ速やかに勲章の伝達を行う観点から、閣議決定・御裁可の手続は死亡の日から30日以内に完了させることとなっている。引き続き、制度の趣旨に沿って、適切な運用に努めてまいりたい。

なお、本籍地が居住地と別の都道府県にある場合の刑罰等調書や除籍抄本の原本提出について、総務省においては、事案ごとに事前に内閣府へ相談の上、閣議請議等に係るスケジュールに支障のない範囲であれば、都道府県からの上申書類提出期限後であっても受け付ける対応としている。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	27	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

地域おこし協力隊制度における3大都市圏外要件の緩和

提案団体

亀岡市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

【地域おこし協力隊制度について】
3大都市圏の場合、人口減少率11%以上の市町村であれば本制度の対象となるが、人口減少率以外に高齢化率、空き家率等が高い市町村も制度の対象とするなど、現行制度上3大都市圏に含まれる市町村においても広く応募が図られるよう地域要件の緩和を求める。
なお、本件は要件緩和による地方財政措置の対象拡大を求めるだけでなく、総務省による研修等各種支援への参加を可能とすることを含め、地域おこし協力隊制度の利用拡大を求める提案である。

具体的な支障事例

本制度は人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、3大都市圏をはじめとする都市圏の人材を積極的に誘致し、豊かな自然環境や歴史・文化等に恵まれた地域での生活や地域社会への貢献により、地域力の維持、強化のみならず、当該地への定住・定着を図る取り組みである。
現在、当市は3大都市圏の都市地域に該当しているが、山間部、辺地区域においては高齢化率も年々高くなっており、全国平均を上回っている状況である。
高齢化が進むと地域内での空き家が増加するとともに町民(区民)同士のつながりも徐々に薄れ、将来的には人口減少により地域全体が廃れることが懸念される。
年々高齢化が進む中で、地域の人材を中心に地域力活性化に取り組んでいるが、移住・定住につながる件数はわずかである。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

高齢化が進んでいる山間部の地域において、地域おこし協力隊の方が移住・定住することで、地域住民同士の交流のきっかけを作る役割を担うだけでなく、山間部や辺地区域の魅力を地域住民と再発見し地域が一体となることで、地域コミュニティを活性化させることが可能となる。
地域の魅力を地域おこし協力隊を通じて地域外(市外)へ広く発信することにより、高齢化し希薄化しつつある地域コミュニティの回復、ひいては地域活性化につながると考える。

根拠法令等

地域おこし協力隊推進要綱、地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

兵庫県、熊本市

○現行の受入れ対象地域は、当県など3大都市圏においては、過疎法、山村振興法、離島振興法等の指定地域に限定され、令和元年度より人口減少率（2005-2015 年度）11%以上の市町も対象とされた。しかし、当県における小規模集落（世帯数 50 戸以下、高齢化率 40%以上）数は、平成 20 年度 247 集落から令和4年度には 918 集落へと大幅に増加するとともに都市部にも広がっており、現行制度対象外の市町でも協力隊制度を必要としている市町がある。

各府省からの第 1 次回答

地域おこし協力隊は、三大都市圏をはじめとする都市圏から地方部への人の流れの創出を図るという趣旨で創設された制度である。
この観点から転出地や受入自治体に一定の要件を設けており、令和元年度には、三大都市圏内の市町村のうち、人口減少率 11%以上の市町村を受入自治体の対象に追加しているが、これは、三大都市圏内の、過疎地域等の条件不利地域ではない市町村の中においても、一定以上の人口減少が現に生じている市町村があることを踏まえ、上記の地方部への人の流れを創出するという制度趣旨から、例外的にそのような市町村を三大都市圏外の市町村として取り扱うこととしたものである。
ご提案いただいた高齢化率、空き家率を考慮した地域を対象に追加することは、上記の地方への人の流れの創出の観点から、人口減少率等を基準にしていることを踏まえると、困難であると考えている。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

地域おこし協力隊推進要綱において、制度趣旨に「人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域力の維持・強化を図るためには、担い手となる人材の確保が特に重要な課題となっている」との記述があるように、本制度の趣旨は「地域力の維持・強化に必要な人材の誘致」であると認識している。
人口減少も高齢化も地域力の低下を招く現象だが、時系列で考えると、高齢化によって住民同士のつながりが徐々に薄れ、地域力の低下が進行していき、最終的には人口減少によって地域全体が廃れるという流れが、かつてのニュータウンや山間部の集落で見受けられる。人口減少が進行してからではなく、高齢化や空き家の増加によって地域の活力が低下した段階で、地域外の人材を誘致し、地域力の復活に取り組める制度にしたい。
仮に本市の独自事業として実施した場合、アドバイザーの派遣や自治体のネットワークから情報が入ってこないため、実施効果が低くなることを懸念している。
平成 21 年度第1回過疎問題懇談会の「時代に対応した新たな過疎対策について」（提言骨子案）において、新たな過疎対策の基本的な方向性として「都市部にはない過疎地域ならではの価値を考えれば、地域間格差の是正や人口減少の抑止のみを目指すのではなく、人口減少や高齢化等が進んだ中であっても、各地域が個性を生かし、活力を再生し最大限発揮できるような対策を行っていくことが大切である」と提言されていることも踏まえ、人口減少に限らず、地域力低下のサインを示している地域については、本制度の対象になるように基準を再考いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

安心・安全に暮らせる持続可能な社会を目指し、人口減少・少子高齢社会におけるサービスの維持・確保、向上や自治体の負担軽減、裁量拡大を図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

地域おこし協力隊は、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において地域力の維持・強化を図る観点から、三大都市圏をはじめとする都市圏から地方部への人の流れを創出するという趣旨で創設された制度である。この観点から、転出地や受入自治体に一定の要件を設けており、三大都市圏内の条件不利でない地域は原則として受入自治体とはならないところ、令和元年度には、三大都市圏内の市町村のうち、人口減少率11%以上の市町村を受入自治体の対象に追加している。

これは、三大都市圏内における過疎地域等の条件不利地域ではない市町村の中においても、三大都市圏外の条件不利地域と同等以上に人口減少が現に生じている市町村があることを踏まえ、人口減少率に着目し、例外的にそのような市町村を受入自治体として取り扱うこととしたものであり、人口減少率は、高齢化率や空き家率と密接に関連する指標であると考えられる。

一方で、地域おこし協力隊制度の対象とならない場合であっても、独自事業として外部人材等を活用する場合において、地域おこし協力隊に係る研修等各種支援を活用できるよう、早急に所要の見直しを行ってまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	34	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

広域連合制度における国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大及び具体的な基準等の明確化等

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的な内容

国に移譲を要請できる事務の範囲が広域連合の事務に密接に関連する国の事務に限定され、要請権を実質的に行使できないことから、要請できる事務の範囲の拡大及び具体的な基準・手順等の明確化を求める。

具体的な支障事例

地方自治法第252条の17の2による「条例による事務処理特例制度」では、市町村長から都道府県知事に対し知事の権限の一部を移譲するよう要請することができ、要請があったときは、都道府県知事は速やかに当該市町村長と協議しなければならない(同条第4項)とされている。

一方、国からの事務・権限移譲を受けることのできる広域連合においては、都道府県の加入する広域連合の長は、国に対し、その事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる(同法第291条の2第4項)とされているが、移譲を求めることのできる事務は広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限定されている。

このため、要請権を行使しようとする広域連合側には、国から移譲を求めたい事務・権限に関連する一定の事務をあらかじめ構成団体から持ち寄ることに関する構成団体の合意形成、広域連合規約の変更(全構成団体議会の議決が必要)等の相当な負担が求められる一方で、要請を受けた国側については、要請を尊重して十分検討することが期待されるとするのみで、処理スキームは全く整備されておらず、要請を受け入れないと判断してもその理由を公表する義務もない。

このように、現行制度が「密接に関連する事務」に限定するのは、現実的かつ真摯な権限移譲要請の担保、要請受入後の実施体制整備といった趣旨とされるが、広域連合側の負担と要請後の実現可能性が全く不釣り合いであるため、要請権の行使により国から権限移譲を受けられる一定の蓋然性が見出せず、徒労に終わる可能性があることから、要請権の行使の機運が高まらず、実質的に行使に着手できない形骸化した制度となっている。

一方で、第217回国会の施政方針演説において、都道府県域を越えた広域連携の新たな枠組みである「広域リージョン連携」を強力に推進し、必要な制度改革を進め、自治体同士の広域連携を抜本的に強化することが示されるなど、当広域連合のような広域行政ブロック単位の広域連合が果たす役割の重要性が益々高まっていると考えられる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

関西経済連合会と当広域連合による第33次地方制度調査会の審議に向けた共同提言において提案
・「都道府県域を越える広域自治体行政の強化についての提言」(令和4年9月13日)3(1)
・「都道府県域を越える広域自治体行政の強化のための広域連合制度の抜本的拡充に関する提言」(令和5年8月23日)3制度趣旨2(2)

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国から移譲される事務と構成団体から持ち寄った事務を一体的に処理することにより、二重行政の解消や事務集約化による効果が得られる。また、要請権行使の範囲の拡大及び具体的な基準や手順等の明確化により、要請権行使の幅広い検討が可能となり、より包括的な事務・権限の移譲に向けて、国と建設的な議論を行うことが可能となる。

根拠法令等

地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 3 項、第 4 項、第 291 条の 2 第 4 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第 1 次回答

広域連合が国や都道府県に対して広域連合が処理することとするよう要請することができる事務は、当該広域連合の処理する事務に「密接に関連するもの」に限られている。これは、広域連合の制度が事務の受け入れ体制の整備を大きな目的の一つとして創設されたものであり、事務・事業の配分が着実に進んでいくことが強く望まれることから、広域連合が行う要請は現実的で真摯なものであることが望まれ、そのような要請は広域連合の処理する事務に密接に関連するものと考えられること、広域連合による要請については当該広域連合を組織する地方公共団体が法律上関与し得ないことから、要請できる範囲を予測可能なものとしておくことが適当であると考えられることなどによるものであることから、ご提案の内容については、慎重な検討が必要である。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

事務・権限の移譲に係る国からの財源や人員・資機材等の移管については、移譲が決定した後に国と具体的な調整を進めることになるが、広域連合としては、要請の段階で、執行体制や財源の確保についても十分に検討した上で行うため、その内容は現実的で真摯なものになると考える。

また、国への要請にあたっては、広域連合議会の議決を要する一方、国から事務・権限が移譲される場合における広域連合の事務範囲の拡大に伴う規約改正のため、全ての構成団体の議会の議決を要することもあることから、現実的には国への要請前に全構成団体の合意が必要となるため、御指摘の予測可能性についても問題ないとする。

この度の回答では要請を受けた国側の処理手順の明確化については言及されていないが、現行制度では移譲要請を受けた国は何らの義務を負わず、要請に係る広域連合側の負担と要請後の実現可能性が全く釣り合っておらず、要請権の行使により国から権限移譲を受けられる一定の蓋然性が見出せなく、徒労に終わる可能性があることから、活用しづらい制度となっている。このため、広域連合の長の要請を受けた国の行政機関の長は、速やかに当該広域連合の長と協議し、特段の支障等を立証できない限り移譲に同意するものとする等、処理手順の明確化についても強く要望する。

さらに、「地方創生 2.0 基本構想」で示された、都道府県域を越えた「広域リージョン連携」の推進にあたって、本提案が実現すれば国からの権限・財源の移譲の可能性が高まり、各地域において既存事務の枠組みにとどまらない様々な広域連携によるプロジェクトの進展が期待されるため、一層前向きに検討していただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

地方自治法第291条の2第4項に基づく要請が行われた上で、具体的に制度に係る支障事例が生じているのであれば、まずは、その内容を踏まえる必要があると考えている。

この度、提案団体から「広域連合としては、要請の段階で、執行体制や財源の確保についても十分に検討した上で行うため、その内容は現実的で真摯なものになると考える」や「要請権の行使により国から権限移譲を受けられる一定の蓋然性が見出せなく、徒労に終わる可能性がある」などの御見解をいただいているが、過去（令和2年度、4年度、5年度）の類似の提案と同様に、本規定に基づく要請が行われた上での具体的な支障が生じた場合に御相談いただきたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	38	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

戸籍証明書、納税証明書及び所得課税証明書についてマイナポータルを活用した電子的な交付を可能とすること

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、法務省

求める措置の具体的内容

マイナポータル上の「わたしの情報」において、課税所得額を確認できることから、所得課税証明書については、住民からの請求に基づき、マイナポータル上で当該情報を証明書形式(PDF)に変換し、自動で電子署名が付与される機能を追加することで、PDF等による電子的な交付を可能とすること。
戸籍証明書、納税証明書についても、マイナポータル上で電子的な交付を可能とすること。

具体的な支障事例

【現行制度について】

当市では納税証明書及び所得課税証明書について、マイナポータルのぴったりサービスを利用した電子申請を受けているところだが、当該証明書の発行は法令上の規制はないものの、実質的に紙で行うものとされており、電子申請の活用が進まず、依然として窓口や郵送での請求・交付が多い現状である。

戸籍証明書についても、当該証明書の発行は法令上の規制はないものの、交付のための具体的な方法等について示されておらず、自治体において電子交付が進んでいない現状である。そのため、当市においてもマイナポータルを含め、電子申請・電子交付を行っていない。

【支障事例】

当市における令和6年度の納税証明書及び所得課税証明書の発行見込件数は、約1万2千件であり、電子申請での受付は現在のところ68件となっている(令和6年10月から電子申請の受付を開始)。窓口や郵送での請求が多数を占めるが、窓口請求の場合は、1件あたりの対応時間が5～7分、郵送の場合の対応時間は1件あたり15分程度を要しており、事務負担が大きい。

【支障の解決策】

マイナポータル上で戸籍証明書、納税証明書及び課税所得に関する情報を証明書(PDF形式)に変換した上で、電子的に交付することを可能とする。交付に当たっては、住民からの請求に対して自動で電子署名が付される機能を追加する方法のほか、国税の電子納税証明書で利用されているQRコードを付す方法などによって、証明書の真正性を確保することが必要。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

申請者から「電子申請ができることは知っているが、郵送で証明書が届くまでに時間がかかるため、わざわざ会社を休んで窓口に来た」という声がよく聞かれる。また、「PDF形式等の電子データでもらえれば、民間事業者等の窓口に行かずに済む手続も増えるはず」といった声も多い。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

各種証明書の電子交付が可能となれば、電子申請や手数料の電子決済を可能とすることで、証明書の申請から受領までに要する時間が短縮され、住民の利便性が大きく向上する。
マイナンバーカードの利用機会がより創出され、マイナンバーカードの普及につながる。
行政手続きの電子化が進む。
市区町村側の交付作業や発送作業を大きく減らすことができる。
市区町村の証明書交付に関わる窓口件数が減少し、事務の効率化が図られる。

根拠法令等

地方税法第 20 条の 10
戸籍法
戸籍法施行規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、当別町、青森市、花巻市、いわき市、銚子市、横浜市、燕市、島田市、名古屋市、刈谷市、豊田市、城陽市、堺市、豊中市、寝屋川市、西宮市、安来市、広島市、熊本市

○申請者から「わざわざ会社を休んで窓口に来た」という声がよく聞かれる。また、電子申請や郵便申請により申請した場合、郵送代や、郵便が到着するまでの日数が必要となる。速達を希望した場合においても、取得まで通常並みの日数がかかったという声もあった。
○当市における令和6年度の納税証明書及び所得課税証明書の発行件数は約1万5千件であり、その大半が窓口申請となっているが、対応に時間と手間がかかり事務負担も大きい。令和7年度から税務証明書に係る電子申請を開始する予定だが、証明書を発行して郵送するという事務負担が残り続けるほか、市民側も申請後に紙の証明書が届くまで時間がかかることから、現状のやり方のままでは電子申請が大きく普及するとは考えておらず、電子的なデータのやりとりのみで証明書の交付を完結させる方法確立することが望ましいと考える。
○当市においても郵送で証明を取得するにあたり市民から時間がかかる等の指摘をされることがある。
○戸籍情報がマイナポータルにより電子的に交付されることにより、住民の利便性向上が図られる。
○マイナポータル上で所得証明の発行が可能となれば、窓口対応件数が減少するため、業務負担軽減の効果はある。

各府省からの第1次回答

【デジタル庁、総務省】

地方税法第 20 条の 10 に基づく納税証明書や、地方団体が条例・規則等に基づき定める課税証明書等の電子的な交付については、提案者もご認識のとおり、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第7条第1項及び第 16 条第1項の規定に基づき、各地方団体の判断により、既に電子的な交付が可能であるところ。

なお、eLTAX を経由した納税証明書の電子的な交付については、「令和6年度地方税における電子化の推進に関する検討会とりまとめ」において、納税通知書等の電子的送付の実現後、早期に納税証明書のデジタル化を実現すべきとされたことから、マイナポータルの活用も含め、実現に向けた具体的な検討を開始したところである。

【法務省】

戸籍証明書のオンライン交付は既に制度上、許容されている（戸籍法施行規則第79条の5）ことから、御要望の点については既に市区町村の判断で実施することが可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案における各証明書は、多岐にわたる場面で利用され、社会基盤の一端を担っている。このため、各市区町村での電子交付化への取組に濃淡があることは望ましい状況とは言えず、マイナポータルのぴったりサービスなど、統一的なプラットフォームにおいて、全国で一律に、全国民がどの市区町村に居住しても利用できるようにすべきである。納税証明書の電子的な交付について検討を開始されたとのことだが、課税証明書についても検討いただき、確実な実施と早期実現をお願いしたい。戸籍証明書の電子的な交付についても、同様に統一的

なプラットフォームにて実施できるよう再検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【青森市】

国として、関係府省の垣根を超え、法令整備はもちろんのこと、マイナポータル上で各種証明書発行管理ができるなど、一元化した環境整備をしていただくことが望ましいと考えている。

【豊田市】

電子的な交付は制度上、許容されているということだが、その具体的な方法等については提示されていないと思われるため、各種証明書の電子的な交付を可能とするためのガイドライン等を整備頂きたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】

納税証明書等の電子的交付について、提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。戸籍証明書のマイナポータルによる電子的交付について、提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

戸籍証明書の電子的な交付について、規制改革実施計画(R6.6)において「戸籍証明書等の電子交付を、平成6年の戸籍法改正から令和2年9月にかけて行われた全国の市区町村における戸籍事務のコンピュータ化に伴い順次テキストデータ化されている戸籍情報及び各市区町村のコンピュータ化以前の戸籍のうちイメージデータ化されている約1.1億件の戸籍情報を対象に全国で実現することを目指し、具体的検討に着手し、結論を得次第、市区町村と連携して、情報システムの見直しなど所要の措置を講ずる。」と記述されているところ、市町村に委ねるのではなく国においてデジタル基盤を整備する必要があるのではないか。例えば、デジタル庁によるVCの活用に係る有識者会議において検討する等の取組を行うべきではないか。

納税証明書の電子的な交付について、具体的な検討を開始されたとのことだが、実現に向けて前向きに検討いただきたい。

課税証明書の電子的な交付について、納税証明書と合わせて検討する余地はないか。

各証明書について、デジタル庁と連携いただき統一的なシステム構築の余地はないか。

各府省からの第2次回答

【デジタル庁・総務省】

地方税法第20条に基づく納税証明書に加え、各地方団体が条例で定めるいわゆる所得課税証明書なども含めた、各種税証明書の電子的な交付について、「地方税における電子化の推進に関する検討会」において、eLTAXの活用も含め、実現に向けた具体的な検討を進めている。

【法務省】

戸籍証明書の発行手数料は、市区町村の歳入とされており、電子交付であっても同様であることから、証明書の発行に当たり必要となるシステムについては、市区町村の責任と費用負担において準備すべきものである。また、戸籍証明書のオンライン交付に関して、既に1次回答において制度上許容されている旨回答済みであるところ、オンライン交付が制度上許容されている旨を改めて周知することは差し支えない。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	39	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

所得税確定申告書様式の記載事項の見直し

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

総務省、財務省

求める措置の具体的内容

所得税の確定申告書2表に医療費の金額等の記載欄復活を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】
令和2年分の所得税確定申告書から、支払い医療費等と、保険金などで補填される金額の欄が削除されている。

【支障事例】
住民税の計算上、所得税確定申告書1表の医療費控除の金額をそのまま使用し、税額計算をしている。ただし、後から給与支払報告書が提出される場合や、収入の是正などの所得金額の変更があった場合には、住民税の計算において医療費控除の金額ではなく、元々の医療費の支払金額の把握が必要となる。
医療費控除は所得金額 200 万円以上の場合には、支払医療費が 10 万円超から医療費控除の対象となり、所得金額 200 万円未満の場合には、所得金額の5%を超える分が医療費控除の対象となるため、所得金額 200 万円未満の場合、所得金額が変更されると医療費控除の金額も変更されることとなる。また、紙申告で確定申告している場合は、医療費控除の金額に関する計算間違いなどの誤記が多く、本来の支払い医療費を把握することが困難な場合も多い。

【支障の解決策】
確定申告書に添付する医療費控除の明細書の情報を転記し、支払い医療費等を確定申告書2表に記載できるようにしていただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

住民税の医療費控除の金額を正確に把握できない。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

住民税が正確に計算され、信頼性の高い行政運営を行うことができる。

根拠法令等

所得税法、所得税法施行規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、相模原市、魚沼市、福井市、関市、刈谷市、斑鳩町、熊本市、延岡市

○所得額の変更により医療費の支払額が必要となる。住民税の正確な計算に必要となる。
○当市においても医療費控除の申告は増加の一途で、住民税の賦課計算上大きな負担になっている。所得税確定申告書は必ずしも正確に記載されている訳ではなく、少額給与や年金等の申告漏れにより、住民税計算上は修正が必要なケースが多々あり、所得の修正により医療費控除の正しい計算が困難となるため、支払金額の記載は、住民税の正確な賦課計算において有効と思われる。
○収入の是正などの所得金額に変更があり、医療費控除の適用額が変更になる場合、手計算をして、変更後の所得金額に対する医療費控除適用額を出しており、事務作業が煩雑であると感じている。
○当市では、確定申告書に記載がない所得に関する課税資料（給与支払報告書や年金報告書など）の提出があった場合、それらを合算して所得金額の再計算を行う。その際、元々の総所得金額等が 200 万円以下の場合には確定申告書に記載されている医療費控除額から逆算をして正しい医療費控除額を算出することとなるが、確定申告書の2表に医療費支払額の記載があればその再計算の手間が掛からず、計算誤りを減らすこともできる。そのため、確定申告書2表の医療費支払額記載欄復活を希望する。

各府省からの第1次回答

現在、申告件数の7割超が e-Tax 送信によるものであり、e-Tax 送信された申告書については、申告書のデータのほか医療費の明細書のデータも地方税当局にデータ連携され、当該明細書のデータから医療費の支払金額等を確認することが可能となっている。
一方、書面で申告書が提出された場合、医療費の明細書のデータは地方税当局にデータ連携していないが、令和8年分の申告から、当該明細書のデータも地方税当局にデータ連携するようシステム開発を行っており、e-Tax 送信分と同様、当該明細書のデータから医療費の支払金額等を確認することが可能となる予定である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

各市区町村において、医療費の支払額の確認が多大な負担となっている。医療費の明細書のデータ連携が予定されているとのことで、大変有益なシステム開発で、感謝申し上げます。令和8年分申告からの予定となっているが確実な実現をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

—

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	40	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

在留資格延長申請等における住民税課税証明に係るマイナンバー情報連携の活用

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

外国人の在留資格延長申請時等において、出入国在留管理局が必要書類とし提出を求めている住民税課税証明書について、マイナンバー情報連携機能の利用の徹底を求める。

具体的な支障事例

【現行制度】
外国人の在留資格延長申請時等において、出入国在留庁(地方出入国在留管理官署)が住民税課税証明書の提出を求めた場合に、多くの外国人が住民税課税証明書を取得するため市区町村窓口に来庁する。

【支障事例】
住民税課税証明書交付申請件数が多く、市区町村窓口での発行業務が多大な負担となっている。また、外国人は転入出を繰り返すことが多いこともあり、その年の1月1日に居住していた市区町村で住民税課税証明書を取得しなければならないところ、当該市区町村から転出しており、転出先の居住市区町村では発行できない場合が多く発生している。その場合には、住民税課税証明書を遠方の市区町村で取得する状況となることを説明する必要がある。

【制度改正の必要性】
特定技能等で在留資格の見直しを行い、外国人の方の国内受け入れを進めている中、在留資格延長申請等における書類作成が外国人にとって非常に負担となっているのは看過できないと考える。

【支障の解決策】
地方出入国在留管理官署でマイナンバー情報連携機能を利用し、外国人が市区町村窓口での住民税課税証明書の発行を受ける必要がないようにする。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

外国人から「住んでいる市区町村でなぜ発行できないのか」と苦情を受けている。
遠方の市区町村で取得が必要と伝えたとすると呆然と窓口で立ち尽くしている場合がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

在留資格延長申請等のために取得する住民税課税証明書の発行件数が減少し、市区町村の窓口業務負担が大きく軽減する。
外国人の日本での住みやすさが大きく向上する。

根拠法令等

出入国管理及び難民認定法、出入国管理及び難民認定法施行規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、ひたちなか市、銚子市、相模原市、島田市、碧南市、刈谷市、城陽市、寝屋川市、笠岡市、広島市、熊本市

○当区の窓口でも多数の申請があるが、何年度の証明が必要か理解できていない人も多い。また、未申告ですぐに証明書発行を希望するなど、業務の負担になっている。そのため本意見に賛同する。

○当市においても外国人による住民税に関する証明書の発行申請が多く支障事例の多くは提案団体と同様である。来庁する外国人の方は必ずしも日本語で対応可能な方のみではなく、言語の問題がある。そもそも日本の税制を十分に理解していないため、翻訳アプリなどを活用しても非常に時間がかかり窓口混雑の要因となる。外国人本人の市区町村窓口来庁不要の取り組みについては積極的に検討してほしい。

○概ね提案市同様の支障事例があり、証明を必要とする行政庁がマイナンバー連携情報機能を利用することを望む。

○当市でも技能実習等により在留外国人が増加傾向にあり、マイナンバー情報連携により税情報等が参照可能となり、課税証明書等の取得の必要がなくなれば、在留外国人の利便性が高まるため。

○外国人から「住んでいる市区町村で発行できたらいい。」と苦情を受けている。遠方の市区町村で取得が必要と伝えると取得の難しさに困惑している場合がある。

○窓口での証明発行のみならず、郵送での請求も行われているが、請求者本人が必要な書類を把握できていないケースも見受けられる。また、不備があった際に電話等で問い合わせを行っても言語の問題で意思疎通が困難なケースも発生し、在留資格延長等の手続に遅れが生じる場合もある。

○近年、外国人市民が増加傾向にあり、在留資格の更新手続きのため課税証明書や納税証明書の交付申請が多くなっているが、日本語をあまり理解されていないこともあり、窓口における説明や対応に苦慮することもあり、多大な負担となっている。また、外国人は転入出を繰り返すことも多く、賦課期日に当市に居住しておらず、証明書を発行できないケースが多く発生しているが、この場合、賦課期日時点の市区町村に対して郵送での手続きを案内するも、「どこに電話すればいいのか教えてほしい」「郵送の方法がわからない」など、職員側がサポートを求められることもあり、窓口負担の増加につながっている。

○税証明窓口の膨大な負担の削減は継続的な目標のため本提案を推奨する。

各府省からの第1次回答

出入国在留管理庁においては、在留申請時におけるマイナンバーによる情報連携の仕組みを令和9年3月から運用開始するよう必要な作業を進めている。住民税課税情報については、運用開始に併せて連携可能となる予定である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当市では年間約1万件の所得課税証明書の申請があり、うち約3割の3千件程度が在留資格延長等を目的に出入国在留管理庁の求めに応じてなされたものであることから、多大な負担となっている。

住民税課税情報について情報連携可能となる予定とのことだが、是非、確実な実施をお願いしたい。また、より早期の運用開始についても検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

現在、出入国在留管理庁においてマイナンバーによる情報連携を行うためのシステムを令和9年3月から稼働するため、開発・改修中である。予定どおり同時期に開始できるよう引き続き開発・改修作業を進めたい。
なお、現在、令和9年3月の運用開始を前提に、デジタル庁と公共サービスメッシュとの接続のための協議を進めており、当庁と情報連携を行う関係省庁においても連携のための必要な準備を進めているものと認識しているところ、運用開始時期を早めるためには、当庁だけではなく関係省庁とのスケジュール等の調整が必要となる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	41	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

eLTAX における年金支払報告書のダウンロード機能の見直し

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

eLTAX の年金支払報告書のダウンロード機能について、年度分ごとに出力できるよう、改善を求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

市区町村は、個人住民税の課税資料として、地方税ポータルシステム「eLTAX」から年金支払報告書をダウンロードすることができる。

【支障事例】

「eLTAX」から年金支払報告書をダウンロードする際、現年度分も過年度分も1つの CSV ファイルとして出力されている。出力した CSV ファイルを市のシステムに取り込む際、出力された CSV ファイルのうち、過年度分を手作業で削除している。

※「eLTAX」から給与支払報告書をダウンロードする際には、年度分ごとの出力が可能となっている。

【制度改正の必要性】

CSV の修正によって、修正対象以外のデータが破損するリスクがある。

【支障の解決策】

「eLTAX」の年金支払報告書のダウンロード機能について、年度分ごとの出力を可能とする。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

「eLTAX」からダウンロードしたデータをより正確に活用でき、精度の高い課税業務を実施できる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田市、ひたちなか市、川崎市、相模原市、福井市、沼津市、笠岡市、熊本市

○年度分ごとに分けたデータをシステム内にて作成できることにより、そのデータを用いた事務作業の効率化を図ることができる考える。

○当市においてもシステムに取り込む際に、現年分と過年分を分離し、取り込んでおり、さらに過年分は別途、印刷しているため、eLTAX からダウンロードする際に、現年度と過年度が分離していれば、分離する負担が減少し、課税処理がスムーズに行える。

各府省からの第 1 次回答

市区町村に提出される公的年金等支払報告書にあっては、従来から年次分については、eLTAX を活用して電子的に提出する仕組みが設けられていたが、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和3年 12 月 21 日閣議決定)に基づき、追加又は訂正が生じた場合も、eLTAX を活用して電子的に提出する仕組みが構築され、令和6年度より運用が開始されたところである。

eLTAX は、地方団体が共同して運営を行う地方税共同機構において開発・運用が行われていることに鑑みれば、eLTAX の機能改善等に関する提案は、まずは地方団体と地方税共同機構との間において検討・調整すべきものであることから、本提案について地方税共同機構に共有してまいりたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

給与支払報告書においては、必要な年分のみを出力することが可能となっているが、公的年金支払報告書では必要な年分のみを出力ができない状況である。各市区町村で入力等の処理を行う上で、この2つの報告書において出力時の仕様が統一化されることが望ましい。

総務省設置法4条 53 項において、「地方税、森林環境税及び特別法人事業税に関する制度の企画及び立案に関すること」が所掌事務として定められ、貴庁において、地方税務事務の電子化等について、方針の決定及び推進が行われていると認識している。

これらの状況を踏まえ、貴庁においてイニシアチブをとっていただき対応をお願いしたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第 2 次回答

本提案については、既に地方税共同機構にも共有をしたところである。

なお、eLTAX は、地方団体が共同して運営を行う地方税共同機構において開発・運用が行われているところ、その改修経費については、地方団体が負担する負担金に反映されることから、他の地方団体の理解も得ることも必要。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	42	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

過年度課税分の変更時における特別徴収税額決定通知の見直し

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

特別徴収税額決定通知について、納税義務者本人自身によって過年度課税分の所得の変更、控除の変更が行われた際は通知しない仕組みとすることを求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

市区町村は、毎年5～6月、特別徴収税額決定通知を特別徴収義務者(事業者)へ送付しており、当市では、基幹系システム「アクロシティ」を活用し、その多くを電子通知で送付している。送付後、納税義務者本人自身で行う「市県民税申告」や「確定申告」の提出により、所得や控除が変更となり、異動が生じた場合、過年度分として、特別徴収税額決定通知が特別徴収義務者へ送付されている。

【支障事例】

特別徴収事業所からすると、当年度と関係のない、過年度分の通知が届いた場合、現年度分の通知と混同し、誤った金額で納付される事例が当市において複数確認されている。また、特別徴収事業所への通知に加えて、納税義務者本人に対しても普通徴収又は還付の通知を送付しているため、市区町村職員の事務負担となっている。

【支障の解決策】

納税義務者本人自身によって過年度課税分の所得の変更、控除の変更が行われた際は通知しない仕組みとし、地方税法第321条の6を改正するとともに、税務システム標準仕様書に明記する。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

「具体的な支障事例」と同じ。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

特別徴収事業所の「身に覚えのない通知が届いた」、「何をすればいいのかわからない」といった混乱を解消するとともに、現年度分の通知と混同し誤った金額で納付される事案を未然に防止できるため、誤った金額で納付されたことに対する追加徴収や充当・還付処理に係る事務負担も削減される。また、過年度分の特別徴収税額決定通知と普通徴収又は還付の通知を二重で送付することに係る事務負担の軽減につながる。

根拠法令等

地方税法第321条の6、税務システム標準仕様書

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、広島市

—

各府省からの第１次回答

地方税法第 321 条の6の規定は、現年度課税分の特別徴収税額変更を想定しており、過年度課税分の税額変更の場合まで対象とするものではないが、提案団体において特段の支障があれば対応してまいりたい。

各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

税額変更には、異動届（従業員の退職等の報告）によるものと、確定申告等によるものがある。地方税法の規定は、過年度の税額変更の場合を対象としていないが、このうち過年度の異動届によるものは、特別徴収義務者において事務が適正に行われたことを示すため、実務上、税額変更通知を企業等に送付する必要がある。しかし、税務システムの標準仕様書上、過年度分の税額変更通知のうち、異動届によるものと確定申告等によるものの区別が明記されず、ベンダーによっては、過年度の電子通知を作成する際、異動届による税額変更通知のみを企業等へ送付し、確定申告等による税額変更通知は企業等へ送付しないといった選択ができない。

この点の区別を可能とするよう、標準仕様書等に明記することを検討いただきたい。もしくは、eLTAX において、異動届による税額変更通知のみ発信されるが、確定申告等による税額変更分は通知が発信されないよう選択できる仕様に変更することを検討いただきたい。

また、支障事例としては、特別徴収義務者が過年度の税額変更通知を現年度の通知と誤解して納付する場合があります。税額を納めすぎた場合、返金手続事務が発生する。令和6年 10 月から当市の指定金融機関で振込手数料の改定がされ、公金還付の振込についても振込手数料が必要となり、さらに、事務手続にかかる人件費も発生する。特別徴収義務者からの無用な問い合わせも発生している。

また、特別徴収義務者側においても社会保険や住民税など事務が繁雑となってきた中で、余計な混乱を招く事態となっており、改善を望む声を多く受けている。

これらのことを踏まえ、早期の確実な実施をお願いしたい。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第２次回答

地方税法第 321 条の6の規定は、現年度課税分の特別徴収税額変更を想定しており、特別徴収すべき月を全て経過した過年度課税分の税額変更の場合まで対象とすることを想定していないが、現状の標準仕様書は、過年度の税額変更が行われた場合にも、特別徴収税額通知が作成される仕様となっているため、原則として、税額変更時点で徴収すべき月が残っていない場合には特別徴収税額通知が作成されないよう、仕様の見直しを検討する。

その際、提案団体のように、過年度であっても、特別徴収税額通知を作成するニーズがある場合には、地方団体の判断で特定の通知書について作成が可能となるよう併せて検討する。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	46	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

出生届後に1歳未満児が通常発行によるマイナンバーカードの交付申請をした場合の本人確認書類の見直し

提案団体

高知市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

出生届後に1歳未満児が通常発行によるマイナンバーカードの交付申請を行う場合において、1歳未満児が来庁して交付を受ける際の交付申請者(1歳未満児)に係る本人確認書類を見直すことを求める。
具体的には、法定代理人に対して交付する場合と同じく、1歳未満児の本人確認書類として顔写真付きの書類及び回答書を不要とし、顔写真なしの書類2点以上の提示のみで本人確認を行えるようにすることを求める。

具体的な支障事例

令和6年12月2日施行のマイナンバー法の改正により、1歳未満児のマイナンバーカードは顔写真なしとされた。また、マイナンバーカードの特急発行が開始され、1歳未満児はその対象となったが、通常の交付申請を選択することも引き続き可能とされた。
1歳未満児が通常の交付申請を行う場合、①法定代理人のみが来庁し代理交付を受ける方法と②1歳未満児本人が法定代理人と来庁し交付を受ける方法の2通りの交付方法がある。
①の場合は1歳未満児の本人確認書類として顔写真ありの書類の提示を要しないとされ、顔写真なしの書類2点以上で本人確認を行うこととされた(代理交付の場合は申請者本人の顔写真ありの本人確認書類が必要とされているが、交付申請者が1歳未満児であるときの特例措置の新設。なお、顔写真ありの書類をもっていれば引き続き本人確認に利用可能)。また、代理交付の場合は回答書が必要であるところ、従前より法定代理人が交付を受けるときは住所地市町村長が必要と認める場合に限り回答書が必要とされている(当市では不要としている。))。
一方で、②の場合の本人確認書類については1歳未満児に対する特例措置が設けられていないため、顔写真ありの書類の提示ができない場合は、顔写真なしの書類2点以上に加えて回答書が必要である。
結果として、交付申請者である1歳未満児について、顔写真ありの本人確認書類がない場合は、②の1歳未満児が来庁して交付を受けるときの方が①の来庁せずに法定代理人が交付を受けるときよりも必要書類が多くなっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

市民からの具体的な事例はないが、職員から説明する際に、不合理な状態である認識のもと説明せざるを得ない状況に戸惑っている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

1歳未満児が来庁する場合の方が来庁しない場合よりも本人確認書類が多いという不合理な状態が解消されることにより、市民への説明が簡潔となり対応時間の短縮が期待できる。これから電子証明書の更新手続で混雑

が見込まれる窓口において、不合理な説明に時間を費やさないと手続を円滑にすることにつながり、1歳未満児以外の手続の方の待ち時間の短縮、対応する職員の心労の減少にもつながる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第1項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条の2第2項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第4条、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領第4の3(1)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、仙台市、いわき市、銚子市、名古屋市、豊中市、寝屋川市、安来市、倉敷市、広島市、東温市、高知県、佐世保市、熊本市、阿蘇市、鹿児島市

○特急発行時には出生児の来庁を必要としていないにもかかわらず、特急発行以外の通常申請時に出生児の来庁が無い場合の提示書類が多いため、結果として出生児の来庁を求めることは不合理と考えられる。特急発行時と同様の本人確認要件とするべきもの。

○提案団体の指摘のとおり、事務処理要領上、法定代理人への代理交付の場合の方が、本人（1歳未満児）が出頭する場合よりも確認書類が多いように読み取れるため、窓口での説明に困っている状況にある。

各府省からの第1次回答

1歳未満本人が法定代理人と来庁しマイナンバーカードの交付を受ける場合に提示が必要な本人確認書類について、法定代理人のみが来庁してカードの交付を受ける場合と比べて過大にならないよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号）及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領の改正を検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答が示された後に、総務省より「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領等の一部改正について（通知）」（令和7年7月1日付け総務省自治行政局長通知）が発出され、その中で、本提案で求めている1歳未満の申請者とその法定代理人が出頭して個人番号カードの交付を受ける場合に必要となる書類について、当該特定年齢未満申請者とその法定代理人が出頭して個人番号カードの交付を受ける場合のうち特定の場合においては、回答書を不要とする、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領（平成27年9月29日付け総行住第137号通知）の改正がなされていることを確認した。

本提案に対して早急に対応をいただけたものと認識しており感謝している。

今後は改正された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則や事務処理要領を基に個人番号カードの交付等に関する事務を行ってまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

ご見解のとおり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号）及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領を改正し、特定年齢未満申請者とその法定代理人が出頭して個人番号カードの交付を受ける場合のうち特定の場合において、回答書の提出を不要としました。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	67	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

国からの定例的な調査・照会等における一斉調査システムの活用

提案団体

千葉県

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省

求める措置の具体的内容

別紙の調査リストに記載の国から定例的に実施されている照会等については、調査・照会(一斉調査)システムなどクラウド上に入力フォームを作成の上、そこへ回答する方法としていただきたい。さらに、入力項目が多い調査については、調査・照会(一斉調査)システムに市町村が Excel で作成したデータ(CSV データ等)をアップロードし、自動で入力できるように改修していただきたい。

また、管内市町村や全国の都道府県・市区町村の回答も参照できる集計・分析機能等も備えることで、単にとりまとめ集計を行う照会等については都道府県の経由を廃止することが望ましい。

【例】

○一斉調査システムへの CSV アップロード機能の整備

市町村が Excel で作成した回答データを CSV 形式に変換し、一斉調査システムにアップロードすることで、回答内容の入力、集計、分析が自動化される機能。

具体的な支障事例

別紙の調査リストに記載の総務省から定例的に実施されている照会等については、現状、照会様式がエクセルやワードで行われていることがほとんどである。

令和4年提案により、調査・照会(一斉調査)システムを活用するよう関係府省に通知がなされているとのことであるが、同システムへ入力フォームが設けられ、直接入力する方法により回答が求められている照会は少なく、通知にとどまることが多い。

市町村への照会・回答状況の確認・催促・取りまとめ集計について、処理に多くの時間を費やしているところである。

定例的に行われている各種照会については、年々、回答項目の増大によりエクセルファイルサイズが大きくなる傾向にあり、データの結合処理等に要する時間が長くなっている。(市町村から修正があった場合は結合処理をその都度行う必要がある。)

① 定例的な調査 107 件(別紙のとおり)

② ①の内、「一斉調査システム」により通知・依頼があったものの件数 1 件

③ ②の内、「一斉調査システム」により報告・回答を行ったもの(同システム上へ数値等を入力する方法により報告・回答したもの)の件数 0 件

④ 定例的な調査のうち、取りまとめや確認・集計等に労力を要する調査の例

○ふるさと納税に係る指定制度の運用について

市町村からの返礼品指定に係る申出書(追加含む)のとりまとめを行うが、約 30,000 品目の返礼品について、職員4名で 200 時間をかけ、申出書の記載内容の確認や品目ごとに基準該当性を満たしているかの確認を行っている。

○ふるさと納税現況調査

前年度のふるさと納税の受入額、募集費用、募集時の取り組み、公表状況等、人気返礼品の照会等のとりまとめを行うが、当県の管轄 54 市町村分を職員 1 名が半日をかけ集計・チェック等を行っている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

クラウド上への回答とする照会方法が構築されれば、回答管理や取りまとめ集計が効率化されるとともに、都道府県を経由する必要がなくなることによる業務負担の軽減につながる。

また、全国の回答も参照できる集計・分析機能等を備えることにより、施策の企画立案への活用が容易となる。

【例】

○CSV アップロード機能の整備による効果

自動で集約・確認できる機能を導入した場合は、取りまとめにかかる時間と労力が大幅に削減され、県・国側の集計作業効率化が期待できる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、埼玉県、神奈川県、静岡県、三重県、奈良県、山口県

○当該業務の効率化が図られ、負担軽減が期待される。

○当県でも、市町村への照会・回答状況の確認・催促・取りまとめ集計に係る事務処理に多くの時間を費やしている。

提案団体における事例と同様、定例照会に係る回答内容のとりまとめやデータ結合処理、ふるさと納税指定制度における返礼品指定に係る申出書の確認等に多くの時間を要するほか、固定資産税の概要調書をはじめ、照会期間中の回答様式の差替えがあった調査については、正しい様式による回答がなされているか確認する時間も追加で生じている。

【税政担当分】

①22 件 (No.86－107)

※調査期間内に様式差替えがあったもの：14 件 (別紙 No.86－91・93・95－97・99・100・103・105)

②0 件

③0 件

④(1)ふるさと納税指定制度における返礼品指定に係る申出書確認

指定期間：令和 6 年 10 月～令和 7 年 9 月

返礼品数：19,746

所要時間：160 時間

(2)ふるさと納税現況調査(令和 5 年度分)

所要時間：32 時間

【行政担当分】

①29 件 (別紙 No.1－27,29,30)

②1 件 (別紙 No.27)

③1 件 (別紙 No.27)

④—

各府省からの第 1 次回答

【内閣府】

関係省庁と速やかに連携の上、調査・照会(一斉調査)システムの活用を前向きに検討したい。

【総務省】

別紙の調査リストに記載の回答は、別添のとおり。

一斉通知・調査システムの改修に係るご提案に関しては、まず、自治体側において回答フォーマットを Excel でダウンロードし、入力の上、アップロード可能とすることについては、本年3月のシステム改修により既に実施可能となっているところ。

また、各自治体が全ての調査対象団体の個別回答を参照し集計・分析を実施できるようにすることについては、従前より、調査実施省庁が取りまとめた調査結果をシステム上で調査対象団体へ公開できる機能が備わっているため、現行システムにおいても、調査実施省庁が全ての回答を調査結果として公表することにより対応可能である。

なお、他団体に参照されたくない回答がある調査も存在する可能性があることから、全ての調査について全回答を一律に公開することはできないと考えられるため、調査実施省庁の判断により、全ての回答・自由記述部分以外・個人情報を除く部分など、それぞれの調査特性に応じて公開可能な情報を取りまとめる必要があるものであり、これをシステム上で実現するには、毎回、回答ごとに公表可否を自治体を選択するような機能を追加するシステム改修も必要になるものと考えられる。

本システムは、利便性向上による利用拡大を図るため、本年3月に大規模なシステム改修を実施しており、次期システム改修については、この新システムの運用を通じて、各府省庁や自治体から更なる改善点として寄せられた内容も含め、費用対効果も踏まえ検討し、令和9年度予算要求において必要な予算を確保するよう取り組んでまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本年3月のシステム改修により、回答フォーマットをエクセルでダウンロードし、入力の上、アップロードすることが可能となっているとのことだが、現行の仕様では、単にデータのアップロードにとどまり、回答フォーマットに回答が転記されるわけではなく、回答漏れや回答形式の誤り(数値を記載すべき項目に文章が記載されている等)についてシステム上で確認することができないため、取りまとめを行う都道府県が市町村の回答を個別に確認する必要があると認識している。回答のアップロードについては、アップロードの際に調査・照会(一斉調査)システム上の入力フォームに転記されるような仕様に変更していただくことで、回答漏れ等の形式的な確認をシステムでチェックすることができ、市町村の回答の確認や取りまとめをより効率的に実施することができるような仕様としていただきたい。

また、各自治体が全ての調査対象団体の個別回答を参照し集計・分析を実施できるようにすることについては、従前より、調査実施省庁が取りまとめた調査結果をシステム上で調査対象団体へ公開できる機能が備わっているとのことなので、当該機能が一層活用されるよう調査実施庁への周知をお願いしたい。

さらに、他団体に参照されたくない回答を含む調査についても、調査実施庁と各自治体がそれぞれの観点で公表可否を判断できるよう、個人情報を含む項目など特定項目を一律で非公開とする機能や、公表の可否を自治体を選択できる機能の追加を検討いただきたい。

なお、関係府省により示された各調査の1次回答に対する当県の見解は、別紙のとおり。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【神奈川県】

調査・照会(一斉調査)システムの活用を前向きに検討したいとの回答について、都道府県の経由を廃止し、市町村から国に対して、直接システム上で回答を行う方法に移行することについても、検討内容として明記してもらいたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

【各調査・照会等を実施する関係府省】

マクロや Excel 関数が組み込まれているものは一律に移行不可と結論づけるのではなく、回答項目や集計方法を見直すことで一斉通知・照会システムへの移行を実現する余地がないか検討いただきたい。

【一斉通知・照会システムを所管する総務省】

都道府県経由を廃止した場合において、国が対応すべきこととなる問合せ、督促、データ確認、疑義照会については、本年3月のシステム改修においてQ & A機能の追加等がされたことにより、事務負担の軽減が見込まれる。こういった機能改修の情報を適切に各調査の所管課へ周知いただくとともに、次期システム改修においては、回答フォーマットに Excel 関数やマクロと同等の機能を設けるといった改修を検討いただきたい。

調査結果の公表については、都道府県が結果を編集・分析できるファイル形式での公開を積極的に進めるよう、調査実施省庁へ通知いただきたい。

各府省からの第2次回答

【各調査・照会等を実施する関係府省(内閣府)】

次回調査より、一斉調査システムの活用を予定している。

【各調査・照会等を実施する関係府省(総務省)】

別紙(管理番号 67)のとおり

【一斉通知・調査システムを所管する総務省】

本システムは、本年3月の改修により、回答フォーマットをエクセルでダウンロードし、入力の上、アップロードすれば、システム上の入力フォームに転記されるような仕様に既になっているところ。なお、必須入力項目の指定や、数値チェック機能(数値が入るべきところに文字が入っていたらエラーになるような機能)なども既に実装済みである。

調査結果公開機能の積極的な活用については、今年度中をメドに各府省庁へ周知するよう検討してまいりたい。

本年3月の改修内容等の紹介については、本年4月に各府省庁・自治体向けに開催したオンライン説明会において紹介するとともに、本年7月に各府省庁に対して発出したシステム利用拡大を依頼する通知においても、その内容をお知らせしたところだが、前述の調査結果公開機能の活用とあわせて改めて各府省庁へ周知してまいりたい。

次期システム改修については、本分権提案や各府省庁・自治体から随時寄せられているご意見・ご要望の内容などを中心に、費用対効果も踏まえ検討し、令和9年度予算要求において必要な予算を確保するよう取り組んでまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	74	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づく対応の徹底

提案団体

大阪府

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

制度改正等に伴う基幹業務システムの改修は、これまでシステムを所有する地方公共団体が実施してきたが、システムの標準化基準に適合したシステムへの移行(以下「システム標準化」という。)に伴い、地方公共団体はシステムを所有しなくなるため、システム移行後は地方公共団体が改修対応を行う必要がないことを明確にするよう求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

システム標準化については、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」(以下「基本方針」という。)において、制度改正等のために標準準拠システムを改修する必要がある場合には、国が標準化基準を策定又は変更することで、地方公共団体が個別に対応する負担を軽減するとともに、迅速に改修を行えるようにすることや、ガバメントクラウドを活用することで、地方自治体が利用するアプリケーションを自ら整備・管理する負担を軽減することが目標に挙げられている。

【支障事例】【制度改正の必要性】

厚生労働省から、同省が保有している生活保護業務データシステムの改修に伴い、必要なデータを取り出せるように地方公共団体の標準準拠システムを改修するよう要請があった。システム標準化を終えている地方公共団体に対しても、国において標準化基準の変更を行うことなく、地方公共団体において利用しているアプリケーションを個別に改修を行うよう求めてきている。地方公共団体が自己所有していないアプリケーション(システム)の改修(＝標準準拠システムの改修)を行うことを求められており、困惑しているという実態がある。

【支障の解決策】

デジタル庁から厚生労働省をはじめとする各省庁に対して基本方針の順守を指導することなどにより、今後同様の事例が発生しないようにすることができると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

厚生労働省から地方公共団体へのシステム改修要求は、基本方針に反しているのではという意見がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

基本方針に則った形で、システム標準化が行われる。

根拠法令等

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第5条、地方公共団体情報システム標準化基本方針、令和6年度補正予算における、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（生活保護事務処理システム改修事業（被保護者調査の調査項目変更等及び生活扶助基準の見直し関係））の国庫補助協議について（事前連絡）（令和7年2月6日付厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、仙台市、相模原市、三重県、滋賀県、亀岡市、和歌山県、安来市、香川県、宮崎県

○当市も標準化移行後の自治体による法改正対応等のシステム改修の必要有無について、明確でないとの認識をもっている。標準準拠システムは、ノンカスタマイズかつ SaaS 利用のため、各自治体が補助金の交付申請や、システム改修業務委託といった非効率な事務を行う必要はなく、国の標準仕様書の改定を受けて、システムベンダが改修対応を行うといった構図が、基本方針の目指すところと理解している。

各府省からの第1次回答

ご指摘のとおり、地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和6年12月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）では、「制度改正や突発的な行政需要への緊急的な対応等のために標準準拠システムを改修する必要がある場合には、当該法令の施行や緊急対応サービスの開始時期に間に合うよう、国が標準化基準を策定又は変更することで、地方公共団体が個別に対応する負担を軽減するとともに、当該改修の範囲を最小限にし、かつ、迅速に改修を行えるようにする。」としています。

標準準拠システムへの移行後は、制度改正等に応じて変更された標準化基準へ適合させることとなるため、各自治体においてシステムの改修内容を定める仕様書の作成を含め調達に係る事務負担が軽減されるものと考えています。デジタル庁においては、こうした地方公共団体情報システム標準化の所期の効果が発揮できるよう、厚生労働省を含め各制度所管省庁に対して、制度改正時には適切に標準仕様書を改定すること、その際は基本方針で定めた標準仕様書の改定ルール（標準仕様書の改定時期は、遅くとも制度改正の施行日の原則1年以上前とする等）を徹底することなどの取組を進めてまいります。なお、各自治体と事業者との契約内容によっては、各自治体における改修が必要となる場合もあると考えられます。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現在標準化を進めている生活保護システム等の標準化システムについて、地方自治体は、国の基金による補助金を活用するため、ベンダからシステムを購入したり、独自に開発したりすることは想定できず、各地方自治体はガバメントクラウドに設置されたシステムを使用しているに過ぎない。

「各自治体と事業者との契約内容によっては、各自治体における改修が必要となる場合もある」と回答いただいているが、様々な標準化システムの稼働後に誰がシステムの改修に対する主体であるべきかについて、地方自治体において判断することが難しいため、どのような契約内容であれば、地方自治体の責任において改修対応をすることが必要になるのかお示しいただきたい。

また、制度改正等に応じて、標準化基準に適合させることになることとなることだが、例えば、標準仕様書に「以下の情報を集計できること・基礎調査・個別調査（略）」などと記載されている中、個別の集計方法や集計項目の変更が必要な場合、各省庁において標準仕様書自体の変更は必要ないものの、改修が必要になるケースも想定される。

標準仕様書の記載内容に変更なくシステム改修を行う必要がある場合は、システム改修における責任分界点について、逐一、地方自治体は個別にベンダと調整を行う必要が出てくるなど、事務負担が大きいことから、今後、各省庁が行う制度変更によって影響をうけるシステムの変更等については、全て標準仕様書の変更であると整理をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

標準準拠システムの利用にあたって、地方自治体と事業者との間でシステムの利用に係る契約や運用・保守に係る契約を締結することが考えられます。運用・保守の範囲は事業者によって異なるため一概に言うことはできませんが、国から補助金等が交付される法改正に係る機能追加等のシステム改修については、運用・保守に係る契約とは別に、当該機能を利用するに当たっての適用作業等が発生することが考えられます。

また、ご指摘のとおり、標準仕様書の機能要件において、統計調査や他システムとの連携など標準仕様書の外で、その詳細が決まっている場合があります。統計調査の内容や他システムの仕様など機能要件で引用する外部規定に変更が生じた際に、当該機能要件を満たすための前提が異なることとなるため、実質的に当該機能要件に改正が生じたものと捉えることができると考えています。標準仕様書の機能要件の記載ぶりに影響はないものの、実質的にその内容に影響を及ぼす制度改正等がある場合には、各制度所管省庁において、当該機能要件の適合基準日の見直し、当該制度改正等と標準仕様書の関係を示す通知の発出等の適切な対応がとられるよう、デジタル庁から各制度所管省庁に対して働きかけるなど必要な対応を実施します。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	76	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

証明書等コンビニ交付システムの共通化

提案団体

一宮市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

証明書等コンビニ交付システムについて、各地方自治体で構築している証明発行サーバの仕様を、今後標準化される標準準拠システム(住基・印鑑、税系、戸籍等)と連携できる仕様に統一化するなどの共通化を図り、地方自治体の証明発行サーバや BCL(自治体基盤クラウドシステム)連携サーバの構築及び運用保守の負担の軽減及び証明書等コンビニ交付サービスにかかる地方自治体の財政負担を軽減することを要望する。

具体的な支障事例

現在、8割ほどの地方自治体で証明書等コンビニ交付サービス(以下「コンビニ交付」という)が展開されているが、住民サービス及び自治体職員の窓口業務負担軽減の観点から、無くてはならないサービスとなっている。コンビニ交付は、地方公共団体情報システム機構が構築・運用する証明書交付センターに、地方自治体で構築する証明発行サーバを通してデータ連携またはデータ送信する方法となっている。地方自治体で構築する証明発行サーバは、ベンダーに構築・運用を委託し、その仕様はベンダーが独自で設計をしている場合があるが、例えば証明発行サーバのベンダーと、住基システムや税系システムのベンダーが異なると、システム更新やバージョンアップ時にデータ連携ができなくなるといった問題が発生する。ベンダーのリソース不足などでデータ連携方法が構築出来なければサービス停止となってしまう。

今年度末までの移行期限となっている標準準拠システムでは、コンビニ交付のために各地方自治体が構築している証明発行サーバへのデータ連携方法について標準仕様書に記載されておらず、標準仕様書に記載されているのは、自治体基盤クラウドシステム(BCL)におけるコンビニ交付システムに対応したものである。

コンビニ交付システムにおける証明発行サーバについて、標準準拠システムとデータ連携できる仕様に統一すれば、各ベンダーの標準準拠システムが自動でデータ連携をすることが可能となり、今後の標準準拠システムの更新もスムーズとなり、システム更新の都度データ連携方法を構築をする費用や負担も軽減される。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

コンビニ交付件数実績(2023 年度)

住民票	54,516 件(コンビニ交付率 37.9%)
印鑑証明	45,036 件(コンビニ交付率 45.5%)
戸籍謄抄本	15,913 件(コンビニ交付率 26.1%)
戸籍附票	1,041 件(コンビニ交付率 11.1%)
所得課税証明	7,240 件(コンビニ交付率 23.9%)

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

システム更新時等にコンビニ交付サービスの停止による市民サービスの低下のリスクがなくなる。また、システム更新時等の地方自治体のデータ連携方法構築の財政負担が軽減する。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、いわき市、銚子市、横浜市、川崎市、相模原市、佐久市、豊田市、京都府、豊中市、寝屋川市、安来市、松山市、佐世保市、熊本市、阿蘇市、鹿児島市

○当市においても住基・印鑑ベンダー、戸籍ベンダー、税系ベンダーが異なる中で、コンビニ交付サービスの提供を行っているため、いずれかのシステム更新時、データ連携が不可となるリスクや、データ連携方法の再構築に伴う費用面の問題が発生する可能性がある。

○現時点においては住基・印鑑・戸籍系と税系のベンダーが同一であるため課題は生じていないが、将来的なシステム更改時は支障が生じる恐れがある。

このため、標準準拠システムと証明発行サーバ間の連携データについても標準仕様書に記載すべきと考える。

○標準準拠システム側のベンダーが、全国に複数あるコンビニ交付システム全ての連携方法に対応する必要があり、さらに事業者間調整が難航しているため、リソース逼迫状況が悪化し、特定移行支援システムがさらに増える可能性がある。

○毎年、コンビニ交付に係る J-LIS でのテストのため旅費（財政負担あり）を計上している。標準準拠システムとデータ連携することで財政面の負担を軽減することができる。

○証明書コンビニ交付システムの共通化が図られることにより、将来的に自治体の財政負担の軽減に繋がると考えられる。

○コンビニ交付の利用率は当市でも30%を超えており、コンビニ交付サービスの利便性を上げるためにも提案に賛同する。

○事務軽減に繋がるため推奨する。

各府省からの第1次回答

標準仕様書の内容に関するご提案につきましては、住民記録システム等標準化検討会においてお願いします。

住民記録システム標準仕様書については、累次の検討会（仕様書の策定及び改定を検討する「自治体システム等標準化検討会」）において、住民記録システムとして備えるべき機能について有識者・自治体委員・開発ベンダーの各構成員等にご参画・ご議論いただいた上で、全国意見照会を経て、策定及び改定が重ねられているところです。

機能追加及び実装必須機能化については、現に標準準拠システムへ移行中のシステムや既に標準準拠システムへ移行済のシステムも存在するところ、それらシステムを活用して各種証明書発行を引き続き行う必要があること、住民記録システムのみならず、他の証明書発行を要する標準化対象事務に係るシステムにも共通する課題であることを踏まえれば、ご提案の措置を行った場合の影響度合いも含め、将来的に慎重な検討が必要なものと考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当市が提案した理由としては、証明書等のコンビニ交付システムは全自治体が最終的に J-LIS の証明書交付センターを利用する仕組みのため、証明発行サーバの共通化のメリットを最大限享受できる可能性が高いためです。

標準仕様書では実装必須機能として「証明発行サーバや自治体基盤クラウドシステム(BCL)等を通じて、コンビニ交付システムインタフェース仕様書等に基づきコンビニ等の端末における証明書交付に対応していること。」と定められていますが、標準準拠システムと証明発行サーバ間の連携ファイルの形式は指定されておられません。

そのため、住基、戸籍、税及び証明発行サーバでベンダーが異なる場合には、連携元ベンダーは標準準拠システムからの出力形式を証明発行サーバの入力形式（例：独自形式、BCL 形式、PDF 形式等）に合わせる必要があります。しかし、ベンダーのリソース不足等の理由により対応できないベンダーがあるため、連携対応に苦慮し

ている自治体が複数存在しています。この連携対応が出来ない場合は、証明書等コンビニ交付サービスの停止をせざるを得なくなり、住民サービスに多大な影響を及ぼします。

このような問題が発生する要因は、証明発行サーバの入力インターフェースが指定されていないこと及び仕様書の記載が前述の通り抽象的な表記で、標準準拠システムの実出力インターフェースが指定されていないことにあります。問題解決の手法としては、①証明発行サーバの共通化、②標準仕様書の実出力インターフェースの統一が挙げられます。

第1次回答にあるように、すでに標準準拠システムの稼働が始まり、複数の形式で証明発行サーバが運用されている状況の中では、標準仕様書の実出力形式をひとつの方式に統一する仕様に変更することは、困難であると考えます。そうであれば、証明発行サーバ側を共通システムとし、入力形式が統一されれば、標準準拠システム側もシステムの更新などの任意のタイミングで、共通システムの連携方式に合わせることとなり、証明発行サーバとの連携を円滑に進めることが可能となります。今後のシステム更新、法改正対応等のシステム改修、システムバージョンアップの際に、上記の措置が可能となるよう、できるだけ早く共通化等の検討をお願いいたします。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【熊本市】

コンビニ交付サービスは国民の利便性向上に不可欠となっており、自治体の基幹システムとの連携要件等は、国の責任において明確に定めること。

また、所管省庁が開催する標準化検討会においては近年のDXソリューションにも対応できるよう、標準仕様書の全面的な見直しを検討すること。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

標準準拠システムと証明発行サーバ間のデータ連携については、デジタル庁の定める「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」の「機能別連携仕様」において、「連携インターフェースについては「証明発行サーバ等の外部IF」によること」とされているところです。他方で、今回のご提案の事例のように、両システムを開発するベンダが異なり、両システムで連携ファイルの形式やデータのレイアウトが異なることにより、調整に要する負担が大きい場合があると承知しています。

現在標準準拠システムへ移行作業を行っている自治体への影響も踏まえつつ、ご提案のあった「証明発行サーバの共通化」について、関係省庁と連携しながら検討を進めます。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	77	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

年金関係機関において情報連携により児童扶養手当受給資格情報を確認すること及びマイナンバー情報連携における年金関係情報の更新を早期に行うこと

提案団体

松江市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、デジタル庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

児童扶養手当受給者が障害年金等の公的年金を遡及して受給した場合、併給が認められない部分については遡って手当を返還させる必要がある。これについて、以下を求める。
○年金関係機関において、情報連携により児童扶養手当受給資格情報を確認することとし、該当者に対して自治体へ届出をするよう案内すること。
○年金関係情報をマイナンバー情報連携で取得する場合に、最新の情報が取得できるよう情報の更新を早期に行うこと。

具体的な支障事例

公的年金の遡及受給が原因で発生した児童扶養手当返還金は、令和6年度のみで9件(約 163 万円)あり、滞納繰越分も合わせると未返還額は 400 万円以上にのぼる。中には1人あたりの返還額が 100 万円以上となるケースもあり、経済的困窮世帯の多い児童扶養手当受給者からの回収は非常に困難となっている。
申請者・受給資格者への説明や聞き取りにより、速やかな届出を周知しているが、制度が複雑な上に障がい者など理解が難しい受給者も多く、毎年一定数の返還金が生じており、職員の事務負担も大きい。
マイナンバー情報連携による年金関係情報取得により返還金を最小限に止めるよう努めているが、年金関係機関により更新情報が中間サーバーへ副本登録されるまで一定期間のタイムラグがあり、最新の情報を取得出来ず、返還金が生じるケースがある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

児童扶養手当受給者は低所得者であり、一度受給した手当を返還することに対し、経済的・心理的負担から抵抗や苦情が多い。
また、年金受給を理由に児童扶養手当が支給停止や一部支給となる仕組みを理解できず、クレームも多くなっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

年金関係機関においても情報連携により児童扶養手当の受給情報を確認するようにすることで、新たに年金を支給する場合に児童扶養手当を受給していれば自治体への届出が必要な旨を案内でき、児童扶養手当の返還金発生リスクが減少する。
また、年金関係機関における情報連携システムによる年金関係情報を早期に登録することで、直近の受給情報を取得しやすくなり、児童扶養手当の返還金発生リスクが減少する。

根拠法令等

児童扶養手当法第3条及び第13条の2
児童扶養手当法施行令第6条の3及び4

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、仙台市、多賀城市、館林市、佐倉市、相模原市、富士市、豊田市、豊中市、寝屋川市、羽曳野市、養父市、高松市、春日市、大村市、熊本市、特別区長会

○年金が遡って支給されていることが後から発覚し、過誤払い分の手当を返還してもらおう事案が多発している。令和6年度だけでも、3件（総額 395 万円）発生している。年金申請から認定まで時間がかかるため、申請された時点で情報をつかんでいると、差し止め等の対策ができると考える。

○当市でも公的年金の遡及による児童扶養手当返還金は毎年発生しており、令和6年度においては10件（約150万円）の返還が発生している。一括での返還が難しい受給者も多く、滞納繰越となって返還期間が複数年にわたることもあり、職員の事務負担も大きい。申請者・受給者に対して、新規申請時や現況時において説明および速やかな届出の必要性を周知しているが、返還金が発生した受給者の中からは、年金と手当の併給についての認識があまりなかったという話もあり、年金関係機関において自治体への届出を促すことで返還金発生リスクの減少が期待される。またマイナンバー情報連携による年金関係情報の取得についても、登録されている情報の反映までに一定期間のタイムラグがあることにより、返還金が生じたり、手当の支払事務に支障があったりするため、連携システムへの早期の情報更新・反映についても依頼したい。

○①児童扶養手当の申請者・受給者に関して年金の受給資格を有する可能性がある対象者については同意を得た上でマイナンバー情報連携にて定期的に情報連携を行っているが、遡及受給等にて返還金が発生することが多く、返還方法についてはトラブルになることが多い。経済的困窮世帯がより困窮してしまうような返還金請求を回避するためにも、年金の遡及受給（もしくは受給者による届け出漏れ）等で児童扶養手当に返還金が発生する際には、年金支給額より相殺の上、残額を支給することとし、経済的困窮者に返還金請求を行うような事態を避けるような取り扱いが必要と思われる。

②経済的に困窮しているために年金受給分は全て収入の増加と考える世帯も多く、児童扶養手当との調整となることを知らなかったと申し出る事例も多い。誤解や認識の齟齬によるトラブルを回避するために、年金関係機関において、児童扶養手当受給資格の情報連携を行い、受給資格者と判明した際には、年金申請の必要書類として、自治体に届出済の書類を追加で求め、必ず自治体での相談を実施し、年金と児童扶養手当額の調整について自治体にて説明を受け、制度理解・合意の上で年金申請を行うといった取り扱いが必要と思われる。

③年金証書が発行され、郵送受理したと相談をいただくもマイナンバー情報連携をした際には、年金受給情報が反映されておらず、受給情報がない場合もある。受理した年金証書等を紛失し、年金受給は決定したとの申し出があるが、自治体へ年金受給の情報を届出できないために、マイナンバーの情報連携を待つ事例等もあり、経済的困窮世帯においては振込が遅れることに関する問い合わせ等も多い。年金関係機関においては年金の振込が行われてから中間サーバーへ副本登録するのではなく、受給者へ通知を行った際には、通知内容から登録を行う取り扱いが必要と思われる。

○当市においても、年金受給者への手当の過払いによる昨年度の新規債権発生が約30件あり、570万円ほどの債権がある。

○当市でも、遡及受給による過払いとなるケースが見られ、返還を求めているものの、完納に至っていないケースが多数ある。また、過払い額が数十万円でも月3,000円程度の返還に留まる受給者も多数おり、過払い額をすべて回収することが難しい状況にある。

○当市においても同様の事例があり、提案が実現することにより手当を返納額が減少することが見込まれる。

○当市においても、公的年金の遡及認定による返納金が令和6年度に10件発生しており、債権回収等に苦労している。

○情報連携における年金関係情報の更新が遅いため、少なくとも5月定期は過払いが発生する。それに伴い、市民への連絡や支払調整等の事務処理の増加、過払い額返還が必要になることで市民の苦情に繋がっている。毎年、申請者、受給者に対し年金受給に際しての説明を丁寧に行っているが、理解が難しい受給者も多く、経済的な不安などから、苦情も多くその対応に謀殺されることも多々ある。理解を得られない方においては、返還金発生リスクが高く、また、その後も滞納となるケースも発生している。

各府省からの第1次回答

【求める措置1】

障害基礎年金の請求に関して、公的年金と児童扶養手当との併給調整が必要となる可能性があるため、請求者に対しては、市区町村役場にて手続きを行う必要がある旨の説明や確認書の提出を求めている。年金実施機関としても、児童扶養手当の返納が極力生じないよう取組を行っているところです。

なお、マイナンバー情報連携を用いて年金実施機関が閲覧することができる情報は、法令に定められた範囲を超えて利用されることがないよう、その管理の適正を確保することという基本理念から、「厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務」に必要な情報に限定されております。（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第3条、第9条、第19条、別表）

公的年金と児童扶養手当との併給調整では、制度上、調整を行うのは、公的年金額ではなく、児童扶養手当額であるところです。（児童扶養手当法第13条の2）

したがって、年金実施機関において、マイナンバー情報連携により児童扶養手当受給資格情報を確認することは、厚生年金保険法にかかる年金の支給等に関する事務には該当しないため、マイナンバー情報連携によって、年金実施機関が閲覧することができる利用範囲の情報には該当しないところです。

【求める措置2】

マイナンバー情報連携に一定期間差が生じているご指摘ですが、特に障害年金は、身体又は精神に相当程度の障害の状態にあり、かつ、その状態が長期にわたって存在する場合に支給される給付です。そのため、障害年金の受給権は「障害認定日」から発生することとされ、具体的には初診日から1年6月後又は1年6月以内にその症状が安定し、長期にわたってその疾病の固定性が医学的に認められ、医療効果が期待し得ない状態に至った日などとされています。一般的に、障害年金請求者は障害認定日より後に年金請求を行うため、障害年金は、結果として、年金の受給権発生日である障害認定日に遡って裁定し、遡って年金を支払うこととなります。このような背景から受給権発生日から実際の年金支払い開始日との間には一定期間差が生じることとなっております。

その上で、マイナンバー情報連携において最新の情報が取得できるよう、引き続き、年金裁定後は速やかな中間サーバーへの副本登録に努めてまいります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

【求める措置1】

制度上、併給調整を行うのは公的年金額ではなく児童扶養手当額であるというならば、円滑・確実に調整が行えるような仕組みが構築されるべきである。

現行法上、マイナンバー情報連携により児童扶養手当受給資格情報を確認することは、厚生年金保険法にかかる年金の支給等に関する事務に該当しないことは承知しているが、追加共同提案団体の支障事例にもあるように、児童扶養手当の返還が発生することによる年金請求者の経済的・心理的負担と自治体職員の事務負担は大きく、その軽減を図る観点から、児童扶養手当受給者情報を年金実施機関がマイナンバー情報連携により閲覧できるようにするなど、法令の改正を含め、制度見直しの検討を引き続きお願いしたい。

また、年金関係機関において年金請求者に対し市町村役場での手続きを行う必要がある旨の説明や確認書の提出を求めているという取組に関しては、「説明されていない」「説明されたかもしれないがよく分からない」という声が多数ある。チラシ等を配布するだけでなく、分かりやすい説明が徹底されるよう、改めて通知発出等による周知をお願いしたい。

【求める措置2】

年金関係機関において、年金の振込が行われるより前に副本登録を行う取扱いとすることを検討いただきたい。また、第1次回答では障害年金にのみ言及されているが、遺族年金や老齢年金等の年金についても副本登録のタイミングを早める仕組みを構築していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、情報漏洩のリスクに十分配慮しつつ、本提案の実現に

向けて特に積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

【求める措置1】

マイナンバー情報連携により年金実施機関が児童扶養手当受給資格情報を取得できるようにすることについては、厚生年金等と児童扶養手当の併給調整に関する整理上、一次回答でお答えしたとおり現行の法規定では困難であると考えている。法的措置を直ちに行うことは想定していないが、併給調整の周知については引き続き適切な方法を関係省庁間で検討してまいりたい。

【求める措置2】

年金支給情報の副本登録には入力・確認処理、更新処理等一定の事務処理期間が必要となる。

年金の振込と副本登録については連動しているものではなく、当該事務処理期間との兼ね合いで、副本登録のタイミングが結果的に年金の振込より後になっている。

障害年金に係る一次回答と同様、遺族年金及び老齢年金についても引き続き速やかに登録してまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	79	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

署名用電子証明書の失効要件の緩和

提案団体

宮崎市、特別区長会

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

国内に居住している場合には署名用電子証明書の住所の情報は「国内」とし、国内で住所異動があった場合には署名用電子証明書の更新手続を不要とすること。
署名用電子証明書の失効要件の緩和のみならず、幅広く窓口業務の負担軽減に資する方策を検討すること。

具体的な支障事例

【背景】
住所異動に当たっては、署名用電子証明書、マイナンバーカードの券面、内部アプリケーションの住所情報の更新等マイナンバーカード関連の複数の手続が必要であり、窓口業務に負担が生じている。現行制度では、住民票の住所に変更があると、署名用電子証明書の更新が必要になる。一方、令和6年5月のデジタル手続法 10号施行日から、国外転出の手続後もマイナンバーカード及び署名用電子証明書が継続利用できるようになったが、電子証明書の住所の情報は「国外」である。国外のどこに住んでも住所が「国外」の電子証明書が証明書として有効であれば、国内においても電子証明書の住所の情報は「国内」にできないか。4号施行日から、電子証明書の情報に「氏名の振り仮名」が入るのであれば、住所に代わって個人を特定する情報が増えることも緩和の契機になるのではないか。

【支障事例】
住所異動に伴う電子証明書の更新が年間約1万件ある。3、4月の引越シーズンでは、署名用電子証明書の手続で数時間市民が待つことや後日の来庁を案内することがある。令和7年4月4日午後4時前後から、全国で署名用電子証明書の更新で大幅な遅延が発生し処理が終わらず、市民に対して後日来庁の案内となった。全国的に手続が集中し、証明書発行サーバーに負荷がかかったと考えられる。更新頻度が高すぎると、システムが使えなくなるという問題もある。令和6年 10 月 10 日にも同様の障害が起きた。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市民の署名用電子証明書の更新の手続が不要になる。また、市町村職員の署名用電子証明書の更新事務が不要になり、事務負担が軽減できる。

根拠法令等

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第12条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、盛岡市、花巻市、銚子市、佐久市、名古屋市、寝屋川市、安来市、広島市、松山市、東温市、佐世保市、熊本市、鹿児島市

○マイナンバーカードの保有率が80%を超えている中、住民異動による署名用電子証明書の失効に伴う新規発行の手续に要する時間が増大している。
○住所異動で署名用電子証明書が失効するため窓口での手続が増え、カードが普及する前よりも市民の待ち時間が長くなっている。住所変更の多い3月4月は特に市民にも職員にも負担が大きい。
○署名用電子証明書の失効要件の緩和が図られ、住民の利便性の向上及び窓口業務の負担軽減が図られるため。
○住所異動が急増する3、4月には、住所異動に伴う電子証明書の発行事務により、市民の方の待ち時間が大幅に増えてしまった。また、手続には申請書が必要なため、その記入時間もかかる。それらに伴い、職員の負担が増えている。

各府省からの第1次回答

オンラインにおいて確実に個人を識別するためには氏名、出生の年月日、男女の別、住所の基本4情報が必要である。
個人番号カードに記録する署名用電子証明書については、オンラインで安全・確実に本人確認ができるデジタル社会の信頼の基盤となるツールであり、個人を識別するための事項として当該基本4情報を記録している。当該基本4情報が記録されていることで、官民の様々なサービスのうち、確実な本人確認を必要とする手続などにおいて、署名用電子証明書を提出する方法で利活用が進んでいる。
このことに加え、官民の様々なサービスにおいて、「住所」の情報が広く必要とされている実態も踏まえると、記録事項の住所を「国内」とすることについては、慎重な検討が必要である。
なお、市町村の窓口体制を確保し、その負担軽減・国民の利便性向上を図ることは重要であると考えており、郵便局において電子証明書の発行・更新等に係る事務を取り扱わせることを可能とし、加えて、民間事業者に委託することが可能な業務の範囲の拡大について周知しており、引き続き市町村の負担軽減に向けて取り組んでまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

総務省の「オンラインにおいて確実に個人を識別するためには、住所を含めた基本4情報が必要である」「署名用電子証明書はオンラインで安全・確実に本人確認ができるデジタル社会の信頼の基盤となるツール」という回答は、国外転出者の署名用電子証明書に、住所が「国外」と固定文字列が記録されていることと矛盾し、国外転出者の本人確認が安全ではないかのように受け取れる。
総務省は「官民の様々なサービスにおいて『住所』の情報が広く必要とされている実態がある」と回答しているが、署名用電子証明書から住所情報を取得して利用しているわけではない。『住所』情報はマイナンバーカードの券面、あるいは券面事項入力補助アプリから取得されている。また、『住所』を「国内」とすることについては、慎重な検討が必要である」という表現は、今後、総務省が検討を開始するの可否が不明確であるため、具体的に次期マイナンバーカードから住所情報の緩和を適用するなど、お示しいただきたい。
最後に、郵便局において電子証明書の更新事務を取り扱ったとしても、住所異動届は郵便局で行うことは出来ず、市町村窓口と郵便局窓口の2か所で手続が必要であり、国民の利便性向上となっていない。本提案は、市町村の負担軽減のみならず、住所異動届に伴う署名用電子証明書更新の手続を不要とし、市町村窓口での申請書記入時間や長時間の滞在を解消する、国民負担の軽減につながるものであり、マイナンバーカードの普及と国民の利用促進において不可欠な要素と考える。市町村及び国民双方の負担軽減や利便性向上に資する検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

各府省からの第2次回答

署名用電子証明書は、オンラインで安全・確実に本人確認ができるデジタル社会の信頼の基盤となるツールであるところ、デジタル庁における「次期個人番号カードタスクフォース最終とりまとめ」や総務省の「デジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等のあり方に関するワーキンググループ中間とりまとめ」に整理されているとおり、我が国においては本人確認情報として「住所」が広く利用されていることも踏まえると、署名用電子証明書の記録事項の住所を「国内」とすることは、現時点では困難と考えている。

なお、署名用電子証明書については原則として住民票を公証基盤とし、住民票に記載されている住所を含めた基本4情報によって個人を一意に特定することで確実な本人確認を可能とするものである。他方、国外転出者の署名用電子証明書については、国外転出により住民票が消除されるため、国外転出後も消除されない戸籍の附票に記載されている情報（氏名・出生の年月日・男女の別・国外転出者である旨・転出の予定年月日）によって個人を一意に特定することとし、戸籍の附票を公証基盤として発行されるものである。

また、提案団体においては、「署名用電子証明書から住所情報を取得しているわけではない」との見解を示されているが、公的個人認証制度を活用する実際の民間事業者等においては、署名用電子証明書により当該事業者のサービスを利用している者の住所情報を把握している実例があると承知している。

いずれにしても、電子証明書の記録に係る負担軽減を行うことは重要であると考えており、1次回答で記載した取組をはじめ、引き続き、市町村の意見も踏まえながら、具体的な事務処理の効率化方策について検討し、市町村や利用者の負担軽減に取り組んでいく。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	93	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

消防分野における叙勲等栄典事務に係る手続きの効率化

提案団体

宮崎県、岐阜県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省

求める措置の具体的内容

調書等作成における記載内容や提出書類の削減など作成書類の簡素化及びシステム化や事務効率化のためのツールの導入を要望するもの。

具体的な支障事例

栄典分野における手続きは非効率な面が多く、事務負担が大きい。特に消防分野における栄典事務は消防吏員・消防団員を対象としており、通常の叙勲・褒章に加え、危険業務従事者叙勲もあるなど、他省庁分と比較して人数が多い状況。
現在、エクセルやワードファイルにより消防庁との事前協議を行っているが、提出書類に記載する内容に詳細なチェック項目があり、各市町村や都道府県の事務負担となっている(修正・確認指示等による手戻りや再提出が多発している)。
また、消防庁に協議資料を提出するまでの期限が短いため、できるだけ効率化を図る必要がある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

他県の消防主管課担当者にお問い合わせを行ったところ、当県と同様、事務の負担が大きく、効率化を希望している。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

システム化などで事前協議等の効率化を図ることにより、自治体のみならず、消防庁にとっても事務の負担軽減になると考えられる。

根拠法令等

春秋叙勲候補者推薦要綱(平成15年5月16日内閣総理大臣決定)ほか

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、函館市、花巻市、相模原市、山梨県、長野県、静岡県、大阪府、広島市、高松市、高知県、熊本市

○提出書類の種類及び記載量が多く、死亡叙勲、叙位に係る事務については突発的に発生し、かつ、提出まで

の期間も短いことから事務負担が大きい。また、国の運用基準に基づき該当者名簿を作成し、選定者を上申し
ていることから、功績調書や履歴書等の記載内容の見直しや削減を図る必要がある。
○栄典分野における手続きについては、事務負担が多いことから、書類作成などの一連の事務をシステム化す
ることにより、消防本部、県、国それぞれの担当者の事務負担軽減と効率化が図られ有効であるとする。
○提出書類や調査項目が非常に多く、さらに提出までの期限が短いため、事務の負担が大きい。
○内容の煩雑さによるチェック漏れや事務負担などが見受けられ、システムやツールの導入による効率化は必
要と考える。特に名入れのやり直しが発生した場合は国担当者の事務負担も増加につながると考える。
○当県の場合、主として庶務・経理事務を担当する職員が、合わせて栄典、表彰関係事務を担当しており、業務
の繁忙期が重なることも多いことから、事務の簡略化、効率化については望ましいと考える。

各府省からの第1次回答

栄典の候補者として推薦いただくに当たり、内閣府賞勲局が各府省に提出を求めている主な資料は①審査票、
②功績調書、③履歴書、④刑罰等調書及び⑤戸籍抄本（除籍抄本）であり、いずれも功績内容等を確認するた
めに必要なものである。
①審査票、②功績調書及び③履歴書については、功績を漏らさないようにしつつも、簡潔に要領よく作成いた
だくよう各府省へ依頼をしている。このため、①審査票及び③履歴書については、最低限記載いただきたい事項等
を整えた Excel 様式をすでに提供しており、また、履歴書を作成した際に、履歴書の情報から審査票を作成でき
る「審査票等作成支援ツール」も提供している。
栄典は候補者の生涯全ての経歴・功績を総合的に評価し表彰するものであるところ、どのような経歴や功績を
持つかはまさに人それぞれ異なるものであり、その記載をシステム化することは困難であることから、内閣府賞
勲局は各府省に対し、最低限必要な様式・記載内容を示している。①審査票、②功績調書及び③履歴書の書類
や記載内容をこれ以上省略した場合、候補者がどのような経歴・功績を持つのか適切な確認・評価を行うことが
できなくなり、本来受けられる評価とは異なる評価にもつながりかねない。国家や公共に対し優れた行いのある
方を表彰するという制度趣旨にご理解いただき、候補者が評価されるべき評価を受けられるよう引き続き推薦書
類の作成にご協力願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現在、栄典事務に係る事前協議資料については、各市町村が指定様式により作成した資料を都道府県がとりま
とめ、紙媒体で消防庁に提出後、同庁から審査を受けているため、今後は、各市町村からの電子申請により各
様式の審査手続きができるよう検討をお願いしたい。
関係書類や記載内容は最低限度のものとなっていることは理解できるが、電子申請手続きにおいて、システ
ム化が困難な資料は既存のデータファイルを添付することや、戸籍抄本、刑罰等調書及び兵籍簿等の資料は各
省庁間の情報連携システムによる照会を活用すること等により審査を効率化できるよう、引き続き、検討をお願
いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの
向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。
あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求
める。

各府省からの第2次回答

履歴書を作成した際に、履歴書の情報から審査票を作成できる「審査票等作成支援ツール」について、適切に
周知されるよう対応する。
既存の電子申請手続きは、申請者本人が本人の情報を利用されることに同意したうえで申請していると思われ
る。栄典は、各都道府県及び各府省が功績のある候補者を推薦しているものであり、候補者本人の同意を得て

推薦するものではないため、申請者本人が本人の情報を利用されることに同意して申請することが前提となっている手続きと同様に対応することはできないのではないかと考えている。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	95	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

住民票の写し等の交付のオンライン化を可能とすること

提案団体

八戸市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、法務省

求める措置の具体的内容

住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書、税証明書など、市町村における主要証明書について、ブロックチェーンを活用した電子証明書としてオンラインで交付できる制度とすること。
また、これらが証明書として社会全体で機能するよう、周知、普及啓発を全国的に実施すること。

具体的な支障事例

本市では、スマート窓口の導入をはじめとする行政のデジタル化を推進しており、市民サービスの向上と業務効率化に一定の成果を上げている。中でも、マイナンバーカード認証を活用したオンライン完結型の申請については、市民の利便性向上と職員の事務負担軽減の双方に大きな効果が期待されるものとして導入を図ったところである。

しかしながら、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書、税証明書など、主要な証明書発行業務において、法令上の規制やオンライン交付の仕組みが構築されておらず、依然として対面申請・紙交付が主流である。

住民票の写し等の各種証明書の電子的な交付については、令和6年の地方からの提案等に関する対応方針により、「令和7年中に結論を得る」とされたところだが、公共サービスメッシュ構想に基づく行政サービスの再設計等、地方自治体がその恩恵を最大限に享受しうる環境が整いつつあることを踏まえ、各種証明書のオンライン交付について、早急な措置を講じていただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

○マイナンバーカードの利用率向上
現状、交付率は80%を超えているが、実際の利用率はまだ低いと考えられる。医療保険証や運転免許証との連携が進む中で、各種証明書のオンライン交付が普及すれば、本格的にマイナンバーカードが個人におけるデジタル完結の基盤となるものと考えられる。

○自治体職員の人員削減・業務効率化
本市における主要証明書の発行業務は、件数ベースで市民課・税担当課業務の約50%を占めており、サービスセンター等出先機関では80%以上となっている。また、1件あたりの作業時間は7分59秒(※)であるが、仮にオンライン申請に移行した場合は0秒となる。

そこで、仮に主要証明書発行業務が全て完全オンライン申請またはコンビニ交付(キオスク端末による交付)に移行すれば、窓口対応など手続きに係る職員は不要となることから、相応分の人件費を削減することが可能と

なる。人口減少に伴う労働力不足が逼迫する中、全国展開すれば行財政改革へのインパクトは相当大きいものと考えられる。

(※1件あたり作業時間は、待ち時間・移動時間・後処理時間を除く)

○ペーパーレス化による社会的コストの削減

電子証明書化によって紙代・印刷代をはじめ、利用者が役所に来るための交通費や時間的コストなど、社会的コストの削減効果も大きいものと考えられる。

根拠法令等

住民基本台帳法第12条、第12条の2、第15条の4、第20条、第21条の3

戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項、第48条第1項及び第2項、第120条第1項、第120条の2第1項、第120条の3第1項及び第2項、第120条の6第1項

地方税法第20条の10

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、青森市、花巻市、宮城県、いわき市、銚子市、横浜市、燕市、佐久市、名古屋市、豊田市、安来市、広島市、松山市、佐世保市、熊本市、鹿児島市

○オンライン化と併せ、マイナポータル上で証明書発行管理されることが望ましい。むしろ、マイナポータルにおける個人情報には常に最新化されているのであれば、自治体に証明を求めず、マイナポータルの情報を他の手続き等で活用できるようにすることで、コストもかからないのではないかと考える。

○オンライン申請の利活用を積極的に推進するとともに、現在はパスポート申請など一部の行政手続での利用に限られている「戸籍電子証明書提供用識別符号」を、他の行政手続においても活用できるよう積極的に推進することで、申請人の負担軽減も図ることができると思われる。

○各種証明書のオンライン交付の普及が進めば、住民の利便性向上と自治体の業務負担の軽減が図られる。

○手続きのオンライン化が進む中、各種証明書のオンライン交付が可能となれば、今までオンライン化を躊躇していたものもオンライン化でき、市民サービスの向上につながる。

○当市では、税証明窓口の膨大な負担の削減を継続的な目標としているため、本提案を推奨する。

各府省からの第1次回答

戸籍証明書のオンライン交付は既に制度上、許容されている（戸籍法施行規則第79条の5）ことから、御要望の点については既に市区町村の判断で実施することが可能である。

住民票の写し等のオンライン交付を可能とすることについては、「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日閣議決定）において、「他の公的機関が発行する証明書のオンライン交付の状況を踏まえつつ、セキュリティ等の技術的な課題や費用対効果等を整理しながら検討し、令和7年中に結論を得る」とされたことを踏まえ、「デジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等のあり方に関するワーキンググループ」において検討を行っているところであり、当該ワーキンググループの検討を踏まえ、令和7年中に結論を得る。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

戸籍証明書のオンライン交付が現行制度で実施可能であることは承知した。申請者の利便向上や行政の負担軽減の観点からは当該制度の一層の活用が進むことが望ましいと考えられるため、その旨を十分に周知することを求める。

また、住民票の写し等のオンライン交付を可能とすることについては、住民票の写し等は交付件数が多く、官民の様々な手続で利用されていることから、オンライン交付が可能となることで利用者の利便性向上が図られるとともに、郵送費・役所への移動を含む社会的コスト、市町村職員の事務コストの大幅な削減につながることを踏まえ、前向きな検討を要望する。

なお、印鑑登録証明書及び税証明を電子証明書としてオンライン交付すること並びに各証明書のオンライン交付へのブロックチェーン活用につき、第1次回答では言及がなかったため、これらの点についても検討・回答をお願いする。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【青森市】

国として、関係府省の垣根を超え、法令整備はもちろんのこと、オンライン交付の具体的な運用提示など、一元化した環境整備をしていただくことが望ましいと考えている。

【豊田市】

電子的な交付は制度上、許容されているということだが、その具体的な方法等については提示されていないと思われるため、各種証明書の電子的な交付を可能とするためのガイドライン等を整備頂きたい。

【熊本市】

行政証明のオンライン交付推進にあたっては、法制度や所管省庁の違いが存在することは理解している。今後の制度設計においては、関係省庁の連携を図りながら、国民の利便性向上と行政運営の効率化を両立させる取組の推進を強く要望する。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】

住民票の写しや納税証明書の電子的交付については、提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。戸籍証明書等のマイナポータルによる電子的交付について、提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

戸籍証明書の電子的な交付について、規制改革実施計画(R6.6)において「戸籍証明書等の電子交付を、平成6年の戸籍法改正から令和2年9月にかけて行われた全国の市区町村における戸籍事務のコンピュータ化に伴い順次テキストデータ化されている戸籍情報及び各市区町村のコンピュータ化以前の戸籍のうちイメージデータ化されている約1.1億件の戸籍情報を対象に全国で実現することを目指し、具体的検討に着手し、結論を得次第、市区町村と連携して、情報システムの見直しなど所要の措置を講ずる。」と記述されているところ、市町村に委ねるのではなく国においてデジタル基盤を整備する必要があるのではないか。例えば、デジタル庁によるVCの活用に係る有識者会議において検討する等の取組を行うべきではないか。

各証明書について、デジタル庁と連携いただき統一的なシステム構築の余地はないか。

印鑑登録証明書及び税証明を電子証明書としてオンライン交付すること並びに各証明書のオンライン交付へのブロックチェーン活用につき、第1次回答では言及がなかったため、これらの点についても検討いただきたい。住民票の写しについてはデジタル庁の有識者会議にて検討されるとのことだが、今後のスケジュールを示していただきたい。

各府省からの第2次回答

戸籍証明書のオンライン交付が制度上許容されている旨を改めて周知することは差し支えない。

ブロックチェーン技術については、「電子署名とハッシュポイントを使用し改竄検出が容易なデータ構造を持ち、且つ、当該データをネットワーク上に分散する多数のノードに保持させることで、高可用性及びデータ同一性等を実現する技術」と定義されているものと承知しているところ、電子署名に代わって同技術を活用すべきとの提案の意図を図りかねるため、お答えは困難である。

住民票の写し等のオンライン交付を可能とすることについては、「デジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等のあり方に関するワーキンググループ」において、「紙媒体で交付されている住民票の写しを、そのままPDF化して電子交付することは、個人情報保護に関するリスクが大きいと考えられる。一方で、今後、マイナンバーカードのスマートフォン搭載で利用される「mdoc」やワクチン接種証明書で使われたVC(Verifiable Credential)等の技術やその利用が進展することが見込まれる。このような状況を踏まえ、本人の情報を相手方に電子的に送信する最新技術に関して、住民票の写しの情報についても活用可能か、デジタル庁における議論も踏まえ、引き続き検討を行うことが必要である。その際には、前述した、なりすましや不要な情報が相手方に渡るリスクを最小化できるかといった観点のほか、費用対効果や官民におけるユースケースに合致するかという点を踏まえて、現場の実態に即した検討を行うべきである。」と結論を得たところ。

また、印鑑登録証明書については、各市町村において条例で規定して運用する事務であることを踏まえ、慎重に検討する必要がある。

各種税証明書の電子的な交付については、「地方税における電子化の推進に関する検討会」において、その改ざん防止措置等の手法も含め検討を進めている。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	97	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

地方公務員の海外渡航に伴う渡航依頼事務に係る都道府県経由事務の廃止

提案団体

愛媛県、東京都、広島県、新居浜市、西条市、大洲市、全国知事会

制度の所管・関係府省

総務省、外務省

求める措置の具体的内容

地方公務員の海外渡航に伴う渡航通知依頼手続き事務処理要領では、政令市を除く市区町村の地方公務員が海外渡航を行う場合、都道府県を経由して外務省へ必要書類を提出することが求められているが、一斉調査システムや LoGo フォームなどを活用し、市区町村から直接提出できるよう見直しを求める。

具体的な支障事例

外務省への提出は、都道府県知事名又は政令指定都市長名で行うこととされている。政令市以外の市区町村から依頼があった場合にも、都道府県知事名の依頼文書を作成する必要があり、事務負担が生じている。また、海外関係機関等との調整の関係上、渡航内容の確定が直前となることが多く、外務省への提出期限が過ぎていることもあり、急遽対応しなければならない処理が増えている。

なお、市区町村の依頼内容については、都道府県経由時に内容確認を行う際、明白な誤りがあれば指摘を行うが、ほぼ形式的なチェックに留まり、市区町村の海外渡航予定についても、特段都道府県において必要な情報と認識しておらず、都道府県を経由する必要はないものである。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市区町村から直接国へ提出することにより、都道府県経由に係る時間が削減され、国への提出がより速やかになるとともに、都道府県の事務負担が軽減されることが期待される。

根拠法令等

地方公務員の海外渡航に伴う渡航通知依頼手続き事務処理要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、燕市、佐世保市、沖縄県

○市町村から期限間際の提出が増えており、急遽対応することが見られる。

各府省からの第1次回答

地方創生 2.0 基本構想の下での地方連携推進を図るべく、内閣府とも緊密に連携し、本件検討要請につき真摯に検討して参りたいと考えている。具体的には、先ずは、全地方公共団体を対象としたアンケート調査を速やかに実施し、当該事務の現状を出来る限り客観的かつ定量的に把握し、また、それぞれの地方公共団体の実情や意見などを把握した上で、「地方公務員の海外渡航に伴う渡航通知依頼手続き」のプロセス全体の合理化に資するよう、実務的な検討を進めて参りたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案内容について前向きな対応をいただけるものと理解しており、検討を進める上で全地方公共団体を対象としたアンケート調査を既に実施したことに感謝申し上げます。
さらに本提案に対し、「地方公務員の海外渡航に伴う渡航通知依頼手続き」のプロセス全体の合理化を進めるとの、より大きな視点で取り組んでいただけるとのことに感謝いたします。
全体的なプロセスの見直しを含め、提案の経由事務の見直しが早期に実現することを希望するとともに、併せて、提案実現に向けた検討の内容やスケジュールについても具体的に御教示いただければ幸いです。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
都道府県を経由して渡航通知依頼を提出する意義は乏しく、形式的な経由事務にとどまっている。一斉調査システム等を活用し、市区町村が外務省へ直接提出できるよう制度を見直し、より柔軟かつ効率的な仕組みの構築を強く求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(骨太方針 2025)や「地方創生 2.0 基本構想」等の閣議決定文書において、経由事務の廃止が政府方針として明示されているため、提案の実現に向けて積極的に検討していただきたい。
地方公共団体を対象としたアンケート調査の結果を踏まえつつ、プロセス全体の合理化に資するよう、都道府県経由事務の廃止に向けた前向きな検討を進めていただきたい。仮に都道府県経由事務を廃止する上で支障があれば、支障解消につながる運用、デジタル技術の活用も含めて検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

地方創生 2.0 基本構想の下での地方連携推進を図るべく、内閣府とも緊密に連携し、本件検討要請につき真摯に検討を進めている。
具体的には、本年8月までに、全地方公共団体を対象としたアンケート調査を実施し、当該事務の現状を出来る限り客観的かつ定量的に把握し、また、それぞれの地方公共団体の実情や意見などの把握に努めた。
その結果、本件経由事務廃止提案は技術的に実現可能であり、都道府県の負担減という観点からの効果があるため、提案を受け入れる方向で検討を進めると致したい。他方、現状都道府県が本件経由事務を通じて担っている事務は、本件経由事務の廃止により皆減するものではなく、結果的に、その相当部分が市区町村及び外務省に移管され、両者にとっては負担増となる点に留意が必要である。一次回答でも申し上げたとおり、本件経由事務の廃止に向けては、市区町村及び外務省の負担を含むプロセス全体の合理化につなげることが重要であり、それに向けては、運用制度を適切に見直すことも含め、引き続き真摯に検討を行った上で、新たな運用制度について市区町村等への周知を徹底するための時間的猶予が必要である。
以上に鑑み、具体的には、令和9年度からの本件経由事務の廃止を目途に、今後所要の検討等を進めて参りたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	98	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

リモート署名に対応した地方公共団体組織認証基盤の文書等署名用職責証明書の発行

提案団体

愛媛県、広島県、香川県、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、砥部町、内子町、高知県

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

【リモート署名に対応した地方公共団体組織認証基盤(以下「LGPKI」という。)の文書等署名用職責証明書の発行】

- ・リモート署名に対応した LGPKI の文書等署名用職責証明書(GPKI 相互認証可)を発行して頂きたい。具体的には、LGPKI の文書等署名用職責証明書及び署名鍵をサーバーで保管し、地方公共団体がリモート署名するときにサーバー上で電子署名が行えるような仕組みを構築していただきたい。
- ・文書等署名用職責証明書について、現在は、知事のみとなっているが、知事以外に部長等複数の職責証明書の発行が可能となるようにして頂きたい。
- ・電子署名や送信を行う仕組みについては民間事業者が提供するシステムの利用を想定。

具体的な支障事例

【背景】
申請に基づく処分通知等については、「〇〇県知事」、「〇〇部長」等の公印を押印しているが、行政手続きのオンライン完結を実現するため、公印に代えて LGPKI の文書等署名用職責証明書の利用を検討している。しかしながら、現状では下記の支障があり、当県で実現には至っていない。

【支障事例】
文書等署名用職責証明書格納媒体は USB トークンであってローカル署名を対象としており、リモート署名には対応しておらず、当県組織全体で職責証明書の利用を想定したときに利便性(複数課での利用やテレワーク等)の観点で支障となる。
文書等署名用職責証明書の発行は、現時点、発行名義は知事のみで知事以外に部長名義等複数名義の発行はできない。当県も含め地方公共団体が申請に基づく処分通知等のオンライン化に係るシステム整備を進めるに当たって、支障となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【県】
事務処理件数:年間 12,000 件程度(公印の押印が必要な通知)
※令和5年度実績
＜費用削減効果＞

送料削減効果:1,680,000 円(140 円×12,000 件)

<事務処理時間の削減>

実作用時間削減

120 分/件⇒30 分(70%削減程度)

18,000 時間削減((120 分-30 分)×12,000 件)

【県民及び事業者】

送料削減効果:1,680,000 円(140 円×12,000 件)

上記に加え、行政サービス提供時間の短縮等の効果がある。

根拠法令等

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、東京都、川崎市、名古屋市

○現在、LGPKI の職責証明書を利用しているが、署名を行うためには当該作業を行う職員のパソコンにカードリーダーの接続やソフトウェアのインストール等の環境整備が必要であり、煩雑な作業となっている。更に、IC カードを署名の都度当該職員へ貸し出す必要があるため、紛失の危険もある。また、オンライン申請を導入しているが、現在は証明書等の発行については郵送で対応している。利便性の向上と事務の省力化の観点から電子署名による証明書のオンライン発行についても検討しているが、職責証明書の利用が増えることから本件は大きな障壁となるため、ぜひ構築をお願いしたい。

○現在、電子署名の付与にあたっては、LGPKI の職責証明書を利用している。しかし、職責証明書は IC カード等の物理的な媒体に格納する場合にのみ発行可能であるため、利用促進に支障をきたしている。具体的には、テレワーク等による遠隔地からの署名が行えないことが挙げられる。加えて、庁内の文書管理システムと連携させ、施行文書に電子署名を付与できる仕組みを検討する場合、職責証明書をサーバで保管できないと実現方式に制約が生じ利便性が損なわれる恐れがある。

○リモートで業務を行う際に、文書等署名用職責証明が利用できるようになれば、業務の効率化が期待できると考える。

各府省からの第 1 次回答

ご提案の「リモート署名」の仕組みを必ずしも理解しているわけではありませんが、ご趣旨としては、IC カードや USB トークンを利用せずに署名鍵をリモートからでもアクセス可能なインターネット上のサーバーに置くことで、庁舎外においても電子署名を利用できるようにされたいということではないかと拝察いたします。セキュリティ面から IC カード等の鍵格納媒体の利用については、現時点においては必要であると考えます。

他方で、LGPKI の IC カード等の鍵格納媒体を庁舎外に持ち出して電子署名に利用することについては、J-LIS において何らかの規律を定めているものではなく、各地方公共団体で定める公印管理規程等に則った対応がなされているものと承知しており、各地方公共団体、各職員において鍵格納媒体を適切に管理するという前提のもと、適切にご判断されるべきものと考えます。

また、LGPKI においてどうしても IC カード等を利用せずに電子署名を行いたいということであれば、システム改修が発生し、運用に係る費用もかかり増しになると予想され、LGWAN や LGPKI の費用を負担している全団体で、その費用負担について合意形成が必要となることにご留意ください。

ご指摘の「知事以外に部長等複数の職責証明書の発行が可能となるよう」については、今年度のできるだけ早い時期に対応することが可能となる見込みです。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

まず「セキュリティ面から IC カード等の鍵格納媒体の利用については、現時点においては必要」とのご記載について、リモート署名のセキュリティ面については「リモート署名ガイドライン」（日本トラストテクノロジー協議会（JT2A）2020 年 4 月 30 日）において整理されており、これらを参考としてローカル署名と同等のセキュリティが担保可能と考えています。また、本件対象のローカル署名は IC カード等（物）と暗証番号・PIN（知識）で認証していますが、リモート署名においても多要素認証等で同等のセキュリティを担保することは可能であると考えてい

ます。

また、「LGPKI の IC カード等の鍵格納媒体を庁舎外に持ち出して電子署名に利用することについては、J-LIS において何らかの規律を定めているものではなく」とのご記載について、公印管理規程等に則って考えると、リモートワークするために鍵格納媒体を庁舎外に持ち出すことは、紛失や盗難のリスクが伴うため、特別な場合を除き適切ではないと考えられることから、実質的に庁舎外への持ち出しはできないと判断する団体が多いと考えます。

「システム改修が発生し、運用に係る費用もかかり増しになると予想」とのご記載について、本県においては、知事や保健所長等の各職責に基づいて多くの処分通知等（当県において公印を押印した処分通知等を行った件数は令和6年度実績で約 29,000 件）が行われており、基礎自治体ではより多くの処分通知等が行われていると認識しています。

このことから、処分通知等の公印の押印に代えて職責証明書に基づくリモート署名を行うことで、地方公共団体では職員の業務効率化やペーパーレス化につながり、処分通知等の受け手（住民や企業等）においても通知の保管や受取等の負担軽減効果があるため、需要や費用対効果はあると考えています。

「その費用負担について合意形成が必要」とのご指摘については、費用対効果をもとに様々な実施方法を比較検討の上、各地方公共団体に理解いただけるよう丁寧な合意形成を図っていただき、具体的に検討を進めていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【東京都】

（セキュリティの確保について）

署名鍵をサーバー上に格納し、電子署名を付与する仕組みは、電子契約等の分野において民間サービスで広く実現されており、技術的にも確立された方式であると認識しています。こうした事例を踏まえ、署名付与の際にアクセスを庁内ネットワークに限定するなど運用面を工夫することにより、セキュリティ面のリスクを低減しながら、同様の仕組みを導入することは十分に可能であると考えます。一方、IC カード等の物理媒体を庁舎外に持ち出す場合、規程等に則り適切に管理したとしても、紛失等のリスクをゼロにすることは困難であると考えます。

（費用負担の対価として得られるメリットについて）

当団体では、約 600 部署に職責証明書を格納した IC カードを配備しており、PIN コードの亡失や証明書の有効期限到来による再発行など、媒体の管理に手間がかかっていますが、サーバー上に署名鍵を格納する方法に変更することにより、こうした負担から解放されます。また、当団体では場所にとらわれない柔軟な働き方としてテレワークの浸透を図っておりますが、リモート署名の導入により、職員が庁舎に出勤することなく電子署名の利用が可能となります。加えて、リモート署名の導入により処分通知のデジタル化が進むことで、申請者の利便性向上や職員の事務処理時間削減等、大きなメリットが得られることが期待されます。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求め。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

各府省からの第2次回答

リモート署名については、電子署名法に基づく認定基準に関する国の検討では、中長期的な事項として、「拙速な議論とならないよう留意しつつ、適切な時機にその要否も含めて検討することが考えられる」とされている。LGPKI における導入についても、こうした国の検討の動向を踏まえてから検討すべきものと考えている。

また、仮に導入を検討する場合、システムの改修や検証、セキュリティレベルを確保するための方策に係る諸費用が都道府県負担金等に影響を与える可能性があるため、費用対効果等を整理し、連絡調整会議等において LGWAN 利用団体間で合意形成をとっていただく必要がある。

なお、リモート署名の導入に係る費用対効果を整理する際には、上記に加え、以下のようなことを検討する必要がある。

①ご指摘いただいた「職員の業務効率化やペーパーレス化」の効果については、既に令和7年6月20日（金）より文書等署名用職責証明書の発行枚数上限等が撤廃されており、ローカル署名によって上記「制度改正の効果」の大半は達成可能であるように見受けられること

②リモート署名を導入しても、PINコードの管理や証明書の有効期限到来による再発行に伴う事務は発生すると見込まれること。また、職責証明書(役職)と利用者(個人)を紐づけるための管理が地方公共団体側に発生するとともに、本人認証をマイナンバーカード等で行う場合は、これに係るICカード読取装置やドライバの管理等に係るコストが発生すること

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	100	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

地方公営企業法に基づく出納取扱金融機関の指定手続きの省略

提案団体

岐阜県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

地方公営企業法施行令第 21 条の 2 及び同法施行令第 21 条の 10 の規定を一部改正し、出納取扱金融機関の指定を不要とし、管理者自らが行う口座振替の方法による収入及び支出を可能とすること。

具体的な支障事例

地方公営企業法第 27 条において地方公営企業の業務に係る出納について管理者が行うものと規定されているところ、出納取扱金融機関の指定は任意とされている。
しかしながら、口座振替の方法による収入については地方公営企業法施行令第 21 条の 2、支出については同法施行令第 21 条の 10 の規定により、出納取扱金融機関が定められていることが前提とされ、管理者は出納取扱金融機関を指定していなければ口座振替による収入又は支出を行うことができない。
昭和 38 年に口座振替の方法による収入及び支出を可能とする同法施行令の一部改正(昭和 38 年政令第 345 号)が行われたところ、その改正から 60 年余を経た現在、広く一般的に行われる口座振替について出納取扱金融機関の指定を必須とする意義・必要性は著しく低下している。
なお、当県の水道事業における指定事務では、担当者 1 名が調査、指定の告示及び金融機関との条件調整の為に 1 年を要している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方公営企業の業務に係る出納について、従来は無償であった各種手数料が有償に移行することに伴い新たに生じたコスト比較の面から出納取扱金融機関変更の機運が生まれつつあるところ、口座振替による収入又は支出に際し出納取扱金融機関の指定そのものが不要になれば、指定に係る調査業務が不要になり、事務の簡素化が図られる。

根拠法令等

地方公営企業法第 27 条、地方公営企業法施行令第 21 条の 2、第 21 条の 10

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市

—

各府省からの第１次回答

地方公営企業の出納については、出納事務の重要性に鑑み、また公金取扱いの公正性と確実性を担保するため、管理者が地方公共団体の長の同意を得て指定した金融機関（出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関）に限り、その事務の一部を取り扱わせることができ、当該金融機関においては、個別の委任を要せずその名と責任において地方公営企業の出納を経常的に取り扱うことができる場所である。

この点、口座振替による収入（支出）とは、金融機関が債権者（債務者）の代わりに、当該金融機関の債務者（債権者）の預金口座から、当該金融機関の債権者（債務者）の預金口座に資金を移動するものであるが、地方公営企業においてこのような口座振替による収入又は支出を行う場合、当該金融機関が地方公営企業に代わって自ら公金の収納又は支出を行うこととなることから、上記のとおり、指定した金融機関（出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関）に限り、口座振替による収入又は支出を実施できることとすることが適切であると考えている。

各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

出納取扱金融機関は、金融機関が地方公営企業に代わって自ら公金の収納又は支出を行うこととなることから、責任の明確化という点において、指定した者に限り、実施できることとしている現行の制度は、理解できる。しかしながら、地方公営企業法第 27 条の原則に立ち、口座振替を含めて管理者の責任において行うものと整理すれば、責任の所在は明確であるといえる。また、口座振替サービス業務が始まって以来、何れの金融機関においても口座振替業務が適切に行われており、口座振替業務を託すべき金融機関を選別する必要性は必ずしもない。また、出納取扱金融機関の指定が必須となっている実態と指定が任意となっている規定上の乖離も解消され则认为る。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第２次回答

口座振替による収入（支出）とは、金融機関が債権者（債務者）の代わりに、当該金融機関の債務者（債権者）の預金口座から、当該金融機関の債権者（債務者）の預金口座に資金を移動するものである。こうした口座振替を行う金融機関については、地方公営企業の預金口座を有し、その出納を経常的に取り扱うことから、その機能の重要性に鑑み、公金取扱いの公正性と確実性を担保することが必要である。

このため、管理者が金融機関に口座振替による出納を行わせようとする場合には、地方公共団体の長の同意を得たうえで指定した金融機関に限ることが適切と考える。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	126	重点募集テーマ	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

行政相談委員法に基づく行政相談委員の配置基準の緩和

提案団体

山梨県、全国知事会

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

行政相談委員法に基づく行政相談委員の配置基準の緩和を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

行政相談委員法により、行政相談委員の任期は2年で各市区町村に1人以上配置されており、その対価は無報酬(業務を遂行するために要する費用は支給)である。現状、各市区町村が国に委員を推薦し、国が委嘱しており、2年に1回、各市区町村が委員の候補を探し、推薦している。

【支障事例】

行政相談委員は、業務内容から行政経験者が多いが、小規模自治体では適任者が見つからず、委員の確保に苦慮している(後任者が見つからず、高齢の方に継続してお願いしている自治体もある)。

【制度改正の必要性】

法律上は、広域的な配置も可能と解するが、なり手不足解消や市区町村の負担軽減のため、市区町村をまたいだ広域的な配置を明確にすることが必要。

【支障の解決策】

行政相談委員法、行政相談委員法の施行に関する訓令の改正又は配置を柔軟に行う等の運用基準の制定により、配置基準の緩和を明確にする。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

小規模市町村からは、人口減少の中、行政相談委員のなり手を探すことが非常に困難になってきており、委員の高齢化も進み、近い将来、配置に支障をきたす恐れがあるとの声が挙がっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

市区町村の業務の負担軽減が図られる。住民にとっても、オンライン相談等の工夫により、利便性は損なわずに運用することが可能と考える。

根拠法令等

行政相談委員法(昭和41年法律第99号)第2条

行政相談委員法の施行に関する訓令(昭和59年7月1日総務庁訓令第22号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、ひたちなか市、川崎市、身延町、清須市、那覇市

○昨年度末で任期満了となる委員がおり、新たな人材を確保する必要がある際には人員選定等に苦慮した。現任の委員も年齢が上がってきており、今後、人材を確保することはより困難になると考える。

○当市でも委員の後任者の確保には苦慮している。

確保が困難であるため、委員が高齢になっていても年齢制限までは継続を依頼しているのが現状。

○当市も同様に引き受け手がいなく、委員が辞める際に苦慮している。

○令和5年度中に当市推薦の行政相談委員が亡くなられ、代替の人員の確保に苦慮した。

各府省からの第1次回答

行政相談委員の市（特別区を含む。以下同じ。）町村をまたいだ広域的な配置という点について、複数の市町村を一人の行政相談委員（以下「委員」という。）の担当区域として定めることは、行政相談委員法（昭和41年法律第99号）上可能と解しており、運用基準である「行政相談委員の委嘱等の基準及び手続に関する規程」（平成22年11月12日総評相第242号）3(2)において、その旨を明記している。

また、令和7年4月1日現在、4名の委員が複数の市町村（延べ12市町村）を担当区域として委嘱されており、既に広域的な配置の例は存在するところ（過去5年間では8名（延べ20市町村）の委員を広域的に配置）。今後とも、委員の担い手確保に当たっては、委員や自治体のご意向も踏まえ、広域的な配置の活用も含めた取組を進めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

これまでに、行政相談委員（以下「委員」という。）が複数の市（特別区を含む。以下同じ）町村を担当区域として委嘱されている事例は承知しているものの、運用基準である「行政相談委員の委嘱等の基準及び手続に関する規程」（平成22年11月12日総評相第242号）が、地方自治体へ十分に周知されておらず、具体的な配置基準及び手続が明確に示されていないことから、今回の提案に至ったものである。

行政相談委員法の施行に関する訓令（昭和59年7月1日総務庁訓令第22号）及び行政相談委員の委嘱等の基準及び手続に関する規程では、委員候補者の選考は、管区行政評価局長及び行政評価事務所長が行うこととされているが、委員候補者を探す（推薦する）のは、現状、市町村が担っているのが実情であることから、地方自治体にも運用基準の十分な周知を図っていただきたい。

また、同規程上、複数の市町村の区域を一人の委員の担当区域として定める場合は、「委員活動の活性化に資する場合」又は「委員が広域的な活動を行うことにより委員の業務の効率的かつ効果的な遂行が見込まれる場合」に限られている。人口減少が進む中、今後、多くの自治体で委員のなり手不足が深刻化することが予想されるため、広域的な配置が柔軟に行えるよう、規程の改正や柔軟な運用等も併せて検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

【全国町村会】
提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

現行制度においても、行政相談委員の広域的な配置が可能とのことであるが、具体的にどのような場合に認められるかの判断基準や実務フローを示すなど、適任者の推薦に苦慮する市町村の事務負担が確実に軽減するよう検討されたい。

なお、本提案に関連して、そもそも法令に基づかずに市町村に行政相談委員の推薦を事実上義務付けている点に疑義があるため、「行政相談委員制度の在り方に関する研究会報告書」（平成21年7月）において「国と地

方の関係について、明確なルールによることを基本とする地方分権改革の趣旨からも、・・委員の選考に当たっての市町村の関与（推薦）に関し、法制的な規定を設ける方向で検討することが考えられる。」とされていることや他の各種委員制度を踏まえ、別途、その在り方について、検討されたい。

各府省からの第２次回答

ご提案のとおり、運用基準を市町村に丁寧に説明するとともに、広域的な配置の柔軟な運用に取り組むこととしたい。

また、委員候補者の選出は市町村のご協力に依るところが大きく、十分に意思疎通を図るとともに、市町村の負担軽減に資するような取組を検討してまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	127	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

土地開発公社等の解散に伴う清算手続における公告回数の見直し

提案団体

山梨県

制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

公有地の拡大の推進に関する法律等に基づく、土地開発公社等の解散に伴う清算手続における公告回数の減少を求める。

具体的な支障事例

公有地の拡大の推進に関する法律により、土地開発公社の解散において、「清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない」と規定がある。インターネット版官報の普及により、3回公告する必要性が感じられず、また、掲載までの2週間に、校正事務も発生し、地方公共団体の負担となっている。
このほか、地方道路公社、地方住宅供給公社、港務局、広域臨海環境整備センター、地方独立行政法人についても、同様の制度となっており、併せて見直されたい。
なお、会社法においては、会社解散時の債権者保護手続きとして、1回以上の官報公告となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

民間企業と比較すると、官報掲載のための時間や費用が3倍となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

官報掲載のための時間や費用が1/3となり、地方公共団体の事務負担の軽減に繋がる。

根拠法令等

公有地の拡大の推進に関する法律、港湾法、地方住宅供給公社法、地方道路公社法、広域臨海環境整備センター法、地方独立行政法人法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、川崎市

—

各府省からの第1次回答

土地開発公社の解散にあたり必要な清算人による債権者に対する債権申出の催告に関する公告回数については、インターネット版官報の普及等により既に会社法等の制度においては回数を1回とすることが認められていることも踏まえ、今後、支障事例の把握や他制度との比較を行いつつ検討する。地方道路公社、地方住宅供給公社、港務局、広域臨海環境整備センター、地方独立行政法人についても他制度との比較等を行い、対応について検討する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

清算人による債権者に対する債権申出の催告に関する公告回数を少なくとも3回しなければならないことについて、インターネット版官報の普及のほか、会社法等他の制度においては公告回数を1回とする見直しを既に行っていること等も鑑み、土地開発公社等についても公告回数の見直しを実現していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

土地開発公社等の解散公告について、現行では3回以上必要であるが、
・官報の電子化や株式会社・NPO法人等の見直しの先例に加え、
・公社等については、設立団体の監督下で、債権債務が適切に管理されていれば、知れたる債権者への個別催告によって、全債権者を網羅できる場合も多いと考えられる。
このため、公告回数を1回に見直しても特段の支障はないと考えられることから、実現に向けて前向きに検討いただきたい。
令和8年通常国会での法改正を視野に入れて検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

土地開発公社の解散にあたり必要な清算人による債権者に対する債権申出の催告に関する公告回数については、インターネット版官報の普及等により既に会社法等の制度においては回数を1回とすることが認められていることも踏まえ、令和8年通常国会における法改正を視野に入れて、引き続き前向きに検討を行ってまいりたい。
また、地方道路公社、地方住宅供給公社、港務局、広域臨海環境整備センター、地方独立行政法人については、各公社等における支障事例及び土地開発公社についての検討状況も踏まえながら、法改正を視野に入れて、引き続き検討を行ってまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	132	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

離島活性化交付金等事業計画の廃止等

提案団体

佐賀県

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省

求める措置の具体的内容

離島活性化交付金等事業計画について、廃止または離島振興法施行令第4条に規定する各事業の交付金等の申請時に作成する事業計画書との一体的策定ができるよう見直しを求める。

具体的な支障事例

離島振興法第7条の2で作成が規定されている「離島活性化交付金等事業計画」は、都道府県が定める離島振興計画に基づく事業又は事務を実施するための計画であり、離島振興計画とは別に作成を要しており、実質的に離島活性化交付金を活用する前提条件となっている。離島振興計画は5年毎に見直しをしているが、離島活性化交付金等事業計画は毎年度の新規事業の追加や廃止事業の除外、それに伴う事業所管課における更新事務等の負担が生じている。さらに、離島活性化交付金を活用しようとする場合、各交付金等の要綱等に従い、別途、事業の詳細やKPI(数値目標)を設定した計画書等の作成が必要であり、離島活性化交付金等事業計画をそれらの計画書と別に運用する意義が薄い。また、効率的・効果的な計画行政に向けた指針であるナビゲーション・ガイド(令和5年3月閣議決定)の趣旨からも見直しが必要である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

県、市の手続きの簡素化により、事務負担が軽減される。

根拠法令等

離島振興法第7条の2、第7条の3、離島振興法施行令第4条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福岡県

—

各府省からの第1次回答

離島活性化交付金等事業計画は、各都道府県が離島振興計画に基づき離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等を実施するために作成することができる計画であり、平成24年の議員立法による離島振興法の改正において、交付金制度を法律上位置づける際に立法府の意思として規定されたものである。具体的には、離島活性化交付金等事業計画に、対象とする事業等に関する事項、計画期間、目標等を記載するなど、都道府県が離島の活性化に資するソフト施策等の全体像を計画上明らかにした上で、離島振興法第7条の3において、同計画に基づく事業の実施に対して、国が交付金等を交付できる旨が規定されている。これにより、離島振興施策の総合的かつ着実な推進を担保していることから、本計画を廃止することはできない。

一方で、実際に交付金等を交付するに当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定が適用になるが、要望にある事業主体である都道府県又は市町村が交付金等の申請のために作成する計画書等の書類は、事業所管大臣が、交付金等の不正な使用の防止等の観点から、交付金交付要綱に基づき、事業ごとに、事業費を含めた事業の詳細等を把握するものであり、事業所管大臣が交付金等の交付を判断するために必要不可欠な書類である。

以上のように、両計画はその性格が大きく異なり、また作成主体も異なることから、一体的に作成することは実務上難しいものとする。一方で、双方の計画等の作成に際して、必要があれば記載事項の転記・引用等を行う等の作成事務の合理化は、現行制度上も可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

離島活性化交付金等事業計画については議員立法による離島振興法の改正において、交付金制度を法律上位置づける際に立法府の意思として規定されており、法改正が難しいことは理解している。

一方で離島振興計画、離島活性化交付金等事業計画について重複している点があること、離島活性化交付金に関して、活用のため、離島活性化交付金等事業計画、離島活性化交付金に係る離島活性化事業計画書をそれぞれ作成する必要があること、離島活性化交付金等事業計画については毎年度実施事業について見直し、確認等が必要になるなど、事務負担が大きいことも課題として明確に発生しているところである。こうした事情を踏まえ、離島振興計画と離島活性化交付金等事業計画の一体的策定や記載内容の見直しをするなど、法改正以外の分野で負担軽減可能な方策をご考案いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」(令和5年3月31日閣議決定)の趣旨を踏まえ、計画等の策定による地方の負担の軽減に資するよう、提案の実現に向けて特に積極的な見直しを求める。なお、本提案に係る計画等の策定を通じて財政措置を行っている各政策については、計画策定等の見直し後も引き続きその政策目的を達成するために必要な財源保障を行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

離島振興法第7条の3第2項の交付金等の交付を受けるために、離島振興計画、離島活性化交付金等事業計画、各交付金要綱等に基づく計画書の3つの計画の策定が必要となっているが、ナビゲーション・ガイドを踏まえ、これらの計画の統廃合や記載内容の合理化等により、計画行政の事務負担の軽減を図るべきではないか。離島活性化交付金等事業計画の記載内容は、離島振興計画の基本的方針及び施策に関する事項(離島振興法第4条第2項第4号から第17号)との重複していることや各交付金の計画書等の事業の詳細が示されていることを踏まえ、一部の記載事項(離島振興法施行令第4条各号で定められる事業の位置づけ)を離島振興計画または各交付金等の事業計画書に追記することなどによる一体的策定について検討いただきたい。

議員立法で作成が求められる計画についても一体的策定を可能としているものはあり、離島振興に係る3種類の計画における記載事項の重複の合理化を求める本提案において、離島振興施策の適正な実行に支障がない形で見直しを行うことは、立法府の意思に背くものではないのではないか。

各府省からの第2次回答

離島振興計画は、各都道府県がソフト施策に限らず、離島の振興の基本的方針について記載しており、離島活性化交付金等事業計画は、このうち離島の活性化に資するソフト施策等の全体像について記載している。また、要綱等による各交付金等の申請に必要な事業計画書は、交付金等の申請のため、事業主体である都道府県又は市町村が、事業ごとに、事業費を含めた事業の詳細等について記載した、交付申請書の添付書類である。したがって、これらの計画はそれぞれ記載内容や位置づけが異なっており、目的に沿った作成が必要である。今回の提案を踏まえ、さらなる事務の合理化を図るため、離島振興計画と離島活性化交付金等事業計画の一体的策定については、両計画の作成者が都道府県で、一部記載事項が重複していることから、法令に定める要件（記載事項等）を満たす場合に限り、可能である旨、及び一体的策定における留意事項について令和7年度中に周知することとしたい。

一方で、離島振興法に基づき、離島の活性化に資するソフト施策等の全体像について記載した離島活性化交付金等事業計画と、補助金適正化法等の規定が適用になり、事業所管大臣が交付金等の交付を判断するために必要である交付金等の申請に必要な事業計画書は、作成主体が異なり、記載内容も位置づけも異なっていることから、一体的策定は実務上難しい。

ただし、離島活性化交付金等事業計画と離島活性化交付金の申請に必要な事業計画書の作成主体が同一の者（都道府県）である場合には、両計画の一体的策定を可能とする方向で検討する。なお、必要があれば記載事項の転記・引用等を行う等の作成事務の合理化は、現行制度上も可能である。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	137	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	09_土木・建築

提案事項(事項名)

空き家対策の推進のため内部利用可能な情報の範囲の拡大

提案団体

米子市

制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

市町村長は、固定資産税の課税のために利用する目的で保有する情報であって「空家等の所有者(納税義務者)又は必要な場合における納税管理人の氏名又は名称並びに住所及び電話番号」については、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)の施行のために必要な限度において内部で利用することが可能とされているが、個人の同定のため、納税義務者の生年月日及び性別についても内部利用可能とするよう、情報の利用範囲の拡大を求める。また、納税義務者が亡くなりその相続人が相続放棄した場合の「相続放棄申述受理通知書」(写し)についても内部利用可能とするよう求める。

具体的な支障事例

平成 27 年2月 26 日付け事務連絡「固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の所有者に関する情報の内部利用等について」において、「市町村長は、空家法第 10 条第1項の規定に基づき、市町村の税務部局が固定資産税の課税のために利用する目的で保有する情報であって同法第2条第1項に規定する空家等の所有者に関する氏名その他の法の施行のために必要な限度の情報(具体的には、空家等の所有者(納税義務者)又は必要な場合における納税管理人の氏名又は名称並びに住所及び電話番号といった事項に限られる。)のうち不動産登記情報等として一般に公開されていないものについて、地方税法第 22 条の守秘義務に抵触することなく、空家法の施行のために必要な限度において、空家等施策担当部局が法に基づく措置を講ずる目的のために内部で利用することが可能である」との旨が示されている。一方、生年月日や性別については内部利用の対象とされていないため、特に、未登記の空家等で課税情報が相続人調査の大きな手がかりとなる場合においても探索の端緒として用いることができないことから、同姓同名の者がいる場合等は個人の同定ができず、住民基本台帳ネットワークシステムの活用ができない事例が発生している。

また、すでに相続放棄が発生している場合、税務部局が相続放棄申述受理通知書(写し)を保有していても空家等施策担当部局で利用できないため、相続放棄者に協力を求めるも得られず、家庭裁判所に交付申請が必要となる事例が発生しており、相続人の特定に時間がかかっている。

「地方税における資産課税のあり方に関する調査研究」(令和 4 年 3 月一般社団法人資産評価システム研究センター)においても「情報の提供を求めた機関が他の方法で取得可能な情報については、求められれば提供しても問題ないのではないか(提供した方が行政機関内の効率的な情報共有が可能)。」ととりまとめられており、事務の効率化及び空家等への迅速な対応のために利用範囲の拡大が必要である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

個人の特定が容易になり、相続人調査において住民基本台帳ネットワークシステムを円滑に活用することができるほか、相続放棄申述受理通知書（写し）の共有により、事務の効率化を図ることが可能となる。これらにより、早期に空き家所有者を特定し、空家法に基づく措置を迅速に講じることができるようになり、管理不全空家等及び特定空家等の早期の解消に繋がる。

根拠法令等

空家等対策の推進に関する特別措置法第 10 条、地方税法第 22 条、固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の所有者に関する情報の内部利用等について（平成 27 年 2 月 26 日付け国住備第 943 号総行地第 25 号）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、ひたちなか市、上尾市、佐倉市、八千代市、横浜市、川崎市、相模原市、福井市、飯田市、島田市、名古屋市、半田市、稲沢市

○当市においても管理不全な空き家等の所有者等を確定するにあたり、相続放棄者の協力が得られず、年間数件裁判所へ照会を行っている。
○当市において支障となった事例はないが、所有者等の特定には時間がかかることから、早期の対応を促すためにも情報の内部利用は幅広く提供されたい。
○相続権が複数人にある場合、相続放棄の有無を調査するには、裁判所に照会する必要がある。税務部局で保有している情報を照会でできれば、調査に係る時間を短縮できる。
○登記家屋、未登記家屋問わず、課税情報の所有者情報等のみとせず、代表納税義務者や代表相続人情報等も内部利用を可能とすることを法に明記することを求める。

各府省からの第 1 次回答

空家等対策の推進に関する特別措置法第 10 条第 1 項に基づき市町村が内部利用できる情報の範囲に、固定資産税の納税義務者の生年月日及び性別が含まれることについて、これらの情報が同法の施行のために必要であるかなどを踏まえたうえで、関係省庁とも連携し明確化する方向で検討を行うこととする。
また、税務部局が保有する相続放棄申述受理通知書の写しについては、具体的な活用場面や空家等の所有者等の情報であるかなどを踏まえたうえで検討を行うこととする。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

見直しに前向きな回答をいただき感謝申し上げます。
空き家の数は本市のみならず全国的に増加しており、市町村の空家対策に関する事務負担は年々増加している。特定空家等や管理不全空家等に至るような空き家は、多くの場合、権利関係が複雑になっており、所有者の特定に多大な時間を要している。一方、税務部局は所有者（相続人）等の情報を保有しており、この情報を空家対策部局と共有できないのは非効率である。そのため、市町村の迅速な対応が可能となるよう、早期の内部利用できる情報の範囲の明確化と、相続放棄申述受理通知書の写しの取扱いの見直しを求める。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【名古屋市】
法定相続人による相続放棄申述の受理は、所有者等を確定するにあたって重要な情報である。また、当該相続人が相続権を放棄したことを第三者に主張するための申述であるため、進んで共有されるべき情報であると考ええる。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

氏名、住所のみでは対象者が複数いる場合など所有者が特定できない場合において、固定資産税の納税義務者の生年月日及び性別の情報を内部利用することは、空家法の施行のために必要な限度であると考えられる。また、守秘義務の対象となる税務関係情報について、他の行政機関から、法令の規定に基づいて、情報の提供を求められた場合の取扱いについては、個別具体の状況に応じ、事案の重要性や緊急性、代替手段の有無、全体としての法秩序の維持の必要性等を総合的に勘案し、保護法益間の比較考量を慎重に行った上で、情報提供が必要と認められる場合について、必要な範囲内で情報の提供に応じることが適当である。この点、相続放棄申述受理通知書の写しについては、当該空き家の所有者の情報ではないこと、仮に情報提供したとしても必ずしも所有者の特定に至らないこと、家庭裁判所に交付申請できるなど他の代替的な手段も考えられることなどから、税担当部局から空家等施策担当部局に対して提供することは、適当でないと考えられる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	139	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

地方財政状況調査における調査の単位を千円単位から円単位にすること

提案団体

岡崎市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

地方財政状況調査(決算統計)における端数調整に多大な時間を要するため、調査単位を千円単位から円単位とすることを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

(市町村)決算統計は、地方自治法第252条の17の5の規定により、都道府県を通じて総務省から照会があるもので、地方財政状況調査表作成要領などにに基づき、普通会計の決算状況等を表す約80の調査表を作成するものである。調査表の作成は、総務省が提供する地方財政決算情報管理システムに入力を行うが、千円単位での入力を求められていること、また、システムに設定されている検算機能(調査表内・調査表間のエラーチェック機能)により、原則すべての調査表にエラーがない状態での提出を求められているところである。

【支障事例】(一例)

市税決算額 9,999 円

うち A 税 4,444 円、B 税 3,333 円、C 税 2,222 円

A 税のうち a'に関するもの 3,333 円、a''に関するもの 1,111 円

B 税内訳なし

C 税のうち c'に関するもの 888 円、c''に関するもの 777 円、c'''に関するもの 557 円

という決算の場合、四捨五入により千円単位にすると

市税 10 千円 うち A 税 4 千円、B 税 3 千円、C 税 2 千円 A 税のうち a'3 千円、a''1 千円、C 税のうち c'1 千円、c''1 千円、c'''1 千円

となるが、エラーチェックにより、 $市税 \neq A + B + C$ 、 $C \neq c' + c'' + c'''$ という2つのエラーが発生するため、千円未満の端数を調整してこれを解消しなければならない。解消方法としては、①A 税 4 千円→5 千円、a'3 千円→4 千円、c'''1 千円→0 千円 ②C 税 2 千円→3 千円 とする方法などが考えられる。この例程度の内容であれば、数分程度で端数調整は完了するものの、内訳が多く、細かくなっている調査表については、1時間以上端数調整に時間を要することもある。また、端数調整について明確なルールは示されておらず、団体によって①を採用したり、②を採用したりと、同じ決算額にもかかわらず異なる調査表が出来上がる可能性がある。他にも、ある調査表で端数調整をした項目が別の表でも出てくる場合は、別の表でも端数調整後の数値としないと表間エラーが発生することになるが、各調査表の作成は複数の職員により分担していることもあり、エラーチェックをするまで不突合となっていることに気づかないこともある。

【制度改正の必要性】

決算統計に関する事務は、出納閉鎖後の6月1日以降にしか本格的な作業ができないものの、回答期限に対して作業量が膨大であり、多くの団体の決算統計担当部局で6月・7月は相当な時間外勤務が発生していると思われる。平成31年から時間外勤務の上限規制制度が設けられたこともあり、必要度の低い作業は削減するな

ど、年間及び月間の時間外勤務を縮減する取組は必要不可欠であるとする。

【支障の解決策】

調査表の単位を円単位にすることで解決すると考えられる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

時間外勤務の縮減による行政コストの減

正確な統計データの提供

【例】

左記一例の端数調整で、①の方法を採用した場合、c'''は 557 円の決算額があるにもかかわらず、調査表上 0 千円（空欄）として表されることになる。c'''の該当団体数を決算統計から集計しようとした場合、実際には c'''がある団体をない団体として集計する可能性があるなど、統計データとして正確性を欠くものとなっている可能性がある。

根拠法令等

地方財政状況調査表様式

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、ひたちなか市、新発田市、諏訪市、沼津市、名古屋市、滋賀県、京都府

○総務省・都道府県と市区町村との間の確認・修正作業の事務負担が生じている。

【支障事例】

①都道府県が「2 表 決算収支の状況」と「32 表 資金収支の状況」との間の表間不突合を指摘（原因は、翌年度に繰り越すべき財源について、繰り越す際は千円未満切上げ、翌年度に歳入として受け入れる際は千円未満を切下げのため）

②都道府県からの指示により、表間不突合が生じないように端数調整

③総務省が前年度の「32 表 資金収支の状況」と当年度の「32 表 資金収支の状況」との間の年度間不突合を指摘

④年度間不突合の原因は上記の端数調整によるものであり、解消のために端数調整を行う場合は表間不突合が再発するため、どちらのエラー回避を優先すべきなのか、都道府県経由で総務省に照会

⑤都道府県から回答がないまま決算統計事務が終了（年度間不突合は解消せず）

○当市でも、決算統計調査票作成において、千円未満の端数が生じた場合、四捨五入で数字の調整を行っている。端数調整された各項目の積み上げの合計金額と実際の円単位で記載された合計金額が合わない場合は、一部の項目で端数調整を行うため、時間を要する。円単位の記載になれば、端数調整の時間が省け、事務負担の軽減となるため賛同する。

○時間外勤務の縮減など職員の負担軽減に繋がる。

各府省からの第 1 次回答

地方財政決算情報システムについては、令和8年度から次期システムの設計開発等を行う予定であり、その中で事務負担軽減の観点から調査単位のあり方について検討する。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

地方財政決算情報システムは地方公共団体、一部事務組合、公営企業等多くの団体に使用され、各団体で決算数値を千円単位とする作業に多くの時間を要している。また、平成 31 年から時間外勤務の上限規制が設けられる等長時間労働の是正が求められているが、本市の地方財政状況調査を所管する部署は他律的業務の比重が高いと指定されており、本作業も少なからず影響していると推察される。

本提案を実現することは費用対効果が大きく、また現在の調査内容を大きく変更することなく対応可能なため、次期システムの設計開発を待つことなく速やかに検討結果を反映していただきたい。

地方財政決算情報システムの改修により、各団体が使用している会計システム側でも改修が必要となるため、会計システムのパッケージシステムを提供しているベンダーとも適切に調整し、各団体が使用している会計システムへの影響を抑えるように努めていただきたい。

次期システムの設計開発等の中で検討いただけるとのことだが、次期システムの稼働までには一定の期間を要することから、地方財政状況調査全体の事務負担軽減に資する検討及び調査への反映を、次期システムの設計開発を待つことなく速やかに実施していただきたい。具体的には、自動入力の項目を増やす、コピーアンドペーストを可能にする等の地方財政決算情報システムの機能改善や、よりデジタル化・DX化を意識したデータの提出方法、調査票の作成方法とする等が考えられる。都道府県における市町村担当課、市町村等、立場により決算統計への関わり方、事務負担の度合いも異なるため、各団体の現況、要望の調査・把握に努めていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

地方財政状況調査(決算統計)システムについては、国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針に基づき、共通化候補(令和7年度分)とされているところ。

今後の検討に当たっては、本提案事項も含め、自治体の業務等の実態を把握したうえで、現場の理解を得ながら業務・システムを一体的に検討していただきたい。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

各府省からの第2次回答

現行システムにおいて、提案いただいた機能改善を実現するには多額の改修経費を要すると想定されるため、早期には実現が困難である。

そのため、令和8年度からの次期システムの設計開発等の中で検討することとしている。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	140	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

障害者控除認定事務に係る事例の共有

提案団体

燕市

制度の所管・関係府省

総務省、財務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

障害者控除に係る、精神又は身体に障害のある年齢六十五歳以上の者で、その障害の程度が知的障害者又は身体障害者に準ずるものの認定(以下、「障害者控除認定」という。)について、市町村における円滑かつ効率的な認定事務の支援として、マニュアルや事例集等で、認定実例や事務負担・市民の申請負担の軽減に向けた取組事例など、認定事務の事例を広く共有いただくこと。

具体的な支障事例

障害者控除認定の判定にあたっては、多くの自治体が要介護認定に要した調査票や主治医意見書を用いているが、そのどちらを重視するか等の認定基準は自治体により異なる。また、介護認定調査に係る情報に基づいた認定にあたっては介護保険システムと障害者控除事務をシステム連携するなど、事務の効率化を図ることにより市民の来庁不要で認定書を発行している自治体もあれば、市民の申請主義としている自治体もある。以上のように、障害が同程度であっても、居住地によって受けられる行政サービスに差があるほか、自治体の事務も十分に効率化されているとは言い難い状況となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

県内 A 市と当市の障害者控除認定基準を比較した場合、両市ともに、要介護認定調査項目の「障害高齢者の日常生活自立度」は要件となっている一方で、A 市では要介護度1以上も要件となっているなど、障害者控除認定基準は自治体によって異なっている。
また、当市では、障害者控除認定事務と介護保険システムを連携するなど、要介護認定調査の状況等を勘案して効率的に障害者控除対象者の抽出を行うほか、来庁不要で障害者控除認定書を発行しているが、そうした事務連携が行えてない自治体においては、市民の来庁による申請や個別の認定審査等を行うなど、市民・自治体双方に負担が生じている。
障害者控除認定に際し、多くの自治体が要介護認定調査に要した情報を参考にしている状況や、自治体により認定基準が異なる現状を踏まえると、効率的な障害者控除事務には、当市のような介護保険システムとの連携に留まらず、多様な実務事例・ノウハウの共有が欠かせないものと考ええる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村実務担当者会議等により自治体の横連携は行っているところであるが、障害者控除認定実務に係る全国の多様かつ具体的な実例・ノウハウ等を国から広く周知・共有いただくことは、自治体の障害者控除認定事務見直しにも繋がり、自治体の事務負担や行政コストの削減はもとより、市民の負担軽減や居住地によらない公平なサービス提供に繋がるものと考ええる。

根拠法令等

所得税法第 79 条、所得税法施行令第 10 条、地方税法第 23 条、第 34 条、第 342 条の 2、地方税法施行令第 7 条、第 7 条の 15 の 7、第 46 条、第 48 条の 7、高齢者の所得税法上の取扱いについて(昭和 45 年 6 月 10 日付厚生省社会局長通知)、高齢者の所得税、地方税上の障害者控除の取扱いについて(平成 14 年 8 月 1 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課・老健局総務課通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、西尾市、大阪市、堺市、大野城市

○当課では障害者控除の認定を行う担当課に要介護認定の調査票や主治医意見書を紙媒体で提供しているため、システムを連携すれば紙媒体でのやり取りが不要になり、業務を効率化できると思われる。
○当市では市民の申請主義としているが、事務の効率化を図る観点から来庁不要で認定書を発行している自治体もあり、障がいと同程度であっても、居住地によって受けられる行政サービスに差があるほか、自治体の事務も十分に効率化されているとは言い難い状況となっている。
○当市において、障害者控除認定の基準を設けているが、自治体によって認定基準が異なることもあり、それによって税の算定に不公平が生じることになる。本提案にあるとおり、認定事務の事例等を広く共有されることで、自治体職員の事務負担軽減はもとより、市民の申請手続きに係る負担軽減や居住地によらない公平なサービス提供に繋がるものと考えます。

各府省からの第 1 次回答

所得税及び地方税上の障害者控除の認定事務については、「高齢者の所得税、地方税上の障害者控除の取扱いについて」(平成 14 年 8 月 1 日付厚生労働省事務連絡)を参考に実施いただいているところ。
当該事務の事例の周知については、自治体における当該事務の実施方法を把握しつつ、その方法について検討して参りたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

当該事務の参考として、「高齢者の所得税、地方税上の障害者控除の取扱いについて」(平成 14 年 8 月 1 日付厚生労働省事務連絡)(以下、事務連絡)があることは承知しているが、事務連絡の発出から 20 年以上が経過しており、また、近年はマイナンバーによる情報連携や、AI の活用、自治体システムの標準化など、デジタル技術等による自治体の業務効率化も進められていることから、全国の多様な事務事例等を参考に、事務連絡の補完またはアップデートを図ることは、効率的かつ効果的な当該事務の在り方を検討する上で、重要な取組と考える。
当該事務の事例の周知にあたっては、可能な限り速やかな実施に努めていただくとともに、自治体の回答の単なる周知・横展開とせず、回答の要点や特徴的な取組等を具体的かつ分かりやすくとりまとめていただくなど、その展開方法に特段のご配慮をいただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第 2 次回答

所得税及び地方税上の障害者控除の認定事務については、「高齢者の所得税、地方税上の障害者控除の取扱いについて」(平成 14 年 8 月 1 日付厚生労働省事務連絡)を参考に実施いただいているところ。
当該事務の事例の周知については、自治体における当該事務の実施方法を一斉通知・調査システムの使用などによって把握すると共に、優良事例を収集し、周知を行って参りたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	149	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

「書かないワンストップ窓口の標準化」に向けた住民記録システム標準仕様書の修正

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

標準準拠住民記録システム(以下「住記システム」)に関して、次のとおり、住民記録システム標準仕様書を修正することを求める。

- ① 住民異動届の作成機能を実装必須機能として追加
- ② ①のデータを基にした異動入力画面への反映機能を実装必須機能として追加
- ③ ワンストップ窓口のための各種申請書作成用データ(①データ)の排出機能を標準オプション機能から実装必須機能に修正

具体的な支障事例

【現行制度について】

令和3年に施行された地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、当市では市民部所管システム(住民記録システム等)の標準準拠システムへの変更を進めている。当市ではこれまで基幹システムを自庁開発し、スマート窓口システムも導入し、独自にRPAを用いてデータ連携しているが、標準化による基幹パッケージの変更により、これまでのようなデータ連携への移行が不可能となってしまうため、従前と異なる運用方法で対応せざるを得ない状況。また、住民記録システム標準仕様書には、スマート窓口化(書かない窓口化)に関する記載としての各種申請書の作成機能に関する言及がないため、各市区町村がスマート窓口化を図る際には住記システムとは別にスマート窓口システムを導入しなければならない状況。

【支障事例、制度改正の必要性】

書かない窓口のために住記システムとは別にスマート窓口システムを導入する場合、データレイアウトの違い等によりインターフェースの構築ができず、スマート窓口システムにより作成された申請データを用いて住記システムの更新ができない場合がある。これにより、スマート窓口システムで申請情報(申請書)を作成し、申請書を基に住民記録システムを更新する二重作業が発生するという支障がある。また、各市区町村が書かない窓口を図る際には住記システムとは別にスマート窓口システムを導入しなければならず、新たな費用負担が必要となる。さらに、住民記録システム標準仕様書では、「個人や世帯を検索、選択後、該当者のデータをCSV形式で出力する機能」は標準オプション機能として記載されており、システムを提供するベンダーによって対応が異なる状況である。各市区町村からの個別のカスタマイズについてもベンダーや開発規模の大小によって対応が分かれ、個別契約により追加機能を実装できない場合もある。とりわけ上記「個人や世帯を検索、選択後、該当者のデータをCSV形式で出力する機能」については開発規模が大きいことから、当市においては個別のカスタマイズを断念した経緯がある。

支障がある状態の事務運用(住民異動)は、以下のとおり。

- ① スマート窓口システムでの受付
- ② 受付内容を基に申請書を作成(手作業)
- ③ 申請書を基に住記システムを更新(手作業)

【支障の解決策】

二重の更新作業による事務負担を解消するため、住記システム内に申請書作成機能を付加することで、一度のデータ入力で申請書の作成及び住記システムの更新が可能となる。具体的には、住民記録システム標準仕様書に各種申請書の作成機能に関する記載を実装必須機能として追加することにより、全国的な対応が可能となり、支障の解決に寄与するものと考えられる。

また、現状標準オプション機能となっている「個人や世帯を検索、選択後、該当者のデータを CSV 形式で出力する機能」を実装必須機能化することによって、全国の市区町村でデータの二次利用（庁内他部局で使用する各種申請書への使用）が可能となり、住民サービスの向上を図ることができる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

住記システム内に各種申請書を作成する機能を付加した場合、以下のような事務運用が想定される。

①住民によるタブレット入力及び聞き取りにより、住記システム内で申請データの作成

②作成した申請データを帳票として出力、住民による確認及び申請

③作成した申請データを利用して住記システムの更新

上記のうち、②及び③は同一の事務として一度の作業で完結するため、各市区町村の住民異動に関する事務の工数低減に繋がり、事務効率化に寄与するものと考えられる。

また、スマート窓口化（書かない窓口化）に際して別でスマート窓口システムを導入する必要がなくなり、各市区町村のコスト低減に寄与するものと考えられる。

加えて、標準準拠住民記録システムから申請情報のデータ排出が可能となることにより、二次利用（庁内他部局で使用する各種申請書への使用）が可能となることで全国の市区町村のワンストップ窓口化の加速に寄与するものと考えられる。

<参考：提案実現による作業時間削減効果（豊田市でのスマート窓口 RPA 導入効果から試算）>

入力等内部処理に要する時間▲1 分 10 秒／件 × 年間 40,631 件＝▲約 790 時間

根拠法令等

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第6条第1項
住民記録システム標準仕様書

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、郡山市、いわき市、銚子市、佐久市、豊中市、南あわじ市、安来市、佐世保市、阿蘇市

○引越しワンストップの導入により異動届はデータ化されているので、カスタマイズせずとも外部システム（申請管理システムや書かない窓口システム）と連携できるようにすべきである。

○当市でもシステム標準化仕様に申請書の作成用データの出力機能が実装必須となっていないため、個別システムの導入が必要となり、かつ、住民記録データとの連携が図られないことにより支障が生じることが懸念されるため、同機能の標準化対応は必須と考える。

○当市でも書かない窓口は導入済みであり、この提案が通ると当市においてもメリットを享受できる。

各府省からの第1次回答

標準仕様書の内容に関するご提案につきましては、住民記録システム等標準化検討会においてお願いします。住民記録システム標準仕様書については、累次の検討会（仕様書の策定及び改定を検討する「自治体システム等標準化検討会」）において、住民記録システムとして備えるべき機能について有識者・自治体委員・開発ベンダの各構成員等にご参画・ご議論いただいた上で、全国意見照会を経て、策定及び改定が重ねられているところです。

なお、機能追加及び実装必須機能化については、現に標準準拠システムへ移行中のシステムや既に標準準拠システムへ移行済のシステムも存在するところ、それらシステムを活用して各種窓口事務を引き続き行う必要が

あること、住民記録システムのみならず、他の窓口対応を要する標準化対象事務に係るシステムにも共通する課題であることを踏まえれば、ランニングコストへの影響も含め、ご提案の措置を行った場合の影響度合いについて、将来的に慎重な検討が必要なものと考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「住民記録システム標準仕様書(第6.0版)」において、「本仕様書については、制度改正時のほか、自治体やベンダからの創意工夫によるシステムの機能改善等の提案がある場合や新たな技術が開発される等デジタル化の進展等がみられる場合にも、関係者の関与の下で改定することを想定している。」と記載がある(21頁)。「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和7年6月13日閣議決定)」においても、重点政策として「総合的なフロントヤード改革の促進」や「窓口DXの推進」が掲げられ「書かないワンストップ窓口」をはじめとした地方自治体と住民との接点の多様化・充実化を図るフロントヤード改革の取組の横展開を図り、住民の利便性向上とデータ連携の強化等によるバックヤードも含めた業務効率化を進める。」とされている。

このことから「書かないワンストップ窓口」は全国自治体に横展開が図られ、拡大していくものであることから、これに対応する機能については実装必須機能として追加すべきと考える。

仮に「書かないワンストップ窓口」が、自治体の行う独自施策だとしても、「地方公共団体情報システム標準化基本方針(令和6年12月24日閣議決定)」において、以下のとおりとされていることから、少なくとも標準オプション機能に位置付けるべきである。

- ① パラメータ変更により実現可能であるものは、標準機能又は標準オプション機能として位置付ける。
- ② 国の調査又は自治体からの提案により、独自施策をパターン化した結果、標準的な機能として実現可能なもの(費用対効果が極めて小さいものを除く。)は、標準オプション機能として位置付ける。

慎重な検討が必要ではあることは理解するものの、市民サービスを大きく左右する要素であることから、積極的検討と措置実現を要望する。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

標準仕様書の内容に関するご提案につきましては、住民記録システム等標準化検討会においてお願いします。書かないワンストップ窓口をはじめとする自治体フロントヤード改革により、住民の利便性向上とバックヤードも含めた業務効率化を進めているところですが、その機能を標準仕様として盛り込むことについては、既に導入している自治体やこれから導入する自治体においても導入方法は様々考えられること、住民記録システムのみならず、他の窓口対応を要する標準化対象事務に係るシステムにも共通する課題であることから、自治体のニーズや開発ベンダのリソース等も踏まえつつ、将来的に慎重な検討を行うことが必要と考えます。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	150	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

外国人の住民基本台帳上への新規登録において在留カード等のICチップに記録された情報を住民記録システムに自動反映すること

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

外国人の住民基本台帳上への新規登録(住民基本台帳法第30条の46の転入)において、在留カード及び特定在留カードのICチップに記録された情報の住民記録システムの異動入力画面への反映が可能となる仕組みの構築を求める。具体的には、住民記録システム標準仕様書における当該機能の実装必須機能化を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

外国人の住民基本台帳上への新規登録(住民基本台帳法第30条の46の転入)について、住民記録システムへの手入力での対応を行っている。各市区町村には在留カード等の住居地情報の変更手続きによる在留カード等の書込み、読出し、読取りを行うためのICカード取扱端末が法務省から提供されており、当該端末にはICチップ読み取り機能(住民記録システム端末へのインストール可能)があるが、住民記録システム標準仕様書では標準オプション機能となっており、連携ができない場合がある状況。

【支障事例、制度改正の必要性】

当市では独自に開発したRPAによってICチップ記録内容の住民記録システムへの反映を可能にしていたが、システム標準化に伴うシステム移行の結果、移行後のシステムには同機能が搭載されておらず、反映ができない状況。外国人住民の氏名で英字かつ文字数が多い場合の入力誤りリスク及び他の住民票記録事項の入力における事務負担については他市区町村からも同様の意見がある。また、全国の在留外国人数が増加傾向にある(令和元年度から令和5年度まで16.29%増加(法務省資料より))ことから、当該事務が今後増加していくことが予想される。

【支障の解決策】

在留カード等のICチップに登録されている情報(氏名、生年月日、性別、国籍等、在留資格等)の住民記録システムの異動入力画面への反映が可能となる仕組みの構築を求める。具体的には、各市区町村が導入している住民記録システムで上記の仕組みが活用できるよう、各標準仕様書の実装必須機能として記載の修正を求める。

上記に加えて、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律(令和6年6月)によってマイナンバーカードと在留カードが一体化されることとなった特定在留カードでも同様の処理ができる仕組みが必要であるため、各標準仕様書への同様の記載を併せて求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

在留カードや特定在留カード（マイナンバーカード）の IC チップに登録されている情報が住民基本台帳上への新規登録事務に活用できるようになることにより、入力ミス発生リスク低減、入力に要する作業時間低減に繋がり、各市区町村の事務負担軽減に寄与するものと考えられる。

<参考：提案実現による作業時間削減効果（当市が独自に導入している RPA（IC チップから抽出したデータを住記システムに入力する自庁開発した RPA）の効果から試算）>

入力時間▲2分／件 × 年間 2,600 件（当市の外国人の入国者数）＝ ▲87 時間／年

根拠法令等

住民基本台帳法第 30 条の 46、住民記録システム標準仕様書

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、仙台市、いわき市、銚子市、佐久市、豊中市、南あわじ市、安来市、広島市、東温市、佐世保市、熊本市、鹿児島市

○当市では現時点で手入力により対応しており、特段支障は生じていないが、今後技能実習制度など外国人の増加が見込まれるなかで、IC チップ情報の読み込みによる手入力を介さない仕組みが標準化システムに実装されることが望まれる。

各府省からの第 1 次回答

標準仕様書の内容に関するご提案につきましては、住民記録システム等標準化検討会においてお願いします。住民記録システム標準仕様書については、累次の検討会（仕様書の策定及び改定を検討する「自治体システム等標準化検討会」）において、住民記録システムとして備えるべき機能について有識者・自治体委員・開発ベンダの各構成員等にご参画・ご議論いただいた上で、全国意見照会を経て、策定及び改定が重ねられているところです。

当該機能については、住民記録システム標準仕様書「10.8 CSV 形式のデータの取込」に標準オプション機能として「CSV 形式に変換した在留カード及び特別永住者証明書の IC チップ内にある券面情報を取り込み、1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目のうち、当該 CSV データに該当する項目に自動入力ができること」を規定しており、各地方公共団体の選択により当該機能を実装されたシステムを利用することが可能です。

なお、当該機能は、各地方自治体における当該業務処理の多寡には、ばらつきがあることに鑑み、業務精度の向上に資する標準オプション機能として規定されたところ、実装必須機能化については、ランニングコストへの影響も含め、ご提案の措置を行った場合の影響度合いについて、将来的に慎重な検討が必要なものと考えます。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

標準オプション機能として記載があることについては承知しているが、実装必須機能ではないため各ベンダの裁量により実装の有無を選択することが可能となっている。本市が導入を予定している製品についても本機能は実装されておらず、個別の実装要望も難しい状況にある。

標準仕様書の機能要件を満たしていればどの製品を選んでも同じ、というわけではなく、当然様々な観点で比較検討した上で導入する製品を選定することとなるため、本機能の有無のみで製品選定を行うことができない。このような事情から、本市のように外国人住民の住民登録数が多い自治体においても、本機能を実装した製品を断念する事例は少なからず発生していると考えられる。

また、IC チップ情報が利用可能であること自体が認識されておらず活用されていない自治体への周知の効果も見込まれることに加え、法務省からは在留カード等の IC チップ読み取り機能（住民記録システム端末へのインストール可能）を有する IC カード取扱端末が自治体に提供されており、こうした端末を有効活用し、入力誤りを防止する観点からも、実装必須機能への変更を要望する。

また、近日交付開始とされる「特定在留カード」についても同様に処理可能とするような記載とすべきであると考えられる。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【仙台市】

出入国在留管理庁によれば、令和6年末現在における全国の在留外国人数は約377万人であり、前年末よりも10.5%増加している。また、国においては、従来の技能実習制度を抜本的に見直し、人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする育成就労制度の導入を決定している。今後、こうした制度を利用した在留外国人が全国的に増加するものと捉えており、特に人口減少が深刻な地方においては、外国人人口の割合が高まる可能性がある。このため、当該機能は将来的には全国的に広くニーズがあるものと考ええる。

本市においても外国人人口は近年顕著に増加しているが、特に国外から初めて転入する外国人については、マイナポータルを利用したオンラインによる転出届や転入予約を利用したデータ連携ができず、最初の転入届の際、外国人・職員双方において入力負担となっている。なお、本市においては独自のオンラインフォームを用いて、国外から転入する外国人の在留カード等の券面事項を事前に入力させる運用を行っているものの、そのデータを直接システムに取り込むことはできないため、さらなる効率化が求められるところである。

現在、当該機能については、標準オプション機能という位置付けであることから、その対応は後ろ倒しとなっているベンダもあり、現に本市が契約しているベンダにおいては、当該機能は将来的にシステム外で実装するとの説明を受けている。一方で、増加する外国人への窓口対応の効率化は喫緊の課題であり、当該機能が実装必須機能として位置付けられることで本市のシステムへの実装が期待できることから、提案市同様、これを強く求めるものである。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

標準仕様書の内容に関するご提案につきましては、住民記録システム等標準化検討会においてお願いします。ご提案のあった、在留カード等のICチップの記録情報を自動入力する機能を実装必須機能とすることについては、自治体のニーズや開発ベンダのリソースを踏まえつつ、自治体の標準準拠システムへの移行作業の進捗を鑑み、令和8年度以降に所要の検討を行い、結論を得ます。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	162	重点募集テーマ	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

地域おこし協力隊制度における条件不利地域要件の緩和

提案団体

熊本市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

地域おこし協力隊制度について、条件不利地域の要件に「人口減少率」や「高齢化率」を含めるなど、現行制度上条件不利地域を含まない指定都市においても広く応募が図られるよう地域要件の緩和を求める。
なお、本件は要件緩和による地方財政措置の対象拡大を求めるだけでなく、総務省による研修等各種支援への参加を可能とすることを含め、地域おこし協力隊制度の利用拡大を求める提案である。

具体的な支障事例

当市には人口減少が著しく、高齢化率の高い地域(合併前の旧市町村等)が存在するため、一部地域において令和5年度より地域おこし協力隊を導入しているが、募集にあたっては、本市が条件不利地域を含まない指定都市であるため、隊員の募集要件として基本的に三大都市圏在住者又は指定都市在住者に限られている。
これにより、応募者が少なく採用に苦慮している実態にある。
※三大都市圏:埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域全部

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地域要件が緩和されることで、志をもった隊員が広く応募しやすくなり、また、行政側も広く募集しやすくなるため、より安定した地域おこし協力隊の採用に繋がる。

根拠法令等

地域おこし協力隊推進要綱
地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

仙台市、秋田市、浜松市、兵庫県

○現行の受入れ対象地域は、当県など3大都市圏においては、過疎法、山村振興法、離島振興法等の指定地域に限定され、令和元年度より人口減少率（2005-2015 年度）11%以上の市町も対象とされた。しかし、当県における小規模集落（世帯数 50 戸以下、高齢化率 40%以上）数は、平成 20 年度 247 集落から令和4年度には 918 集落へと大幅に増加するとともに都市部にも広がっており、現行制度対象外の市町でも協力隊制度を必要としている市町がある。

○地域課題の解決に向け、広く多様な人材からの応募を可能とするため要件の緩和を期待する。

各府省からの第 1 次回答

三大都市圏外の市町村については、条件不利区域を有する市町村の場合、より条件が不利である地方部を支援するという観点で、三大都市圏や指定都市地域の在住者のほかに、三大都市圏外の都市地域等からの受入も可能としている。

この条件不利区域については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法等の法律により指定された地域としており、これにより、一定以上の人口減少や高齢化が生じているなど、より条件が不利である地方部への支援を図っている。

こうした指定を受けていない都市地域については、他の三大都市圏外の市町村と比較して、より条件が不利であるとは言えないことから、制度趣旨を踏まえると、要件の緩和は困難であると考えている。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

当該地域は、平成3年に当市と合併した地域であり、地理的にも中山間地域で市内間の転入も少なく過疎化が急速に進んでいる地域である。

指定都市内ではあるものの、旧合併市町村単位では 2005 年から 2015 年の人口減少率は 13%を超え、現在の高齢化率も 45%を超えている。これは三大都市圏内の市町村を三大都市圏外として扱う人口減少率 11%よりも人口減少率が大きく、また、日本の高齢化率 29.1%も大きく超えており、他の三大都市圏外の市町村と比較して有利とは言えない。このような旧合併市町村は日本全国に存在するといえ、合併後の市町村においては、大きな課題となっている。

地域コミュニティの回復と地域活性化には地域おこし協力隊の積極的な受け入れが今後必要であり、地域おこし協力隊制度の利用拡大の観点からも少しでも広く応募ができるよう地域要件の緩和について検討いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

安心・安全に暮らせる持続可能な社会を目指し、人口減少・少子高齢社会におけるサービスの維持・確保、向上や自治体の負担軽減、裁量拡大を図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

各府省からの第 2 次回答

三大都市圏外の都市地域等からの受入れについて、三大都市圏外の市町村のうち過疎等の条件不利地域に限定して可能としているのは、これらの地域は著しい人口減少や高齢化、市町村の厳しい財政事情、自然条件や交通条件が恵まれないこと等の要因により、特別な立法措置に基づく総合的な地域活性化対策を講ずることが必要な地域であるとして、過疎法や山村振興法等の振興法に指定されていることを考慮したものである。

これを踏まえ、ご提案の三大都市圏外の市町村間での人の流れの拡大に関しては、三大都市圏外の市町村の中でも、より条件が不利な地方部を支援するという観点から、慎重に検討する必要がある。

なお、三大都市圏外の市町村は、旧市町村単位も含め、三大都市圏内の都市地域等からの受入れが可能であり、地域おこし協力隊の応募者数の増加に向けては、地域おこし協力隊アドバイザー派遣事業、地域おこし協力隊全国ネットワーク等の施策の活用を積極的にご検討いただきたい。

また、地域おこし協力隊制度の対象とならない場合であっても、独自事業として外部人材等を活用する場合において、地域おこし協力隊に係る研修等各種支援を活用できるよう、早急に所要の見直しを行ってまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	166	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

消防法に基づく罰則等の適用事例の明確化

提案団体

高松市、江南市、三重県、沖縄県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

消防法に基づく告発や罰則が適用された詳細な事例内容や裁判例等の共有を求める。
具体的には、以下のとおり。
【1】違反内容の詳細(管理権原者との折衝経過、建物図面や写真等を含む具体的な情報)
【2】裁判例検索(最高裁判所 HP)において掲載されていない判例を含む、消防法の罰則にかかる判例の一覧
【3】全国における告発件数、うち罰則に至った件数(及びそれらの内容)

具体的な支障事例

消防職員は、防火対象物等の所有者・管理者・占有者(以下「関係者」という。)に対し、火災予防のために必要があるときは、消防設備等が技術上の基準に適合するよう、適正に設置されているか、定期的に消防用設備等の点検報告を実施し、維持管理されているか、また、防火管理者が選任され、必要な届出が提出されているか、などの状況を検査するため、定期的に立入検査を実施している(消防法第4条)。立入検査の結果、不備欠陥事項が認められた場合、関係者に対して必要な措置を命ずることができる(消防法第5条)。

しかしながら、防火対象物等の関係者の中には、立入検査に応じないことはもとより、通知・指導内容の改善に取り組まないケースが多々見受けられるほか、命令による行政処分措置を行った場合において、それらの是正を怠った関係者に対しては、消防関係法令上の罰則が明記されているものの(消防法第38条以降)、告発に至るケースは極めて少なく、措置命令内容の履行が、改善に向けて円滑に進捗されないのが現状である。

罰則適用に至るケースが少ない要因としては、違反処理の各段階における消防関係法令に抵触するか否かの判断に、妥当性を確保することが困難な場合があることが挙げられる。

例えば建物の増改築により、建物構造が不明となる場合や、同一棟か別棟の判断の際など、面積が変動することで、設置義務となる設備が大きく変わることから、調査した情報に信憑性があるのか、その最終決定に妥当性があるのか、判断に苦慮することが少なくない。

また、管理権原者と連絡がとれず、現状を把握することが困難である場合など、円滑な査察の妨げとなる、様々な阻害要因があることも事実である。

このようなことから、不特定多数の者が出入りする施設などで、火災の発見、初期消火や避難の遅れから、災害弱者などの多くの死傷者が発生する潜在的な可能性がある。

さらには、違反処理標準マニュアル(総務省消防庁予防課)を参照しながらも、各消防本部で定められた違反是正に関する内部規程により、関係者に対して、違反是正措置を行うこととなるが、建物状況の把握や名宛人の特定を入念に行ったうえ、「警告」、「命令」と、次の段階に行くまでの猶予期間も必要であることから、多くの事務量と時間を要することになる。

加えて、同マニュアル P38 以降の「資料3 告発し罰則が確定等した事例」で掲載されている内容は、簡易な概要と違反の項目及び罰則のみであり、個々の状況を判断するための資料としては不十分であるため、実践に有効活用でき、効率的な進捗が可能となる、より具体的な詳細事項が盛り込まれることが、強く望まれる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

違反是正措置等の事例の共有化により、消防関係法令等に違反している関係者に対して、罰則等の適用を時機を逸することなく、迅速に実施することで、火災による被害の軽減につなげることができる。
消防関係法令の違反者に対して、効率的な罰則等の適用が実施可能となることで、職員の事務負担を軽減することができる。
類似事例を参照することで、判断の迅速化及び妥当性の確保並びに全国的な違反基準の統一化を期待できる。

根拠法令等

消防法第九章、違反処理標準マニュアル（総務省消防庁予防課）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、函館市、花巻市、兵庫県、高知県

○左記求める具体的内容の記載事項により、違反処理に係る実務の効果的な進捗に資するものと考えます。
○防火対象物等の関係者に警告や命令による行政処分を行う際の判断資料として、他消防本部の違反処理に関する情報共有は必要と考える。

各府省からの第１次回答

告発事例や判例の共有については、御提案のとおり、消防法令違反への効果的・効率的な対応に資するものと考えられます。
これまでも告発事例や判例について情報収集し、全国の消防本部へ事例集の送付、違反処理担当職員向けの講習会開催等により情報共有を行ってきたところですが、ご提案を踏まえ、より効果的な共有方法について検討を進めてまいります。

各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

消防関係法令等に違反している関係者に対して、違反処理標準マニュアルに則った対応に努めているが、個別事案によって事情が様々であり、「警告」、「命令」へと進めるための判断に苦慮するケースが多く、より具体的なかつ実践的な情報共有の実現により、類似事例を参照することで、判断の迅速化及び妥当性の確保並びに全国的な違反基準の統一化を期待できる。こうした観点から、消防法に基づく告発や罰則が適用された詳細な事例内容や裁判例等の情報共有は重要であり、より効果的な共有方法の策定を国が主導して行うことについて、積極的に御検討いただきたい。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

ご提案の趣旨を踏まえ、消防庁で情報収集を行い、現場での判断に資する具体的な事例の整理・提供について、関係機関と連携しながら進めてまいります。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	173	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

未回収の診療報酬返還金の国返還についての取り扱いの見直し

【提案と類似の支障を有する制度等】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における検査促進枠交付金(埼玉県／内閣官房、内閣府、総務省)

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

未回収の診療報酬返還金の国返還について、市町村が債権として調定した額を国への返還金とするのではなく、適正な債権管理を前提に、市町村が収納した額を国への返還金にすること。

具体的な支障事例

【現行制度】

未回収の診療報酬返還金の国返還について、国民健康保険における診療報酬返還金は、保険医療機関等からの返還の有無に関わらず、債権として調定したものは国に返還することとされている。

【支障事例】

令和4年度に県内の市町村において、保険医療機関に対する国の適時調査により、高額の診療報酬返還金が生じる事例があった。地方厚生局は、医療機関に対して、市町村に直接返還するよう指導しているが、当該保険医療機関からは返還が困難であると申し出があった。市町村は回収に向け努力をしているが、徴収不能な場合でも国への返還が必要となり、大きな財政負担になっている。

【制度改正の必要性】

保険医療機関に対する国の適時調査により生じた診療報酬返還金について、適切な事務執行の責務を果たし、かつ、返還金の徴収について十分な努力をした上で、徴収不能な場合においても、市町村のみの自主財源で返還することは適切ではない。

生活保護や介護保険制度では消滅した債権額等の控除や不納欠損額の報告による精算が行われており、本制度においても同様の仕組みが必要と考えている。なお、生活保護や介護保険制度を見るに、こうした措置によって受給者や事業者の不正等に繋がっているとの事実はないものと認識しており、当該措置の実現によって不正増加につながることはないと考えている。

【その他】

自立支援給付費等に関しても、未回収の返還金を市町村等が国に返還することについて見直しを求める提案が令和7年提案の一つとして提出されているところであり、同様に徴収困難な返還金を市町村等が負担することとなっている類似の制度についても、見直しをされたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

複数の市町村から声が上がっていたことから、県で提案することとした。国に提案することについては、全市町

村から合意を得ている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提案の実現により行政の適正化につながる。

根拠法令等

国通知 平成 25 年 7 月 19 日付 保国発第 0719 第 1 号「不当利得の返還金に係る債権管理の適正化について」
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項、第 2 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

いわき市、館林市、柏市、川崎市、燕市、吹田市、安来市、大野城市、熊本市

○当提案は財政の健全化と事務の効率化に寄与する。

【提案と類似の支障を有する制度等】

○以下の類似する制度についても見直しを求める。

【現行制度】

新型コロナウイルス感染症の無料検査事業における不正受給事案について、事業者等からの返還が見込めない場合は、県の財政負担のもと速やかな国庫返還手続を行うこととされている。

【支障事例】

県内で実施した新型コロナウイルス感染症の無料検査事業において、一部事業者について、不正受給が確認されたため、補助金交付決定の取消等を行った。県は、当該事業者に対し、返還命令及び返還請求訴訟を提起するなど、全額回収に向けて徹底した取組を行っているところであるが、複数の都県から、多額の返還命令がなされている事業者もあり、全額回収に相当の困難が予想されている。

【制度改正の必要性】

当事業は、新型コロナウイルス感染症の感染対策と日常生活の回復の両立を図るため、国の定める要綱に基づき行われたものである。

一方、国は、不正受給等に基づく補助金の取消事案について、その回収だけでなく、回収不能となった場合の国庫返還についても、都道府県のように強いている。

当交付金による事業実施に当たり、都道府県は国に実施計画を提出し、交付対象経費については国が実施計画を基に判断・交付を行っているにも関わらず、都道府県が適切に事務執行と事業者の監督を行い、その上でも不正が発生した状況において、回収に向け最大限取り組んだ場合にも、都道府県に全責任があるとして、全額を返還すべきとすることは不合理であるため、交付金返還においては都道府県の負担の全部若しくは一部を免除すべきである。

【根拠法令】

国事務連絡 令和 6 年 6 月 28 日「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」での不正が疑われる又は確定した事業者への対応について

国事務連絡 令和 6 年 11 月 6 日付「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業の会計検査の結果に対する会計検査院の所見を踏まえた対応について」

各府省からの第 1 次回答

適正な債権管理の観点のほか、国費にも影響を与えるものであることから、ただちにご提案のような取扱いに変更することは困難と考える。

【新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における検査促進枠交付金（内閣官房、内閣府、総務省）】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」については、都道府県から国へ提出される検査促進計画に基づき、都道府県が所定の検査無料化の取組を実施する場合に当該交付金により支援するものである。

また、当該交付金については、補助金等に係る予算の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)における「間接補助金等」に該当し、補助金適正化法第18条第3項において、「各省各庁の長は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。」とされているところである。

国としては、引き続き、都道府県に対して、不正が疑われる事業者への調査や不正事業者への債権管理・保全を適切に実施するよう周知するなど、不正受給された交付金の返還に向けて適切に対応してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

国は、市町村などの保険者に対して、「医療給付費の過誤払による不当利得の返還金が発生した場合は、返還金債権の全額を速やかに確定させ、収納されるか否かにかかわらず、調定した上、適正に債権管理を行うとともに、債権回収に努めること」とし、調定した額については「すべて療養給付費等負担金の対象費用とならない」ことから、全額返還を求めるものとしている。

保険者は、保険医療機関又は保険薬局から療養の給付に関する費用の請求があったときは、厚生労働省令等の規定に基づき審査し、支払うものとされている。

厚生労働省令によると、費用の算定は医科診療報酬点数表などに基づき算定することとされているが、このうち基本診療料等については、保険医療機関が、当該保険医療機関の所在地を管轄する地方厚生(支)局に、施設基準等について届出をし、受理された内容に基づき、算定をすることとされている。

当提案の支障事例として示した返還金は、保険医療機関の体制が届け出された施設基準等に適合していないことに伴い発生したものである。これは、地方厚生局が実施した適時調査において初めて判明したもので、保険者が法令に基づき診療報酬明細書の審査を実施しても、適正な給付が行えるものではない。

医療給付費の過誤払いによる不当利得の返還金が発生した場合、保険者が返還債権の確定及び適正な債権管理を行うことは当然であるが、保険者の責によらない不当利得の返還金については、返還金の収納の有無に関わらず、保険者に全額返還を求めることは不合理であるため、制度の見直しを御検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【提案と類似の支障を有する制度等】

【埼玉県】

「国としては、引き続き、都道府県に対して、不正が疑われる事業者への調査や不正事業者への債権管理・保全を適切に実施するよう周知するなど、不正受給された交付金の返還に向けて適切に対応してまいりたい。」との御回答であるが、どのような対応を考えているか、具体的に示していただきたい。

参議院の決算特別委員会(令和6年6月)においても、「政府は、急速に検査体制を拡充する必要があったことなどから、制度設計の準備や検討が十分に行えなかったとはいえ、多額の不正申請が生じていることを重く受け止め、都道府県と連携して実態を解明し、不正受給された交付金の返還を徹底するとともに、不正を防止するための制度設計を検討すべき」との措置要求決議が出されており、不正事業者への対応を都道府県のみに任せるのではなく、国としての具体的な対応が不可欠であると考えている。

さらに、都道府県が不正事業者への債権管理・保全を適切に実施したが、回収不能となった場合は、補助金適正化法第18条第3項における「やむを得ない事情があると認められるとき」に該当するものとして、都道府県への「返還の命令の全部若しくは一部を取り消すこと」ができる旨を、想定される具体的事例と合わせて周知いただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

国の補助金等を財源の一部とする地方公共団体の補助金等において、事業者の不正等に起因した国庫返還金を当該事業者から徴収することが困難な場合、地方公共団体が当該事業者に代わって国庫に返還しなければならない取扱い、国と地方の費用負担の在り方として適切ではないため、特に積極的な制度の見直しを求める。

【全国市長会】

高額な診療報酬返還金が生じるおそれを十分にはらんでおり、それに伴い、市町村の行財政運営に少なくない影響を及ぼすことから、提案の実現を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

やむを得ず発生する未収納額のすべてを市町村が代わりに返還しなければならない制度は市町村の切実な声を踏まえ、見直しを検討いただきたい。

また、介護保険法に基づく介護給付費や、生活保護法に基づく生活保護費においては、要綱や通知上、不納欠損として処理した額は、交付額から控除される収入額には含まず、支給対象経費とされ、肩代わりが発生していない。制度間の整合の観点からも、同様の措置を講ずるべきではないか。

診療報酬として給付した療養給付費等の返還金が徴収できない場合に、補助金適正化法を根拠に市町村が返還を肩代わりしているが、法の一般原理である比例原則が適用されるべきであり、地方財政法の規定の趣旨や、国民健康保険法上、保険医療機関の指導は国及び都道府県が行うとされていることから公平性について疑義がある。一律に全額の返還の肩代わりを求めることのないよう、返還を免除すべきではないか。改めて関係省庁にも確認をした上で回答いただきたい。

地方財政法第 10 条において、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のうち、国民健康保険の療養給付はその円滑な運営のため、国が進んで経費を負担する必要があると規定されている。また、国家賠償=不法行為の損害賠償債務の案件に関する最高裁判所の判例（最判平成 21 年 10 月 23 日民集 63 巻 8 号 1849 頁）では、複数の行政主体が関係する事案における国家賠償義務について、当該事務について費用を負担する者が賠償義務を負うとしている。こうした法の規定や判決における考え方を踏まえると、国も必要な負担を負う責任があるのではないか。

第 1 次ヒアリングでは、月々の診療報酬請求額との相殺による返還徴収が可能という発言があったが、提案団体における支障事例では、当該医療機関は破産手続の開始決定がされ、既に閉鎖しているため、返還の見込みは到底なく、相殺による処理もできないことから、市町村において肩代わりが発生するものと聞いている。

第 1 次回答では適正な債権管理や国費への影響について言及されているが、上記のとおり相殺項目だけでは解決せず、現に市町村の一般財源の負担が生じていることを踏まえ、持続可能な医療保険制度の構築のために、国費のみならず市町村財源への影響についても考慮し、適正な債権管理を前提に、不納欠損となる部分については償還免除とすることなど、改めて検討いただきたい。

【提案と類似の支障を有する制度等】

小滝俊之「補助金適正化法解説（全訂新版（増補第 2 版））」（全国会計職員協会）によれば、「補助事業者等において間接補助金等の回収を図る努力をしているにもかかわらず、間接補助事業者等の事情により回収が遅延するような場合には、これらの事情を考慮して、国においても返還の期限を延長する等の配慮を加えることが必要であろう。」とされ、また「補助事業者等が適切な指導監督の責務を果たしたにもかかわらず、間接補助事業者等の事情によりもはや資金の回収が不能となると認められるような場合には、補助事業者等の自己負担において返還を命ずることは、返還原因が補助事業者等自身の義務違反にある場合に比して酷に失するおそれもあるので、当該返還を免除しうることとするのが適当と考えられる。」とあるところ、補助金適正化法第 18 条第 3 項に基づく返還の命令の取消等について言及されているが、当該交付金において、不正事業者への適切な債権管理・保全に尽力した上で、資力不足等により事業者からの返還が見込めない場合には、同項の「やむを得ない事情があると認めるとき」に該当し得るものと理解してよろしいか。

合わせて、当該交付金について、具体的にどういった事例において、補助金適正化法に基づく免除等が認められるのかお示しいただきたい。

個別具体的に判断がなされるため、具体的事例を示すのが困難ということであれば、一般論的に「こうした場合は認められる可能性がある」といった示し方について検討いただきたい。

引き続き都道府県に対する周知を行うとのことであるが、地方公共団体が取れる措置を尽くした上でも返還が得られない場合もあるところ、地方公共団体に当該場合の危険負担・返還責任を強いることのないよう検討をいただきたい。

各府省からの第 2 次回答

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）に基づく療養の給付については、市町村が保険医療機関等の請求を審査の上、支給することとされており、保険医療機関等の不正利得に対する返還請求についても市町村が行うこととされています。

また、療養の給付に要する費用は、市町村の支弁とされておりますが、その一部については、都道府県等が行う国民健康保険の財政の安定化を図るため国が負担することとされており、都道府県に対し国庫負担金を交付し、市町村からの給付に充てていただいているところです。

当該国庫負担金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助

金適正化法」という。)における「補助金等」に該当し、過大に交付されている場合は、補助金適正化法第 18 条第 1 項又は第 2 項に基づき、国は都道府県に対してその返還を命じなければならず、それに応じて都道府県は過大交付額を国に返還いただく必要があります。過去には、保険医療機関等から返還を受けられた分のみを債権調定し、国庫負担金の返還を行っていた自治体もありましたが、平成 25 年 3 月 26 日付けで会計検査院長から厚生労働大臣に対し、そのような事例を含め、国庫負担金の算定及び交付が適正に行われることとなるよう是正の処置を求められたことから、平成 25 年 7 月 19 日付け保国発第 1 号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知「不当利得の返還金に係る債権管理等の適正化について」により現行の取扱いをお示ししております。この取扱いについては、こうした経緯も踏まえ、関係省庁との協議が必要な内容であり、また、上記の現行制度の趣旨及び目的に鑑みて、極めて慎重な検討が必要と考えております。

【新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における検査促進枠交付金(内閣官房、内閣府、総務省)】

補助金適正化法第 18 条第 3 項における「やむを得ない事情があると認められるとき」に該当するかどうかについては、個別具体的な事例に即して判断せざるを得ないものであることから、一般的な基準や想定される具体的事例をお示しすることは困難である。

国としては、引き続き、都道府県に対して、不正が疑われる事業者への調査や不正事業者への債権管理・保全を適切に実施するよう周知するとともに、不正事案への対応状況を調査し、その結果を取りまとめ、例えば、複数の都道府県にわたり事業を展開している不正事業者に関し、債権管理の状況をはじめ得られた情報を他の都道府県に共有するなど、都道府県の間でできる限り不正事業者に関する情報の共有が図られるよう、連携して不正事案への対応に努めてまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	176	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

特定健診に係る事務において個人住民税課税台帳情報の利用が可能であることの明確化

提案団体

山口県、中国地方知事会、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

個人住民税課税台帳情報について、特定健診に係る事務において活用できるよう明確化することを求めるもの。

具体的には以下2点について、税情報が利用可能である旨を通知等文書にて明確化することを要求するもの。

①市町村国保の加入者の個人情報(氏名、住所、生年月日、性別、勤務先)

- ・市町村税務部門から市町村国保部門への情報提供。
- ・【利用目的】自治体が実施する特定健診の受診率向上。

②市町村国保の加入者名リスト

- ・市町村国保部門から事業者へ情報提供。
- ・【利用目的】特定健診のみなし健診となり得る事業主健診の受診結果を自治体から事業者に請求する際に、市町村税務部門の情報を基に作成した対象者名リストを事業者に提供すること。

具体的な支障事例

「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について(令和2年12月23日付け基発1223第5号・保発1223第1号厚生労働省労働基準局長・保険局長連名通知:直近令和5年7月31日改正)」において、事業主は、定期健康診断等と特定健診の検査を同時に実施することとし、高齢者の医療の確保に関する法律第27条に基づく保険者の求めに応じ、当該健診結果を保険者に提供するものとされており、保険者への情報提供については、国民健康保険法第82条にも同様の規定がある。

一方で、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第4.1版)」において、市町村国保では、住民税を特別徴収により納めている者は、事業主健診を受診している可能性が高いため、受診の有無について照会し、受診者からデータを受領できるとされているが、国民健康保険法第82条に基づく事業主健診のデータ請求に係る個人情報の取扱いについては、特段の言及がない。

事業主健診については、給与所得がある者であっても必ずしも実施されておらず、また、上記通知別添様式1は義務化されていないため、事業主は、勤労者の加入保険を把握していないことがある。

市町村の国保部門が、税務部門から課税情報の提供を受けて該当者を抽出することは、個人情報保護法第69条の内部利用に当たるものと考えるが、当該情報を活用した市町村国保部門からの請求により、事業主が勤労者の加入保険を初めて把握する場合には、秘密の漏洩として、地方税法第22条に抵触する恐れがあり、利活用が進んでいない状況。

市町村の国保部門が、税情報を基に事業主へ直接情報請求すること自体が、個人情報の第三者提供に当たる恐れもあり、利活用が進んでいない状況だが、税情報に基づく対象者リストを事業主に示して情報請求することができれば、事務の効率化や受診率の向上(情報提供数の増大)に繋げることができ、住民サービスの向上につながるもの。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

特定健康診査情報はオンライン資格確認システムに5年分のデータが格納され、本人同意のもとで医療機関や救急隊等が閲覧しているが、制度改正により搭載データの充実に繋がり、マイナ保険証により進められている本人の受診履歴等に基づく質の高い医療の提供や、救急業務の円滑化の実現に資する。

マイナポータルを通じて本人が確認することもできることから、自らの健診データを把握することで、生活習慣を意識し、改善に取り組む端緒ともなる。

事業主健診の結果提供を特定健診受診とみなすことで、改めての特定健診受診を省略できることから、本人負担の軽減や、特定健診に係る公費負担を縮減できる。

根拠法令等

地方税法第22条、高齢者の医療の確保に関する法律第21条、第27条、国民健康保険法第82条、個人情報の保護に関する法律第69条、定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について（令和2年12月23日付け基発1223第5号、保発1223第1号厚生労働省労働基準局長、保険局長連名通知）、特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4.1版）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

長野県、城陽市、堺市、兵庫県、東温市、久留米市、熊本市

〇当市においても同様の支障事例があるため、事業主健診の受診の把握はできていない。本提案の実現により、事業主健診の結果提供を特定健診受診とみなすことができ、受診率向上が見込まれる。

各府省からの第1次回答

市町村国保から加入者の勤務先に健診結果の提供を依頼することに関して、どのような対応が必要となるか検討する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答において、「どのような対応が必要となるか検討する」と御回答いただいたが、国民健康保険法第82条に基づく事業主への健診情報提供依頼について、より市町村が活用しやすい手続きとしていただきたいが見解如何。

あわせて、手続きにおいて必要となる様式例をお示しいただくなど、市町村の事務負担軽減とされたいが見解如何。

また、マイナ保険証による国民の利便性向上、特定健診に係る公費負担縮減に繋がることから、できるだけ早期に検討を進めていただくとともに、あわせて具体的な検討スケジュールをお示しいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

本人に代わって行政機関間で地方税情報の提供を受ける場合には、情報を利用する事務（国保事務）におい

て、情報の対象となる本人(被保険者)から必要な情報を得るための法令上の規定が必要である。

一方、被保険者に受診義務のない特定健診に代えて、事業者が保有する健診結果の提供依頼に関する事務については、現行の国保関係法令上、市町村(国保部局)から被保険者に勤務先情報の提供を求める規定を創設するのみならず、被保険者からの応答を担保する規定を設けることに課題があり、当該事務のために被保険者の地方税情報(勤務先情報)の提供を受けることが出来ない。

なお、現行、国保事務における地方税情報の利用については、国保法第 113 条の2に規定する国保事務の範囲においてのみ許容されるものであり、特定健診に関する事務はこの範囲に含まれず、特定健診に関する事務について、地方税情報を目的外利用し、当該情報を基に国保法第 82 条に基づき事業主へ直接情報請求することは認められない。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	177	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

全国市町村要覧の編纂に係る調査のオンライン化

提案団体

山口県、山梨県、中国地方知事会、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

紙媒体で実施されている調査について、電子媒体で実施し、一斉調査システムの利用を通じたオンラインでの回答を可能とすること。また、市町村が担当する業務は、都道府県を経由せず、直接国に対して回答できるようにすること(都道府県が担当する業務は引き続き、一斉調査システムを通じて都道府県から回答)。

具体的な支障事例

【現行制度について】
全国市町村要覧の編纂に係る調査票は、総務省から各都道府県へ郵送されており、調査遂行にあたっては、管内市町村の回答を集約する必要があるため、本県では、調査票を全て PDF 化し、市町村へ照会している。また、市町村の回答を集約する際、県担当者が調査票へ一つ一つ手書き修正をした上で、総務省へ郵送している。
また、調査票の記載漏れ等の有無を目視で確認する必要があり、負担となっている。

【支障事例】
調査するにあたり、①総務省から郵送で書類送付があり、担当課が紙ベースを PDF データに変換し、市町村に展開。②市町村が手書き修正後、PDF データに変換し、担当課にメール送付。③担当課が市町の修正箇所をまとめて手書き修正後、PDF スキャンし、総務省へ郵送、という一連の作業が発生する。

【制度改正の必要性】
都道府県を経由する必要があるのにも関わらず、郵送で届いた書類を PDF データに変換する等無駄な事務が発生している。一斉調査システムを利用すれば、都道府県は市町村が回答した内容を確認可能なため、都道府県経由事務を廃止しても問題ない。

【支障の解決策】
全国市町村要覧の編纂に係る事務について、総務省の「調査・照会(一斉調査)システム」等を活用し、国から全自治体へ一斉に周知し、市町村及び都道府県から国へ回答ができることを求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

調査票が電子媒体であれば、空欄箇所等の確認を容易に行うことができる。
また、市町村への郵送に要する時間(約4営業日)や都道府県における回答の取りまとめが不要となり、効率的に業務が実施できる。

根拠法令等

令和6年5月10日付け事務連絡「全国市町村要覧(令和6年版)の編纂について(依頼)」
平成31年3月25日内閣総理大臣決定「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、茨城県

○郵送に係る日数の無駄や、提出後の追加修正、また、今後要覧のレイアウト等に大きな変更があり、項目等が増減する場合に速やかに対応するためには、オンライン化による一定のメリットはあると考える。
○県を通じることで、時間差が生じるため、一斉調査システムを利用し、オンラインでの回答により、事務の効率化が期待できると考える。

各府省からの第1次回答

全国市町村要覧の編纂に係る調査票(校正原稿)の各都道府県への送付については、従前の紙原稿の郵送に替えて、令和7年度から、PDF原稿のメール送付へと変更しており、支障事例として挙げられている事務負担については、一定程度改善されているものと考えている。
令和8年度以降の編纂手法については、一斉調査システムの活用の有無も含めて、引き続き検討する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

令和7年度から、全国資料損要覧の編纂に係る調査票(校正原稿)の送付については、郵送からメールでの調査に変更されたことに伴い、当県から市町村への書類郵送等の事務負担は一定程度改善された。
引き続き、令和8年度以降の編纂に係る事務においては、基本的には市町村が全国市町村要覧に掲載する有無を判断しているものについて都道府県を経由する必要性はないと考えられるため、一斉調査システムの活用の有無についても、前向きに検討していただき、現状での課題についてご教示いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。
あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「経済財政運営と改革の基本方針2025」(骨太方針2025)や「地方創生2.0基本構想」等の閣議決定文書において、経由事務の廃止が政府方針として明示されていることに加え、「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく「経由調査の一斉調査システムの利用拡大等に係る共通化推進方針」が策定されていることから、提案の実現に向けて積極的に検討していただきたい。
地方公共団体を経由している事務については、オンラインで直接調査等が完結する仕組みを国として早急に構築すべきではないか。
一斉通知・調査システムを利用することで、都道府県及び市町村へ直接調査を実施することが可能になるほか、未回答団体への督促、回答の集計等をシステム上で実行できるため、経由事務の廃止についても前向きに検討いただきたい。
団体間の提携に関する情報については、基本的に市町村の判断で掲載有無を判断しているところ、都道府県を経由する必要性は低いのではないかと。令和7年度からオンラインでの回答が可能になったため、都道府県のさらなる事務負担軽減の観点から、市町村が直接国へ報告する形に見直すべきではないか。

各府省からの第2次回答

全国市町村要覧のあり方を検討の上、今後も編纂する必要がある場合には、令和8年度以降の編纂手法について、一斉調査システムの活用の有無も含めて、都道府県及び市町村が直接回答する方法（都道府県経由をしない方法）へと変更することを検討している。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	181	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

外部監査人等に係る告示事項の見直し

提案団体

京都市、富山県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、指定都市市長会、関西広域連合

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

包括外部監査人及び個別外部監査人並びに補助者(外部監査の事務を補助する者)(以下これらを「外部監査人等」という。)の住所の告示を廃止する。

具体的な支障事例

【現行制度について】
包括外部監査人について地方自治法第 252 条の 36 第6項の規定を受けた地方自治法施行令第 174 条の 49 の 28 第1号が、個別外部監査人について地方自治法第 252 条の 39 第9項の規定を受けた地方自治法施行令第 174 条の 49 の 35 第1号が、補助者について地方自治法第 252 条の 32 第2項及び第9項が、それらの者の「住所」(民法第 22 条によれば、「各人の生活の本拠」)を告示すべきことを定めている。

【支障事例】
告示は、各自治体によって、掲示場への掲示、公報への掲載、インターネット版公報への掲載等により行われている。そのため、外部監査人等の住所が自由に閲覧可能な状態となっており、個人情報の保護の観点から大きな課題となっている。

【制度改正の必要性】
外部監査人等の住所が公開されること自体により、外部監査人等は、任期中のみならず任期終了後も、自身やその家族の生命、身体及び財産が危険にさらされる。

【支障の解決策】
住所の告示を不要とすることで支障が解決すると考える。
外部監査人等を特定する必要があるのであれば、日本弁護士連合会、日本公認会計士協会又は日本税理士会連合会が公開している登録番号や、外部監査人等が自ら営み、又は所属する事務所所在地、上記のいずれにも該当しない場合は、職業、資格又は経歴(例:令和〇年司法試験合格)等、選任要件に関連した情報を告示することとすれば足りる。
なお、外部監査人は、外部監査契約の相手方であり、その職業等が契約締結の要件とされていることから、職業等を告示することで、その者が外部監査人としてふさわしい者であることを明らかにする必要があるとも考えられるが、外部監査契約の相手方でなく、かつ、職業等による制約もない補助者については、そもそも個人を特定するための情報を告示する必要性に疑義がある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

氏名及び住所といった個人情報を告示しなければならないことについて、令和6年度の包括外部監査の補助者から不安の声が上がり、包括外部監査人を通じて何らかの対応をするよう申入れがあった。
インターネット上における告示を平成 14 年度から現在まで継続していたところ、平成 30 年度の補助者(弁護

士)から「告示を取り下げなければ法的手段をとる。」という旨の申入書(FAX)を収受した。当該申入書には、その理由として、紛争当事者に自宅住所を知られた場合、自身のみならず家族にも危害が加えられる可能性があることが挙げられていた。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

外部監査人等のプライバシーが保護される結果、外部監査人等やその家族の生命、身体及び財産が危険にさらされることが解消される。

根拠法令等

地方自治法第 252 条の 32 第 2 項、第 9 項
地方自治法施行令第 174 条の 49 の 28 第 1 号、第 174 条の 49 の 35 第 1 号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、宮城県、茨城県、群馬県、高崎市、神奈川県、新潟県、浜松市、京都府、広島市、長崎市

○当市においても同様の支障が顕在化する可能性がある。

また、包括外部監査契約又は個別外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面又はその写しを一般の閲覧に供すること(地方自治法施行令第 174 条の 49 の 25 第 2 項又は第 174 条の 49 の 33 第 2 項)についても、閲覧に供すべき書面の見直しを併せて検討いただきたい。

○当県では、過去の補助者の一人から、国税不服審判所の審判官に就任するため、インターネット上に公開されている当時の県報の削除または検索時に表示されない設定をしてほしいとの依頼があった。理由は次の①～③のとおり。

①審判に係る当事者からの嫌がらせ等が懸念されること

②県報に掲載されている住所からは既に引っ越しており、現在の居住者に迷惑が掛かるおそれがあること

③審判官退任後にも同じ支障があること

上記依頼に対し、既に発行された県報のデータを削除することはできないことから、検索時に表示されない設定を行うことで対応した。

○具体的な支障事例は現時点では生じていないものの、提案団体の事例と同様の事態が生じ得る状態であり、制度の見直しを求める。

○当県の包括外部監査人から、住所が公開されることへの懸念から、補助者のなり手(特に女性)がいないとの問題提起がされている。

各府省からの第 1 次回答

外部監査人等の住所を告示する必要性、個人情報の適正な取扱いの要請及び他のみなし公務員の規律を踏まえて、外部監査人等の住所告示の在り方について検討してまいりたいと考えております。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

外部監査人等の住所の告示が、個人を特定するためのものならば、日本弁護士連合会、日本公認会計士協会又は日本税理士会連合会が公開している登録番号や、外部監査人等が自ら営み、又は所属する事務所所在地等の情報の告示によっても足りることから、住所を告示する必要性はないものとする。

本提案の発端は、複数の外部監査人等から住所の告示について危機感を示されたことであった。個人の住所というプライバシー性の高い情報が公衆に公開されている現状は、外部監査人等及びその家族の生命、身体及び財産に危険が及ぶおそれを生じさせるもので、その不利益の程度が非常に大きいことから、早急に現行の法制度を改正する必要があると考えている。

なお、外部監査人等のうち、外部監査人補助者については、外部監査人とは異なり、選任に当たって、資格要件等が課されていないことから、このような者について、そもそも個人を特定する必要があるのかについても併せて検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

個人の住所が無期限で誰でも自由に閲覧可能な状態にあるのは、プライバシーや安全面への懸念があるため、提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

監査の責任の所在、また、みなし公務員として罰則を課される対象等を明確にするために、個人の特定が必要とのことだが、特別職の公務員である監査委員や他のみなし公務員の住所は告示されないにもかかわらず、外部監査人等については、告示によって一般に周知する必要があるのかは疑問であり、個人情報保護の観点から見直すべきではないか。

告示によって、個人を特定する必要があるとしても、

①特定は「個人の住所」による必要があるのか。例えば有資格者についてはその登録番号、所属先がある場合には、所属先の住所等の選択肢も考慮すべきではないか。

②「個人の住所」による特定が必要だとしても、公職選挙法における投票管理者等の住所告示や商業登記制度における代表取締役等住所非表示措置のように、必要に応じ、「市区町村までの住所情報」の公表にとどめることも考えるべきではないか。

令和8年通常国会での法改正を視野に入れて検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

近年、個人情報の適正な取扱いの要請が高まっていること等から、他のみなし公務員における規律や監査委員の住所を告示していないことを参考としつつ、外部監査人等の住所の告示を廃止する方向で検討してまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	183	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

自治体のテレワークシステムの共通化及び国による提供

提案団体

春日市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

国において地方公共団体情報システム機構が提供する「自治体テレワークシステム」のような共通システムの構築又は「自治体テレワーク試行事業」の本格実施を通じて、テレワークを安定的に実施できる環境の整備を求める。

具体的な支障事例

本市では地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が「自治体テレワーク試行事業」において提供している「自治体テレワークシステム」を利用して、職員全体の約5%がテレワークを実施している。テレワークは、災害や感染症の拡大に伴う登庁不可時の業務継続及び職員の働き方改革の推進に寄与するものであることから、本市では今後も利用の継続を希望しているが、本事業はあくまで「試行」事業であるため、事業が終了すると本市ではテレワークの実施が困難となる。

自治体のテレワーク導入に当たっては、総務省において特別交付税措置やテレワーク利用の事例集の公開などの取組がなされているが、こうした取組があっても本市では予算や人的リソースの不足により、独自にテレワークシステムを構築することが困難である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ・災害や感染症の拡大に伴う登庁不可時の業務継続
- ・職員の働き方改革の推進
- ・自治体独自にテレワークシステムを構築する場合にかかる事務負担の軽減
- ・自治体が個別にテレワーク環境を整備する場合に比べ、国・地方を通じたトータルコストを最小化

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

新潟市、豊橋市、安来市

○当市では、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が提供している「自治体テレワークシステム」によりテレワークを実施している。しかし J-LIS の本事業はあくまで「試行」事業であり、当市は独自のテレワーク環境の整備を行っていないため、事業が終了した場合にテレワークの実施が困難となる。自治体のテレワーク導入に当たって、総務省より特別交付税措置やテレワーク利用の事例集の公開などの取組がなされているが、こうした取組があっても当市では予算や人的リソースの不足により、独自にテレワークシステムを構築することは困難である。

各府省からの第 1 次回答

【デジタル庁】

デジタル庁としては、システムの構築に当たって協力が求められているものと考えておりますが、そもそも総務省においてご提案のシステムの構築は難しいと判断していることから、当庁からの回答は差し控えます。

【総務省】

総務省としては、自治体のテレワークの導入促進の取組として、導入経費については特別交付税措置を講じてきている一方、運用経費は原則として特段の措置は講じていない。こうした中、ご提案にある「国において地方公共団体情報システム機構が提供する「自治体テレワークシステム」のような共通システムの構築」を求めることは、自治体の情報システムの運用経費は各自治体が負担することが基本とされている中、実質的にテレワークの運用経費の恒常的な国負担を求めていることに等しいことから、ご提案のシステムを構築することは困難と考える。

また、「自治体テレワーク試行事業」は地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が実施している取組であり、当省は当該取組に関する権限を有していないことから、当該事業の本格実施は J-LIS に対して提案すべき内容であると考えます。

総務省としては、引き続き、自治体におけるテレワーク導入・活用に関する課題を把握しつつ、事例集の紹介や特別交付税措置などの各種支援を通じて、自治体のテレワークの推進に取り組んでまいりたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

自治体の情報システムの運用経費は各自治体が負担することが基本とされているため、実質的な運用経費を国が負担することに対する費用負担の原則が提案実現に対する阻害要因になっているものと理解する。提案の自治体のテレワークシステムの共通化及び国による提供に関しては、以下の点から例外的なものとして整理いただきたい。

①国が強力に推進すべき施策に対しては例外的な取扱いを行った例があること(VRS や行政手続のオンライン化に係るぴったりサービスの提供)。

②テレワークは、災害や感染症発生時における行政機能維持のための有効な手段である。災害時等の緊急事態において、行政機能の維持に差が発生することは避けなければならない。このため、全国一律でテレワークを利用できるシステムを国の責任において構築することは、費用負担の原則の例外として許容されるものと思料する。

③テレワークは、災害時における他団体からの応援の受援に当たって拡張性を持っている。例えば、被災団体の内部事務(給与計算業務、リ災証明書発行や見舞金給付などの被災者支援業務等)を行うための応援職員が現地に赴くことなく応援対応が可能となる。これを全国で素早く実施するためには、標準化されたテレワークシステムが構築されている必要がある。

また、自治体テレワーク試行事業の本格実施は J-LIS に対して提案すべき内容である旨の見解であるが、J-LIS は地方公共団体情報システム機構法第 1 条により国及び地方公共団体が共同して運営する組織として規定されている。さらに同法第 8 条に規定する代表者会議の委員として総務大臣又はその指名する職員が規定されている。J-LIS の事業に対して総務省が何ら権限を有していないとする見解には疑義がある。

以上のことから、自治体のテレワークシステムの共通化及び国による提供に関して、前向きに検討いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【豊橋市】

自治体が今後も安心してテレワークを実施できるよう、現行の「自治体テレワーク試行事業」を提供する地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に所管省庁から事業の継続を強く働きかけていただきたい。

それが困難であるならば、既に支援措置を講じていただいているが、自治体が個々にテレワークシステムを開

発・導入するよりも、国において J-LIS が提供しているような共通システムを開発し、それを自治体が利用する方が自治体の負担（経費、調整、運用等）が軽減される考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第 2 次回答

提案団体からの見解②及び③について、ご見解のとおりテレワークは災害や感染症発生時に行政機能を維持するための有効な手段となり得るものであるが、地方公務員行政を所管する立場からは、主な目的として、ワークライフバランスの向上、柔軟・多様な働き方、時間の有効活用など、自治体職員一人一人のライフステージに合った働き方を実現できる有力な手段の一つとして導入、実施について積極的な取組を要請しているものである。

提案団体からの見解①について、例として挙げられているワクチン接種記録システム（VRS）は、当時、国民の生命の安全の確保や社会経済活動の維持のため、喫緊の課題であった新型コロナウイルス感染症に対応するために、個人の接種状況を記録することで円滑なワクチン接種を可能とするものであったこと、また、マイナポータルぴったりサービスは、マイナンバーカード等を活用し、行政手続のオンライン化など、デジタル技術の活用による住民サービスの向上を図ることを目的としているものであることから、いずれも例外的に国が一括で費用負担しているものと承知しており、自治体職員がテレワークを安定的に実施できる環境の整備を目的とする本提案と費用負担のあり方について同様にみなすことは適当ではないものとする。

なお、追加共同提案団体からの見解について、J-LIS に対する「自治体テレワーク試行事業」の本格実施の提案は、地方公共団体システム機構法第 1 条より、国及び自治体が共同して運営する組織であること、同法第 8 条に規定する代表者会議の委員として、都道府県知事、市長、町村長も規定されていること、さらに、同法第 33 条において、J-LIS の運営に要する費用は自治体が負担していることから、自治体側から J-LIS に対して提案をすべきものと考えているが、自治体側から地方分権改革に関する提案募集において当該事業の本格実施を求める提案が提出されたことや、総務省が実施した「地方公共団体におけるテレワークの取組状況調査」（令和 6 年 10 月 1 日現在）において、テレワーク導入にあたりコスト面の課題を当該事業を利用して解決した旨の回答があったこと等については、J-LIS に情報提供したい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	184	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

eLTAX による公金収納においてコンビニ収納を可能とすること

提案団体

春日市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

eLTAX でのコンビニ収納の追加

具体的な支障事例

公金収納のデジタル化により、税以外の公金についても令和8年9月以降 eLTAX での収納が可能となる。
eLTAX で収納が可能な支払い方法は、クレジットカード、スマホアプリ、ネットバンキング及び金融機関での収納となっており、コンビニ収納については対象外となっている。
今般、eLTAX が税以外の公金収納に対応することにより、当市の財務システムの改修が伴うが、税以外の公金についてコンビニ収納を行うこととする場合は、別に当市が独自契約しているコンビニ収納システムの改修が必要となり、費用負担が大きい。
コンビニ収納は、利用者も多いため、eLTAX でコンビニ収納が可能となるよう検討していただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

住民の利便性の向上
税でのコンビニ収納を実施しているが、多くの市民が利用している(コンビニ収納を利用可能な税目のうち、実際にコンビニ収納を利用している件数(令和5年実績:103,297 件)は、口座振替での納付件数(令和5年実績:138,726 件)について2番目に多い)。税以外の公金収納を口座振替で行うことは、臨時的な支払いが多いため現実的ではなく、コンビニ収納の需要は高いと考えられる。
行政の効率化
eLTAX でのコンビニ収納が可能となることで、各自治体が個別で契約を行っているコンビニ収納の契約等にかかる事務及び公金検査事務についても簡略化することができ行政事務の業務効率化を図ることができる。

根拠法令等

地方自治法、地方税法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、宮城県、ひたちなか市、前橋市、上尾市、横浜市、相模原市、浜松市、島田市、名古屋市、碧南市、枚方市、西宮市、長崎市、熊本市

○当市のコンビニ収納代行機関がコンビニ収納サービスを終了させる意向を持っているため。
○当市においては、税以外の科目についてもコンビニ収納を実施しているが、eLTAX での収納が可能となることで、コンビニ収納の契約に係る事務等の簡略化及び手数料の削減が図れる。
○eLTAX 導入予定の介護保険料、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料では、別途コンビニ収納の契約を結んでいることから、eLTAX でコンビニ収納が可能になれば、契約・支払・検査に係る事務を削減することができる。
○当市ではシステム更改での仕様変更や今後現行の収納代行事業者の事業撤退の動きにより切替に際し複数の仕様のデータが混在する可能性が出るなど様々な課題が発生している。eLTAX で税以外の様々な公金の取扱いが可能となり、コンビニ収納も取扱いが可能となれば、税においてはもちろんのこと、税以外の公金についても、大いに住民の利便性向上が図られ、また各自治体の負担軽減となり業務の効率化が図られると考えられる。
○QR コードを利用してコンビニ収納を行う場合、国税と同様、ローソンの「Loppi」又はファミリーマートの「マルチコピー機」からコンビニバーコードを印刷する必要があり、コンビニチェーンが限定される。したがって、スマートフォンにコンビニバーコードを表示させる機能を実装するなど、多くのコンビニチェーンで利用できるようにすることが望ましい。
○住民の利便性の向上、税でのコンビニ収納を実施しているが、全体の 22%がコンビニ収納であり需要は高いと考えられる。行政の効率化、eLTAX でのコンビニ収納が可能となることで、各自治体が個別で契約を行っているコンビニ収納の契約等にかかる事務及び公金検査事務についても簡略化することができ行政事務の業務効率化を図ることができる。また、全体の件数が多くなることで手数料の単価が下がることを期待する。

各府省からの第 1 次回答

eLTAX においては、令和5年4月から、地方税統一 QR コード(eL-QR)を活用した電子納付を開始し、地方税法に規定する機構指定納付受託者制度により、一定の要件を満たす事業者について、eLTAX を通じた納付を委託する者として指定することが可能である。また、公金の納付についても、地方自治法において、当該規定が準用されているところ。

一方で、現状、コンビニエンスストアのレジシステムにおいては、QR コードを読み取ることができないことから、eLTAX でコンビニ収納を可能とするためには、設備導入やシステム改修など、コンビニエンスストアにおける負担が生じるという実務上の課題があると認識している。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

現行のコンビニエンスストアにおけるレジシステムでは QR コード(eL-QR)を読み取ることができないことは、認識している。

この課題について、コンビニエンスストア側にシステム改修等の負担を求めるのではなく、また、自治体が独自にコンビニ収納業者と契約を結ぶことを要せず、自治体が QR コードと一次元バーコードの両方を納付書に出力し、コンビニ収納の利用ができるよう制度・公開仕様書の見直しをご検討いただきたい。

また、仕様の見直しが技術的または制度的に困難な場合には、マイナポータルとの連携により納付情報を取得し、コンビニ収納に対応した一次元バーコードを生成する方式や、国税で導入されているキオスク端末を活用した方式など、多角的な手法による対応も視野に入れご検討いただきたい。

あわせて、スマートフォンやキオスク端末などを利用した納付手段について検討を行う場合は、市民利用の観点から、操作性に配慮した設計や環境整備を行っていただきたい。

コンビニ納付については、「地方税における収納・徴収に関する取組について」(令和7年1月)の「地方税における納付件数の内訳(収納手段別)」によると、賦課税目(普通徴収)では、一番納付件数が多いなど、市民からのニーズが高い納付方法となる。そのため、市民の利便性向上のためにも、多角的な手段による実現に向けた方策をご検討いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【長崎市】

コンビニエンスストアのレジシステムにおいても、PayPay や d 払いなどのQRコードを読み取ることで支払いができています。その仕組みを利用するなど、できるだけ安価な方法を考え、システム改修等が必要な場合は、国による財源措置を検討いただきたい。

当市でもコンビニ納付は増加傾向にあり、全国的にもシェアが多いコンビニ納付が対応不可となれば、市民の活用が限られることになり、導入効果に懸念がある。

また、バーコードと QR コードがどちらも印字されていることにより、市民が納付の際に混乱する事態を招きかねない。

市の事務においても、デジタル化を推進することにより、かえって事務量の増加に繋がっている現状もあるため、自治体におけるキャッシュレス契約を一本化する事務負担の軽減においても考慮いただき、コンビニ収納の追加の実現可能性について再度ご検討いただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

現状、eLTAX がコンビニ収納に対応していない理由は、コンビニのレジシステムにおいて QR コードを読み取ることができないことに加え、1次元バーコードは格納可能な情報量や納付額等に制約があること等から、納税義務者等にとって多様な支払手段を確保し、また、関係機関がシステムを通じて事務処理を行うために必要な情報を格納し、運用することが技術的に困難であることに起因している。

なお、eLTAX は、地方団体が共同して運営を行う地方税共同機構において開発・運用が行われているところ、その改修経費については、地方団体が負担する負担金に反映されることから、他の地方団体の理解も得ることも必要。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	191	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

賦課期日時点で被保険者資格が重複している者に対する国民健康保険料(税)の軽減判定について調整規定を設けること

提案団体

桶川市、神奈川県

制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

4月1日に社会保険等に参加した者について、同日を賦課期日として算定する国民健康保険料(税)の軽減判定の対象から除外する調整規定を設けること。

具体的な支障事例

国民健康保険法第8条に規定される国民健康保険の資格喪失の時期によると、国民健康保険の被保険者が同法第6条各号(第9号及び第10号を除く。)いずれかに該当した場合は、当該該当日の翌日に国民健康保険資格を喪失することとなる。そのため、例えば、社会保険に加入したり、後期高齢者医療制度に加入したりした場合、加入日においては社会保険・後期高齢者医療保険と国民健康保険の被保険者資格が重複することとなる。これらの加入日が4月1日である場合、国民健康保険の資格喪失日は4月2日となるため、賦課期日(4月1日)現在は国民健康保険に加入していることとなり、当該者が世帯主以外の者である場合であっても、低所得者に対する軽減判定に含める必要がある。

国民健康保険法第56条の規定により実質的に国保給付の適用を受けない者についても、国民健康保険料(税)の軽減判定の際の計算に計上されてしまうことで、計上をしなければ国民健康保険料(税)の軽減が受けられるような同一世帯の家族等が保険料軽減を受けられなくなるというケースなどが発生してしまっている。

国保世帯の生計維持に関与しないことから、その者の所得を軽減判定所得に加えることは、軽減制度の趣旨から説明が難しい。被保険者からも苦情が出されていることから、相談処理の負担軽減のためにも見直すことが望まれる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当該事例に該当した世帯については、社会保険加入者に前年中の所得があったため、当該者を軽減判定に加えることによって、当該世帯に軽減の適用がされなかった。

(事例)

同一世帯(A、B)

A: 3月末時点で国保の被保険者(世帯員)、前年度所得あり。4月1日から社会保険加入、4月2日に国保資格喪失。

B: 国保の被保険者(世帯主)、前年度所得なし。

軽減措置については、賦課期日である4月1日時点の被保険者等の所得を基に計算するため、Aの所得も加算されてしまい、Bが保険料軽減措置の対象外となるケースが生じた。

Aは実質的に社会保険の適用を受け、国民健康保険の給付を受けられない状況であるにもかかわらず、国民健康保険料(税)の軽減判定に加えられた結果、Bの国民健康保険料(税)が軽減されず、苦情につながっている。

る。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ①国民健康保険料(税)の公平な負担の確保
- ②加入者からの苦情等対応の軽減による市町村の負担軽減

根拠法令等

国民健康保険法第6条、第8条、第76条、第81条
地方税法第703条の5

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、いわき市、ひたちなか市、高崎市、佐倉市、相模原市、鈴鹿市、亀岡市、羽曳野市、兵庫県、
尼崎市、安来市、笠岡市、新居浜市、大野城市、大村市

- 当市でも同様の支障事例が生じており、被保険者からも苦情が出されている。公平性の観点からも、見直しを図っていただきたい。
- 制度設計上、提案内容の方が望ましいと考える。
- 全く同様の事象が発生しており、年度を通じて社会保険に加入している者を国保の軽減判定に加えることにより、実態と異なる判定がされることがある。この件については全国的な事象であると思われる。
- 4月1日から社会保険に加入する被保険者は多く、当市でも同様の事象は発生している。国保税の公平な負担の確保に寄与するため。
- 説明の難しい内容であるため、全国の統一基準として改正されることを望む。

各府省からの第1次回答

減額の対象となる世帯の決定は、「国民健康保険税(料)の減額に伴う事務の取扱について」(昭和38年10月16日付け保発第110号)にて「世帯主及び賦課期日現在(賦課期日後において納税(納付)義務が発生した場合には当該納税(納付)義務が発生した日とする。)(において当該世帯に属する被保険者に係る前年度の総所得金額等により行なうものであること。したがって対象世帯の決定に際しては年度途中における世帯内の被保険者の増減は考慮しないものであること。」と示しているところ。

国民健康保険法第8条に規定される国民健康保険の資格喪失の時期について、社会保険へ加入する場合、加入日の翌日が国民健康保険の資格喪失日となり、資格が重複する日が発生し、当該重複日が賦課期日に当たる場合、社会保険へ異動した者も軽減判定の算定に加えられるため、課題の解決にあたっては資格の重複を解消する等の対応が考えられるが、それにより軽減判定以外の資格管理や給付にかかる影響を慎重に精査した上で検討する必要があるものと認識している。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、国民健康保険法第8条の改正を求めるものではなく、資格の重複によって支障が発生している軽減判定に関する調整規定を設けることを求めるものである。

資格の重複による調整規定は、例えば、保険給付に関しては国民健康保険法第56条により調整規定が設けられている。また、国民健康保険料に関しては、国民健康保険条例参考例第21条第2項において「その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納税義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで」といった調整規定が設けられている(国民健康保険税条例(例)にも同様の規定がある)。

これらと同様に、軽減判定に特化した調整規定を設ける形とすれば、懸案の「軽減判定以外の資格管理や給付に係る影響」は生じないため、早急にご対応されたい。

なお、支障の解決にどうしても資格の重複を解消する必要がある場合、「軽減判定以外の資格管理や給付に係る影響」が具体的にどのようなことを想定しているのか示されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【羽曳野市】

回答に記載の「課題の解決にあたっては資格の重複を解消する等の対応が考えられるが、それにより軽減判定以外の資格管理や給付にかかる影響を慎重に精査した上で検討する必要」について、国民健康保険の保険者としては、軽減判定以外の資格管理や給付に影響がある事象は無いと認識しており、賦課期日（賦課期日後において納税（納付）義務が発生した場合には当該納税（納付）義務が発生した日）と同日に社会保険に加入の場合は当該日を資格喪失日とする法改正のみで対応可能と考えるため、社会保険加入中の世帯員の所得を軽減判定に含めるという理解の得にくい制度は早急に改善すべきと考えます。

なお、国民健康保険は世帯単位での加入とされていますが、時代とともに世帯単位としていること自体に理解が得られなくなっていることを申し添えます。

【大野城市】

資格の重複を解消することについて、「軽減判定以外の資格管理や給付にかかる影響を慎重に精査した上で検討する必要がある」とされているが、当該精査を早急に行い、重複の解消に努めて頂きたい。

4月1日付で入社などに伴い社会保険に加入した被保険者に対して、1日資格が重複していることについて理解を得ることは困難であり、実務上もそういったトラブルは多く発生している。

重複を解消できないのであれば、解消できないことに対して具体的かつ合理的な理由があれば、そちらをお示しいただくことで被保険者の理解も得られると考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

賦課期日である4月1日に社会保険に切り替えることは他の日付に比べても多い。国民健康保険資格を喪失する住民の所得を軽減判定の所得計算に計上し、保険料（税）の軽減判定の結果に影響が生じてしまっている現状は、国民に負担を強いることもあり、公平性の観点からも大きな問題ではないか。

資格の重複の解消が与える影響が懸念であると回答されているが、資格の重複を解消せずとも、賦課期日に社会保険に切り替えた者については軽減判定の対象から除外する調整規定を新たに設けることで解消が可能と考える。

資格の重複時における他の支障への調整規定（※）は既に設けられているため、軽減判定時においても調整規定を設けるべきではないか。

（※）

①保険料納付に係る調整規定

国民健康保険料（税）の納付については、本来、資格喪失日の属する月の前月まで納付義務があるところ、資格喪失日が月の初日である場合は、資格喪失日の前日が属する前月まで納付義務があるとされている。

②医療給付に係る調整規定

健康保険法等の各医療保険法の規定により、医療給付を受けることができる場合は、国民健康保険による医療給付は行わないとされている。

9月の第2次ヒアリング時まで、具体的に整理検討し、その結果について明らかにされたい。

各府省からの第2次回答

ご指摘の課題の解決に当たっては、ご提案の軽減判定における調整規定を設けるということのほか、根本の原因である資格の重複を解消するという方策も考えられるところであり、国民健康保険法第8条に規定される国民健康保険の資格喪失の時期の見直しも含め、影響を慎重に精査した上で、課題を解決できるよう検討してまいります。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	203	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

法律で策定義務のある計画の議会への報告義務の緩和等

提案団体

舞鶴市

制度の所管・関係府省

内閣官房、内閣府、総務省

求める措置の具体的内容

法律により市町村に策定が義務付けられている計画のうち、策定・変更した際に議会への報告が義務付けられているものについて、当該義務付けを緩和することを求める。

具体的な支障事例

法令に基づき計画の策定が義務付けられているもののうち、いくつかの計画については、策定・変更の際に市町村議会に報告しなければならないものがある。当市で把握しているものは次のとおりである。

障害者基本法に基づく市町村障害者計画
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく市町村の国民の保護に関する計画
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく市町村行動計画

上記3つの計画について、他の計画と異なり議会への報告を義務付けられている理由が不明であり、他の計画との均衡を失っている。またこの義務付けにより、議会との調整など他の計画と異なる事務を行う必要があるという支障が生じている。

加えて、当市においては、障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画を一体的策定をしているところであることから、障害福祉計画又は障害児福祉計画を変更した際にも議会への報告義務が生じている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村が行う事務の効率化・簡素化及び計画の策定・変更等の迅速化に資するものとする。

根拠法令等

障害者基本法第11条第8項及び第9項、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第6項及び第8項、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第6項及び第8項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市

○障害者基本法に基づく市町村障害者計画について、当市においても、障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画を一体的策定をしているところであることから、障害福祉計画又は障害児福祉計画を変更した際にも議会への報告義務が生じている。

○法律により議会への報告を義務としていることには、それぞれの法律において理由があるものと推察しており、事務の効率化を理由として議会への報告義務を緩和するのは難しいものと考えるが、国において議会への報告義務について不要であるという検討がなされた場合においては賛同できると考える。

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく市町村の国民の保護に関する計画について、市町村が議会への報告が必要なと同様に、都道府県においても、法第 34 条第6項及び第8項に基づき、計画を策定・変更する場合には住民の代表である議会に報告することとなっている。一方で、法第 35 条第8項及び第 34 条第8項では、市町村から都道府県又は国への協議において「政令で定める軽微な変更」は除外されている。なお、「軽微な変更」とは、施行令第5条で限定列举されており、地域や組織の名称、人物の呼称、統計数値の修正などが該当している。このため、計画変更時の議会報告についても、「政令で定める軽微な変更」の範囲内であれば除外するといった緩和は適当と考えている。

各府省からの第 1 次回答

【障害者基本法に基づく市町村障害者計画について(内閣府)】

【意見】

現行制度のままとする

【理由】

御指摘の障害者基本法第11条第8項の規定は、都道府県障害者計画又は市町村障害者計画の策定・変更に当たり、当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表される機会を設けることが義務付けられるものであり、平成 16 年に議員立法である障害者基本法の一部を改正する法律(平成 16 年6 月4日法律第 80 号)により規定されたものである。

これは、都道府県障害者計画並びに市町村障害者計画は、地方公共団体が、国(政府)が策定した際に国会提出が義務付けられている障害者基本計画に基づいて、当該地方公共団体における障害者の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定するものであり、障害者基本計画の策定・変更時に国会報告が義務付けられていることと同様、二代表制における住民の代表者たる議会の理解を得て、その監視の下で障害者施策を推進することが重要であるためであると認識している。

なお、ご指摘の内容のうち、障害福祉計画又は障害児福祉計画を変更した際にも議会への報告義務が生じていることに関しては、障害者計画は障害福祉計画及び障害児福祉計画との一体的策定を求めているものではない。また、都道府県または市町村における障害者基本計画自体は策定の年限が定められているものではなく、国においても5年に1度策定するものであり、事務の効率化の要請が議会報告の重要性を上回るものではないと考える。

【武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく国民の保護に関する計画について(内閣官房、総務省)】

市町村の国民の保護に関する計画は、武力攻撃事態等において当該市町村が国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するための、いわば行動計画であり、市町村長が作成しなければならないこととされている。この計画の変更をする際には、国民保護法 35 条第6項及び第8項において、議会に報告するとともに公表しなければならないことが定められていることに加えて、都道府県や他の市町村の計画との整合を図るためあらかじめ都道府県知事に協議を行うこと(同条第5項)や関係機関の代表者により構成される市町村協議会への諮問を行うこと(同法第 39 条第3項)が定められているところである。

ご指摘の「軽微な変更」については、その手続き上の負担に鑑み、都道府県知事への協議や市町村協議会への諮問を不要としているところであるが(同法第 35 条第8項及び第 39 条第3項)、軽微な変更であっても、住民の代表者たる議会にその内容を知らせ、公表する必要があると考えられることから、「軽微な変更」に当たる場合であっても、同法第 35 条第6項及び第8項の規定を適用することは適当であると考えている。

【新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく市町村行動計画について(内閣官房)】

市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策は、市町村全体として推進すべきものであり、そのためには、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画について、住民の代表者たる議会にその内容を共有し、有事の際には一体となって対応する必要がある。ただし、新型インフルエンザ等対策特別措置法は、市町村議会への報告の方法について具体的に規定していないため、市町村の実情に応じて議会への報告の方法を柔軟に決定することができる。

なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法で規定される国、都道府県及び市町村が作成する行動計画は、国民の生命、身体等への重大かつ明白な危険に対して国民を保護するための事務を全国的に統一して定める必

要により作成が義務付けられているものであり、また、市町村行動計画の作成は法定受託事務である点に御留意いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当市としても、市町村が策定する計画については、二元代表制の下、市町村議会の理解を得て施策を推進することが必要であると認識している。

一方で、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(令和7年6月13日閣議決定)において、『計画策定の効率化、・・・といった事務の簡素化・効率化を進め』とされており、また、「計画策定等における地方分権改革の推進について」(令和5年3月31日閣議決定)の別紙において『地方公共団体が処理する事務に係る将来に向けた意思決定の仕方及びその意思決定の表現の形式は、地方公共団体に委ねることを原則とする』こと、『計画等の内容や手続は各地方公共団体の判断に委ねること』等が政府の方針として示されている。

このことから、当市としては、市町村における計画策定等に係る事務の簡素化・効率化を進めることは、市町村議会の理解・協力を得て施策を推進することと同様に重要であると考えているところである。

また、当市としては、法令で市町村に策定が義務付けられている計画が数多くある中で、提案の3つの計画のみが特別に明文で議会への報告を義務付けられている理由が不明確であると感じている。

例えば、回答にあるように国において策定・変更時に国会に報告が義務付けられている計画が唯一障害者計画のみであり、障害者計画については市町村にも議会への報告を義務付けている、ということであれば理解できるところである。

議会への報告義務の廃止が難しい場合であっても、法令において明文で市町村に対し議会への報告を義務付けている計画と、そうでない計画を区分するメルクマールをお示しいただきたい。

仮に上記が難しい場合は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法は、市町村議会への報告の方法について具体的に規定していないため、市町村の実情に応じて議会への報告の方法を柔軟に決定することができる。」とご回答いただいているが、当市では、当該規定が明文化されていることを理由に、3計画とも本会議での報告を行っている。については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく市町村行動計画含め、提案の3つの法律の議会報告について、他の多くの計画を同様に、各自治体の判断により本会議以外の形式による議会報告が可能である旨を明確化した通知等を送付いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

【障害者基本法に基づく市町村障害者計画について(内閣府)】

第1次回答の通り、障害者基本法第11条第8項の規定は、平成16年に議員立法である障害者基本法の一部を改正する法律(平成16年6月4日法律第80号)により規定されたものである。

都道府県障害者計画及び市町村障害者計画は、国(政府)が策定する障害者基本計画に基づいて、地方公共団体が当該地方公共団体における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定するものであり、障害者施策について、特定の分野に限らず、福祉、雇用、教育、交通や建築等のバリアフリー、文化芸術活動・スポーツ等の振興、差別の解消や人権擁護の推進等を含め網羅的に記載する、特に重要な計画である。

このことから、都道府県障害者計画及び市町村障害者計画は、障害者基本計画の策定・変更時に国会報告が義務付けられていることと同様、二元代表制における住民の代表者たる議会の理解を得て、その監視の下で障害者施策を推進することが重要であり、議会に対して報告を行うべきとされているものと認識している。

上記の理由により、一律的な議会への報告の義務付けの廃止や自治体で報告の可否を選択できるようにすること等は検討していない。

また、御指摘の都道府県の議会又は市町村の議会における報告形式については、二元代表制の下、議会の自立性の尊重の観点から、議会内部において、本条文の規定に則り、自立的に判断され運用されるべきものと承知しており、国(政府)が、「本会議以外の形式による議会報告が可能である」と言及することは不適切であるものとする。

なお、国においては、障害者基本法第11条第7項の規定に則り、障害者基本法を策定したときは国会に報告を

しているところであり、衆議院及び参議院において、本会議で内閣から障害者基本計画の報告を受領した旨の議長報告がなされているものと承知している。

【武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく国民の保護に関する計画について（内閣官房、総務省）】

市町村の国民の保護に関する計画を変更する際には、議会に報告・公表すること、都道府県知事に協議をすること、市町村協議会に諮問を行うことが定められているが、その計画の変更が「軽微な変更」に当たる場合においては、手続き上の負担に鑑み、議会への報告・公表についてのみ実施することとしているところである。

その上で、提案団体の問題意識を踏まえつつ、国及び地方公共団体の議会報告に係る法律上の規定に着目すれば、国民保護法においては、国民保護基本指針は閣議決定の上、国会報告することが定められており、地方公共団体の国民保護計画について、議会報告義務を課していることとの均衡は取れているものと考えられる。また、地方公共団体の国民保護計画の変更については、法律上、本会議で報告することが義務付けられているものではなく、「本会議以外の形式」によることは当然に可能であるものと考えているが、国民保護計画の変更に係る地方公共団体からの照会があった場合には、引き続き丁寧に対応してまいる。

なお、提案団体において法定計画の報告を本会議で行うこととしている理由は、提案団体における執行部と議会との取り決めによるものであると承知しており、本質的には、制度的な制約によるものではないと理解している。

【新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく市町村行動計画について（内閣官房）】

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性の高い新型インフルエンザ等の大流行時に、社会全体の混乱に対応するため、既存の法制度に基づく措置に加え、事業者への営業時間短縮などの要請、国民への外出自粛の要請など、国民の自由を制約し、権利を制限する措置を含む総合的な対応を可能とするものである。特措法に基づく総合的な新型インフルエンザ等対策を具体化する行動計画は、あらかじめ実施の可能性のある新型インフルエンザ等対策を網羅的に盛り込むものとして国が政府行動計画を作成し、それに基づき都道府県行動計画、市町村行動計画が作成される。

前回も回答のとおり、市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策は、市町村全体として推進すべきものであり、有事の際に市町村が一体となって対応するため、また、先般の新型コロナウイルス対応に対する国民の関心の高さに鑑みても、市町村行動計画について、住民の代表者たる議会にその内容を共有しておく必要がある。また、政府行動計画は国会に、都道府県行動計画は都道府県議会に報告することとされており、同様に市町村行動計画についても、作成したときは速やかに市町村議会に報告する必要があるものである。

なお、特措法第8条第6項について、新たな通知の発出をご要望いただいているが、市町村議会への報告の方法について具体的に規定していないため市町村において議会への報告の方法を柔軟に決定することができる点は、第1次回答で明確にお答えしているところである。この趣旨をご理解いただき、市町村の実情に応じて適切にご対応いただきたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	204	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

労務費の適切な転嫁に係る具体的方策の明示

提案団体

長崎市、神奈川県

制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

業務委託契約において、公共工事契約で採用されている「スライド条項」のように、一定の水準を超える物価や賃金等の変動があった場合に契約金額を変更し労務費へ適切な転嫁が図れるよう国において運用基準を示すなど、具体的方策の明示を求める。

また、建設コンサルタント業務委託契約は、公共工事に類似した積算が行われるが、当該業務の標準契約約款には「スライド条項」がなく、公共工事と当該業務との対応に差が生じているため、「スライド条項」を盛り込むことや、労務費の適切な転嫁のための具体的方策の明示を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

『「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応について(令和6年1月12日付け総務省自治行政局行政課長通知)』(以下、「通知」という。)において、労務費の適切な価格転嫁に対応するための価格交渉を受注者を行うよう求められている。

【支障事例】

業務委託契約・建設コンサルタント業務委託契約において、業種や履行の残期間、受注者の負担分についての割合、設計変更の根拠となる額の妥当性など、個別の案件ごとに対応せざるを得ず、複数業務の受注者と多種多様な業務委託を発注している自治体との調整に時間を要することが想定される。

また、協議後に契約金額を変更する個別の詳細なプロセスについて明示されていない現状では、自治体ごとに個々に判断するしかなく、受注者から「ある自治体では「ここまで」変更となったのに、この自治体では「それ以下」での変更となった」などの自治体間による対応の違いに対する苦情等も想定され、事務の煩雑を招くとともに、公平性を損なうことになる。

【制度改正の必要性】

委託契約労務費を含めた価格転嫁分の調達価格への具体的な反映方法については統一された方策が示されていないことから、当市において十分に取り組みが進んでいない現状がある。また、各自治体の対応状況にもばらつきが生じている実態がある。

また、建設コンサルタント業務についても、毎年、3月から適用する設計業務委託等技術者単価及び公共工事設計労務単価が発表され、技能労働者の適正な賃金水準の確保について(令和7年2月17日付け国土交通省不動産・建設経済局長通知)により国の特例措置を参考とした契約変更について明示されているものの、それ以外の急激な物価等高騰等に対する価格転嫁は対応できない現状がある。

【支障の解決策】

国の通知に基づき労務費の適切な転嫁を進めるにあたって、今後、自治体における事務作業を円滑かつ効率的に進めていくために、国において、労務費の上昇に基づく契約金額の変更等に係る具体的で統一的な方策を明示することで支障が解決すると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

受注者から、労務費上昇に基づく契約金額変更(1件)及び物件費上昇に基づく金額変更(1件)に係る要望がなされ、それぞれ所管課が対応(価格交渉)を行った。
協議の結果としては、契約変更には至らなかったが、労務費等の上昇による影響の妥当性等の判断を個別に行わなければならない、結論を得るのに多大な労力を要した。
また、一部の業界では、通知をもとに、自治体と価格交渉を行うよう全国的に周知がなされており、今後、対応する案件が増加すると思われる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提案の実現により、全国の自治体の事務作業の円滑化かつ効率化が図られるとともに、公平性のある物価や労務費等の上昇による価格交渉を速やかに行うことができ、適正な契約金額による安定的な業務の履行を確保できる。
また、受注者においては発注者と対等かつ適切な取引環境の確保に資することができるとともに、労務費の適切な転嫁が可能となり、担い手不足等による地域産業の衰退防止等の地域課題解決に資する。

根拠法令等

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応について(令和6年1月12日付け総務省自治行政局行政課長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、柏市、川崎市、相模原市、豊田市、寝屋川市、大村市、長与町、熊本市、鹿児島市

○現状、支障が出ている事例はないが、今後、受注者から労務費を含めた価格転嫁分の価格交渉が求められる可能性があることから、具体的で統一的な方策が国から示されると良い。
○業務委託契約・建設コンサルタント業務委託契約において、業種や履行の残期間、受注者の負担分についての割合、設計変更の根拠となる額の妥当性など、個別の案件ごとに対応せざるを得ず、複数業務の受注者と多種多様な業務委託を発注している自治体との調整に時間を要することが想定される。
○当市では業務委託契約約款においてインフレ条項を規定していないことから、労務単価等の変動への対応を検討しているところである。他都市での導入事例も少ないが、今後問い合わせが増える可能性もあるため、統一した運用基準を明示するよう求めたい。
○当市においても、労務費の上昇を理由に契約金額の変更を受注者から求められた場合は、受注者と協議の上、労務費の適切な転嫁を行うように各局発注課へ案内しているところ、具体的にどのように協議をしたらよいかの相談が相次いでいる一方で、工事請負契約のように国等の決められた積算基準を用いていないことから、個々の案件ごとに、他都市の事例等を参考にしながら個別具体的に対応をしている状況であり、多大な労力を要しているほか、そもそも契約金額の内訳明細が見積り積算などではっきり計上されていないケースなどには、工事請負契約のようなインフレスライド等が適切に算出できない場合もあり、契約担当課として庁内統一的な指導がし難い。

各府省からの第1次回答

【総務省】
・労務費の価格転嫁については、令和5年11月に内閣官房及び公正取引委員会が取りまとめた「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」において、「発注者及び受注者それぞれが採るべき行動／求められる行動」を示しているところであり、地方公共団体においても、本指針を踏まえて対応いただくよう依頼しているところである（「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応について）（令和6年1月12日付け総務省自治行政局行政課長通知）。
・地方公共団体における契約は千差万別であり、契約期間中において実際に契約変更をするかどうかについては、当該事業の内容や、当該業種を取り巻く状況などを踏まえ個別具体的に事案に即して検討する必要があることから、御提案の「一定の水準を超える物価や賃金等の変動があった場合に契約金額を変更し労務費へ適切な転嫁が図れるよう国において運用基準」を一概に示すことは困難であるが、労務費の価格転嫁に向けた取組

に疑義が生じた場合には、まずは、総務省又は業所管省庁に御相談いただきたい。

【国土交通省】

・建設コンサルタント業務の標準契約約款における「スライド条項」の導入に向けた検討に当たっては、業務の進捗・出来高を明確にできる工事と異なり、設計書などの成果物の完成に対する進捗をどう把握するかを検討する必要があるなど、建設コンサルタント業務の契約の特性を踏まえた制度・運用面の課題整理が必要であると考えており、標準契約約款への導入については、こうした課題整理を行いながら、適切に検討・対応してまいりたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

【総務省回答】

「個別具体の事案に即して検討する必要がある」という点は理解できるが、一定の水準を超える労務費等の変動があった場合の対応については、これまでの通知において自治体に対して適切に対応するよう強く求めていることと相応し、国において基準等を示すべきである。

また、「契約は千差万別」とあるが、業務委託契約に関しては一定類型化されており、千差万別とは言えず、その類型化した業務ごとに基準等を示すことは可能であるとする。

自治体が行う契約における「価格交渉の公正性」と「適正価格の確保」は、説明責任を果たす上で重要であり、個別具体の事案ごとの対応では、その交渉プロセスや契約金額変更の内容に差異が生じるとともに、妥結までに相当の時間を要することが想定され、十分な説明責任を果たせなくなるとともに、適時の価格転嫁にも支障をきたすおそれがある。

そのため、物価や賃金の変動幅に応じた適切な契約金額の変更基準や発注者と受注者の協議プロセスの明確化など、国において一定の運用基準等を示すことが必要不可欠と強く感じており、ご検討いただきたい。

【国交省回答】

建設コンサルタント業務の標準契約約款における「スライド条項」の導入については、国として必要性を認識し、今後検討が行われるものと理解したが、導入にあたっては、予算措置に関わる点を考慮に入れたスケジュールを可能な限り早期に明示していただきたい。

また、整理すべき課題とする進捗度合いの把握については、「働き方改革に配慮した建築設計業務委託のためのガイドライン」等により一定の方法が示されていると理解しており、それ以降の課題整理がなされていないのであれば、スピード感を持った対応を求める。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ、適切な対応を求める。

各府省からの第 2 次回答

【総務省】

労務費の価格転嫁については、令和 5 年 11 月に内閣官房及び公正取引委員会が取りまとめた「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」において、「発注者及び受注者それぞれが採るべき行動／求められる行動」が示されているところであり、まずは、各地方公共団体において、当該指針に則ったご対応をお願いしたい。

「業務委託契約に関しては一定類型化されている」との御指摘については、契約ごとに労務比率や物件費などの経費構成は異なるものであり、こうした経費構成を度外視して一概に契約変更に係る基準をお示しすることは適当ではないと考えているが、労務費の価格転嫁に向けた取組に疑義が生じた場合には、まずは、当省又は業所管省庁に御相談いただきたい。その上で、各地方公共団体において有用と考えられる相談や各業所管省庁における対応があった場合には、必要に応じて業所管省庁とも協力しながら、地方公共団体に周知を行ってまいりたい。

なお、総務省においては、民間委託等に関し、各地方公共団体における適切な価格転嫁に資する事例を周知し

ているところであり、こうした事例も参考にしていきたい。

【国土交通省】

昨今の社会情勢等の変化を踏まえ、令和7年6月13日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン および実行計画 2025 年改訂版」において「官公需における価格転嫁策の強化」が位置付けられているように、適切な価格転嫁対策が重要であると認識している。

一方、建設コンサルタント業務におけるスライド条項導入に向けては、建設コンサルタント業務は工事と異なり出来高の確認方法が難しく、かつ対象業務種別也多岐にわたり種別毎に課題整理が必要である。

このことから、こうした課題整理を行いながら、対応を適切に検討してまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	209	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

DV 等支援措置対象者が死亡した場合における支援措置の継続

提案団体

板倉町、沼田市、館林市、藤岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、下仁田町、南牧村、長野原町、高山村、明和町

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

DV 等支援措置対象者が死亡した後に、死亡した支援対象者と同一の住所の有する者として併せて支援措置を受けていた者が新たに支援措置を申し出た場合には、同一の住所を有していた当該死者についても支援措置を継続することを可能とするなど、死亡した支援対象者の支援措置を継続するように住民基本台帳事務処理要領の改正を求める。

具体的な支障事例

DV 等支援措置は、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写し等の交付の制度を不正に利用して支援措置対象者の住所を探索することを防止し、支援措置対象者の保護を図ることを目的としている。

支援措置制度では支援対象者と同一の住所を有する者については「併せて支援を受ける者」を登録することができるが、支援措置者の死亡によりその後延長の申出がないことで支援措置が終了し、死者の住民票の除票について第三者請求が可能となることで加害者が死者の除票を請求できるようになると、死者の住所情報を元に同一の住所を有する「併せて支援措置を受ける者」に危害が及ぶ可能性がある。

総務省に照会を行ったところ、死者は支援措置の対象にはならないが、市町村は、加害者が判明しており、加害者から請求又は申出がなされた場合、不当な目的があるものとして請求を拒否し、又は法第 12 条の3第1項各号、第 15 条の4第3項各号、第 20 条第3項各号若しくは第 21 条の3第3項各号に掲げる者に該当しないとして申出を拒否することができる。支援措置の登録の有無にかかわらず、市町村が請求を不当な目的であると判断した場合、これらの規定に基づき請求を拒むことが可能であると回答を得た。

しかしながら、実務上、支援措置が終了すると正当な理由を持って第三者請求が行われた場合、過去に支援措置を受けていたかを把握することが難しいことから住民票(除票)が交付されてしまう。また、仮に支援対象者の死亡後に、併せて支援措置を受ける者について支援措置をかけたとしても死者の除票の住所地に居住している場合、加害者に死者の除票を第三者請求により取得されることで住所が加害者に伝わる可能性がある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

併せて支援措置を受ける者から死者についての支援措置を継続し、加害者に対して死者の住民票の除票の交付をしないように依頼があった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

正当な理由を持って、死者の住民票の除票の第三者請求が行われた場合、窓口で不交付とすることは難しいた

め、「併せて支援措置を受ける者」が登録されている場合には死者を主として支援措置を継続する、又は支援対象者（死亡した支援対象者と同一の住所を有するとして併せて支援措置を受けていたが死者の死亡後に支援措置を申し出、支援措置を受ける者）と同一の住所を有していた死者（それまで支援措置を受けていた者）についても併せて支援措置をかけることを可能とすることで、支援措置者（併せて支援措置を受けていた者）の安全を確保することができる。

根拠法令等

住民基本台帳事務処理要領（昭和 42 年 10 月 4 日付け自治振第 150 号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知）第 5-10-ク

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、花巻市、仙台市、郡山市、銚子市、佐久市、名古屋市、豊橋市、半田市、豊中市、寝屋川市、和泉市、兵庫県、南あわじ市、宍粟市、奈良県、広島市、佐世保市、熊本市、鹿児島市

○システム上の制御がなければ、実務上、証明書の交付に抑止をかけることは困難である。
○当市では現時点で同様の支障事例に接した記録はないが、現行の住民基本台帳事務処理要領で、DV 等支援措置対象者の死亡による、住民票の除票の写しの発行禁止が明確化されないことにより、同様の支障事例の発生が見込まれることから、同要領の改正は必要と思慮される。
○当市においても同類の相談対応事例あり、制度の趣旨を鑑み継続すべきものとするのが適当と考える。
○亡くなられた方の除票から支援措置をかけている方の現住所が知られる恐れがある。
○DV 等支援措置の対象者の死亡後、対象者の死亡によりその後支援措置延長の申出がなく、支援措置が終了すると、加害者から正当な理由を持って第三者請求が行われた場合、過去に支援措置を受けていたかを把握することが難しいことから住民票（除票）が交付されてしまう。また、仮に支援対象者の死亡後に、併せて支援措置を受ける者について支援措置をかけたとしても死者の除票の住所地に居住している場合、加害者が死者の除票を第三者請求により取得することで、支援措置を講ずる必要のある死亡した支援措置の対象者の家族の住所が加害者に伝わる可能性がある。

各府省からの第 1 次回答

DV 等支援措置の相手方から、住民基本台帳法第 12 条の 3 第 1 項の規定に基づき死亡した者に係る住民票の写しの除票等の交付の申出があった場合において、当該住民票の写しの除票等を交付することにより当該支援措置の対象者の住所が判明する恐れがあるなど請求が不当な目的によることが明らかとなるときは、当該住民票の写しの除票等を不交付とすることは可能である。また、当該相手方から正当な理由をもって当該住民票の写しの除票等の交付の申出が行われた場合には、事務処理要領第 5 10 コ（イ）（A）ただし書に準じて、必要とする機関に直接交付するなど、相手方に交付せずに目的を達成することが考えられる。
その上で、上記の取扱いについて市町村に対して周知することを検討する。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

「不当な目的によることが明らかとなるときは、当該住民票の写しの除票等を不交付とすることは可能である」と回答いただいているところだが、支援措置が終了するとシステム上の制御を解除するため、一見正当な理由を持って第三者請求が行われた場合、死亡した者のように支援措置がかけられていない者（システム上の制御を解除した者）については、そもそも生前、支援措置がかけられていたかどうかを職員が把握することが難しいため、「不当な目的によることが明らか」とはいえず、除票を交付してしまう恐れがある。それにより、除票を取得されることで住所が加害者に伝わり、支援措置対象者に危害が及ぶ可能性がある。
また、事務処理要領第 5 10 コ（イ）（A）ただし書に準じた対応について、相手方が証明書を取得するときに証明書を提出する機関がない場合も考えられるため、機関に直接交付するという方法が必ず実行できるわけではない。
したがって、「併せて支援措置を受ける者」が登録されている場合には死者を主として支援措置を継続する、又は支援対象者（死亡した支援対象者と同一の住所を有するとして併せて支援措置を受けていたが死者の死亡後に支援措置を申し出、支援措置を受ける者）と同一の住所を有していた死者（それまで支援措置を受けていた者）についても併せて支援措置をかけることを可能にしなければ、継続して支援措置者（併せて支援措置を受け

ていた者)の安全を確保することができないと考える。
については、本提案内容の実現及び周知について早期に実施することを強く要望する。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【郡山市】

併せて支援を受ける者について、制度上の位置づけを明確にしておかなければ、相手方に対して請求を拒む根拠としては乏しいと考える(審査請求を出された場合の対応が困難)。
また、相手方に直接交付せずに目標を達成することは、提出先があるケースばかりではなく、提出先があった場合であっても相手方が拒んだ場合の対応が困難であることから、現実的な対策とはなり得ないとする。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

DV等支援措置については、支援措置の実施を求める者の申出を行った者であって、相談機関への聴取等を踏まえて市町村長が必要と認めた者に対して実施するものであり、死者に対して支援措置を行うことは適当ではない。その上で、現に支援措置対象者である者の住所と同一の住所が記載されている死者の住民票の除票の写し等を、当該支援措置の相手方に直接交付することにより、当該住所が判明する恐れがある場合には、「不当な目的によることが明らかなとき」に該当するものとして不交付とすることが可能であるところ、市町村のシステムにおいて、死者の住民票の除票に記載されている住所が支援措置対象者の住所と同一である場合に市町村職員が関知する方法について検討し、必要に応じて市町村に周知する。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	212	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

投票所におけるオンラインによる立会いに係る通知(技術的助言)の見直し

提案団体

鳥取県、滋賀県、大阪市、奈良県、全国知事会、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

公職選挙法において投票立会人2人以上の選任を義務付けられているところ、一定の条件を満たした上で、オンラインによる投票立会が認められているが、より簡易な方法でより多くの団体がオンラインによる投票立会を導入できるようにするため、「投票所におけるオンラインによる立会いについて」(令和6年4月26日付け総行選第26号総務省自治行政局選挙部選挙課長通知)により示された技術的助言の内容を以下のとおり見直すこと。

同通知の記3について、オンライン技術活用や執務スペース配置の工夫等により、オンラインによる投票立会人が何人にも干渉されていないことが確認できることを前提として、庁舎内会議室等でなく、自宅や入所施設等に所在してオンラインによる投票立会ができることとすること。

具体的な支障事例

中山間地域等においては、最低人数である2人の投票立会人の確保さえ困難となっており、地域によっては投票所を廃止せざるを得なくなる状況が生まれている。

実際に、当県内において平成24年に408箇所あった投票所のうち、投票立会人の確保困難を最大の理由として、令和5年までに49箇所の投票所を統廃合しており、現在も更なる統廃合を検討している市町村がある。

投票立会人がいないから投票所を閉鎖せざるを得なくなるというのは本末転倒であり、早急に対応策を打たなければ、更なる投票所の統廃合が進み、選挙人の投票環境が悪化すること等により、投票率の更なる低下、選挙人の政治参加意識の低下を招くおそれがある。

そのため、当県ではオンラインによる投票立会に取り組んでいるところであるが、総務省通知による技術的助言のうち、次に掲げる事項について、対応が難しく、市町村選挙管理委員会における導入を難しくしている状況がある。

「選挙管理委員会が確保した何人にも干渉されるおそれのない場所(市町村の庁舎内会議室など)に所在」することとされており、自宅や入所施設等で立会を行うことが困難となっている(障がい者等を含め、より多様な層から投票立会人を確保することを困難にしている)。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

多くの市町村から投票立会人の確保が困難であるとの声を聞いており(中には、選挙直前まで投票立会人が決まらなかったというケースもあるとのこと)、県の選挙管理委員会としてオンラインによる投票立会の活用による投票立会人の確保を促すが、総務省による技術的助言への対応が難しく、活用が難しいといった意見が市町村選挙管理委員会から寄せられている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

オンラインによる投票立会の活用が容易になり、市町村において投票立会人を確保しやすくなり、住民にとって利便性の高い、近接した投票所の維持・増設（県民の投票環境の維持・向上）を図ることができる。

根拠法令等

公職選挙法第 38 条、第 48 条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、岩手県、花巻市、宮城県、千葉県、清須市、高知県、熊本市

○今後、人口減少によって、立会人等のなり手不足が懸念される。

各府省からの第 1 次回答

「投票所におけるオンラインによる立会いについて」（令和6年4月 26 日付け総行選第 26 号総務省自治行政局選挙部選挙課長通知。以下「立会い通知」という。）において通知した通り、投票立会人は、投票管理者の下、何人にも干渉されず独立した立場において、投票事務の執行を監視する役割があるため、オンラインによる投票立会人は、選挙管理委員会が確保した何人にも干渉されるおそれのない場所（市町村の庁舎内会議室など）に所在し、その場所において何人にも干渉されることなく投票所を開いてから投票箱を閉鎖するまでの投票手続に立ち会うことが必要であり、また、投票に関する事務全般の責任者である投票管理者及び他の投票立会人において、オンラインによる投票立会人が、何人にも干渉されずに職務を遂行している状況を確認できるようにすることが必要である。

「オンライン技術活用や執務スペース配置の工夫等」の指すところが必ずしも明らかではないが、「自宅や入所施設等」に所在してオンラインによる投票立会が可能となるためには、市町村の庁舎内会議室などと同程度に「何人にも干渉されるおそれのない場所」と認められる必要があるところ、「自宅や入所施設等」において干渉を排除することについては課題があると考えられることから、通知の改正については、慎重に検討する必要があると考える。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

技術的助言のとおり、オンラインによる投票立会人が適切に役割を果たせるよう、自宅や入所施設等においても何人にも干渉されずに職務を遂行できるように執務環境を整備することを想定している。

具体的には、投票所とオンラインによる投票立会人の執務室をオンラインでつなぎ、カメラ・モニター・スピーカー等の活用によりお互いの執務の様子がリアルタイムで見ることができ、同じ場所にいるかのようにコミュニケーションが取れるよう環境を整えることとしているため、オンラインによる投票立会人に対し不当な干渉等がなされないよう、常時オンライン越しにオンラインによる投票立会人の言動や挙動を確認することにより、そのような干渉等を予防・排除することができる。

貴省の技術的助言に沿った形で、干渉を排除することが可能であるため、「自宅や入所施設等」を除外することなく（市町村の庁舎内会議室などに限定せず）、より多くの方がオンラインによる投票立会人を務めることができるよう、通知の改正を検討いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【北海道】

投票立会人については、過疎地域の多い北海道においても、今後なり手不足が懸念されるところであるため、広く人材を確保するためにも、技術的に干渉がないことが確認できる場合には、庁舎外での立ち会いも可能とするよう要件の緩和を求める。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

オンラインでの投票立会いにおいて、「干渉されない場所」が庁舎内等に限定されている現行要件は、中山間地域等での立会人確保の大きな障壁となっている。多様な人材の参画を促進し、選挙制度の持続可能性と信頼

性を高めるためにも、技術的に「干渉がない」ことが確認できる場合には、庁舎外での立会いも可能とするよう、要件の緩和を強く求める。

各府省からの第2次回答

「投票所におけるオンラインによる立会いについて」(令和6年4月26日付け総行選第26号総務省自治行政局選挙部選挙課長通知)において示しているように、「投票立会人は、投票管理者の下、何人にも干渉されず独立した立場において、投票事務の執行を監視する役割があるため、オンラインによる投票立会人は、選挙管理委員会が確保した何人にも干渉されるおそれのない場所(市町村の庁舎内会議室など)に所在」する必要があるところ、「何人にも干渉されるおそれのない場所」を具体的に確保するためには、例えば、市町村の庁舎内会議室などにおいて、オンラインによる投票立会人に対して、事務従事者が立ち会うことにより何人からの干渉も排除することが必要であると考えている。御提案のように、「自宅や入所施設等」においてカメラ・モニター・スピーカー等を活用してオンラインによる立会いを行うことについては、例えば、カメラの死角を確認すること等が困難であり、「干渉等を予防・排除すること」について課題があるため、通知の改正については、慎重に検討する必要があると考える。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	214	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

DV等の支援措置を受けているなどやむを得ない場合には15歳未満の者に対してマイナンバーカードを交付する際に必要とする本人確認書類の簡略化等

提案団体

郡山市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

15歳未満の者にマイナンバーカードを交付する際の本人確認書類について、法定代理人の本人確認が適切に行われる場合は、「当該交付申請者の顔写真付き身分証明」又は「交付申請者に対して文書で照会したその回答書」(以下「回答書」という。)の提示がなくとも、市区町村窓口でマイナンバーカードを交付できるように確認する必要書類の簡略化を求める。併せて、DV等の支援措置を受けているなど市町村長がやむを得ない理由があると認める場合には、回答書を住所地ではなく、直接居所に送付することが可能であることを明確化することを求める。

具体的な支障事例

15歳未満の者が交付申請者である場合、マイナンバーカードを市区町村窓口で交付する際には、15歳未満の交付申請者及びその法定代理人の来庁を求めている。交付申請者が顔写真付き身分証明書をお持ちではないなど個人番号カードの交付等に関する事務処理要領「第4個人番号カードの交付-3交付-(交付時来庁方式による交付方法-C-(A)」に掲げる書類をお持ちではない場合、当該事務処理要領「第4個人番号カードの交付-3交付-(1)交付時来庁方式による交付方法-D」の規定に従い、次の書類の確認を行い、マイナンバーカードを交付することになっている。

(1)「回答書」

(2)「運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等の顔写真付き本人確認書類1点」又は「健康保険証、こども医療費受給者証、母子健康手帳等の官公庁発行以外の本人確認書類2点」など当該事務処理要領「第4個人番号カードの交付-3交付-(1)交付時来庁方式による交付方法-C-(B)」に掲げる書類

(3)「個人番号通知書又は通知カード(紛失の場合は不要)」

しかしながら、市区町村窓口でマイナンバーカードを受け取りにきても、(1)の書類をDV、離婚等の事情により当該書類を持ち出すことができなかったなどの理由により提示できず、すぐに当該カードを交付できない場合がある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

法定代理人は民法上特別な地位を与えられていることを鑑み、15歳未満の交付申請者及びその法定代理人の本人確認が適切に行われる場合は、当該交付申請者の顔写真付き身分証明書の確認ができなくとも「回答書」

を必要としないなど、状況に応じて確認する必要書類の簡略化などの緩和を図ることにより、住民の利便性向上が期待できる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 17 条第 1 項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第 13 条の 2、第 13 条第 6 項本文、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第 4 条第 4 号、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領「第 4 個人番号カードの交付-3 交付-(1) 交付時来庁方式による交付方法-D」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、花巻市、仙台市、銚子市、佐久市、名古屋市、豊中市、寝屋川市、安来市、広島市、東温市、佐世保市、鹿児島市

○15 歳未満の者は、マイナンバーカード以外の顔写真付き身分証明書を所持していることが少なく、法定代理人の本人確認が適切に行われる場合は、必要書類の簡略化は必要と思慮される。また、現在は回答書は住所地に送付することを必須としているが、DV 等の支援措置対象者は、住所地ではなく居所への送付が必要と思慮される。

○DV 被害などの場合、住所地に回答書を送付しても受け取れない場合も少なくない。転送手続きを取っていないことも多い。そのため、やむを得ない理由がある場合には、転送可能郵便として住所地へ送付することができるだけでなく、直接居所に回答書を送れるようになることで、カードの受け取りやすさが各段に向上することが期待できる。

各府省からの第 1 次回答

15 歳未満の者が交付申請者である場合、法定代理人のみの出頭によるカードの交付が可能である（個人番号カードの交付等に関する事務処理要領第 4-3-(8)）。

この場合、交付申請者の本人確認書類として、「当該交付申請者の顔写真付き本人確認書類」及び「回答書」は不要であり、たとえば、法定代理人が交付申請者の顔写真を証明した書類、資格確認書及び子ども医療費受給者証などによる本人確認が可能であることから（個人番号カードの交付等に関する事務処理要領第 4-3-(8)-エ-(ウ) 及び第 4-3-(8)-オ）、既に必要書類の簡略化が図られているところである。

一方、DV 等の支援措置を受けているなど市町村長がやむを得ない理由があると認める場合において、住所地市町村で居所登録が行われていることを前提に、当該住所地市町村から回答書を当該居所に送付することが可能であることに関しては、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領の改正による取扱いの明確化を検討してまいる。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、15 歳未満の者本人に対して交付する際の本人確認書類の簡略化を求める提案であるが、回答内容が、法定代理人のみが出頭した場合にカードを交付する際の本人確認書類についてのものとなっているため、そもそも前提が異なっていると考える。

本提案は、交付申請者である 15 歳未満の者本人がカードを受け取るために出頭している場合に、本人の顔写真付き身分証明書を保有していないケースが多く、その場合には、「交付申請者に対して文書で照会したその回答書」（以下「回答書」という。）の提出が必須となっているが、DV 等の支援措置を受けているなどで回答書の郵送物が受け取れないことにより、15 歳未満の者本人が出頭しているにもかかわらず、あえて法定代理人のみの出頭によるカードの交付として事務処理を取扱う必要がある等の不整合が生じているという支障に対して本人確認書類の見直しを求める提案である。

以上のことから、回答書の提示の簡略化を求めるとともに、DV 等の支援措置を受けているなど市町村長がやむを得ない理由があると認める場合において、回答書を住所地ではなく、直接居所に送付することが可能であることを明確化することを早期に実現いただくことを求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

15歳未満の者が交付申請者でありかつ法定代理人のみが出頭する場合は、法定代理人が交付申請者の顔写真を証明した書類、資格確認書及び子ども医療費受給者証などを提出することで交付申請者の本人確認を行うことが可能であり、この場合「当該交付申請者の顔写真付き本人確認書類」及び「回答書」は不要となります。交付申請者本人が出頭しかつ本人の顔写真付き身分証明書を保有していない場合においては、なりすましによる交付の防止の観点及びマイナンバーカードが住所地市町村の住民票に記載されている者であることを公証するものであることから、厳格な本人確認を確保するため、住所地市町村が把握する住所等へ送付する照会書への回答書の提示が必要となります。

一方、DV等の支援措置を受けているなど市町村長がやむを得ない理由があると認める場合において、住所地市町村で居所登録が行われていることを前提に、当該住所地市町村から回答書を当該居所に送付することが可能であることに関しては、令和7年度中を目処とし、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領の改正による取扱いの明確化を検討してまいります。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	215	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

マイナンバーカードの更新時におけるカード返納の廃止

提案団体

郡山市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

マイナンバーカードの更新を行う際には、マイナンバーカードを返納することになっているが、マイナンバーカードは保険証や運転免許証としての利用が行われていることから、当該カードの返納を行う必要がないよう規制の緩和を図る。

具体的な支障事例

マイナンバーカードの更新に当たり、申請時来庁方式により申請した場合、当該カードの申請者は、申請時に当該カードを返納するか、若しくは、新しい当該カードが郵送により届いた後に返納することになる。そのため、申請時に返納した場合は、一定期間、保険証や運転免許証としての利用が困難になる。また、新しいカードが到着した際に返納する場合は、申請者が改めて市区町村窓口へ出向くことになり、行政窓口の混雑を招く一因となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

当該カードの返納について規制緩和を図ることにより、住民の利便性向上が期待できる。

根拠法令等

個人番号カードの交付等に関する事務処理要領「第6個人番号カードの有効期限内の交付－3交付」、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領「第7個人番号カードのその他の手続－7個人番号カードの廃止又は回収－ウ」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、花巻市、銚子市、川崎市、佐久市、名古屋市、豊中市、寝屋川市、安来市、広島市、松山市、東温市、佐世保市、阿蘇市、鹿児島市

○窓口で返納を受けたカードは、廃止入力やシュレッダー処理とその記録などバックヤード業務が必要で、職員

の事務負担が大きい。

○マイナンバーカードの保険証利用や運転免許証利用などにより、同カードを常時所持することが求められており、規制の緩和は必要と思慮される。

各府省からの第1次回答

マイナンバーカードの二重交付の禁止(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年総務省令第85号)第24条)の観点から、マイナンバーカードの更新時に旧カードの返納を求めない取扱いとすることは困難である。

マイナンバーカードの更新を行う際は、交付時来庁方式で手続を進めれば、カードが手元からなくなる期間が生じず、また、新カードの交付時に旧カードの返納を行うことにより、市町村窓口に出向くのは一度で済む旨を引き続き周知してまいりたい。

なお、仮に申請時来庁方式でマイナンバーカードの更新を行う際は、カードが手元からなくなる期間を生じさせないようにするため、申請者の希望に応じ、新カードの引渡し時に旧カードとの引き換えを行うなどの対応を推奨しており、この旨は「マイナンバーカードの更新事務等に係る留意事項について(通知)」(令和7年5月12日付け総行マ第61号)でお示ししているとおりである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

マイナンバーカードの券面にはカードの有効期限が記載されており、更新後の旧カードであっても、有効期限までは有効な身分証明書であると認識している。しかし、令和7年3月24日より運用が開始されたマイナ免許証については、運転免許証とマイナンバーカードを一体化させている場合、マイナンバーカードを更新しても旧カードの運転免許証の情報は新カードに引き継がれず、新カードと運転免許証の一体化の手続をやり直さなくてはならないため、交付時来庁方式、申請時来庁方式いずれの場合も、旧カードを返納後、新カードと運転免許証の一体化手続が完了するまでの間、一時的に運転ができない状態になってしまうことも想定される。(申請時来庁方式の場合、健康保険証も同様に、一時的に手元にない状態が生じることが想定される。)

また、お示しいただいたとおり、申請時来庁方式の場合に、申請者の希望に応じて新カード引き渡し時に旧カードと引き換えする運用が推奨されているが、この場合申請者は申請時と交付時の2回来庁する必要があり、申請者の負担であるとともに、行政窓口の混雑につながるため、引き続き再検討を求める。

仮に「マイナンバーカードの二重交付の禁止の観点により返納を求めない取扱いとすることは困難である」という見解を引き続き維持するのであれば、上記の運転免許証(健康保険証)が一時的に手元になくなる課題及び来庁回数が増加する課題に対する対応策を具体的に明示いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

マイナンバーカードは、対面でもオンラインでも確実な本人確認書類として官民の様々な場面で利用されることから、なりすまし防止等を図るため、法令(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第217号)第17条第11項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年総務省令第85号)第24条)により、有効期間が満了した場合等のカードの返納及び二重交付の禁止が定められており、マイナンバーカードの更新時に旧カードの返納を求めない取扱いとすることは困難である。

また、マイナンバーカードの更新を行う際に交付時来庁方式で手続を進めれば、カードが手元からなくなる期間が生じず、新カードの交付時に旧カードの返納を行うことにより、市町村窓口に出向くのは一度で済む旨については、関係省庁と連携し、効果的な周知に努めてまいりたい。

なお、本年秋(令和7年9月1日)より、マイナ免許証を保有する者がマイナンバーカードを更新する際に、マイナ免許証の継続利用を希望する場合は、新たなカードに自動的に免許情報等を記録するサービスが開始されるこ

とについて、従前より地方公共団体に対して周知をしてきたところであり(令和7年3月24日事務連絡「マイナンバーカードと運転免許証の再一体化について」、令和7年7月28日事務連絡「マイナンバーカードと運転免許証の一体化カードの継続利用の申請について」)、これにより、新カードと運転免許証の一体化手続きが完了するまでの間、一時的に運転ができない状態となる事態は通常、生じない見込みである。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	217	重点募集テーマ	×	提案区分	A 権限移譲
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

財産区議会設置条例等の提案権の市町村長への移譲

提案団体

福岡県、福島県、静岡県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

地方自治法第 295 条に基づく、財産区議会(総会)設置条例の制定・改廃に係る条例の提案権について、都道府県知事への専属を廃止し、市町村長に移譲することを求める。

具体的な支障事例

当県においては、昨今の人口減少・少子高齢化に伴う財産区議会の議員の立候補者不足等により当該区議会の廃止について相談を受ける事例(R4:3件、R5:1件、R6:1件)が増えており、全国的にも同様の傾向にあるものと推察される。

しかし、財産区議会を廃止する条例の提案権は都道府県知事に専属していることから、たとえ市町村および財産区議会における廃止への意向が一致していても、都道府県知事に条例を提案してもらうため、都道府県に事前相談し、都道府県において書面確認・条例案作成等を実施した上で、都道府県知事が財産区議会に提案する必要がある。そして、同議会における議決後は、都道府県知事が財産区のある市町村の公告式条例に基づいて公布を行う等、これらに係る事務が煩雑になっている。なお、当県内には、令和5年4月1日現在 169 の財産区が存在し、今後同様のケースが増えた場合、より一層事務手続きが煩雑になることが見込まれる。

当該条例については、あくまで市町村の条例であるにもかかわらず、たとえ市町村長または市町村議会議員(財産区議会議員)が提案して、市町村議会(財産区議会)で議決されても、当該条例案は無効とされている。財産区は二以上の市町村にまたがって存在することはできず、個別市町村の内部のみにおいて存在するものであり、地方分権改革推進や事務の効率化等の観点から、基礎自治体である当該市町村の責任において解決を図ることを基本とし、都道府県知事による関与は最小限に留めるべきである。

実際、平成 21 年 12 月 15 日に閣議決定された地方分権改革推進計画において、一部の都道府県知事の関与規定については廃止されており、より一層の改善を求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県を介さずに、財産区議会(総会)設置条例の速やかな制定・改廃が可能となり、事務処理の効率化につながる。

根拠法令等

地方自治法第 295 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、茨城県

○当県内の財産区においても、財産区議会から管理会への移行について相談を受けている事例があり、財産区議会設置条例の廃止の事務手続が煩雑である点は、提案団体と同様に感じているが、都道府県知事による関与を廃止することについては、財産区と市町村との利害が一致しない場合の公平性の確保がどのように図られるかという点について、懸念が残る。

各府省からの第 1 次回答

財産区は、原則として、固有の執行機関及び議会はありませんが、例外的に、「財産区の財産又は公の施設に関し必要があると認めるとき」、すなわち、財産区の事務が複雑のため若しくは極めて一局部のため市町村又は特別区の議会が議決の任に当たることが真に財産区の事務を実情に即して処理するに適當でないと認められる場合、又は財産区の利害と市町村又は特別区の利害とが一致せず市町村又は特別区の議会をして公平に財産区の事務を議決させることが保障されない場合等において、特に財産区固有の意思決定機関を設ける必要がある場合に限り、都道府県知事が条例の提案及び公布を行い、固有の意思決定機関として財産区議会又は総会を設置できることとしております。

財産区議会又は総会を廃止する際に、市区町村と財産区議会又は総会との意向が一致している場合において、都道府県知事が廃止条例の提案及び公布を行うことに代えて、合理的な手続がありうるか検討してまいりたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

財産区は個別市町村のみに存在する地域に密着した住民に身近な制度のため、地方分権改革推進や事務の効率化等の観点から、基礎自治体である当該市町村の責任において解決を図ることを基本とすべきであり、現に、平成 21 年 12 月 15 日に閣議決定された地方分権改革推進計画に基づく地方自治法改正により、都道府県知事の関与規定について一部廃止されている。

今回の回答では、財産区議会（総会）設置条例の廃止に際しての手続について検討するとのことであるが、より一層の地方分権改革推進の観点からは、廃止のみならず、制定・改正に係る条例の提案権についても、都道府県知事から市町村長へ移譲することが適當であると考えます。

なお、市町村及び財産区議会の廃止への意向が一致しないなど、市町村と財産区の間に齟齬がある場合等については、都道府県への事前相談及び市町村等への助言などにより、円滑な手続が進められるものであると考える。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

財産区は個別市町村のみに存在する地域に密着した住民に身近な制度のため、地方分権改革推進や事務の効率化等の観点から、基礎自治体である当該市町村の責任において解決を図ることを基本とすべきであり、現に、平成 21 年 12 月 15 日に閣議決定された地方分権改革推進計画において、都道府県知事の関与規定について一部廃止されている。

より一層の地方分権改革推進の観点からは、廃止のみならず、制定・改正に係る条例の提案権についても、都道府県知事から市町村長へ移譲することが適當である。

なお、市町村と財産区の間に意向の齟齬がある場合等については、都道府県への事前相談及び市町村等への助言などにより、円滑な手続を進めることができる。

以上を踏まえ、第 1 次勧告の趣旨に沿った権限移譲を進めること。

各府省からの第2次回答

財産区議会(総会)設置条例を改廃する場合については、既に財産区の利害を主張する主体として財産区議会又は総会が設置されている状況であり、財産区議会又は総会の議決によって財産区の住民の意向が十分反映されることが考えられることから、御要望を踏まえ、速やかに法改正を検討してまいりたい。

一方で、財産区議会(総会)設置条例を制定する場合については、財産区議会又は総会を設ける「必要があると認めるとき」の判断においては、財産区の利害と市区町村の利害を考慮すべきところ、市区町村は財産区と利害が相反する関係にあり、財産区の利害を主張する主体は存在しない状況であると考えられる。このような状況においては、現行の規律のとおり、財産区と市区町村の間の利害を調整し、第三者性を有する都道府県知事の関与が必要である。仮に財産区議会(総会)設置条例の制定に係る条例の提案権を市区町村長とした場合、市区町村長が財産区議会又は総会の設置に反対の立場であるときには、同提案権が行使されず、市区町村の議会において議論がなされないおそれがある。

したがって、財産区議会(総会)設置条例の制定に係る条例の提案権を都道府県知事に専属させるのが相当であり、市区町村長とするのは困難であると考えている。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	218	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

行政書士法に基づく行政書士試験の施行に関する事務は都道府県知事ではなく総務大臣が行うこととすること

提案団体

福岡県、福島県、全国知事会、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

行政書士法に基づく行政書士試験の施行に関する事務(試験事務)については、「都道府県知事」ではなく「総務大臣」が行うこととするよう見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】
行政書士は、都道府県の区域内に限らず全国で通用する国家資格であり、その試験事務については、行政書士法において、「自治大臣が、毎年一回以上行う。」とした上で、「自治大臣は、行政書士試験の施行に関する事務を都道府県知事に委任するものとする。」とされていた。
その後、地方分権一括法による行政書士法の一部改正により、全国で通用する国家資格であることには変わらないものの、「試験問題の難易度を客観的に判断できること」、「書類の受け手の判断を反映できること」などの理由から、試験事務は、平成 12 年度から都道府県の自治事務と整理された。
併せて、試験事務は、問題作成、採点、試験会場の確保、試験監督などかなりの負担であったことから、「指定試験機関に委任することができる」旨の規定が行政書士法に置かれ、現在全ての都道府県知事が、試験事務を指定試験機関に委任している。

【支障事例】
特に、試験事務のうち合格の決定に関する事務が、総務省令(行政書士法施行規則)により指定試験機関への委任対象から除かれていることから、毎年度、都道府県と指定試験機関との間で、受験者に係る個人情報の郵送、行政書士試験合格証への大量の押印、行政書士試験合格証の郵送など、慎重な取扱いを要する事務が発生している。
また、都道府県と指定試験機関との間のやり取りにより、指定試験機関から合格者への行政書士試験合格証の発送に時間がかかることにもつながっている。

【制度改正の必要性】
合格の決定に関する事務の中心は、試験問題の難易度を判断し、合格基準を設定することにあるが、試験問題の作成に全く関与していない都道府県知事が試験の合格基準を独自に設定することは困難であり、現状として、試験問題を作成した指定試験機関の設定する合格基準を形式的に追認する形となっている。
合格決定を含む試験事務は、全国で通用する国家資格に関する事務であり、全都道府県が指定試験機関に委任している現状においては、都道府県の自治事務と位置付ける必要性は乏しいと考えられる。

【支障の解決策】
国が一括処理した方が効率的な事務として、試験事務を「都道府県知事」ではなく「総務大臣」が行うこととすることで、支障が解決すると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

毎年度、都道府県と指定試験機関との間で発生している受験者に係る個人情報を含む書類の郵送、行政書士試験合格証への大量の押印、行政書士試験合格証の郵送など、慎重な取り扱いを要する事務が削減される。また、指定試験機関による合格者への行政書士試験合格証の発送時期が早期化できる。このように、制度改正により業務の効率化及び合格者の利便性の向上につながる。

根拠法令等

行政書士法第3条第2項、第4条第1項、行政書士法施行規則第2条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、茨城県、栃木県、滋賀県、徳島県

—

各府省からの第1次回答

行政書士試験の施行に関する事務を総務大臣が行うこととするについては、これまでの制度経緯や、提案団体以外の都道府県をはじめとする関係者の意見等を踏まえ、議論すべきと考えるが、都道府県における事務負担の軽減に関しては、以下のように考えるところである。

現在、指定試験機関である一般財団法人行政書士試験研究センター（以下、「研究センター」という。）は、試験の公示や受験申し込みの受付、試験問題の作成、合格証の交付等の試験事務の大半を担っている。都道府県は、研究センターの事業計画や収支予算案に対する意見等、委任事務の監督等に係る事務のほか、試験事務の実施に関し、「①合格の決定」、「②合格者の公報への掲載」、「③合格証への都道府県知事印の押印及び合格証の郵送」の事務を行っている。

「①合格の決定」については、行政書士法第4条第1項及び行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号）第2条において研究センターに行わせることができないと規定されている。当該事務の中心は、試験問題のレベルを判断し合格基準を設定することにあるが、これを試験問題の作成者である研究センターではなく都道府県知事において行うこととしているのは、試験問題のレベルを客観的に判断できる者により行うことが試験の信頼性が向上すると考えられたことや、試験の実施主体として実績があるとともに、行政書士が作成する書類の多くを受ける官公署である都道府県において行うことが適当と考えられたことによる。一方、試験科目ごとの年度間の難度の評価に関する事項については、研究センターが委嘱する学識経験者で構成する「試験結果難易度評価委員会」において専門的知見をもって審議されているところであり、当該評価の結果を参考に都道府県知事において合否決定が行われることが、「形式的に追認する形」となっている実情があることがご提案の趣旨と受け止めているところである。この点、他の国家試験における取扱い等も踏まえて、検討すべきものであると考えている。

「②合格者の公報への掲載」については、国の法令で義務づけているものではなく、各都道府県の規則等で定めている事務であり、各都道府県においてその必要性等に関してご議論いただきたいと考えている。

「③行政書士試験合格証への大量の押印及び行政書士試験合格者証の郵送」については、現状、都道府県の事務負担を軽減する観点から、都道府県と指定試験機関との間の協議が調った場合には、研究センターにおいて合格証に電子的に知事印の印影を刷り込み、都道府県を介さず、直接合格者に発送する取扱いを可能としており、令和7年度試験においては、8都府県がこの取扱いにより事務を処理する予定と伺っている。このような運用が可能であることについて、指定試験機関である一般財団法人行政書士試験研究センターとも連携しながら、未実施の都道府県に周知してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

行政書士試験の施行に関する事務は、試験合格者の資格が全国通用すると改められた昭和58年の行政書士法改正の際、試験の実施者が都道府県知事から自治大臣に改められ、自治大臣の包括的な指揮監督権の下、

国の事務(機関委任事務)として都道府県知事が処理するものとされた。

その後、地方分権一括法による平成 11 年の行政書士法改正により、今回回答に記載されているような理由により、都道府県事務(自治事務)と整理されたものであるが、試験問題の作成などの事務を指定試験機関に委任するようになってから 25 年以上経過した現在となつては、専門的な知識や技術の蓄積は失われ、都道府県において実質的な判断をすることは困難となっており、合格の決定に関する事務を都道府県事務(自治事務)と位置付ける妥当性は乏しい。

また、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士および海事代理士といった全国通用する他の国家試験は全て国が行うものとされており、行政書士試験のみを都道府県事務(自治事務)とする取扱いについて、他の国家資格を踏まえてご検討いただきたい。

なお、現在、行政書士試験合格証には都道府県知事印と併せて総務大臣印が押印されているが、これが、全国通用する資格試験として合格者の資格に正統性を持たせるとする観点で行われているとすれば、より一層、国の事務とすることが適当であると考えらる。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政書士試験の実施事務は、現在すべての都道府県が(一財)行政書士試験研究センターに委任している。しかし、合格決定事務は委任できないため、合格証の作成・送付業務をはじめ、各都道府県の業務負担は非常に大きい。これらの試験事務を国が一括して処理する仕組みに見直すことで、試験事務全体の効率化や受験者の利便性の更なる向上が図られる。また、弁護士等の他の主要な国家資格試験は国が実施していることとの均衡を図る観点からも、本提案の確実な実現を強く求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

国家資格については、国が責任をもって試験事務や資格の登録等を全国的に統一して制度整備を行うべきではないか。その上で、当該資格に関する必要な情報を地方公共団体が活用して、地域における事務を円滑・適切に行うことのできる仕組みを構築すべきではないか。

国家資格等情報連携・活用システムを活用することで、身近な窓口で手続ができなくなることによる住民の利便性の低下を回避することが出来るのではないか。

外部団体等への事務委任が行われていない資格について、委任が可能となる規定を設けることで、実質的に都道府県に事務が発生しない仕組みにすることが出来るのではないか。

合格の決定のみ委任できない仕組みについては、他の国家資格の例を踏まえ、都道府県の負担軽減に資するよう、合格の決定を含む全ての試験事務の委任を可能にするべきではないか。行政書士法第 4 条第 1 項から「総務省令で定めるものを除く」の文言を削除する法改正を行うなど、具体的な方策を第 2 次回答で示したい。

各府省からの第 2 次回答

行政書士試験の施行に関する事務を総務大臣が行うこととするについては、行政書士試験は、昭和 26 年の行政書士法の制定当初から一貫して都道府県知事が行ってきた(昭和 26 年の行政書士法の制定当初は都道府県知事が実施することとされていた。その後、昭和 58 年に行政書士試験の合格資格が全国通用することとされた際に、行政書士試験は自治大臣が実施することとされたが、試験の施行に関する事務は引き続き都道府県知事に委任することができる(機関委任事務)こととされた。)ことや、平成 11 年の地方分権一括法において、自治大臣の機関委任事務とされていたものが都道府県の自治事務とされた経緯等を踏まえる必要があることに加え、仮に、行政書士試験の施行に関する事務を都道府県から国へ移管した場合には、資格の付与者と行政書士又は行政書士法人に対する懲戒・監督の権限を有する者が異なることとなり制度として妥当でないこと、行政書士は、主として当該地域の官公署に提出する書類の作成を担う地域に密着した資格であることも踏まえると、都道府県が事務を担うことが適当であること等から、慎重に検討する必要があると考えている。

その上で、地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会において、「合格の決定のみ委任できない仕組みについては、他の国家資格の例を踏まえ、都道府県の負担軽減に資するよう、合格の決定を含む全ての試験事務の委任を可能にするべきではないか」との指摘がなされたことを踏まえ、都道府県における負担軽減等の

観点から、「合格の決定に関する事務」も含めて研究センターに委任することができるようにすることについて、関係者との合意形成を図ってまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	221	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

1歳未満の乳幼児のマイナンバーカード特急発行申請及び受取において本人の来庁を不要とすること

提案団体

都城市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

1歳未満の乳幼児のマイナンバーカード特急発行申請において、出生届と同時にではなく後日申請の場合でも、本人(乳幼児)の来庁を不要とし、法定代理人(親等)のみの来庁で申請及び郵送又は窓口での受取が可能となるように制度を改正することを求める。

具体的な支障事例

従来の通常申請方法では、1歳未満の乳幼児のマイナンバーカードを作成する際、法定代理人(親等)による代理申請や代理受取を利用すれば、本人(乳幼児)の来庁は不要である。

しかし、特急発行申請の場合、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条第4項により、出生届と同時に申請したと認められる場合を除き、代理人の手続が認められず、本人による申請のみ認められる。

そのため、後日来庁しカードを申請する場合、申請・受取の両方において本人の来庁が求められる(照会回答書や個人番号通知書を申請時に持参する場合を除く)。

この制度設計により、交付時に改めて乳幼児を連れてくる等の不必要な負担が法定代理人に生じている。そのため、特急発行申請においても、通常申請と同様に法定代理人のみの来庁で手続が完了できるよう、制度の改善が望まれる。

なお、当市では、令和6年12月から令和7年3月の間に、乳幼児の特急発行申請が381件あり、うち65件(17%)が後日来庁しての特急発行申請を選択している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

乳幼児を持つ法定代理人がマイナンバーカードを特急申請で作成することに関して様々なケースがある。

例えば、保険証として利用したい場合や、職場から求められ、急ぎで乳幼児の個人番号を提出する場合などである。

しかしながら、法定代理人が出生届時には1人では判断できず1度持ち帰って考える場合や、出生届の使用者が法定代理人ではない場合など、出生届と同時にマイナンバーカードの申請をしなかった場合は、本人出頭免除の例外から漏れ、乳幼児を2回市役所に連れて手続をする必要がある。このため、法定代理人及び乳幼児に非常に負担が大きく、感染症等から乳幼児の健康を守るためにも来庁は避けたいという声がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

提案の実現により、乳幼児を持つ法定代理人の負担軽減が図られ、住民の利便性が向上する。同時に、申請を受け付ける市区町村においても、受取が簡素化することから、円滑な交付が進み、カードの滞留(未受取)が

減ることによる事務の減少等が期待できる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条第4項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、花巻市、仙台市、いわき市、銚子市、柏市、川崎市、名古屋市、半田市、堺市、豊中市、寝屋川市、安来市、広島市、東温市、久留米市、佐世保市、阿蘇市、鹿児島市

○顔写真がついていないマイナンバーカードの交付に際して、乳幼児本人の来庁の必要性を聞かれた時に合理的な説明が難しく、納得されないことがある。

○現時点でマイナンバーカードの出生届出時の特急発行と後日申請で対応が異なっており、住民への説明等に支障をきたしており、後日申請で新生児本人来庁を不要にすることにより、住民への利便性向上が図られる。

○1歳未満の乳児については、カード自体に顔写真も掲載されず、また交付の際に顔写真付き本人確認書類が不要であるにもかかわらず、特急発行申請手続時には本人を連れてくる必要があることが親権者の負担となっている。

○提案団体ほどの割合ではないが、これまで数件同様事例が発生している。

○カード券面に写真が無いにもかかわらず、本人を出頭させて本人確認をすることの意義を説明することに苦慮している。

各府省からの第1次回答

1歳未満の者が出生届一体化した申請様式以外でマイナンバーカードの特急発行の申請を行う場合について、当該者のカードには顔写真が表示されないことも考慮に入れつつ、申請時の本人出頭の可否に関して検討を行ってまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現在も出生届と同時に後日申請を選択する法定代理人（親等）は変わらず存在し早期の制度改正が求められる。この課題に対する制度改正の検討状況や今後の具体的なスケジュールについてお答えいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

マイナンバーカードは対面でもオンラインでも確実な本人確認書類として官民の様々な場面で利用されることから、対面での厳格な本人確認を原則とする一方で、1歳未満の者のカードに顔写真が表示されないことも考慮に入れつつ、1歳未満の者の申請時の本人出頭の可否について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）の改正を含めて検討しているところであり、本年度中に結論が得られるよう検討を進めてまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	242	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

地方自治法第 243 条の3第1項に基づく「財政状況の公表」の廃止

提案団体

京都府、京都市、大阪市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

地方自治法第 243 条の3第1項に基づく「財政状況の公表」の廃止

具体的な支障事例

地方公共団体の財政状況については、各団体において独自に工夫を凝らして予算や決算状況を公表しており、また、財政状況資料集において各団体の財政分析結果や、統一的な基準による財務書類に関する情報を HP により住民に公表しているところ。

さらに、毎年度作成する地方財政状況調査の結果については、過去と比べて充実した内容を広く住民に公表しており、時点による違いはあるものの、一般会計及び特別会計の歳入・歳出をはじめとして多くの内容で重複が見られるほか、自治体が独自に予算・決算の状況等の公表に努めている状況にある。

令和6年度からは「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」が開催されるなど、地方公務人材の事務負担の軽減が喫緊の課題として挙げられるなか、これらに加えて地方自治法第 243 条の3第1項に基づく財政状況の公表を行うための事務負担は過剰である。

(重複している内容)

- ・一般会計・特別会計の執行状況、一部の資産(出資金等)等(財務状況資料集)
- ・各自治体の予算・決算関係公表資料(各自治体HP)

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方自治法第 243 条の3第1項に基づく財政状況の公表の事務がなくなることにより事務負担が軽減し行政の効率化が図れるとともに、総務省が進める財政状況資料集や統一的な基準による財務書類への充実した対応が可能となる。

根拠法令等

地方自治法第 243 条の3第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、ひたちなか市、沼津市、熊本市

○予算・決算の状況については、より詳細な公表を行っていることから、廃止に賛同する。

○当市において、「地方自治法第 243 条の 3 第 1 項に基づく財政状況の公表」は、条例の定めるところにより毎年 5 月及び 11 月となっている。財政状況資料集や他の決算資料等の作成を含め、地方債残高や基金の状況等、項目によっては「地方自治法第 243 条の 3 第 1 項に基づく財政状況の公表」と重複し、複数回にわたり同様の資料を作成しており、廃止による事務負担の軽減が望まれる。「見える化」による公表資料等が決算を基礎とする一方で、地方自治法第 243 条の 3 第 1 項には「毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況(中略)を住民に公表しなければならない」とされており、年度中の財政運営状況の公表が求められている。この点についても、現状では広報紙や市ホームページ等様々な情報発信の手段があることから、地方自治法や条例の定めによることなく、実情に応じた柔軟な情報発信が可能となっており、廃止の影響は少ないと考える。

○当県で「財政状況の公表」に用いられる資料は、予算や決算に係る既存の公表資料をベースに、一部体裁や時点等を修正した形で構成していることから、内容重複が多くみられる状況。このため、財政状況の情報公開は既存の公表資料等で代替可能であると思料され、「財政状況の公表」を廃止することで、過剰な事務負担の軽減が期待される。

各府省からの第 1 次回答

提案事項は、総務省において、各地方公共団体の決算に係る財政状況資料集を公表していることを踏まえて、地方公共団体の事務負担軽減の観点から、地方公共団体による財政状況の公表(地方自治法第 243 条の 3 第 1 項)の廃止を求めるものであるが、

- ・総務省が公表している財政状況資料集は、決算の情報を公表するものであって、各地方公共団体における歳入歳出予算の執行状況等を公表するものではないこと
- ・歳入歳出予算の執行状況等の公表は、住民に対する説明責任を果たし、もって住民自治の拡充を図る観点から行うことを求めているものであり、地方公共団体の事務負担の軽減は、住民に対する説明責任を免除する理由にはならないと考えられること

を踏まえると、当該公表の廃止は適当ではない。

なお、事務負担に関しては、財政状況資料集その他の作成資料等を活用することが可能な事項については同資料の情報を更新して対応することや、事務処理のデジタル化を図ること等、運用面での工夫により軽減が可能と考える(また、同条の規定により、財政状況の具体的な公表事項は条例で定めることとされていることから、必要に応じて、条例改正を行うこと等も考えられる)が、更なる事務負担の軽減の観点からの対応についても検討してまいりたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

地方自治法第 243 条の 3 第 1 項に基づく財政状況の公表は、住民への説明責任を果たすための制度として位置づけられているが、現在の行政をとりまく環境や情報公開の手段の多様化を踏まえると、制度の廃止は十分に検討に値すると思う。確かに、総務省が公表している財政状況資料集は、決算情報に限られており、歳入歳出予算の執行状況等を含まないという指摘はそのとおりであるが、各自治体の HP や広報誌等で、随時、予算に関する情報や施策の実施状況などについて情報提供を行っており、一般会計及び特別会計の歳入・歳出など財政状況の公表資料と他の資料とで重複する事項も多く存在しているため、住民への説明責任については財政状況以外の公表資料で果たすことができるものとする。説明責任の本質は、住民が自治体の財政運営に関心を持ち、理解し、意見を述べるができる環境を整えることであり、その手段は柔軟であるべきである。事務負担の軽減についても、既存資料の活用やデジタル化による効率化が可能であるという意見は理解できるが、実際には限られた人員体制の中で、資料の更新や公表作業を継続的に行うことは負担が生じる。以上の観点から、地方公務人材の事務負担軽減のため、本制度の廃止について再考を求める。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

—

各府省からの第2次回答

地方公共団体においては、予算及び決算についても、その要領を公表することとされているところであるが、本規定は、予算執行の途中の状況を一般に知らしめることによって、住民に対する説明責任を果たし、もって住民自治の拡充を図ろうとするものであり、現在の行政をとりまく環境や情報公開の手段の多様化を踏まえても、その役割は未だ失われているとは言えず、本規定の廃止は適当ではないと考えている。

他方、公務人材の確保が困難となる中、とりわけ定型業務の事務負担を軽減することは必要不可欠であり、また、インターネットの普及等により、住民等は、比較的容易に地方公共団体の行財政運営に関し必要な情報を得ることができるようになっている。

加えて、平成19年に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立し、地方公共団体は、新たな財政指標として実質公債費比率や将来負担比率等の公表が義務付けられており、住民等が地方公共団体の財政状況を把握するための更なる仕組みが設けられている。

こうした状況の変化を踏まえると、本条において「毎年2回以上」の公表を義務付ける必要性は、当該制度の創設当時と比較して低下していると考えられることから、地方公共団体における事務負担軽減の観点を踏まえ、財政状況の公表回数について緩和する（「毎年2回以上」から「毎年1回以上」とする）ことを検討してまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	248	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

券面を発行しない方法による地方債(デジタル債)を発行可能とすること

提案団体

東京都

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

振替地方債以外の券面不発行の地方債の発行に係る規定を整備すること。

具体的な支障事例

【現行制度】
地方財政法令では、証券(券面)を発行する方法によって地方債を起こす場合に係る規定が設けられているが、特別法の適用がある振替債を除き、券面を発行しない方法に係る規定は設けられていない。

【支障事例】
現在、新たな投資家の参入を促すため、民間事例もあるブロックチェーン技術を活用した債券、いわゆる「デジタル債」の発行に向けた検討を進めている。
しかし、デジタル債は券面を発行しない債券であり、振替法の規定が適用されないものであるため、現行制度上、発行することができない。
そのため、関連法令の規定を整備することにより、デジタル技術により地方債を起こすことを可能とするよう求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

現在、検討を進めているデジタル債は、従来の有価証券と比べて小口での販売が可能となる。これにより、個人投資家、特にこれまで参入が少ない若年層等による債券購入が増加することで、将来にわたって、地方自治体のより安定的な財源確保に効果がある。

また、地方自治体が一リアルタイムに保有投資家情報を把握できることから、債券保有者への直接的な情報提供等により、施策に対する理解促進や継続的な購入が期待できる。

さらに、国においては資産運用立国の実現のため「貯蓄から投資へ」のシフトを進めていると認識しており、デジタル地方債発行がこの取組にも寄与すると考えられる。

根拠法令等

地方財政法第5条の5、地方財政法施行令第 33 条から第 45 条まで

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、兵庫県、宮崎県

○債券購入者の裾野拡大及び事務の効率化の観点から、賛同する。
○発行予定はないが、発行手法の選択肢が増える。

各府省からの第１次回答

御提案を踏まえ、地方公共団体や市場関係者等の意見を踏まえ、制度整備について検討する。

各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案について積極的な検討を進めていただき、早期の実現をお願いしたい。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

既にデジタル証券の発行が可能とされている民間とのイコールフットイング、新たな投資家層の参入による資金調達の多様化等の観点から、地方債においてもデジタル証券による発行が可能になるよう、積極的に検討されたい。
令和8年通常国会での法改正を視野に入れて検討いただきたい。

各府省からの第２次回答

地方公共団体や市場関係者等の意見を踏まえ、引き続き制度整備について検討する。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	263	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

指定納付受託者制度及び指定公金事務取扱者制度の収納事務の委託可能範囲拡大

提案団体

福島県、山形県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

地方自治法における指定納付受託者制度及び指定公金事務取扱者制度の収納事務については、委託できるものが「歳入等」に限定されているため、「歳出(戻入)」も含まれるよう、対象の見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】
地方自治法における指定納付受託者制度及び指定公金事務取扱者制度の収納事務については、委託できるものが「歳入等」に限定されている。

【支障事例】
「歳入等」に限定されていることから、歳入等の納入通知書は、コンビニ納付やキャッシュレス納付に対応できるが、戻入の納入通知書は対応できないため、金融機関での現金納付に限定されてしまう。また、これにより納入通知書の統一的な取扱いができない。

【制度改正の必要性】
戻入の納入通知書をコンビニ納付やキャッシュレス納付に対応させることができないため、納入義務者の納付の利便性を向上させることができない実態がある。

【支障の解決策】
そこで、地方自治法における指定納付受託者制度及び指定公金事務取扱者制度の収納事務について、委託できるものに「歳出(戻入)」も含めることで、支障が解決するものとする。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

戻入の納入通知書を受け取った方から、コンビニ納付やキャッシュレス納付することができないか、といった問い合わせが寄せられている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

納入通知書の統一的な取扱いが可能となり、納入義務者の利便性向上に繋がる。

根拠法令等

地方自治法第 231 条の2の2、第 243 条の2の5

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、ひたちなか市、栃木県、さいたま市、越谷市、岐阜県、名古屋市、茨木市、高知県、長崎市、熊本市、宮崎県

○当市においては、支障事例について、今まで要望がなかったため対応の必要性は生じていなかったが、今後、歳出（戻入）を含めていくことは、納入義務者の利便性の向上に繋がっていくと考える。

○納入義務者の利便性向上のため、統一的な納入通知書の取扱について賛同する。

○地方自治法における指定納付受託者制度及び指定公金事務取扱者制度の収納事務については、委託できるものが「歳入等」に限定されており、戻入は含まれていない。そのため、納付者により納付誤りが発生した際に、歳入等とは異なり、戻入はコンビニ納付やキャッシュレス納付に対応できず、金融機関での現金納付に限定されてしまうことが現状となっている。そこで、当該制度の収納事務について、委託できるものに「歳出（戻入）」も含めることで、上記のような支障を解決でき、納入義務者の納付の利便性を向上させることができるものと考ええる。

○市税（料）では指定納付受託者制度ではクレジット収納、指定公金事務取扱者制度ではコンビニ収納の収納事務を行っている。制度改正による効果が考えられる。

○提案団体と同様、歳出（戻入）については、コンビニ納付及びキャッシュレス決済による納付ができず、納付者の利便性を損なっている。

○当市では指定納付受託者制度によるオンライン決済を推進しており、その一環で児童扶養手当の返還金のオンライン決済実施を検討している。当該返還金は、対象者の所得更正により発生することが多いが、現年と過年度の所得を更正した場合、過年度分の返還金は歳入であるため指定納付受託者に扱わせることができるが、現年度分は戻入となるため取り扱わせることができず、一体的なオンライン決済の実施ができない状況である。過年度分と現年度分の返還金をオンライン決済対応するためには、制度改正により指定納付受託者が取扱い可能な範囲に戻入も含める必要がある。

各府省からの第１次回答

地方自治法施行令第 159 条に規定する「誤払金等の戻入」は、歳入ではなく、歳出に戻し入れる手を指すものである。

クレジットカード納付やコンビニ収納を可能とする指定納付受託者制度（地方自治法第 231 条の 2 の 2）及び指定公金事務取扱者制度（同法第 243 条の 2 の 6）は、その対象を「歳入等」としていることから、現行制度上、出納閉鎖前の「誤払金等の戻入」をクレジットカード納付やコンビニ納付により納付することはできないが、御提案の「誤払金等の戻入」も指定納付受託者制度及び指定公金事務取扱者制度の対象とすることについては、公金取扱いにおける責任の明確化や公正性の確保の観点から私人への公金事務の委託が原則禁止されていることと、国民の利便性向上等を比較考量しながら、その実現可能性について検討してまいりたい。

各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

公金の取扱いにおける責任の明確化や公正性の確保の観点から、私人への公金事務の委託は原則禁止されている一方で、地方自治体の歳入及び歳入歳出外現金については、収入の確保及び国民の利便性向上等を理由に、指定公金事務取扱者制度や指定納付受託者制度の対象にしてきたことを踏まえると、国民にとっては「歳出の戻入」においても、地方自治体に対しての支払行為であることに変わりはないため、国民の利便性向上の観点から、歳入や歳入歳出外現金と同様の取扱いが適当と考える。

また、第１次回答では、私人への公金事務の委託が原則禁止されていることと、国民の利便性向上等との比較考量が必要との見解が示されたが、「誤払金等の戻入」については、私人に委託したとしても、公金取扱いにおける責任が不明確になることや公正性が損なわれることは想定されないこと、また、戻入は、基本的に納入義務者側に原因があって発生するものではなく、本提案が実現されれば、納入義務者の利便性向上と負担軽減につながることから、早期の実現が必要と考える。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

地方自治法施行令第159条に規定する「誤払金等の戻入」を指定納付受託者制度及び指定公金事務取扱者制度の対象とすることは、国民の利便性の向上に資するものであることから、御提案の実現に向けて検討を進めてまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	265	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

語学指導等を行う外国青年招致事業の参加者に中途退職が生じた場合の迅速な補充措置

提案団体

大分県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省、外務省、文部科学省

求める措置の具体的内容

語学指導等を行う外国青年招致事業(JET プログラム)において、参加者の中途退職が生じた場合、欠員が生じた任用団体に対して迅速な補充措置を行うこと。

具体的な支障事例

事業参加者が配置後に中途退職した場合、可能な限り通年で補充対応できるようにするといった運用改善がされているものの、実際には補欠者がいないなどの理由により、補充されないケースが生じている。後任者が速やかに補充されない場合、学校の教育計画や授業プログラムを大幅に変更するなど、子どもたちの外国語や文化の学習機会が損なわれており、自治体においても国際交流イベント等の円滑な運営に支障をきたしている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

中途退職が生じた場合や補欠者がいない場合であっても、早期来日が可能となるような調整や配置対応といった補充措置を講じることにより、任用団体における教育機会の確保につながる。

根拠法令等

語学指導等を行う外国青年招致事業任用団体マニュアル、「平成 24 年度 JET プログラムの運用改善について（通知）」（平成 23 年 10 月 20 日総行国第 314 号、外広文人合第 1028 号及び 23 初国教第 171 号）、「平成 25 年度語学指導等を行う外国青年招致事業(JET プログラム)の運用改善等について（通知）」（平成 24 年9月 21 日、総行国第 366 号、外報文人合第 1039 号及び 24 初国教第 109 号）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、栃木県、大分市、沖縄県

○JET プログラムによって招致した国際交流員を県内学校に派遣しているが、学校によっては半年以上先の派遣授業が決まっているため、中途退職による補充者がいない場合、代替授業を準備する必要があり、学校・自

治体の双方に負担が生じる。

各府省からの第1次回答

JET プログラム参加者が中途退職した場合、当期において来日可能な補欠者を随時あっせんしている。これまで中途退職による欠員が生じた任用団体より、中途退職と補充要望に関する届出は別々に提出を受けていたが、今年度より提出を同時に受けることで、中途退職者の後任となる補充者のあっせん処理の迅速化に努めているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

引き続き、中途退職が生じた場合の迅速な補充者のあっせんをお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

1次回答の繰り返しになるが、昨年度までは、中途退職と補充要望に関する届出は、中途退職による欠員が生じた任用団体より、別々の様式と送付先にて提出を受けていたため、その後の補充要望が、どの中途退職者によるものか紐づけの処理が必要であった。そのため、今年度より様式・送付先ともに一括管理（同一の様式内に中途退職と補充要望に関する情報を記載させるとともに送付先を統一）することにより、提出方法を見直し、中途退職者の後任となる補充者のあっせん処理の迅速化に努めているところである。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	266	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

語学指導等を行う外国青年招致事業における4月来日者のあっせん通知及び連絡解禁時期の早期化

提案団体

大分県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省、外務省、文部科学省

求める措置の具体的内容

語学指導等を行う外国青年招致事業(JET プログラム)における、配置要望調査、募集開始、選考、その後の各通知、参加者への連絡開始日の早期化等、全体的なスケジュールの見直しを行うこと。

具体的な支障事例

4月来日者については、あっせん通知(2月下旬)から参加者への連絡解禁(3月上旬)、参加者の来日(4月上旬)までの期間が非常に短いことから、4月上旬の受入れに苦慮している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

任用団体への通知から任用行為までの期間を十分に設けることで、参加者の受け入れ準備をより円滑に行うことが可能となり、参加者への要望確認や連絡調整等より丁寧な事前対応を行うことで、受入に万全を期することができる。さらに、住宅の確保に係る十分な期間が確保でき、職員の事務負担軽減が期待される。

根拠法令等

語学指導等を行う外国青年招致事業任用団体マニュアル、語学指導等を行う外国青年招致事業(JET プログラム)に係る4月来日者のあっせんについて(通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、栃木県、沖縄県

○当県では、JET プログラム参加者の住居や生活用品等について、前任者から引き継ぐことも多く、連絡解禁日が遅いことで引継ぎの意向確認ができず、前任者の退去準備にも支障をきたしている。(状況によっては、物品の処分も必要になる。)
また、3月～4月は新年度の切り替えタイミングでもあり、担当者の引継ぎ準備と来日準備が重なり、十分な受入れ準備ができない可能性もある。

○新規来日 JET 参加者の住宅手配等の準備期間が短く対応に苦慮しているため、あっせん通知をより早くしていただければ、住宅の確保に係る十分な期間が確保でき、職員の事務負担軽減が期待されと考えられる。

各府省からの第 1 次回答

前提として、参加者募集は、夏の来日に間に合うスケジュールで作業を行っている。春来日は、中途退職者の補充など、例外的に行っている措置である。現在、以下のスケジュールで作業を行っている。
英語圏の外国語指導助手 (ALT) 及び国際交流員 (CIR) については、例年 9 月から各国で募集開始し、1 月から 2 月上旬にかけ在外公館が書類 (一次) 及び面接 (二次) による選考を実施し、2 月中旬までに推薦者を取りまとめ報告を行っている。募集・選考作業は、全体の 9 割超を占める夏来日を念頭に実施しており、例外的に対応している 4 月来日に合わせて、全体の作業日程をこれ以上前倒しすることは、在外公館の他の業務との調整も必要であり困難な面が多い。
配置要望は、各任用団体における予算確保の状況に基づいて確定されるところ、1 月末よりも前に要望調査の締切を設定する場合、任用団体は予算確保の見通しが立てられないこととなるため、要望調査の期間短縮は困難である。
また、外務省から自治体国際化協会への推薦者リストの送付後は、約 10 日程度であっせん作業を行っており、これ以上の作業短縮は、困難である。
以上より、スケジュールの見直し (前倒し) について、現時点での対応は困難である。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

春来日は例外的に行っている措置とのことだが、JET 参加者招致までのスケジュール表によると中国、韓国、ブラジル、ペルー、一部英語圏は主に 4 月に来日することとなっており、9 割は夏来日だが、残りは 4 月来日である。
そのため、募集・選考作業は夏来日を念頭に実施しているとのことだが、4 月来日と夏来日で募集・選考作業のスケジュールを分けるなど、受入側の事務負担軽減を考慮した柔軟な対応を求める。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第 2 次回答

1 次回答の繰り返しになるが、英語圏の外国語指導助手 (ALT) 及び国際交流員 (CIR) については、例年 9 月から各国で募集開始し、1 月から 2 月上旬にかけ在外公館が書類 (一次) 及び面接 (二次) による選考を実施し、2 月中旬までに推薦者を取りまとめ報告を行っている。全体の作業日程を複数設けることについては、在外公館の他の業務との調整も必要であり困難な面が多い。また、配置要望は、各任用団体における予算確保の状況に基づいて確定されるところ、4 月来日に向け、1 月末よりも前に要望調査の締切を設定する場合、多くの任用団体は予算確保の見通しが立たない段階で調査への回答を求められることとなるため、要望調査の時期の前倒しは困難である。以上より、スケジュールを複数設けることについても、現時点での対応は困難である。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	271	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

公金の支出委託において民間事業者が立替払をしたうえで請求書に基づく口座振替払を可能とすること

提案団体

広島県、山形県、広島市、山口県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

公共料金等の経費について、公金の支出委託にあたり、資金前渡を前提とせず、委託先民間事業者が立替払のうえ、委託先民間事業者からの請求書に基づき口座振替払と出来る制度への見直し。

具体的な支障事例

支払事務効率化のため、令和5年度から携帯電話や光回線等の通信料の支払いについて、法人向け一括請求サービスを利用しており、各所属への請求を会計部門に集約化している。(令和5年度実績:360 回線程度の請求を毎月1件の請求に集約)
法人向け一括請求サービスの利用は公金の支出委託となり、資金前渡が前提となるため、一般的な民間事業者の取扱い(※)と異なる手法を取らざるを得ず、現状、民間事業者へ専用口座を開設させた上で、常時の資金前渡で対応している。※一般的な取扱:民間事業者が立替払し、その後委託元へ一括請求
このような特殊な取扱いとは、民間事業者へ専用口座の開設や前渡金の清算など本来不要な負担をかけるとともに、行政側にも、毎月、資金前渡、清算事務が発生しており、必ずしも効率化しきれていない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

法人向け一括請求サービス委託業者に専用口座を開設させ、毎月資金前渡の受領・清算を課しており、業者からも一般的な手続きで業務を行いたいとの話があったが、現行制度上は困難と回答せざるをえない。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

一括請求サービスの活用により請求・支払が集約され、大幅な事務の削減を実現することができたが、現行制度上、業者における清算・報告作業に毎月約4時間、県における資金前渡支払や清算確認に毎月約3時間を要しており、それらの解消により更なる事務の削減が期待される。

根拠法令等

地方自治法第243条の2の6、地方自治法施行令第173条の3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

山形市、ひたちなか市、名古屋市、熊本市、宮崎県

—

各府省からの第1次回答

地方自治法第243条の2の6第1項の規定に基づく公金の支出の委託については、同条第2項のとおり、支出を委託した指定公金事務取扱者に対し当該支出に必要な資金を交付するものとされているところである。これは、あらかじめ資金を交付することが法意であると考えているが、仮に、指定公金事務取扱者への資金の交付を事後的に行うこととした場合には、実質的に制限なく支出負担行為の権限を私人に委託することになり得るため、御提案については、そのような点にも留意しつつ、委託者と受託者の双方の負担を軽減する観点から、検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

令和6年4月に制定された指定公金事務取扱者制度の趣旨を踏まえ、自治体の事務の効率化を図るため、当県では電気通信役務関係の支出事務を委託しているが、資金前渡を前提とすることから、事業者は資金の管理口座を開設する必要がある、前渡金の清算手続も発生するなど、必ずしも効率化しきれていない。本来の事業スキームでの支出を可能としたいという本提案の趣旨を踏まえ、委託者と受託者の双方の負担が軽減される運用の実現を前向きに検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

指定公金事務取扱者への支出事務の委託の場合における資金の交付について、資金の交付を事後的に行うこととした場合には、実質的に制限なく支出負担行為の権限を私人に委託することになり、受託者の恣意的な支出によって地方公共団体が損害を被るリスクが生じうるため、あくまで、事前の資金交付が原則であると考えているが、例えば、請求書によって請求額及び支払先が確定し、支払事務のみを委託するような公共料金等の支払いについては、資金の交付を事後的に行うこととしても受託者による恣意的な支出が行なわれるリスクは低いと考えられる。

このため、指定公金事務取扱者への支出事務の委託の場合において事後的に資金交付し得る場合の運用方法等について、経費の性質や、支出負担行為を含めた支出事務の委託範囲等を踏まえつつ、検討を進めてまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	277	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

都道府県知事が資格付与者となっている国家資格の見直し

提案団体

広島県、宮城県、福島県、広島市、愛媛県、全国知事会、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

警察庁、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

国家資格のうち、都道府県知事が資格付与者となっているものについて、試験事務を既に全国統一の団体が行っている資格を含め、各種資格の付与者を国とするなどの見直しを求める。

具体的な支障事例

都道府県知事が資格付与者となっている国家資格については、一部資格で指定試験機関による全国統一での資格試験の実施など、事実上全国統一的な基準による運用がなされているものもあるため、各都道府県がそれぞれ事務を行う必要性が乏しい。

それにもかかわらず、資格付与者が都道府県知事とされていることで、各都道府県では免許証等の申請・内容の確認・交付をはじめ様々な事務が発生しており、都道府県の事務負担となっている。

利用者にとっても、資格者名簿を各都道府県が管理しているため、苗字が変わった場合の免許書換えを、免許を発行した都道府県に申請する必要がある、居住地と免許発行地が異なる場合は郵送が必要となるといった支障が生じている。

現在、デジタル庁において整備・運用されている「国家資格等情報連携・活用システム」(以下「システム」)によって、一部資格については、オンラインでの資格の登録申請や資格情報の確認、証明が可能となっているが、都道府県知事が免許交付することとされている国家資格について、同システムに実装されていない資格は、申請書や住民票の写しなど、紙での申請に伴う申請者及び行政の事務負担が生じているため、各種資格の付与者を国とする上で、システムを利用したオンラインによる免許申請等の推進も必要であると考えている。

システムへの資格の実装が進めば、各都道府県が資格者名簿をそれぞれ管理する必要性も無くなることから、資格付与者を国へ見直した上で、資格に関する事務を国で一元的に実施する方が効率的であるし、利用者の利便性向上にも資すると思う。

【具体的な当県での事務負担】

- ・調 理 師:試験申込件数-370 件/年、新規申請件数-438 件/年、年間作業時間-約 350 時間
- ・製菓衛生師:試験申込件数-185 件/年、新規申請件数-118 件/年、年間作業時間-約 370 時間、試験事務を県が直接実施(試験当日の会場運営、採点は業者委託)

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

資格付与者を国に転換することで、国家資格等情報連携・活用システムに連携される資格者名簿が一元化され、現在、例えば結婚して苗字が変更となった場合の免許書換えは、免許交付した都道府県に申請しないといけないところ、居住地の近くの国の窓口に行けば書換え申請できることになり、利便性向上につながる。あわせて、各都道府県がそれぞれ行っていた試験・免許事務が国に一元化されることで、都道府県の事務負担軽減にも繋がる。

また、都道府県知事が資格付与者となっている国家資格について、原則として国家資格等情報連携・活用システムによるオンライン申請を可能とすることで、紙申請に伴う申請者の来庁の手間や行政での事務処理負担の軽減が期待される。

根拠法令等

製菓衛生師法第2条、調理師法第2条 等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、長野県、宮崎県

○当県においても同様に、免許証の交付等様々な負担が生じている。

【具体的な当県での事務負担】

- ・調理師：試験申込件数-218 件/年、新規・書換え・再交付件数-492 件/年、年間作業時間-約 295 時間
- ・製菓衛生師：試験申込件数-89 件/年、新規・書換え・再交付申請件数-61 件/年、年間作業時間-約 62 時間

また、居住地と申請時の住所が異なる利用者は、郵送で申請するケースが多く、手続きに時間的なコストが生じている。

そのため、国への事務の一元化には賛同するが、本県ではまだ国家資格等情報連携・活用システムを導入しておらず、システムを使った手続きにはすぐに対応できない。

各府省からの第1次回答

回答については別紙。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

別紙のとおり

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【岩手県】

【家畜商法（家畜商）】

講習会の実施にあたっては、家畜商法等で講習内容及び時間数が定められている他、講習会の参加者は、開催都道府県民だけではなく、開催県以外からの参加者もいる状況であり、さらに免許の効力は全都道府県に及ぶことを踏まえると、地域による講習内容の違いは受講者にとって実効性を伴っておらず、地域の実情を受講内容に反映させる必要性は低いと思われる。

また、開催状況は、都道府県により毎年開催、隔年開催、近隣県との持ち回り開催など様々であり、実情を反映させるとしてもその習得機会も不均衡となっているところ。

なお、国では、令和6年3月28日付5畜第3034号「デジタル原則を踏まえた家畜商法の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」にて、家畜商講習会のオンライン化を進めるよう通知があったところでもあることから、国がオンライン講習会を開催できれば、受講者にとっても居住地に関わらず受講できる他、免許の効力にあった一律の講習が受講できるメリットがある。

【家畜改良増殖法（人工授精師）】

資格付与に当たって必要となる講習会及び試験については、各都道府県の実態に応じて講習会を実施することが望ましいものの、現行の法律、規則においては、家畜人工授精師の免許を受けようとする者は、都道府県等が実施した講習会の合格証や住民票等の書類を住所地を所管する都道府県知事に提出することとなっていることから、国が資格の付与を行うことができるものと考え。

ただし、国が資格の付与を行う場合、各都道府県が免許取得者の状況を把握するための仕組みが必要である。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

全国統一試験で運用されている国家資格については、地方公共団体の業務負担の軽減と住民サービスの向上を図る観点から、「国家資格等情報連携・活用システム」を活用した資格申請・変更等のオンライン化を全面的に推進し、資格の付与・管理を国が一元的に担う体制への移行を強く求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

国家資格については、国が責任をもって試験事務や資格の登録等を全国的に統一して制度整備を行うべきではないか。その上で、当該資格に関する必要な情報を地方公共団体が活用して、地域における事務を円滑・適切に行うことのできる仕組みを構築すべきではないか。

国家資格等情報連携・活用システムを活用することで、身近な窓口で手続きができなくなることによる住民の利便性の低下を回避することが出来るのではないか。

外部団体等への事務委任が行われていない資格について、委任が可能となる規定を設けることで、実質的に都道府県に事務が発生しない仕組みにすることが出来るのではないか。

【行政書士】

合格の決定のみ委任できない仕組みについては、他の国家資格の例を踏まえ、都道府県の負担軽減に資するよう、合格の決定を含む全ての試験事務の委任を可能にするべきではないか。行政書士法第4条第1項から「総務省令で定めるものを除く」の文言を削除する法改正を行うなど、具体的な方策を第2次回答で示したい。

【調理師】

資格登録に係る事務は都道府県において共通の運用がされており、試験事務においても多数の都県は指定試験機関に委任しているため、共通の運用がされている実態がある。このような実態を踏まえ、現在、都道府県が行っている事務を国や外部団体等が実施することの影響について、都道府県への聞き取りを行うとともに、国家資格等情報連携・活用システムを活用することによる事務負担軽減の効果も踏まえた検証を行い、その結果を第2次回答で示していただきたい。

また、専門調理師が調理師の上位資格であることを理由に資格付与者を区別していることについては、合理性を欠くと考えられるのではないか。

【全国通訳案内士】

全国通訳案内士に対する指導取締りについては、資格登録事務を国や外部団体等が行うこととし、資格保有者に関する情報を国から都道府県に共有することで、引き続き都道府県による指導取締りの実効性を確保できるのではないか。

都道府県が資格登録事務を行わずとも、地域のニーズに合った全国通訳案内士の育成や活躍の場を確保する取組は可能なため、国や外部団体等が資格登録事務を実施することについて検討いただきたい。

現在、都道府県が行っている事務を国や外部団体等が実施することの影響について、都道府県への聞き取りを行うとともに、国家資格等情報連携・活用システムを活用することによる事務負担軽減の効果も踏まえた検証を行い、その結果を第2次回答で示していただきたい。

各府省からの第2次回答

回答については別紙。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	286	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

地方自治法施行規則及び地方公営企業法施行規則に規定されている給与費明細書様式の簡素化

提案団体

厚岸町

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

地方自治法施行規則及び地方公営企業法施行規則に規定されている給与費明細書様式の簡素化

具体的な支障事例

給与費明細書については、地方自治法施行令第144条及び地方公営企業法施行令第17条の2において、「予算に関する説明書」として予算議案とあわせて議会へ提出することを義務づけられている。予算における給与費は、公会計の場合、総務費、土木費または給与費に含めて計上され、地方公営企業の場合、営業費用または建設改良費に含めて計上されるため、予算に占める給与費の重要性に鑑み、その内容を明らかにするために、明細書を作成し、議会に提出するものと理解をしている。給与費明細書の様式は、地方自治法施行規則及び地方公営企業法施行規則で定められているが、地方自治法施行令第144条第1項第1号にある「給与費の内訳を明らかにした給与費明細書」を作成するのであれば、様式中「(1)総括」のみで十分である。非常に短い期間で膨大な作業を正確に処理しなければならない予算編成時期に、総務省令で定められた給与費明細書の様式に記載するためだけに、基礎となる資料を整備するなど、多くの人手と時間が割かれている。なお、国においては予算に関する説明書としての給与費明細書の国会への提出についての法令上の義務づけはないと思われるが、この際、地方も国と同様に法令上の義務づけを見直していただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方行政の効率化に資する。

根拠法令等

地方自治法施行規則別記様式、地方公営企業法施行規則別記第3号様式

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、ひたちなか市、春日部市、半田市、小野市、高松市、鹿児島市

○給与費明細書の作成には、当市においても予算編成の時期に多くの人手と時間が割かれており、作成内容が見直されれば、職員の事務負担の軽減につながると思われる。

○時間外勤務を縮減など職員の負担軽減に繋がる。

○様式に記載するだけのために算出が必要となる項目が多く、相当な時間を要している。様式中「(1)総括」のみで議会への説明は十分であるため、様式の簡素化を希望する。

各府省からの第1次回答

給与費明細書を含む予算に関する説明書は、議会において予算を審議する際、予算書のみを判断材料として審議することは非常に困難であることから、予算と併せて議会への提出が義務づけられているものであり、法令上の義務づけの見直しは困難であると考えます。

また、給与費明細書が現行様式とされている理由として、

- ・給与費の、予算に占める比率の大きさ、義務的経費として将来の財政負担を拘束する度合の強さ、一般行政サービス経費との均衡の必要性、他団体へ与える影響の大きさ等を考えた場合、給与費の内訳や給与の状況が、議会や住民に十分明らかにされたうえで給与費予算の審議が行われる必要があること
- ・議会における給与費に関する審議が十分かつ慎重に行われ、適正な予算決定が行われるために、給与費支出の根拠となっている給与制度及びその運用の実態を議会に対して詳細に説明し得るようにすること

などが挙げられる。このため、様式を「(1)総括」のみとすることは困難であるが、本提案の調整過程において、提案団体及び追加共同提案団体から、様式中の個別の項目に係る簡素化の具体的な要望がある場合、その要望内容を踏まえて検討することは可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

給与費明細書の各項目が予算の審議にあたり必要と考えていることは承知したが、国において予算に関する説明書として給与費明細書を国会へ提出する法令上の義務づけがないため、国と同様の扱いとして整理することは可能と考えることから、各項目の必要性について再度検討願いたい。

なお、各項目が必要と再度判断された場合には、国と扱いが異なる理由を説明いただくとともに、条例や規則により確認が可能である「初任給」、「(級別の基準となる職務)」及び「期末手当・勤勉手当」について、個別の項目に係る簡素化を要望したい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】
提案団体の意見が反映されるよう、積極的に検討していただきたい。

各府省からの第2次回答

法令上の義務づけがある理由については、第1次回答のとおり。その上で、給与費明細書の有無のみが国と地方の相違ではないと考えるが、給与費明細書の様式は、給与費の状況を総合的に把握できるよう担保するとともに、地方議会における審議の充実のために累次の改正が重ねられて現在の形となっているものであり、これらの趣旨を踏まえ、引き続き給与費明細書の各項目は基本的に必要なものと判断している。

このため、要望があった項目については、地方議会における審議の充実等の観点から慎重に検討がなされるべきものであり、要望内容及びその理由を踏まえて、簡素化の可否を検討していきたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	289	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

地方公共団体定員管理調査の結果等を共有するための、ガバメントクラウド等の活用

提案団体

長崎県、福島県、愛知県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

総務省が実施する「地方公共団体定員管理調査」についての結果等を早期に共有するため、デジタル庁のガバメントクラウド等を活用した仕組みづくり(クラウドストレージ等)を求める。

具体的な支障事例

翌年度の組織協議を行う際、他自治体の事例も参考として収集しており、毎年総務省が実施する「地方公共団体定員管理調査」の結果についても参考にしている。しかしながら、取りまとめ結果の共有が例年 12 月末頃になることから、翌年度の組織協議に間に合わないこともあり、ほぼ全ての都道府県より随時メールにて情報提供及び共有依頼を受け、対応を要するなど、煩雑な事務が発生している。
※九州地区では毎年幹事県がとりまとめ対応を行っており、各々が個別に対応するよりも事務効率化は図られているが、幹事県には非常に多くの負担がかかっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

自治体職員の事務効率化・負担軽減となる。また、当該調査のみならず、例えば「次年度の組織改正に関する概要資料」等においても自治体間で同様の情報提供依頼がなされていることから、効果は広く波及することが想定される。

根拠法令等

地方自治法第 245 条の4

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、小野市、熊本市

○「地方公共団体定員管理調査」の結果については、共有時期が当市の翌年度の組織協議に間に合わないこともあり、これまでは参考としていないところであるが、調査結果が早期に共有できるようになれば、組織協議の

参考として活用できる。

○当市も県内市町にメールにて情報提供を依頼し、取りまとめている。できるだけ早期に共有するための仕組みを希望する。

各府省からの第1次回答

定員管理調査結果のとりまとめ作業においては、各団体とそれぞれ複数回にわたり確認を重ねて数値を精査した上で確定させているものであり、その精査に概ね12月中旬までの期間を要しているのが実態であることから、調査結果を現状よりも早期に共有することは困難である。

一方、総務省では、各団体が自ら定員管理の現状を分析、検証できるような参考指標として、定員モデル等を作成し、情報提供しており、その活用を促してきたところである。

自治体の定員については、各団体において、行政の合理化、能率化を図るとともに、行政課題に的確に対応できるよう、地域の実情を踏まえつつ、適正な定員管理に努めていただくことが重要と考えており、定員モデル等もその一助としていただけるよう、引き続き活用を促していきたいと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「調査結果を現状よりも早期に共有することは困難」とのことであるが、最終的な結果の共有ではなくとも、次年度の組織改正等にかかる業務が本格化する10月中旬頃の時点での暫定版を共有いただくことや、各都道府県が互いの提出内容を共有できるシステムを構築することなど手段を問わず、支障解消に向けた方法を検討いただきたい。

なお、「定員モデル等を作成し、情報提供しており、その活用を促してきたところである」とのことであるが、早期に共有を求める主な理由は、少数職種等の実際の採用状況等を把握し、次年度以降の採用に向けた検討を早期に開始するためであることから、実際のデータの共有がなければ議論を円滑に進めることは困難であるため、上記のとおり調査結果の共有について前向きにご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

各府省からの第2次回答

データの早期共有を求める主な理由は、少数職種等の実際の採用状況等を把握し、次年度以降の採用に向けた検討を早期に開始するためとのことだが、以前から示されている翌年度の組織協議の参考とするためといった目的にも鑑みれば、公表までに変わりうるデータを暫定版として共有することや、共有のためのシステム構築をすることについては、当省として適切ではないと考える。加えて、確定・公表前のデータを当省によって共有されることについて、全ての団体が了承するか否かについては疑義がある。

また、以前から示されている支障事例として、ほぼ全ての都道府県より随時メールにて情報提供及び共有依頼を受けて対応を要するなど煩雑な事務が発生していることを挙げられているが、データを団体間で早期に共有することについては、当省として何ら義務付け・枠付けなどしているものではなく、その上で、現状においてもメールの送受信により対応がなされているものである。

さらに、10月中旬頃は検収作業や他の調査の数値との突合作業のほか、各団体に対する疑義照会も並行して行っている段階であり、これに加えて暫定版データの提供に係る作業をすることは困難である。

なお、少数職種等の実際の採用状況等を把握されたいとのことだが、例えば、「農事員」は、地方公共団体定員管理調査上は職種区分を設けておらず、同調査では採用状況等を把握できないという点をご認識いただきたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	290	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

連携協約下における公の施設の相互利用手続きの見直し

提案団体

大分市、別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市、日出町

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

「公の施設の相互利用」については、その実現の方法が法により定められており、圏域全体の効用を明らかに高める施策に関わらず、施設設置自治体のみならず、施設を利用する全構成自治体においても議会の議決を経ねばならず、過大な事務手続を要し、当市参画の都市広域圏構成市町でも煩雑な事務手続に苦慮している。そのため、連携協約を結んだ自治体間において、施設を供用に付す場合には、単純な個別自治体同士の関係ではなく、圏域での取組として捉え、施設を利用する側の自治体の議会における議決を不要とするように、法改正を求める。

具体的な支障事例

当市が参画する都市広域圏は、平成 27 年に当市が連携中枢都市宣言を行い、県内の6市1町と法第 252 条の2に基づく協約を締結している。

当該協約に係る各々の条文は、総務省が示している要綱を参照し記されたものであり、自治体間で相互に連携する事項のひとつとして「公共施設の相互利用の促進」を掲げている。

公共施設の相互利用については、その具体の手続は、法第 244 条の3第2項及び第3項において定められている。上記連携中枢都市圏内において、例えば当市が設置する施設を、他市町住民の供用に付そうとする場合には、当市を含む全ての構成市町議会において同件に係る議決をし、当市と他市町との間で全く同じ協議を繰り返さねばならず、市町職員の事務負担は過大なものとなっている。

同条項は、「自治体間の1対1の関係」を、また、原則として「公の施設は他自治体の住民の利用について想定し得ないこと」を背景としている。

しかしながら、連携中枢都市圏は、構成自治体同士が圏域内で有機的に連携を行い、各々の市町が各々の役割を果たすものとなっており、協約は、単独自治体によるフルセット行政の限界が論じられる中において「集約とネットワーク」による自治体間の相互補完を目指したものであり、各構成自治体が、圏域全体の効用を高めるような選択を行うことが望ましいと考えられる。

上記のような視点から見ると、こと連携中枢都市圏での公共施設の相互利用については、施設を利用させる自治体については、事実上のマイナスの便益が生じるため、議決を経ることが望ましいものの、圏域全体としてはプラスの便益が生じるため、施設を利用する他の自治体については、「公の施設の相互利用」の方針を明記した協約の議決を既に経ていることから、当該施設の供用開始を拒む蓋然性は無く、意思決定を要する事案であるとは考えにくいと、議会による議決も不要と思料される。

以上の事由により、上述のとおり連携中枢都市圏における公の施設の相互利用の事務手続きについて、その在り方の見直しを求めるものである。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

今後の少子高齢化・人口減少社会においては、特に地方都市は、一自治体のみでの十全な行政機能の維持は困難な局面に立たされることが想定される。併せて、公共インフラの老朽化や自治体の人手不足もより深刻化することが予想される中、近隣自治体との連携による行政機能の相互補完は、行政機能の維持・向上のため推進していく必要がある。

しかしながら、公の施設の相互利用については、圏域全体で見たときには明確なメリットがあるにも関わらず、従来の自治体間の利害関係を前提とした調整に多くのマンパワーを割かなければならない。

本提案の実現を通して、連携中枢都市圏における公の施設の相互利用の実現に係る事務手続きの方法が見直され、事務手続が簡便化されることをもって行政の効率化が図られると考えられる。

根拠法令等

地方自治法第 244 条の 3、第 252 条の 2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、長与町、熊本市

—

各府省からの第 1 次回答

法第 244 条の 3 第 2 項に基づく協議とは、個々の公の施設に係る使用方法、経費負担等を定めることが想定されているところであり、公の施設は住民の利用に供される施設であることから、当該公の施設が設置されている普通地方公共団体の区域外の住民に当該公の施設を利用させようとする場合には、住民の代表たる当該普通地方公共団体の議会の議決を必要としているものである。

一方で、法第 252 条の 2 第 3 項の規定による議会の議決とは、地方公共団体相互で連携して事務を処理するに当たっての基本方針や役割分担を定める連携協約が、協議会、事務の委託等の多様な連携のベースとなるものであることに鑑みて、地方公共団体間の連携についてより安定性を確保し、長期的・継続的にも展開が可能とする上で必要な手続として行われるものである。このように、連携協約には、連携して事務を処理するに当たっての基本方針や役割分担が定められるものであり、通常、取組分野（将来的に取り組もうとするものも含む。）が包括的に記載され、例えば、その一つとして「公共施設の共同利用の推進」と記載されるものであるから、個々の公の施設に係る使用方法、経費負担等が定められているものではない。

以上のように、両者において議会の議決が求められる趣旨・目的が異なるものであり、たとえ、「施設の共同利用」等の記載を含んだ連携協約の締結に際して議会の議決を経たとしても、公の施設の共同利用に係る協議については、別途、法第 244 条の 3 第 3 項の規定による議決を要することが適当であると考えている。

なお、例えば、法第 252 条の 2 第 1 項に基づく連携協約の内容に、公の施設に係る使用方法や経費負担等が示されている場合には、同条第 3 項の協議に係る議会の議決と、法第 244 条の 3 第 3 項の協議に係る議会の議決を併せて行うことが可能であるなど、運用上、各地方公共団体の事務負担を軽減することができることについて、お示しすることを検討してまいりたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

地方自治法第 244 条の 3 第 3 項の規定による議決と法第 252 条の 2 第 3 項の規定による議決は、議決を求める趣旨・目的が異なるため、たとえ、「施設の共同利用」等の記載を含んだ連携協約の締結に際して議会の議決を経たとしても、公の施設の共同利用に係る協議については、別途、法第 244 条の 3 第 3 項の規定による議決を要することが適当である旨の回答をいただいた。

しかしながら施設費用等の負担を伴わない市町にあっても、圏域内に新たな相互利用施設が増えるたびに、都度すべての参加市町議会の議決が一律に必要とされることで、事務手続きの負担が過大になっている実情がある。また、施設を利用させる自治体については、公の施設は本来住民の利用に供される施設であり、事実上

のマイナスの便益が生じるため、議決を経ることが望ましいものの、施設を利用する自治体については、当該施設の供用開始を拒む蓋然性は無く、意思決定を要する事案であるとは考えにくく、施設を利用する自治体の議会による議決は不要と思料される。

さらに、連携中枢都市圏構想推進要綱において、連携中枢都市圏においてそれぞれが有する資源を融通し合い、共同で活用していく視点が不可欠であるとされており、本圏域においても「公共施設の相互利用の促進」に積極的に取り組んでいるところではあるが、各自治体の議決に係る事務負担は自治体職員、議会等においても煩雑で過大なものであり、負担軽減に向けて法改正を求めるものである。

仮に提案どおり法改正に至らなかった場合にあっては、実質的に今回の支障事例を払しょくし、議決不要とできるよう、柔軟な運用例をお示しいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】

広域連携が円滑に行えるよう、提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

各府省からの第2次回答

「施設を利用する自治体については、当該施設の供用開始を拒む蓋然性は無く、意思決定を要する事案であるとは考えにくく、施設を利用する自治体の議会による議決は不要と思料される」という御指摘があるが、他の地方公共団体に設置された公の施設を利用するに当たって、施設を利用する地方公共団体の住民の費用負担額はいくらか、費用負担額を踏まえて利用するのか否か等は、施設を利用する地方公共団体も関心を有する重要な事項と考える。このため、「事務手続きの負担」を理由として、公の施設の相互利用に関する議決を不要とすることは適当ではないと考えている。

なお、第1次回答で述べたとおり、例えば、法第252条の2第1項に基づき2団体間で締結される連携協約の内容に、当該2団体間の公の施設の相互利用に係る使用方法や経費負担等が示されている場合には、当該2団体における同条第3項の協議に係る議会の議決と、法第244条の3第3項の協議に係る議会の議決を併せて行うことが可能であるなど、運用上、各地方公共団体の事務負担を軽減することができることについて、お示しすることを検討してまいりたい（連携協約を締結していない団体についてはこの限りではないため、御留意いただきたい。）。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	295	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

武力攻撃事態等における個人情報の取扱いに関する指針の策定

提案団体

兵庫県、神戸市、明石市、西宮市、相生市、川西市、小野市、三田市、たつの市、播磨町、市川町、新温泉町

制度の所管・関係府省

内閣官房、総務省

求める措置の具体的内容

防災分野と同様に、武力攻撃事態等においても個人情報の取扱いに関する指針を定めること。

具体的な支障事例

【現状】
国民保護法において、避難住民及び武力攻撃災害により死亡または負傷した住民の安否情報の収集・提供について規定されているが、運用に当たっては、国、都道府県及び市町村それぞれが判断することとなっており、安否不明者及び行方不明者については規定されていない。
なお、自然災害については令和5年3月に内閣府(防災担当)が示した「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」において、安否不明者の個人情報の公表方針が示されたものの、武力攻撃事態等については取扱いが示されていない状況にある。

【具体的な支障事例】
自治体ごとに個人情報の取扱いが異なるため、混乱を生じるおそれがある状況が続いており、とりわけ以下のような場合において都道府県によって対応が異なれば、事態発生による混乱に加え、さらなる混乱を招くおそれがある。

- ・自然災害発生時と同様に、安否不明者の特定に向けて、安否情報の提供を呼びかけるために、安否不明者の名簿を公表する場合
- ・特に混乱が大きい事態において、マスコミに一定の安否情報を提供することで避難住民の安否を周知させるような場合

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

武力攻撃事態等における個人情報の取扱いに関する指針を国が示すことで全国統一的な基準で個人情報の取扱いが行われることとなり、武力攻撃事態等においても、迅速な安否情報の収集・提供と、それによる効果的な救援の実施につながる。

根拠法令等

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第94条、第95条、第96条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、花巻市、千葉県、川崎市、宮崎県

○有事の際の個人情報の取り扱いの統一化を図る提案であることから、「有」（提案の趣旨に賛同し、追加共同提案団体として参画する意向がある）としたいもの。
○国民保護法では「公表」についての規定はなく、安否情報の公表については、それぞれの公表主体に適用される法令等に基づき、当該主体自らが判断するとされている。しかし、武力攻撃事態等における被害は、特定の地方自治体に留まるものではないことから、国において公表に係る基準を整理することが必要である。

各府省からの第1次回答

今回、支障事例として具体的に挙げられている「安否不明者の特定に向けて、安否情報の提供を呼びかけるために、安否不明者の名簿を公表する場合」や、「特に混乱が大きい事態において、マスコミに一定の安否情報を提供することで避難住民の安否を周知させるような場合」等について、取扱いを整理・検討し、周知する予定である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

自然災害発生時には「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」に基づき各自治体に対応することとされているため、本提案で求める武力攻撃事態等における個人情報の取扱いの整理・検討においては、同指針を踏まえつつ、各自治体の国民保護措置の実施に混乱が生じないように留意のうえ進めていただきたい。
また、国民保護措置の実施は法定受託事務であることから、個人情報の取扱いについて、より明確な基準を示していただくとともに、早期の周知をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
【全国町村会】
提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

各府省からの第2次回答

令和7年度において、個人情報保護法の解釈等について関係機関と協議し、「安否不明者の特定に向けて、安否情報の提供を呼びかけるために、安否不明者の名簿を公表する場合」や、「特に混乱が大きい事態において、マスコミに一定の安否情報を提供することで避難住民の安否を周知させるような場合」等における個人情報の取扱いについて、考え方を整理する。また、遅くとも令和8年度において、整理した考え方を周知する予定である。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	296	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

入力業務負担の軽減に資するマイナンバーカードを活用した安否情報システムの改善等

提案団体

兵庫県、神戸市、明石市、西宮市、相生市、川西市、小野市、たつの市、市川町、新温泉町

制度の所管・関係府省

内閣官房、デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

武力攻撃事態等時に、住民の安否情報に係る安否情報システムへの入力項目が多岐にわたるため、マイナンバーカード等を読み取って情報入力する機能の実装等、入力作業の負担軽減に資するシステム改善を行うこと。

具体的な支障事例

【現状】
地方公共団体が国民保護法(以下「法」という)に基づく安否情報事務(以下「安否情報事務」という)を効率的に運用するために、「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」(以下「システム」という)が、国により開発・運用されている。
また、システムを利用した安否情報事務を地方公共団体が法に基づき行う際の基準として「安否情報システムを利用した安否情報事務処理ガイドライン」(以下「ガイドライン」という)が定められており、安否情報事務を効率的に行うために「システムを利用することを原則とする」とガイドラインで規定されている。
システムへの情報入力においては、LGWAN端末から住民の安否情報(氏名、生年月日、性別、住所、負傷状況、死亡関連情報、居所、連絡先など)の各項目をシステムに直接入力、もしくは、オフライン端末でCSV形式のファイルに安否情報を蓄積し、LGWAN端末から取り込むこととなっている。

【具体的な支障事例】
ガイドラインに記されているとおり、武力攻撃事態等という極限状況の中で、市町職員は住民の避難誘導や人命救助等の措置を実施しつつ、避難住民の誘導の際や避難施設等において、紙様式により情報収集を行い、その後手打ちでシステム入力(転記)を行う、またはCSV形式のファイルに入力し取り込むこととなっているため、情報が整理されるまでに時間を要さざるを得ない。
このため、住民からの問い合わせに迅速に対応できないことが懸念されるほか、多数の住民の安否情報を取り扱う場合においては、職員の事務負担が一層大きくなる。
また、ガイドラインにおいて、安否情報の収集については「否」情報(負傷住民、死亡住民)を優先して行うとしつつ、「安」情報(避難住民)についても法上の救援(食品、被服等の提供等)を行うに当たっての必須情報として可及的速やかに収集に努めることとされているため、デジタル活用による入力作業の負担軽減が必要である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

避難施設等において、避難住民が所持しているマイナンバーカードやマイナ免許証等を読み取ることで、安否情報の収集・報告を迅速に行うことが可能となるなど、デジタル活用により、過酷な状況が想定される中での安否情報事務にかかる職員の負担軽減を図りつつ、住民からの問い合わせに対する迅速な対応と、救援措置の実施に少しでも多くの人員を充てることが可能となると考える。

根拠法令等

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第94条、第95条、第96条
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第23条、第24条、第25条、第26条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、花巻市、千葉県、川崎市、宮崎県

○有事の際の事務負担の軽減や効率化につながる提案である。

各府省からの第1次回答

安否情報システムの入力業務負担の改善に関しては、令和5年度のシステム更改によってCSV形式のデータを取り込むことを可能としたところであるが、引き続き、業務負担の軽減方法について検討を行う。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

武力攻撃事態等という極限状況においては、職員による手入力（安否情報システムまたは事前にダウンロードした安否情報CSV取込様式）の省力化・負担軽減が特に重要と考えられるため、この部分について、デジタル庁等が取り組む自然災害を想定した「避難者支援業務のデジタル化に係る実証実験」の成果を、国民保護法に基づく安否情報事務に適する形で横展開するなど、段階的にでも情報入力作業の負担軽減策の導入を進めていきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

各府省からの第2次回答

令和7年度において、関係省庁の知見・ノウハウについて協議し、安否情報システムの入力作業の省力化・負担軽減に資する方法について検討を行い、システム改修等必要な対応を明らかにする。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	310	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

地方公営企業決算状況調査における調査の単位を千円単位から円単位にすること

提案団体

島根県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

「地方公営企業決算状況調査」における調査の単位について、千円単位から円単位へ改めるよう求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

毎年報告している「地方公営企業決算状況調査(決算統計)」は千円単位で入力することになっている。調査表は表ごとにチェックをした後に、複数表間でチェックをかけることになっているが、端数処理の影響でエラーが出る。1つ修正してもまた新たなエラーが出てしまう。限られた時間で、すべてのエラーを潰していくのにかなりの時間を要している状況である。

【支障の解決策】

各表への入力を千円単位から円単位にする。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

複数表間の端数調整に係るエラーが減少することで担当者の作業負担が軽減される。

根拠法令等

地方公営企業決算状況調査表作成要領(総務省自治財政局)P6 第2章第1 1.(1)(2)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、花巻市、白河市、茨城県、ひたちなか市、春日部市、川崎市、新発田市、諏訪市、静岡県、小牧市、三重県、滋賀県、宍粟市、徳島市、高松市

○円単位とすることは、数年前から要望をしており、作業の負担軽減が図られる。
○千円単位に丸める作業により、統計に誤差が生じる。一方で、丸める作業により時間を要している。総じて、丸める作業に必然性を感じない。

○時間外勤務を縮減など職員の負担軽減に繋がる。
○提案のとおり、調整のために多くの時間がかかっている。
○同様の支障が生じている。特に決算整理の繁忙期において、このエラーチェックに要する時間を短縮できれば、大幅に作業効率の改善が見込まれる。
○当県では工業用水道事業、水道事業、地域整備事業で、合わせて10日程度を端数調整処理に要しており、特に工業用水道事業はセグメント毎に帳票作成するため非常に多くの労力を必要としている。
○当県においても、調査表が千円単位であることによる端数処理に起因するエラー解消に多くの作業時間を要しているところである。調査が円単位で行われることにより、当該作業における事務負担の軽減が期待できる。
○複数表間の端数処理に、相当の時間を要している。
○提案団体と同様に端数調整に係るエラーの処理に時間を要している。
○当市においても、①公営企業の場合、千円単位に丸めた結果、貸借対照表など他の帳票にも影響がでるため、作業が煩雑になり、かなりの時間を要している。②1つの会計で実施していて複数の報告事業がある場合（例：下水道事業会計の公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業会計の農業集落排水事業、個別排水処理事業、特定地域生活排水処理事業）、まず全体を千円単位にし、その後、事業毎に千円単位にする必要があり、エラーが出た場合、複数事業間での修正が必要となる。以上のことから、円単位での入力への変更を希望する。

各府省からの第1次回答

地方財政決算情報システムについては、令和8年度から次期システムの設計開発等を行う予定であり、その中で事務負担軽減の観点から調査単位のあり方について検討する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

令和8年度から実施される次期システムの設計開発の中で、調査単位のあり方についてご検討いただけることに、感謝申し上げます。
一方で、決算状況調査作成でのエラー対応において、現に苦慮している状況がある。次期システムが稼働するまでの期間（現行システムで対応する期間）、エラー対応に係る時間を少しでも削減できる方法について検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
地方財政状況調査（決算統計）システムについては、国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針に基づき、共通化候補（令和7年度分）とされているところ。
今後の検討に当たっては、本提案事項も含め、自治体の業務等の実態を把握したうえで、現場の理解を得ながら業務・システムを一体的に検討していただきたい。
【全国町村会】
提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

各府省からの第2次回答

現行システムにおいて、提案いただいた機能改善を実現するには多額の改修経費を要すると想定されるため、早期には実現が困難である。
そのため、令和8年度からの次期システムの設計開発等の中で検討することとしている。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	317	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

出入国在留管理局における納税状況調査の見直し

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

在留資格更新等のための在留外国人に係る納税状況の調査については、情報提供ネットワークシステムにおいて、地方団体の納税情報を副本登録する仕組みを構築し、出入国在留管理局において事務が完結するようにしていただきたい。

それまでの間は、出入国在留管理局において市区町村へ eLTAX 等の機能により電子的に照会することとし、照会内容については、年限を3年間とし、期別の納付状況や納付日についての照会是不行わないこととしていただきたい。

具体的な支障事例

【支障事例①】

在留資格更新等のための出入国在留管理局から在留外国人への案内文で、直近5年間分の納税証明書の提出を求めているものが多く、窓口で納税証明の法令上の発行年限は過去3か年度分であることの説明に苦慮している。

【支障事例②】

出入国在留管理局から交付された専用用紙を窓口を持参し、手書き記入を求めてくる場合があり、この場合においても過去5年度分を求められたり、期別ごとの納税額や納期限、納付日など、法令に定めのない事項を独自様式に記入して回答するよう求められるが、例規にない証明書は発行しかねるとして拒否しても理解を得られにくいなど、言語の壁があるなか、市町村の事務負担が増大している。

【支障事例③】

窓口における申請書等の記載が、外国語により行われ、対象者の特定に苦慮するだけでなく、制度に不案内な外国人が多く、必要な証明書や年度、税目などの意思疎通に苦慮している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

今後増加が見込まれる在留外国人の在留資格更新等の手続きにおいて、在留外国人が市役所の窓口等へ来庁することなく手続を進めることができ、来庁者と窓口双方の負担軽減につながる。

市区町村では証明事項として保有していない場合もある期別の納付状況や3年を超える年限の納税状況などについて、出入国在留管理局において、真に必要とされる場合は、当局と市区町村窓口が直接やり取りすることで、在留外国人の介在による言語の壁の影響を受けることなく、市区町村の状況に応じて個別に対応が可能と

なる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表三十一の二の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、茨城県、ひたちなか市、春日部市、銚子市、浜松市、名古屋市、堺市、特別区長会

○当市においても証明書発行年限が過去3か年度分であり、外国人に対しての説明に苦慮している。
○当区では、現年含め直近3か年度分の納税証明書の発行が可能であり、発行可能年度についての説明に時間がかかっている。また、住民税の領収証書を紛失した在留外国人が、納付日が確認できる書類の作成を求めてくることも多く、週に4件程度対応している状況である。書類作成には1件あたり10～15分程度の時間を要し、職員の事務負担等が増大している。
○市区町村窓口に来庁する外国人の方は必ずしも日本語で対応可能な方のみではなく、言語の問題があることが多い。言語が不十分なうえ、そもそも日本の税制や必要書類について理解不十分なまま窓口に来庁するケースが多いことから、窓口対応の長時間化やトラブルは避けられない状況となってしまう。外国人本人の市区町村窓口来庁不要の取り組みについては積極的に検討してほしい。

各府省からの第1次回答

地方自治体の負担軽減や申請人の利便性向上の観点から、住民税納税情報をマイナンバーによる情報連携の対象とすることの是非について検討する。
検討に際しては、全国の自治体が共通して追加可能な情報の範囲や年限を踏まえつつ、情報連携を開始することで、資料請求等に対する自治体の事務負担が軽減されるよう、申請事務において求める資料の範囲、手続等の見直しの可否を併せて検討する必要がある。
なお、市区町村に対して、eLTAX等の機能により電子的に照会することについて、現行上当該機能を有していないため、提案内容を実現することは困難と考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現在、在留審査には納税証明書が用いられているが、地方税法上、納税証明書は、担保権の設定その他の目的で交付されるものであり、多くの手続に共通して必要な情報を記載項目としている。そのため、納税証明書では、在留審査に必要な情報を全て網羅しているわけではなく、多くの地方自治体が窓口対応に苦慮している。特に、様々な読み仮名、通称名が用いられる外国人の特定に苦慮しており、言語の壁があるなか、納税証明書の年度の問題と併せ、窓口でのトラブル発生の要因となっている。
そのため、マイナンバーを用いた確実な識別方法により、納税情報を自動連携する仕組みの構築が必要であり、照会範囲を法令上の3年間分とすることに加え、出入国在留管理庁において必要な情報及び地方自治体から提供すべき情報の見直し、自治体システムや情報提供ネットワークシステムへの負担を考慮した最適な情報の更新頻度の設定などの喫緊の課題について、具体的な対応の早期開始をお願いしたい。
なお、実施に当たっては、税務システム標準化なども考慮に入れて、適切な準備期間を設けるとともに、準備に対する財政措置を講ずるべきである。
また、情報連携が実現するまでの間、申請者に負担を求めない体制づくりとして、出入国在留管理庁と地方自治体の間で直接的にやり取りをする方法が必要である。地方自治体の税務当局が常時利用しているeLTAXに公用照会の機能を追加し一元化することで、事務処理ミス、情報漏えい等を防止することが理想であるが、実現が困難な場合は、政府共通ネットワーク・総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用した他の電子的な手法も検討いただきたい。
なお、納税情報の連携方法が確立すれば、書面の納税証明書が減少し、市町村の窓口デジタル化の推進に繋がるものと考えらる。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【特別区長会】

情報連携については、課題等もあることが想定されるため、自治体側の負担にならない手法の検討を進めていただきたい。

また、納税証明書発行や出入国在留管理局から交付された専用用紙については、納税済の領収証書を保管・提出すれば不要なものと考えている。窓口においても納税した領収証書を保管するよう案内しているが、出入国在留管理局においても領収証書を保管し、在留資格更新等の際に提出できるようにする旨を、外国人に対して指導徹底いただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

各府省からの第2次回答

住民税納税情報をマイナンバーによる情報連携の対象とすることについては、情報連携項目の精査を行い、実効性のある制度設計となるよう検討を行う。

情報連携が実現するまでの間、電子的な方法を活用した公用照会を含め、地方自治体における窓口対応の負担とならない方策を検討したい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	318	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

道府県民税の狩猟税の低税率制度について、都道府県において事務が完結するようにすること

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

道府県民税の狩猟税の低税率制度(地方税法第 700 条の 52 第1項第2号及び第4号)の適用に当たっては、情報提供ネットワークシステムを用いて、必要な情報を取得し、都道府県において事務が完結するようにしていただきたい。

具体的な支障事例

道府県民税の狩猟税の低税率制度(地方税法第 700 条の 52 第1項第2号及び第4号)の適用に当たり、申請者の所得状況等について、「証明願」といった紙の専用様式を申請者へ交付し、市町村の窓口で手書きにより、証明事項を記入させるよう、都道府県の税条例で規定されている場合がある。こうした手書き証明書の存在が、市区町村における窓口業務のデジタル化の推進を阻害している。

本件は、令和6年5月に会計検査院法第 30 条の2の規定に基づく報告書「マイナンバー制度における地方公共団体による情報照会の実施状況について」において、情報提供ネットワークの利用が低率にとどまっている事務の一つであり、都道府県に対して、情報提供ネットワークシステムの活用を慫慂するなどにより、申請者と市区町村の事務負担軽減を図るべきである。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

狩猟税の低税率制度の適用を受けるに当たり、申請者は、都道府県の窓口及び市区町村の双方に出向く必要がなくなり、申請手続を電子でワンストップ化できる。また、市区町村の窓口では、専用の手書き証明書へ公印を押印する必要がなくなるため、窓口へ設置する公印を廃止でき、公印管理の負担軽減や、窓口業務のデジタル化を推進することができる。

鳥獣被害が深刻化する一方、狩猟者の確保がますます困難となっているなか、低税率制度の手続きの簡素化が必要と考える。

根拠法令等

地方税法第 700 条の 52 第1項第2号、第4号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の 49 の項、第 51 条、埼玉県税条例第 96 条第1項第2号、埼玉県税条例施行規則第 40 条ほか

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、茨城県、千葉県、浜松市

○当市ではあまり「狩猟税」に係る業務を行っていないが、支障事例に係る内容を読む限り、同じ税務事務を行う立場から賛同できる。

各府省からの第１次回答

現在、狩猟税の低税率制度（地方税法第 700 条の 52 第 1 項第 2 号及び第 4 号）の適用に当たっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第 1 項第 8 号及び、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（以下、「番号利用法主務省令」という。）第 51 条第 1 項第 11 号の規定に基づき、「納税義務者に係る都道府県民税に関する情報」について、情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携が可能となっている。

総務省としては、関係省庁とも連携しながら、課税庁における実務の実態を踏まえて番号利用法主務省令の改正を検討し、必要な情報を対象として捕捉した上で、各都道府県に対しマイナンバー制度による情報連携の利活用の促進に必要な対応をとる。

各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

狩猟税の低税率制度の適用については、現在、都道府県が交付する書面の専用様式に、市町村が審査内容を記入し、公印を押印する方法で行われている。

そのため、申請者は、専用様式の請求、証明願、都道府県への提出と 3 回以上の窓口来庁を強制されるだけでなく、市町村は、件数の少ない証明書のために、窓口ごとに公印を設置し、手書き対応をせざるを得ず、市町村における窓口デジタル化の阻害要因となっている。

同制度は、マイナンバーによる情報連携が可能となっているにもかかわらず、会計検査院報告書（「マイナンバー制度における地方公共団体による情報照会の実施状況について」）では、狩猟税の低税率制度の適用に当たって情報提供ネットワークシステムを用いた件数は確認対象となった 11 団体全てにおいて 0 件となっていることから、課税実務の実態に即した改正を行ったうえで、利活用の促進を徹底していただきたい。

利活用の徹底に当たっては、茨城県のように既に審査に情報提供ネットワークシステムを活用している事例があるため、こうした先進事例の紹介とともに都道府県向けに通知を発出するなど、早期に具体的な対応を求める。

なお、現状では、住民基本台帳及び個人住民税課税情報を保有しない都道府県において、納税義務者を扶養している者が誰なのかを把握できないため、情報提供ネットワークシステムにおいて納税義務者の扶養主を参照できる改修が実現するまでは、低税率制度の申請時に、添付書類として確定申告書第 2 表や、個人住民税の申告書の写しや、記載事項として自己の個人住民税上の扶養主に係るマイナンバーを申告させるなど、扶養主が誰かを特定する運用上の改善が暫時必要と考える。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

各府省からの第２次回答

現在、狩猟税の低税率制度（地方税法第 700 条の 52 第 1 項第 2 号及び第 4 号）の適用に当たっては、行政手続

における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第 1 項第 8 号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第 8 号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（以下、「番号利用法主務省令」という。）第 51 条第 1 項第 11 号の規定に基づき、「納税義務者に係る道府県民税に関する情報」について、情報提供ネットワークシステムによる情報連携が可能であるところ。

総務省としては、地方団体における実務の実態等を踏まえ、引き続き、関係省庁と連携し、窓口業務のデジタル化の推進に向けて、番号利用法主務省令の改正も視野に、狩猟者の登録申請手続及び狩猟税の申告・納付手続の電子化と一体的に検討を進める。

また、都道府県に対しては、令和 6 年 5 月の会計検査院の報告を受け、令和 7 年 1 月に「地方税に関する事務におけるマイナンバー情報連携の更なる活用について」を発出し、マイナンバー情報連携の利活用を改めて検討いただくよう周知を行ったところ。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	319	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

配当割額・株式等譲渡所得割額の還付金について再賦課決定により返戻が必要となった場合における還付金を個人住民税の不足税額として徴収可能とすること

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

配当割額・株式等譲渡所得割額の還付金について、再賦課決定により返戻が必要となった場合は、返戻すべき還付金を個人住民税の不足税額として徴収できるような規定を地方税法に追記していただきたい。

具体的な支障事例

前年において配当割又は株式等譲渡所得割を課された所得割の納税義務者が、翌年度分に一定の個人住民税の申告を行ったことにより、当該配当割額又は株式等譲渡所得割額の還付を受けた後に、再賦課決定により、当該還付金の返戻が必要となった場合は、返戻すべき還付金相当額を個人住民税の不足税額とし徴収する仕組みがないため、民法上の不当利得として非強制徴収公債権と取り扱わざるを得ず、回収に苦慮している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

再賦課決定により、返戻すべき還付金について、個人住民税の不足税額として徴収できるため、納税者の理解も得やすく、確実な回収に繋がる。

根拠法令等

地方税法第314条の9、地方税法施行令第48条の9の3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、茨城県、浜松市、名古屋市、大阪市、枚方市

○配当割額・株式等譲渡所得割額の還付金について、再賦課決定により返戻が必要となった場合、返戻が必要となった理由を記載して納税者に通知しているが、仕組みが複雑なためか、納税者側が何故返戻が必要なのかを理解できず、そのまま放置されてしまう事例がある。返戻すべき還付金を個人住民税の不足税額として徴

収めるような規定があれば、納税者としても追加納付が必要だと理解がしやすいと考えられる。

○当市での令和6年中に発生し、同年度末日時点で未回収である返戻すべき還付金

件数3件、金額:5,245 円

○株式等の金融商品に対する課税制度は、複雑で納税者側の理解を得にくい制度であるため、窓口、電話での説明に苦慮しているのが現実である。全般としてより単純でわかりやすい制度とすることを希望する。

各府省からの第1次回答

地方税における還付を受けた後の再賦課決定の取扱いについては、地方団体の課税実務や法令等を踏まえ、検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

貯蓄から投資への流れを促す施策の展開により、平成25年度から令和5年度の10年間で上場株式等に係る配当所得金額は5倍近くに増加しており、今後も新NISA制度の開始などにより急速に増加していくことが見込まれるところ、当市では再賦課決定により返戻すべき還付金相当額のうち、例年2割ほどが収入未済となっている。

収入未済が生じる要因として、再賦課決定により返戻すべき還付金相当額が生じた場合、民法上の不当利得を根拠とする非強制徴収公債権として取り扱わざるを得ない点が挙げられる。

こうした状況は、公平性の観点からも看過されるべきではなく、今後、貯蓄から投資の流れが更に活発化することにより、回収不能となる事例の増加が懸念される。

そのため、返戻すべき還付金を個人住民税・森林環境税額(以下「個人住民税額等」という。)の不足税額として追徴できるようにするなど、強制徴収公債権とする制度の見直しを早急を実施すべきである。

なお、返戻すべき還付金相当額を個人住民税等の不足税額とみなすこととした場合、個人住民税等の調定額が、みなされた金額分増加することとなり、個人住民税等の税額を指標とする各種行政サービスなどへの影響が懸念されることから、こうした影響を遮断するため、税務システムや情報提供ネットワークシステムへの反映方法等、他部局との連携についても併せて検討すべきである。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

返戻すべき還付金相当額を個人住民税等の不足税額とみなすこととした場合については、ご指摘のとおり、個人住民税等の税額を指標とする各種行政サービスなどへの影響が懸念される所であり、課題が多いものと認識している。

返戻すべき還付金相当額を地方税法に基づく徴収金と同様の取扱いが可能か否かなど、課題に対応するために取り得る措置について、他法令との関係や地方団体の課税実務等も踏まえつつ、検討してまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	322	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

出生届に係る氏名の振り仮名の法務局への受理照会中における児童手当制度等の取扱いの明確化

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、総務省、法務省

求める措置の具体的内容

戸籍法の一部改正により、自治体にて氏名漢字の振り仮名を審査する必要性が生じ、特に法務局への受理照会を行った場合に相当程度の期間を要することとなることから、子の出生後に速やかに実施すべき他の制度の手続きが停滞することが懸念されるため、以下の措置を求める。

①戸籍法改正により影響を受ける制度の手続きについて、国において漏れなく点検し、適切な手続きを行うことができるよう周知いただきたい。その上で、出生届の正式な受理に期間を要した場合に、届出者に不利益を及ぼすような制度があれば、不利益を及ぼすことのないよう制度を見直していただきたい。

②少なくとも児童手当については、受給照会中であっても並行して手続きを進めることができるようにするなど、認定請求時の事務の取扱いについて明確化し、全国の市区町村へ通知することで周知徹底を図っていただきたい。併せて、通知が市区町村の戸籍担当にも確実に行き届くように、法務省経由で市区町村の戸籍担当へも送付していただきたい。

また、受理照会中で住民票未作成の場合に児童手当の認定請求等が認められないのであれば、請求が遅延したとしても、遡及しての手当受給が可能となるよう制度を改善していただきたい。

具体的な支障事例

令和5年6月、戸籍法の一部改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和5年法律第48号)が成立し、令和7年5月26日施行予定である。この改正により、市区町村の戸籍窓口で出生届が提出された際、出生子の氏名漢字の振り仮名が「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められるもの」であるかどうか、市区町村で審査することが求められている。審査としては、届出人から疎明資料を提出する等により当該振り仮名と漢字氏名の関係性を立証させることが想定されているが、提出物によっても振り仮名が適正かどうか判然としない場合、管轄法務局へ受理照会することとされている。

従前から氏名で用いることができる漢字には規定があったが、読み方には規定は存在しなかったため、氏名漢字と関連性のない読み方や、いわゆるキラキラネームと称される名付け方をされた出生届であっても支障なく受理することができた。

しかし、法改正後は氏名の振り仮名の審査でかなりの時間を要することが予想される上、届出人が提出した資料によっても当該振り仮名を認められるか疑義が発生し、管轄法務局へ受理照会するケースが増大すると懸念している。出生届について法務局へ受理照会した場合、法務局から回答が来るまでの間は出生子の住民票記載をすることができず、住民票を作成できなければ、児童福祉等の基礎的な行政サービスを十分に享受できない恐れがある。特に児童手当は、出生の日の翌日から15日以内に認定請求または額改定請求(以下「認定請求等」とする)をしなければならず、仮に請求が遅れた場合は、遅延分の手当が受給できなくなる。

現行の児童手当の制度では、仮に住民票が未作成であったとしても、認定請求等が認められる余地があるのかもしれないが、この取扱いが全国の市区町村で共有されているか不透明である。出生届は里帰り出産により住

所地以外の市区町村へ提出されることも少なくなく、受理照会に先行して住所地での認定請求等の手続きをするよう届出人を誘導する必要があるれば、この取扱いについて戸籍担当も含めた周知が求められる。

現行法では、出生届の受理照会案件はほとんどないが、法改正後は急増することが予想される。児童手当は請求が遺漏した場合に遡及しての受給ができないため、受理照会中にどのように対応すべきか不透明な部分が多く、周知不足が原因で請求案内の遺漏や誤案内が発生することが懸念される。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

児童手当等の基礎的な行政サービスについて、案内の行き違いや受給遺漏を抑止することができる。

また、児童手当等について、遡及しての受給が可能となれば、制度の建付け上の問題で手当受給ができなくなる人を救済することができる。

根拠法令等

戸籍法第3条、児童手当法第8条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、仙台市、館林市、銚子市、燕市、浜松市、豊橋市、豊中市、羽曳野市、兵庫県、養父市、安来市、久留米市、佐世保市、鹿児島市

—

各府省からの第1次回答

出生届の審査において、名の振り仮名のみ疑義がある場合は、振り仮名未定として受理することができるとしていることから、御懸念のような事態は生じないものと考えている。

なお、児童手当制度における上記取り扱いについては、通知により周知を行う。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

振り仮名未定で受理した場合であっても、住民記録システムにおいて振り仮名未定のまま住民票作成が可能か、児童手当等の認定が可能かといった取扱いは不明瞭である。仮に、振り仮名未定として受理した場合に、児童手当をはじめとするその他の制度については手続きを進めることができるのであれば、その旨を明確化し、自治体へ周知すべきと考える。

振り仮名未定で出生届を受理した場合の住民票の取扱い及び受理照会中又は振り仮名未定で受理した場合における児童手当の取扱いについては、関係省庁からの通知・通達の送付が不可欠である。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

法務省から市区町村戸籍担当部署に対し、出生届の審査において、名の振り仮名のみ疑義がある場合は、振り仮名未定として受理することができる旨の周知を行うことは差し支えない。

現行制度において記載事項に空欄のある出生届を受理した場合には住民票の該当事項を空欄として作成することは可能である旨を通知する。
児童手当についても、振り仮名未定として受理することができる旨を通知する。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	325	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

「調査・照会(一斉調査)システム」の仕様、名称及び運用方法の見直し

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

- ①自動発信メールに記載される情報を統一するとともに、メール本文に概要の記載をするようにする。添付資料の確認の前に、本文に簡潔な内容があった方が内容把握に効率的である。
- ②システム上でも複数の依頼先担当名が確認できるように改修する。府省庁が指定する送り先の担当部署が不足していることが多く、関係部署への展開に時間を取られているため、どの担当部署へ通知したいのか精査した上で、漏れのないように展開するよう求める。
- ③令和7年3月にシステムがリニューアルされたが、受信箱の種類が多く、受信箱の名称からも区分がわかりづらいため、直感的に把握・操作しやすいように案件一覧画面を見直す。
- ④通知・事務連絡、情報提供もシステム上で行われることや、システム上で自治体が個別に回答業務を行うことが、自治体職員に容易に想起できるシステム名称を検討する。
- ⑤システムによらず直接メールによる照会や通知等が行われる場合もある中で、どのような場合に府省庁がシステムを用いるのかが自治体に分かるよう、府省庁においてシステム利用基準を設定し、共有する。

具体的な支障事例

- 「調査・照会(一斉調査)システム」は、府省庁が全国の自治体を対象とした調査・照会業務を円滑に進めることを目的として運用が行われているが、調査・照会だけでなく、通知・事務連絡や情報提供にも広く活用されている。しかし、現在の運用では、次のような支障事例が生じている。
- ①当該システムに受信があった際の自動発信メールについて、要回答案件であっても、【提出期限】の記載が有るものと無いものとがあり、運用の統一が図られていない。また、自動発信メールだけでは案件の概要が不明なものが多く、情報の把握に多くの時間がとられている。このため、自動発信メールに最低限記載される項目として、以下の内容を記載いただきたい。「タイトル」「依頼先担当名」「依頼先担当が複数になる場合は、主となる依頼先担当名」「回答又は提出期限」「案件概要」「説明会等の開催に関するものは、開催日時や場所などの基礎情報」
 - ②複数の担当へ同時送信される場合、当該システムに受信があった際の自動発信メールには、「依頼先担当名」が複数記載されているが、システム上では自担当以外の送付先が確認できず、その都度、自動発信メールを確認しに戻らなくてはならない手間が生じている。また、府省庁が指定する送り先の担当部署が不足していることが多く、内容確認後の関係部署への展開に非常に時間をとられており、非効率的である。
 - ③システムのリニューアルにより受信箱が細かく分けられたが、「すべて」と「全担当案件」、「開封済(未対応)」と「未回答」、「調査中」など、名称からだけでは区分の判別がつきにくいものとなっており、使いづらい。また、「受信トレイ」の中にだけ、その下層に「自分宛ボックス」があり、ここだけ下層ボックスとなっている意図が不明である。
 - ④システム名称が「調査・照会(一斉調査)」では、誰が誰に調査・照会するためのシステムなのかが伝わりづらく、また、国からの通知・事務連絡や情報提供も広く行われることや、システム上で自治体が個別に回答を行うこ

とまでは想起し辛いものとなっている。そのため、当該システムで受信した案件を庁内関係部署に共有する際、当システムに馴染みのない職員にとってはこのシステムがどんなものなのかを理解することに時間を要し、各案件の依頼や処理を行う際に認識の齟齬が生じるなど、庁内の事務調整にコストが生じている。例えば、国から地方への調査や連絡を行うものであり、回答等の処理もシステム上で行われることが伝わる名称として、「国地方調査・連絡システム」などが考えられる。

⑤府省庁からは、当該システムによらず直接メールにより照会や通知等が行われる場合もあるが、どのような場合に当該システムにより送付されるのか使い分けが分からない。システムによる自動発信メールには、発信元である国の担当部署の記載がなく、自動発信メールを転送しただけでは発信元を特定できないため、システムにログインして確認しなければならないなどの事務の煩雑さがある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ・府省庁からの調査・照会への対応や通知等の処理が自治体内で円滑になり、処理時間の短縮と業務効率化が図られる。
- ・名称と運用方法の見直しにより、システムの位置付けが、照会だけでなく通知等を含む幅広い利用を前提としたものであることを明確にすることで、現在は調査・照会での利用が前提となっていると思われるシステム設計の更なる改善にもつながると期待できる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、神奈川県、海老名市、静岡県、浜松市、豊橋市、清須市、三重県、兵庫県、東温市、佐世保市

○自治体内部での対応に係る事務処理の軽減と業務効率化の観点から、提案団体と同様にシステムの使用や運用方法について改善の必要性を感じている。

具体的には、自動発信されたメールのタイトルからは内容が判断できないものや、メール本文からは内容が確認できずシステムにログインしなければならないものがあり、情報の把握に時間がとられることがあり、提案のとおりに「メール本文に概要の記載をする」などの統一ルールにより運用されることが望ましい。また、システムからの自動発信が LGWAN メールではなく、インターネットメールにより届くようになったことについて、本県では、セキュリティの観点から、自治体間又は国との連絡は原則的に LGWAN メールを使用することとしていることに加え、部署によっては当該自動発信メールの受信のためだけにインターネットメールを確認する作業も発生していることから、LGWAN メールでの受信を選択できるようシステム改修を希望したい。

○当該業務の効率化が図られ、負担軽減は期待される。

各府省からの第1次回答

システム改修を伴うご提案に関しては、本システムは、利便性向上による利用拡大を図るため、本年3月に大規模なシステム改修を実施しているため、次期システム改修については、この新システムの運用を通じて、各府省庁や自治体から更なる改善点として寄せられた内容も含め、費用対効果も踏まえ検討し、令和9年度予算要求において必要な予算を確保するよう取り組んでまいりたい。

なお、自動発信メールへの調査概要の記載や、分かりやすいタイトルとする、提出期限を必ず入力するなどといった運用面での改善に関しては、今後、各府省庁等へそうした内容を周知することについて検討してまいりたい。

名称については、システムの利用拡大に向けて、まずは利用への課題がほとんどない通知からシステムの利用を始めてみるのが重要であることを明確化するため、今年度より「一斉通知・調査システム」に改称したばかりであるため、あまり頻繁な名称変更は混乱を招くことから、当面の変更は考えていない。なお、本システムは、国から地方への通知・調査のみならず、都道府県から管内市町村や、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)か

ら地方へのものにも活用できるものである。

各府省庁における本システムの活用については、本年6月に取りまとめられた「経由調査の一斉調査システムの利用拡大等に係る共通化推進方針」において、「経由調査については、調査内容やその事務の在り方、地方自治体を經由する理由等は様々であることから、一律に一斉調査システムの活用を強いるのではなく、それぞれの調査の特質に応じた効率化・合理化を検討することが重要」とした上で、対応の例として、必ずしも100%の回収率を求めない調査や市町村の入力項目が少ない調査などは一斉調査システムの活用が有効だと考えられ、全面的な活用が困難な場合であっても、部分的に同システムを活用することも考えられるといった例示を行っているところであり、こういった対応例をもとに本システムの利用拡大が図られるよう、今後とも各府省庁へ働きかけてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

次期システム改修について、各府省庁や自治体から更なる改善点として寄せられた内容も含めて検討していくとのことであるため、新システムについての意見・要望を自治体向けに幅広く照会することを明示いただくとともに、具体的な照会の時期についても言及していただくよう、検討をお願いしたい。

運用面での改善に係る各府省庁等への今後の周知については、予定時期を明らかにしていただくとともに、周知した内容を自治体にも共有いただきたい。また、「経由調査の一斉調査システムの利用拡大等に係る共通化推進方針」においては、各府省庁等の担当者が本システムを認識していなかった事例もあったことが記載されていたことから、定期的・継続的な各府省庁等への周知をお願いしたい。

各府省庁における本システムの活用について、今後の利用拡大を図るとともに、通知・調査先の自治体における混乱を避けるためには、通知・調査全般において、その特質に応じつつも可能な限り利用基準の統一を図っていただくことが望ましいことから、例えば本システムを利用した通知・調査の好事例を各府省庁間で共有して同種の通知・調査の効率化・合理化を促すなど、各府省庁等や所管部局による本システム利用の差異を縮小し、統一的な運用が図られるよう働きかけをお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【神奈川県】

「システムの利用拡大に向けて、まずは利用への課題がほとんどない通知からシステムの利用を始めてみる」ことが重要であることを明確化する」との点について、一斉通知・調査システムを利用して市町村向けに周知を行う案件についても、ほとんどの場合、国から都道府県の各所管課に対して、市町村への周知を依頼されている現状があることから、各府省庁への働きかけに当たっては、都道府県の経由は必要最小限に留めるとともに、経由が不可欠な理由を明示することを原則とするなど、システム活用の趣旨に即した対応を求めたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

各府省からの第2次回答

次期システム改修については、本分権提案や各府省庁・自治体から随時寄せられているご意見・ご要望の内容などを中心に、費用対効果も踏まえ検討し、令和9年度予算要求において必要な予算を確保するよう取り組んでまいりたい。

運用面での改善に係る周知については、今年度中をメドに各府省庁へ周知できるよう、周知内容等を精査してまいりたい。

各府省庁における本システムの活用については、本年7月16日付で、内閣官房行政改革推進本部と連名による通知（「一斉通知・調査システム」の利用拡大について（依頼））を發出し、本年6月に取りまとめられた「経由調査の一斉調査システムの利用拡大等に係る共通化推進方針」で示された対応例などを踏まえた利用拡大について依頼を行ったところ。こういった対応例をもとに本システムの利用拡大が図られるよう、今後とも取り組んでまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	327	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

街区表示板の設置義務に関する要件緩和

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

住居表示に関する法律第8条第1項における表示板について、同条第2項に規定する住居番号表示板とともに、町名板(又は町名表示板)を設置している自治体に限り、要件の緩和(「設けなければならない」を「設けるよう努める」とする)を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

住居表示に関する法律における「当該区域内の町若しくは字の名称及び街区符号又は道路の名称を記載した表示板」については、設置が義務とされている。

【支障事例】

・当市では街区数が8,792存在し、各街区の角付近または標柱等(1街区概ね4枚程度)に設置されている街区表示板の全てを健全な状態で維持するのは莫大なコストがかかる。(少数の新規取付の場合、単価は5千円程度)

・設置から数十年を経過したものも数多く存在していることから、経年劣化による破損通報などが近年相次いでいる。(街区表示板の耐用年数は15～20年程度。当市では、2005～2007年度にかけ、市町村合併と行政区の設置により、一斉に張り替えを行っており、耐用年数的にも限界に近い。)

【制度改正の必要性】

・街区表示板については、実施区域が広範囲に及ぶこととその設置枚数の多さから、全体の維持管理が困難であり、市民からの通報等により、市が撤去・張り替えに動き出すといった後手の対応になってしまっている。

・また、自動車等の接触や暴風雨等でも破損する可能性があるため、一年に一度の点検を行ったとしても健全な状態であることを常に保証することは不可能であり、破損した街区表示板による市民への被害等のリスクをゼロにはできない。

・本法律制定は昭和37年と古く、当時は住居表示実施後の現在地情報を知る手段として必要性があったと考えられるが、現在はGNSSなどの発達により、ナビゲーションアプリなども普及しているため、必要性は制定当時に比べ低下している。

・多くの自治体の独自基準により、住居番号表示板とともに町名板(又は町名表示板)を設置しており、町名の確認においては、街区表示板を設置せずとも当該街区の町名を確認することできる状況になっている。

【支障の解決策】

街区表示板の設置を義務ではなく、住居番号表示板及び町名板(又は町名表示板)を設置している場合は、努力義務とすることで支障が解決すると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

表示板に関する維持管理コストとして当該事業に必要であった予算を、別の事業に回すことができる。
破損した街区表示板により市民が被害を被るなどのリスクが低減される。

根拠法令等

住居表示に関する法律第8条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、仙台市、佐倉市、浜松市、堺市、豊中市、寝屋川市、広島市、長崎市

○予算の関係上、全ての街区表示板を確保できておらず、破損時の貼替時に不足があったときは、その都度調達するため、財政・事務作業にかかる負担が大きい。
○当市でも住居表示板の劣化による取替要望が増加傾向であり、その都度対応しているところであるが、技術の進歩により以前より必要性が乏しくなっているため制度改正が必要と考えられる。
○防犯意識から街区表示板（当市において住居未実施地区については町名表示板）の撤去を求められることがある。

各府省からの第1次回答

住居表示に関する法律第8条第1項に基づく表示板の設置の取扱いについては、同法において設置を義務づけている趣旨等を踏まえて検討する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

住居表示に関する法律を制定した当時の昭和30年代においては、住居表示実施区域における現在住所の参照に、街区表示板は必要であり、設置による効果は非常に大きなものであったと考えられる。しかし、GNSSなどの発達により、ナビゲーションアプリが普及した現在においては、現在住所の参照は当時と比較しても容易であり、制定時ほどの必要性や効果は無くなっていると考ええる。
また、街区表示板が設置義務となっていることにより、各自治体が設置・管理を行っているものの、設置判断に関する裁量が自治体側になく、地域の状況や要望に応じた細やかな対応ができないという支障も生じている。（追加提案団体から支障事例として挙げられた「防犯意識から街区表示板の撤去を求められる」といった要望も、設置が義務の状況では、対応が困難である。）
当該法律の制定から60年以上経過しており、当時とは社会情勢も異なることから、当該要件緩和措置をぜひ前向きに検討していただきたく、ついては、今後どのように検討を進めるのか、具体的にお示しいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

住居表示に関する法律第8条第1項に基づく表示板の設置の取扱いについては、何人であっても現在地の把握を可能とするという同条の趣旨から街区表示板の設置義務を廃止することは困難であるが、事情変更を踏まえ、街区方式による住居表示の実施基準（昭和38年自治省告示第117号）の改正により、市町村の事務負担

を軽減することを検討する。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	329	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	09_土木・建築

提案事項(事項名)

空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項に基づく情報提供の範囲の明確化

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省、国土交通省

求める措置の具体的内容

市区町村の空家対策所管部局が空家等所有者を円滑に特定し、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)に基づく必要な措置等を円滑に行えるよう、空家法第10条第3項に基づく他の地方公共団体に対する介護保険等の情報提供の求めに対する回答については、地方公務員法の守秘義務に抵触しない旨を明確化することを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

空家等の所有者等を確認するための調査を空家法第10条に基づき実施する際、介護保険等の手続を行う代理人や施設入所などの情報を把握することによって、適切な措置を実施できる場合がある。市内に住民票の登録がある方の場合、令和4年の地方分権改革に関する提案募集の結果、空家法第10条第1項に基づく福祉部局所管の介護保険等の情報の内部利用は可能であることが明確化されたため、円滑な運用が可能となっている。しかし、空家等所有者が他の地方公共団体に在住している場合は空家法第10条第3項に基づき、空家等所有者等の把握に関し必要な情報の提供を他自治体に対して求めることになるが、その際の運用について明確化されている部分とそうでない部分があり、調査する側と回答する側のそれぞれが個別に判断せざるを得ない状況となっている。

【支障事例】

当市において他の地方公共団体へ介護保険等の情報提供を求めた際、情報提供を受けることが出来たこともあれば、地方公務員法第34条に抵触すること等を理由に空家等所有者等に関する情報提供を受けられないこともあり、危険な空家について空家法に基づき当該所有者等に必要な措置を行うに当たっての支障となっている。

【制度改正の必要性】

昨今の単身高齢世帯の増加から、福祉に係る情報を把握することでしか所有者の連絡先が把握できないケースが増えることが想定される。また、空き家の所在地と居住地が同一市町村とは限らないので、空家法第10条第3項に基づき、他の地方公共団体へ情報提供を求める事案も増加することが想定される。

【支障の解決策】

空家法第10条第3項に基づく他の地方公共団体への福祉情報の提供について、内部利用と同様に認められるとの運用をして差し支えないことを国において明確化すること

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市区町村の空家対策担当部局が他の地方公共団体から空家等所有者等に関する情報を確実に取得できるようになり、住民票の住所が実態を反映していない場合や住民票が職権削除されている場合であっても、当該情報を活用して空家等所有者を特定し、空家法に基づく措置を講じることができるようになることで、危険な空家等の迅速な解消、ひいては住民の安全安心の確保に繋がる。

内部利用と同様に情報提供可能な旨が明確化されれば、情報提供の依頼を受ける側も回答の可否について判断が容易となり、検討に係る事務負荷が低減される。

根拠法令等

空家等対策の推進に関する特別措置法第 10 条、第 12 条、第 13 条
地方公務員法第 34 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、いわき市、ひたちなか市、越谷市、八千代市、飯田市、浜松市、豊橋市、稲沢市、特別区長会

○当市において、他市町村へ介護保険等の情報提供の依頼をした事例はないが、福祉に係る情報は空き家所有者等を調査する上では貴重な情報である。福祉情報の提供について、提案のとおり国において明確化することを求める。

各府省からの第 1 次回答

空家等対策の推進に関する特別措置法第 10 条第 3 項に基づき、他の市町村長から空き家等の所有者等の把握に関し必要な情報として介護保険等の情報提供の求めがあった際に、当該情報を提供することが地方公務員法第 34 条第 1 項の守秘義務に抵触しないかについて、関係省庁とも連携し明確化する方向で検討を行うこととする。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

空家等の所有者等は、空家等と同様の市町村に住民登録をしているとは限らない。そのため、空家法第 10 条第 1 項に基づく福祉部局所管の介護保険等の情報の内部利用は可能であることを明確化していただいた際と同様に、空家法第 10 条第 3 項に基づく他の地方公共団体に対する介護保険等の情報提供についても、地方公務員法の守秘義務に抵触しない旨の明確化を前向きに検討いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第 2 次回答

空家等対策の推進に関する特別措置法第 10 条第 3 項に基づき、他の市町村長から空き家等の所有者等の把握に関し必要な情報として介護保険等の情報提供の求めがあった際に、当該情報を提供することが地方公務員法第 34 条第 1 項の守秘義務に抵触しないかについて、関係省庁とも連携し明確化する方向で検討を行うこととする。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	330	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

国勢調査結果の事前提供範囲の拡大

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

国勢調査結果を都道府県に事前提供する場合は、同時に政令指定都市にも提供するよう取扱いの見直しを求める。
政令指定都市は、地方自治法第 150 条により、都道府県と同様に内部統制体制の整備が義務付けられており、事務の適正な執行を自ら確保している。
また、統計法第 58 条では、「基幹統計の業務に従事する者」の当該統計情報の公表期日前の漏洩について、一般の守秘義務違反より重い罰則が定められている。
情報管理、リスク管理の観点において都道府県と何ら変わらない政令指定都市の状況を踏まえ、取扱いの見直しを求めるものである。

具体的な支障事例

【現行の取扱いについて】
公表期日前統計情報等は原則非公開であるが、総務省政策統括官が定めた「公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続に関する指針」を参考として、調査実施機関は「公表期日前統計情報等を共有する範囲等に関する内規」(以下「内規」という。)を定めることとされている。国勢調査の実施機関である総務省が内規において指定する当該範囲には 47 都道府県が含まれるが、政令指定都市は含まれていない。
【支障事例】
国勢調査結果は市政の将来に大きく関わる重要な統計情報であり、衆議院議員小選挙区の改定(衆議院議員選挙区画定審議会設置法)等における法定人口としても利用されていることから、市民・議会及び報道機関からの関心も高く、調査結果に対する市の見解を即座に求められる。
国勢調査結果の中でも特に、速報集計、人口等基本集計は市民の関心度が高く、国の公表直後は政令指定都市においても報道機関をはじめ外部からの問合せに対応しており、国勢調査結果を事前提供されていない状況下でありながら、市として説明責任を果たすため、次のような工夫の上で対応している。
速報集計においては本来、国による公表結果のうち当市分について説明するところ、やむを得ず「国が公表する数値とは必ずしも一致しない」旨の注釈を付し、国に先んじて市独自集計の結果として公表している。また、人口等基本集計の公表では、国の公表日に市区統計データの収集、分析、庁内調整までを数時間のうちに行った上で市として公表を行い報道機関等からの問合せに対応している。
このように、事前に情報提供が受けられないことで、正確な数値の提供、十分な分析のため統計主管課として要する時間を確保することもままならず、公的統計の信頼性を確保するに相応しい環境を備えられない状況下で、国勢調査結果という重要な統計情報を提供している。
(参考)
【速報集計】
市区町村から提出された要計表を基に、男女別人口と世帯数を速報値として集計したものである。後日公表す

る人口及び世帯数の確定数は、調査票の記入内容に基づいた審査を経て集計・公表するため、それとは必ずしも一致しない。

【人口等基本集計】

人口等基本集計は、全ての調査票を用いて市区町村別の人口、世帯、住居に関する結果及び外国人、高齢者世帯等に関する結果について集計した確定値である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市としての公表に至るまでの事務、市民・議会及び報道機関への対応を円滑に行うことが期待できる。速報集計においては、市独自集計の結果ではなく、通常の公表事務のとおり、国が公表した調査結果の一部として当市分の公表が可能となる。（同じ統計調査に対して一貫性のある統計情報を市民に提供することができる。）

人口等基本集計においては、時間的制約が緩和されることで正確な数値の提供、十分な分析のために要する時間を確保することが可能となり、数値や分析を誤って市民に提供するリスクを大きく減らすことができる。また、よく準備したうえで、適時に市民・議会及び報道機関へ数値や分析資料を提供することが可能となり、より一層説明責任を果たすことができる。

根拠法令等

公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続に関する指針（平成 22 年 5 月 12 日、総務省政策統括官）を参考とした総務省の「公表期日前統計情報等を共有する範囲等に関する内規」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

浜松市

—

各府省からの第 1 次回答

公表期日前に結果データを提供することについては、総務省政策統括官室が定めた「公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続に関する指針」（平成 22 年 5 月 12 日）に基づき、総務省統計局で同情報の共有範囲等をあらかじめ指定し、厳格かつ限定的に運用しているところでは、

その範囲の拡大については、情報管理の徹底等リスク管理の観点から慎重である必要があると考えておりますが、御提案いただいた内容等を踏まえ、改めて検討したいと考えております。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案については、これまで大都市統計協議会からも要望を続けていたにも関わらず検討が進まなかった経緯を踏まえると、今回の回答において、改めて検討いただけるという点について、まずは感謝を申し上げる。

ただし、令和 7 年国勢調査に係る速報集計結果の公表が令和 8 年 5 月までに予定されているところである。総務省における検討にあたっては、当該結果の政令指定都市への事前提供が可能となるようなスケジュールを要望する。従って本年末の提案に関する対応方針の段階で、検討結果が提示される必要があると考える。

また、検討の結果、なお情報管理やリスク管理の観点から都道府県との同時提供が難しい場合は、政令指定都市の情報管理やリスク管理にどのような点で懸念があるのか、具体的に明らかにすることを求める。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

本提案に対する対応については、人口速報集計の公表(令和8年5月公表予定)に間に合うよう、遅くとも本年度末までに結論を得たい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	331	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

ふるさと納税に係る指定制度の運用に関する総務省通知の早期発出等

提案団体

指定都市市長会、三重県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

総務省通知「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」の早期発出。
早期発出できないのであれば、基準適用時期を翌10月からではなく翌々10月からとするよう変更。
(例)令和6年6月28日総務省告示第203号
(経過措置)
一 第二条(次号に掲げる規定を除く。)及び第五条の規定 令和六年十月一日(地場産品基準の変更等)
二 第二条第一号ロ(2)の規定 令和七年十月一日(ポータルサイトでのポイント付与禁止)

具体的な支障事例

ふるさと納税の対象団体となるためには、総務大臣に対して、ふるさと納税の募集の適正な実施に関する事項を記載した申出書を総務大臣に提出することとなっている。
そうしたなか、申出書の基礎となる平成31年総務省告示第179号(特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等を定める件)及びその運用の詳細を示したQ&Aの改正が例年6月末に示される一方、申出書の提出期限が7月末と定められている。
そのため、短い事務処理期間において膨大な件数に及ぶ返礼品すべてが指定に係る新しい基準等に適合しているかどうかの確認をしなければならず、対応に苦慮している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

返礼品を提供している各事業者に対し、総務省通知の発出後、新しい基準等に適合しているかどうかの確認を短期間のうちに行っていただく必要があり、各事業者に大きな負担を与えている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

適正な事務処理期間を確保することで、各返礼品の基準への適合について、丁寧に確認することができ、ふるさと納税制度のより適正な実施につながる。
また、各地方団体及び返礼品提供事業者の負担の軽減にもなる。

根拠法令等

地方税法第37条の2第3項、第314条の7第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、青森市、花巻市、宮城県、秋田市、浜松市、城陽市、豊中市、寝屋川市、奈良県、大村市、沖縄県

○国通知の早期発出については、事務負担の軽減につながることから賛同するが、基準の適用時期を先送りすることについては、地域の事業者や寄附者などの受益者が不利益を被る可能性があるため、反対の立場である。

○ふるさと納税に係る告示及びその運用に関する Q&A の改正について、昨年度は総務省主催の都道府県向けオンライン説明会を実施いただいた。その実施を受け、当県では改正内容に関する市町村向けオンライン説明会を行ったところであるが、都道府県向け説明会をもう少し早い時期に実施いただければ、改正内容の周知がより徹底できていると考えている。については、今年度も地方団体向けオンライン説明会等の実施を希望するとともに、基準改正通知等の早期発出に御配慮いただきたい。

○①各地方自治体は、年度で予算を定め、中間事業者やポータルサイト事業者と契約しているため、募集適性基準等（告示第2条・第4条関係）の改正があった場合、年度途中での契約内容の見直しなどに苦慮している。

②地場産品基準（告示第5条関係）の改正があった場合、膨大な件数に及ぶ返礼品が指定に係る新しい基準等に適合しているか、短い事務処理期間で膨大な量の確認作業が生じている。

③申請書類の作成の際、各地方自治体から当庁に対し、基準への適合性について照会が多数発生しており、同様に短い期間での対応に苦慮している。

○ふるさと納税制度の適正運用に向けた基準の見直しは必要と考えるが、返礼品の取扱数が増加している中で、基準の見直しに伴う短期間での適合確認は各地方団体・返礼品提供事業者ともに負担となっている。

各府省からの第1次回答

ご提案の通知については、毎年6月中下旬に発出しているものであるが、これは前年10月からの指定対象期間において発生した事案などを踏まえ、7月の指定申出に向けての留意事項や提出すべき様式などをお知らせするものであり、これ以上早期の発出は困難である。

なお、指定基準の改正の適用については、改正の内容に加え、自治体における準備作業の要否を踏まえ、適切な時期をその都度検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

短い事務処理期間で膨大な件数に及ぶ返礼品の基準適合について確認する必要があるため、可能な限り早期に通知を発出していただきたい。

また、基準適用時期を検討するにあたっては、自治体の事務処理期間や返礼品提供事業者への影響等を十分に考慮したうえで、原則として翌年10月からの適用としていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

通知の発出時期については、前年10月からの指定対象期間において発生した事案や、指定基準の改正が行われる場合には、当該改正の内容も踏まえた上で、留意事項や申出の際に提出すべき様式などをお知らせするものであり、これ以上早期の発出は困難である。

また、指定基準の改正の適用時期についても、改正の内容に加え、自治体における準備作業等を考慮した上で設定しており、今年度行った指定基準の改正の適用については、これらを考慮した上で、翌年10月からの適用としたところである。今後も、改正の内容や自治体における準備作業に係る時間等を考慮しながら、適切な適用時期を設定してまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	336	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

当選人決定の告示並びに収支報告書における候補者及び出納責任者に係る住所の記載の変更

提案団体

指定都市市長会、兵庫県、奈良県、鳥取県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

当選人決定の告示並びに収支報告書における候補者及び出納責任者に係る住所の記載について、選挙区の大きさ等に応じて住所の市区町村まで又は町字までとするなど、地域の実情を勘案して判断することを可能とすること。

具体的な支障事例

【現行制度について】

候補者の立候補の届出があった旨の告示事項等について(令和2年7月17日付け総務省自治行政局選挙部長通知)により、「プライバシーの観点などから立候補に支障を来すおそれがあるとの指摘」を踏まえ、各選挙における立候補者の住所の告示については、住所の市区町村(地方選挙においては選挙区の大きさ等に応じて住所の市区町村まで又は町字まで)とする取扱いになっている。

一方で、当選人の住所の告示については、地方選挙においては公職選挙法第101条の3において「当選人の住所」を告示することが定められており、また、同法第192条第4項において何人も閲覧を請求することができる収支報告書についても同法施行規則第31号様式(選挙運動費用収支報告書)で候補者及び出納責任者の住所の記載が求められている。

【支障事例】

立候補の届出時の住所の告示だけでなく、当選人の住所の告示や選挙後に提出する収支報告書においてもプライバシーが保護されなければ、上記通知に記載されている「地方議会議員のなり手不足」や「女性の議員の割合が低いこと」の改善につながらない。

【支障の解決策】

当選人決定の告示並びに収支報告書における候補者及び出納責任者に係る住所の記載についても、上記通知と同様に、選挙区の大きさ等に応じて住所の市区町村まで又は町字までとする取扱いとする。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

複数の指定都市において、市議会議員(当選人)から、住所が誰でも閲覧できる状態になっていることについて不安であるという意見が寄せられている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

「地方議会議員のなり手不足」や「女性の議員の割合が低いこと」の改善に資するとともに、当選人等のプライバシーが保護される結果、本人やその家族の生命、身体及び財産が危険にさらされることがなくなる。

根拠法令等

公職選挙法第 101 条の3、第 192 条第4項、公職選挙法施行規則第 31 号様式

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、千葉県、浜松市、名古屋市、清須市

○現行法の規定では、当選人の住所の告示、或いは選挙運動費用収支報告書において、当選人、会計責任者、寄附者等の住所が表示されてしまうが、立候補の届出に係る告示においては、住所の市区町村(地方選挙においては選挙区の大きさ等に応じて住所の市区町村まで又は町字まで)とする取扱いになっていることから、同等の取扱いとすべきではないかという声がある。

各府省からの第 1 次回答

対応不可。

当選人の告示において、住所を告示することは、公職選挙法で規定されたものであり、当該規定の改正には各党各会派における議論が必要である。このことから、本件提案に対応することは困難である。

また、選挙運動費用収支報告書は、その候補者の選挙運動に関し、いかなる収入支出があったかを公表する趣旨のものであり、その公開の範囲については、候補者の選挙運動のあり方も踏まえ、各党各会派における議論も要する事柄である。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

令和2年7月 17 日付け総行管第 205 号「候補者の立候補の届出があった旨の告示事項等について(通知)」による見直しの際は、通知によって取扱いが示されている。本提案と当該通知は、「プライバシーの観点などから立候補に支障を来すおそれ」への対応という点で共通するところ、当該問題を真に解消しようとするのであれば、当選人の住所の告示についても見直しを行うべきであると考え。貴省として、当該問題に対応する必要性についてどのように考えているのかお示しいただきたい。

各党各会派における議論が必要なので対応できないというのは理由になっておらず、議論が必要なのであれば、行政府として、議論を促すよう要望する。

また、選挙運動費用収支報告書は、お示しのとおり、その候補者の選挙運動に関し、いかなる収入支出があったかを公表する趣旨のものであり、候補者等の住所の記載がなかったとしても、十分にその趣旨を果たせる。本報告書の様式は、立法府の意思として、省令に委任されており、各党各会派における議論の要否にかかわらず、貴省が責任をもって検討すべき問題と考える。

以上から、改めて対応方針について検討されることを要望する。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

当選人の住所を無期限で誰でも自由に閲覧可能な状態にある現行制度は、プライバシーや安全面への懸念から立候補への心理的負担となり、「なり手不足」の一因ともなっているため、提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

候補者の立候補届出に係る告示については、総務省通知※により、「プライバシーの観点などから立候補に支障を来すおそれがあるとの指摘」を踏まえ、住所を「市区町村まで」とする等の取扱いが示されている。立候補段階と当選段階では告示事項が法定されているか否かといった制度的違いはあれども、個人情報保護の必要性は共通する課題であり、当選人の住所告示の扱いについて、各党各会派に働きかけを行うなど、政府として何らかの対応を行うべきではないか。

※「候補者の立候補の届出があった旨の告示事項等について」(令和2年総行管第 205 号総務省自治行政局選挙部長通知)
当選人の特定のために住所を告示しているのであれば、生年月日、所属政党(会派)等によって代替することも検討すべきではないか。
仮に、住所の全部の告示が必要であるとしても、官報(正本)のウェブサイトでの公開は、「プライバシーの確保に配慮が必要な記事」については、「90 日間に限り公開」することや、記事を画像化してテキスト抽出やテキスト検索を困難にすることなどの対応が執られていることを踏まえ、地方公共団体が HP 上で当選人の告示をする場合には、公開期間に配慮する等、一定の技術的助言を行うことを検討できないか。
選挙運動費用収支報告書の様式は、省令に委任されており、「各党各会派における議論」の要否にかかわらず、政府として責任をもって検討すべきではないか。
「選挙運動に関し、いかなる収入支出があったかを公表する」との制度趣旨に照らして、公職の候補者及び出納責任者の住所の全部の記載を必須とする理由を明らかにされたい。
上記の総務省通知と同様に、住所を市区町村までとすることはできないか。

各府省からの第 2 次回答

当選人の決定の告示のあり方は選挙において当選し、公職の地位を得ることとなる者に係る情報をどのように有権者の前に明らかにするかという問題であり、また、当選人の住所及び氏名を告示するとの内容は昭和 25 年に議員立法により制定されたものであることから、その内容を変更するに当たっては、各党各会派において御議論いただく必要がある。また、選挙運動費用収支報告書の記載事項も含め、選挙収支の公開の範囲についても、制度趣旨や候補者の選挙運動のあり方も踏まえ、各党各会派において議論いただく必要がある。
その上で、御指摘の再検討の視点に対して、下記回答する。
当選人の決定の告示について、個人情報保護の重要性については理解するが、公職の候補者と当選人との間では、その者に係る情報の要保護性については自ずと差があるものとする。特に当選人に係る情報については、選挙人の知る権利と当選人のプライバシー権の均衡を考える必要があるところ、どちらの価値を優先すべきかについては、行政府ではなく立法府において議論されるべきものとする。また、当選人の決定の告示に関して、昭和 25 年に公職選挙法が議員立法により制定されて以来、当選人の住所及び氏名を告示するとの内容は改正されておらず、御指摘の「生年月日、所属政党(会派)等によって代替すること」も含めて、本規定の改正については立法府において議論されるべきものとする。
当選人の告示のうち、官報で掲載するものについて、「90 日間に限り公開」することや、記事を画像化してテキスト抽出やテキスト検索を困難にすることなどの対応」はしていない。その上で、地方公共団体が HP 上で当選人の告示をする場合の対応については、住所及び氏名を告示するという法の趣旨に基づいて当該選挙を管理する選挙管理委員会において判断されるべきものであり、技術的助言を行うことは考えていない。
選挙運動費用収支報告書の様式については、省令に委任されているものの、公職選挙法に関しては、政省令で規定されている事項であっても、各党合意を経て改正されることが通例である。
選挙運動費用収支報告書は公職の候補者個人について、選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出について記載した報告書である一方、政治資金規正法に基づく政治資金収支報告書は、政治団体について、毎年十二月三十一日現在で、当該団体に係るその年における収入、支出等を記載した報告書である。これらの収支報告書は、政治団体又は公職の候補者に係る収支を国民の前に公開し、国民の不断の監視と批判の下に置くことにより政治活動や選挙の公明と公正を確保しようとする趣旨は共通するものであり、選挙運動費用収支報告書の記載事項については、政治資金規正法に基づく政治資金収支報告書の記載事項との均衡をはかる必要があると考える。政治資金収支報告書の記載事項である個人寄附者等の住所をインターネット公表を行う際に一部非公開とする内容を含む議員立法が国会で審議された際には、「プライバシー保護を口実にしたような政治資金の情報開示の後は退は許されない」という趣旨の質疑が国会でなされたところである。
このように、選挙運動費用収支報告書の様式は省令に委任されているものの、収支報告書においてどのような事項を公開するのかという点については、各党各会派での議論が必要であると考えている。
以上から、本件提案に対応することは困難である。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	337	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

住民票の写しや戸籍謄本等の証明書に係る請求から保管までをデジタル完結するプラットフォームの構築

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、法務省

求める措置の具体的内容

住民票の写しや戸籍謄本等の証明書について、VCの仕様によるトラストサービスによって請求、交付、第三者への提供、第三者による検証・保管まで、電子的な手段により一気通貫で行うことが可能となるよう関係法令の規定を整備するほか、市民及び事業者等が安心して利用できるよう国又は公的な機関がトラストサービスのプラットフォームを用意すること。

具体的な支障事例

【現行制度について】

住民基本台帳法を根拠とする証明書は、請求者本人に係る最新の基本4情報(氏名、性別、生年月日、住所)のほか、続柄、戸籍、世帯員の異動、住所の履歴等の情報を公に証明する証明書であり、戸籍法を根拠とする証明書は、家族関係や身分関係、本籍地が日本にあることを公に証明する証明書である。どちらも契約手続や相続手続、所有財産の名義変更手続等において官民間問わず広く利用されている。利用に当たり、請求者は地方公共団体から交付を受けた証明書を契約等の相手方へ提供し、提供を受けた者は証明書を検証し、保管している。

【支障事例】

住民基本台帳法を根拠とする証明書は同法において書類として規定されていること等から紙での交付に限定されており、交付以降、提供のための持参や郵送、偽造されていないことの確認による真正の検証の負担が生じている。また、証明書の保管、廃棄を適正に行うことによる負担も生じている。戸籍法を根拠とする証明書は、法令による規制はないため、行政機関の窓口やオンライン上での行政手続において戸籍電子証明書や除籍電子証明書を利用する場合以外についても、自治体において技術的な環境を整えればオンラインによる交付が実現可能であるが、環境整備に要する費用が高額であることや具体的なオンライン交付の運用方法が示されていないため、自治体におけるオンライン交付はされていない状況である。国から具体的な運用方法が示されないまま、各自治体が独自の方法で電子署名等によるオンライン交付を行った場合は、検証方法も自治体ごとに異なる可能性が生じてしまい、請求者や提供を受ける者にとっては不便なものとなってしまう。また、提供、検証、保管をデジタルで完結する仕組みが十分に検討されていないため、オンライン交付が行われた場合でもどこかの段階で紙へ印刷されてしまうことが想定され、偽造の事例も踏まえると、デジタル化のメリットが十分に享受されない。

【支障の解決策】

W3C(World Wide Web Consortium)の規格であるVC(Verifiable Credentials)の採用とマイナンバーカードでの本人確認を組み合わせることで安全性の確保は可能と思われるため、電子交付の実現とあわせ必要な法令の改正を行っていただきたい。

住民が安心して利用するためにはトラストサービスを信頼できるプラットフォームが提供することが重要であるため、国や独立行政法人等の公的な機関がその役割を果たすことを検討いただきたい。

市民目線に立つと、戸籍法を根拠とする証明書、住民基本台帳法を根拠とする証明書の両方が同一のシステムで提供されることが便益の上で望ましいため、検討に当たって配意いただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

住民が場所や時間を選ばず、必要な情報が容易に取得でき、相手方へ提供できることのほか、提出の相手方においても検証が容易になり、保管の手間が省けることで、社会全体で生産性が向上する。
地方公共団体においては、紙の証明書の発行負担（令和5年は住民票の写しが4,200万枚、戸籍謄本及び戸籍抄本が3,200万枚）が軽減されることで簡素で効率的な執行体制の構築が可能となり、地域における福祉やまちづくり等の課題への対応に一層注力することができる。2050年カーボンニュートラルの実現にも寄与。
トラストサービスに汎用性を持たせ、住民票の写し等以外の証明書へ横展開することが可能であり、更なる社会活動の効率化が期待できる。

根拠法令等

住民基本台帳法第12条、第12条の2、第15条の4、第20条、第21条の3
情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律等（委任された政省令を含む。）
【注】令和6年総務省整理番号51から引用
戸籍法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、青森市、花巻市、仙台市、いわき市、燕市、浜松市、名古屋市、豊中市、寝屋川市、安来市、広島市、佐世保市、特別区長会

○証明書のオンライン交付は将来的に自治体が求められることとなるため実現は不可避と思慮される。

各府省からの第1次回答

戸籍証明書等の発行手数料は、市区町村の歳入とされており、電子交付であっても同様であることから、証明書の発行に当たり必要となるシステムについては、市区町村の責任と費用負担において準備すべきものである。また、戸籍証明書のオンライン申請については、既に400近い市区町村において導入されているところ、そのほとんどが民間事業者のサービスを利用して実現されていることから、国がプラットフォームを準備することは民業圧迫になるため、この点からも消極に考える。
住民票の写し等のオンライン交付を可能とすることについては、「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日閣議決定）において、「他の公的機関が発行する証明書のオンライン交付の状況を踏まえつつ、セキュリティ等の技術的な課題や費用対効果等を整理しながら検討し、令和7年中に結論を得る」とされたことを踏まえ、「デジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等のあり方に関するワーキンググループ」において検討を行っているところであり、当該ワーキンググループの検討を踏まえ、令和7年中に結論を得る。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案の内容は2点に大別される。1点目は請求、交付、提供、検証、保管の各プロセスにおいて方法、技術的基準、これらの適正を担保する仕組み、既存法令との整合などを規定として整備することであり、2点目は一連のプロセスに深く関わるプラットフォームにおいて、国等がトラストアンカーとしての役割を果たすことである。
1点目については、既存のサービスをことさらに排する理由はなく、むしろ様々な利活用の可能性が生まれるようプロセス間を既存のサービスで連携させることを基本に検討すべきであり、この方向性は民業圧迫に通じるものではないと考える。
2点目については、戸籍の事務は国が本来果たすべき役割に係るものであること、戸籍、住基とも証明書の交

付事務は法令を根拠に持つ全国共通のものであること、特に高度な信頼性が求められる公証であることを踏まえ、国等がトラストアンカーの役割を担うべきと考える。

証明書の発行に要するシステムは市区町村の責任と費用負担により準備すべきとの指摘は理解できるところ、市区町村における能率的な行政の確保を図るうえではプロセスの一部である交付についても全体の制度設計のなかであわせて検討することが肝要であり、消極の理由とはならない。また、市民目線では戸籍と住基を区分する必要性に乏しいことを踏まえ、両方の証明書について合わせて検討いただきたい。

本件は証明書の利活用の全プロセス（請求から提供先での保管まで）をデジタル化する新スキームの実現に向けた提案であり、請求、交付、システムを個別に捉える前に、将来の地方公共団体の在り方や、デジタル社会を形成するプラクティスとして俯瞰的に検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【青森市】

国として、関係府省の垣根を超え、法令整備はもちろんのこと、プラットフォーム整備を含めた一元化した環境整備をしていただくことが望ましいと考えている。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】

住民票の写しの電子的申請・交付・保管について、提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。戸籍証明書等の電子的申請・交付・保管について、提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

戸籍証明書の電子的な交付について、規制改革実施計画（R.6.6）において「戸籍証明書等の電子交付を、平成6年の戸籍法改正から令和2年9月にかけて行われた全国の市区町村における戸籍事務のコンピュータ化に伴い順次テキストデータ化されている戸籍情報及び各市区町村のコンピュータ化以前の戸籍のうちイメージデータ化されている約1.1億件の戸籍情報を対象に全国で実現することを目指し、具体的検討に着手し、結論を得次第、市区町村と連携して、情報システムの見直しなど所要の措置を講ずる。」と記述されているところ、市町村に委ねるのではなく国においてデジタル基盤を整備する必要があるのではないか。例えば、デジタル庁によるVCの活用に係る有識者会議において検討する等の取組を行うべきではないか。

各証明書について、デジタル庁と連携いただき統一的なシステム構築の余地はないか。

住民票の写しについてはデジタル庁の有識者会議にて検討されるとのことだが、今後のスケジュールを示していただきたい。

各府省からの第2次回答

既に回答したとおり、戸籍証明書の発行に当たり必要となるシステムについては、市区町村の責任と費用負担において準備すべきものである。戸籍証明書のオンライン交付が制度上許容されている旨を改めて周知することは差し支えない。

住民票の写し等のオンライン交付を可能とすることについては、「デジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等のあり方に関するワーキンググループ」において、「紙媒体で交付されている住民票の写しを、そのままPDF化して電子交付することは、個人情報保護に関するリスクが大きいと考えられる。一方で、今後、マイナンバーカードのスマートフォン搭載で利用される「mdoc」やワクチン接種証明書で使われたVC（Verifiable Credential）等の技術やその利用が進展することが見込まれる。このような状況を踏まえ、本人の情報を相手方に電子的に送信する最新技術に関して、住民票の写しの情報についても活用可能か、デジタル庁における議論も踏まえ、引き続き検討を行うことが必要である。その際には、前述した、なりすましや不要な情報が相手方に渡るリスクを最小化できるかといった観点のほか、費用対効果や官民におけるユースケースに合致するかという点を踏まえて、現場の実態に即した検討を行うべきである。」と結論を得たところ。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	341	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

投票所におけるオンラインによる立会いに係る通知(技術的助言)の見直し

提案団体

鳥取県、滋賀県、大阪市、奈良県、全国知事会、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

公職選挙法において投票立会人2人以上の選任を義務付けられているところ、一定の条件を満たした上で、オンラインによる投票立会が認められているが、より簡易な方法でより多くの団体がオンラインによる投票立会を導入できるようにするため、「投票所におけるオンラインによる立会いについて」(令和6年4月26日付け総行選第26号総務省自治行政局選挙部選挙課長通知)により示された技術的助言の内容を以下のとおり見直すこと。

同通知の記5について、投票録の署名は、オンラインにより当該オンラインによる投票立会人の意思確認をし補助用紙を使用してその旨を投票管理者及び投票立会人が証明すること等で署名が備えられたものとみなすこと。又は、署名された投票録を電子メールやファックス等で送信することにより、必要な署名が備えられたものとする。

具体的な支障事例

中山間地域等においては、最低人数である2人の投票立会人の確保さえ困難となっており、地域によっては投票所を廃止せざるを得なくなる状況が生まれている。

実際に、当県内において平成24年に408箇所あった投票所のうち、投票立会人の確保困難を最大の理由として、令和5年までに49箇所の投票所を統廃合しており、現在も更なる統廃合を検討している市町村がある。

投票立会人がいないから投票所を閉鎖せざるを得なくなるというのは本末転倒であり、早急に対応策を打たなければ、更なる投票所の統廃合が進み、選挙人の投票環境が悪化すること等により、投票率の更なる低下、選挙人の政治参加意識の低下を招くおそれがある。

そのため、当県ではオンラインによる投票立会に取り組んでいるところであるが、総務省通知による技術的助言のうち、次に掲げる事項について、対応が難しく、市町村選挙管理委員会における導入を難しくしている状況がある。

「投票録への署名について、適切に実施できるようにすること」とされているが、異なる場所に所在する投票立会人の署名を徴するため、労力・時間の面でロスが生まれており、また、実質的に遠隔地からの立会を不可能としている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

多くの市町村から投票立会人の確保が困難であるとの声を聞いており(中には、選挙直前まで投票立会人が決まらなかったというケースもあるとのこと)、県の選挙管理委員会としてオンラインによる投票立会の活用による投票立会人の確保を促すが、総務省による技術的助言への対応が難しく、活用が難しいといった意見が市町村選挙管理委員会から寄せられている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

オンラインによる投票立会の活用が容易になり、市町村において投票立会人を確保しやすくなり、住民にとって利便性の高い、近接した投票所の維持・増設（県民の投票環境の維持・向上）を図ることができる。

根拠法令等

公職選挙法第 38 条、第 48 条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、岩手県、花巻市、宮城県、千葉県、清須市、高知県、熊本市

○投票立会人の確保が困難な事案は推察され、当市においても将来的に起こりうる問題と認識している。しかし、本件を抜本的に解決するために必要なことは、電子投票等も含め、今の時代に即した投票制度のあり方を構築することと考える。

○今後、人口減少によって、立会人等のなり手不足が懸念される。

各府省からの第 1 次回答

公職選挙法第 54 条は、投票立会人に対して、投票管理者とともに署名することを求めている。「オンラインにより当該オンラインによる投票立会人の意思確認をし補助用紙を使用してその旨を投票管理者及び投票立会人が証明すること等」や「署名された投票録を電子メールやファックス等で送信すること」により署名を代替することについては、投票管理者が、投票立会人の確認の上で投票録を作成したことを担保できるかについて課題があり、慎重に検討する必要がある。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

オンラインによる投票立会を行う際の投票録の署名について、以下のとおり考える。

(1)「オンラインにより当該オンラインによる投票立会人の意思確認をし補助用紙を使用してその旨を投票管理者及び投票立会人が証明すること等で署名が備えられたものとみなすこと」について

・オンラインによる投票立会人（以下「オンライン立会人」という。）が投票録の記載が真正であることを確認したことをオンラインを通じて意思確認をした上で、それを補助用紙（※オンライン立会人が投票録の記載が真正であると確認したことを、投票管理者及び投票所の投票立会人が証明する旨を記載するもの）により、後日検証可能な形で整備するものであり、署名が備えられたのと同等の効果があるため、特段の課題はないものと思料。

(2)「署名された投票録を電子メールやファックス等で送信することにより、必要な署名が備えられたものとする」について

・(1)に比べてやや煩雑にはなるが、以下のような事務手続方法が考えられる。

①オンライン立会人の署名以外の記載・署名を備えた投票録を作成

②①の投票録を電子メールやファックス等でオンライン立会人に送信

③オンライン立会人が当該投票録の内容を確認し、真正なものと認めた場合に署名

④③の投票録を電子メールやファックス等でオンライン立会人に送信

⑤①の投票録及び④の投票録により、投票管理者及び全ての投票立会人の署名を備えたものとする。

(3)(1)、(2)以外でも以下のような事務手続方法も可能と考えられる。

①投票所とオンライン立会人の執務室に同様式の投票録を用意

②投票締切り後、オンライン上で投票所と確認しながらオンライン立会人等が投票録に投票数等を記載

③投票管理者及び投票立会人が、オンラインを通じて両方の投票録の記載内容が同一であることを確認の上で署名

④オンライン立会人側の投票録をメールやファックス、あるいは現物で開票所まで送達し、投票所で作成した投票録と2枚一組で投票録として扱う。

(1)～(3)いずれの方法によっても、「投票管理者が、投票立会人の確認の上で投票録を作成したことを担保できる」ものであり、ご指摘の課題は解決されるものと考ええる。

また、公職選挙法第 54 条の文理に照らして課題があるということであれば、投票立会人不足の現状に鑑み、同条の改正も含めて見直しを検討すべきである。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【北海道】

オンライン投票立会人に対し、「投票録の署名」を求めることは、遠隔地での立会を不可能としており、署名に代えて、オンラインでの意思確認や補助用紙を使用するなど柔軟な対応を認めることにより、市町村が投票立会人を確保しやすくなり、住民の利便向上にもつながるため、提案の実現を求める。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

オンライン投票立会人に対し「投票録への署名」を求める現行の運用は、遠隔立会の実効性を損なっている。署名に代えて、オンラインでの意思確認や補助用紙による証明、電子送付など柔軟な対応を認めることで、投票機会の確保と多様な人材の参画が促進され、中山間地域等における立会人不足の解消にも資する。選挙制度の持続可能性を高める観点から、本提案の確実な実現を強く求める。

各府省からの第2次回答

公職選挙法第54条は、投票立会人に対して、投票管理者とともに署名することを求めているところ、御提案の(1)については、オンライン立会人の署名がないことから、投票録についてオンライン立会人が確認したことを第三者に対して証明することが困難と考える。

御提案の(2)については、「電子メールやファックス」を用いることによって、本人の筆跡を切り貼りすること等による偽造のおそれが排除できず、オンライン立会人本人の意思による署名であるかどうかを担保することが困難であると考ええる。

御提案の(3)について、「メールやファックス」を用いる懸念については、上述のとおり。また、「投票管理者及び投票立会人が、オンラインを通じて両方の投票録の記載内容が同一であることを確認の上で署名」とあるが、送致された投票録の記載内容に齟齬があった場合、投票録の真正性をどのように判断するかという課題もある。上述のとおり、御提案の方式についてはそれぞれ課題があり、慎重に検討する必要がある。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	342	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

内閣府の栄典制度の推薦事務の見直し

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省

求める措置の具体的内容

- 内閣府の栄典制度における推薦手続等について、以下の点を要望する。
- ①申請書類を簡素化し、死亡叙位の功績調書と履歴書を省略
 - ②紙媒体提出を不要とし、原則、メール提出のみとする申請のオンライン化
 - ③現行 14 日以内とされている叙位・死亡叙勲の申請期限の延長
 - ④春秋叙勲及び高齢者叙勲に係る対象年齢引下げ

具体的な支障事例

内閣府の栄典制度では、春秋叙勲については春秋叙勲候補者推薦要領2(1)により 70 歳以上の者、高齢者叙勲は栄典事務の手引により春秋叙勲により勲章を授与されていない功労者のうち 88 歳になった者に勲章を授与すると規定されている。なお、生前に叙勲を受章せずに死亡した場合は、死亡叙勲を授与される。また、叙位は、死亡した場合にのみ運用することができる。

叙位・死亡叙勲は、「栄典事務の手引」により、申請書類(功績調書、履歴書、刑罰等調書、除籍抄本、勲章審査票等)を郵送で提出しなければならないと規定されている。また、死亡の日から 30 日以内に閣議決定・裁可の手続を完了させるよう規定されていることから、死亡の日から 14 日以内に各功労について所管する府省に提出しなければならない。

推薦事務においては、当県の叙位・死亡叙勲の申請数は年間 100 件程度(教育功労の場合)あり、郵送が必須であることからペーパーレス化やテレワーク等の実施にあたり障害になっている。さらに、死亡の把握に数日間を要するが、提出期限が規定されていることから、除籍抄本等の公的書類の取得や申請書類の作成を数日で行う必要がある。

また、叙勲を受章せずに死亡した場合、本人が生前に勲章を授与されない。加えて、遺族が県外に別居している場合、県や市町村による物件伝達の負担が大きい状況である。

そこで、推薦事務を見直すことにより、事務の効率化を図ることができると思う。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

市町村から、現住所と本籍の市町村が異なる場合や死亡届の提出が遅い場合、提出期限までに公的書類(刑罰等調書、除籍抄本)の発行ができず、提出期限を延長する要望が複数件ある。

また、生前に勲章を授与されずに亡くなった者の遺族から、本人は亡くなっており、勲章等の保管が困難であることから、叙位・死亡叙勲を辞退したいという意向が複数件あり、本人が名誉を得るためには対象年齢の引下げが適当と考える。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ①申請書類を簡素化し、死亡叙位の功績調書、履歴書を省略することにより、県、市町村の推薦事務の効率化につながる。具体的には、叙位の場合、既に高齢者叙勲・春秋叙勲の際に書類一式を提出していることから、必要書類を叙位審査票のみとし、事前協議も死因に関係するもの及び叙勲受章後に生じた事案を除き、不要とする。
- ②原則紙媒体提出不要、メール提出のみとする申請のオンライン化は、デジタル庁を中心に実施するアナログ規制見直しの取組であり、ペーパーレス化やテレワーク等の促進につながる。また、③に関連して、申請期限が現行のままである場合でも電子データでの提出を可能とすれば、これまで郵送により死亡日から13日目までに送付していたところを、14日目にメール等で送信することが可能となり、申請期限の徒過の防止や作業日数の確保など、国・県・市町村それぞれに業務効率上のメリットがある。
- ③叙位・死亡叙勲の申請期限（14日以内）を延長することにより、県では死亡を把握してから十分な作業日数を確保できる。また、市町村では公的書類発行の事務負担の軽減につながる。
- ④春秋、高齢者叙勲の年齢引下げにより、生前の受章割合が高くなり、本人が生前に名誉を得ることができるとともに、遺族の負担軽減につながる。また、生存者叙勲は事前に候補者を把握できるため、死亡叙勲に比べて計画的に事務処理を進めることができ、県や市町村の推薦事務の効率化につながる。

根拠法令等

栄典事務の手引（内閣府賞勲局）、栄典関係事務提要（地方自治関係）（総務省大臣官房秘書課）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、花巻市、川崎市、身延町、須坂市、三重県、亀岡市、大阪府、四條畷市、徳島県、熊本市、沖縄県

○死亡叙勲及び叙位の発令は、死亡の日から30日以内に閣議決定、上奏裁可を経て、生前最後の日（死亡日）にさかのぼって発令されることになっている。都道府県からは2週間以内の上申が厳守とされていることから、当府においては、市町村から府には土曜日、日曜日及び休日が含まれる場合はその日数分繰り上げのうえ、死亡日を含む7日以内に資料を提出することとなっている。しかしながら、本籍地が居住地と別の都道府県にある場合、刑罰等調書や除籍抄本の交付申請から原本の到着までに時間を要する。また、死亡叙勲対象者の死亡により、遺族が死亡に係る手続や葬儀等で多忙、狼狽した状況の中、上申に必要な事項について遺族に聴取することは困難である。加えて、遺族が府外在住の場合に密に連携をとることが難しく、物品等の伝達にも負担が生じている。

○本籍地が居住地と別の都道府県にある場合、刑罰等調書や除籍抄本の交付申請から原本の到着までに時間を要するため、期限内に都道府県へ上申することに多大な負担が生じている。

○叙位・死亡叙勲の申請書類等の提出期限について、死亡日から所管府省への提出期限（14日以内）がカウントされるため、死亡届の提出が遅くなった場合などは死亡事実の把握が遅れ、提出書類の取得や功績調書・履歴書作成を短期間で行う必要があり、事務的なミスの原因となっている。

また死亡届提出から戸籍への反映に時間がかかる場合もあるため、除籍抄本の取得が間に合わないこともある。その際は、戸籍抄本と死亡診断書に代えることも可能だが、身内を亡くしたばかりの遺族に死亡診断書の提供を依頼するのは、遺族・担当職員双方にとって心理的負担が大きい。さらに提出書類は基本的には郵送（レターパック：原則差出日の翌日配達）で対応するが、事故や災害等で遅延の恐れもある。

○紙媒体の提出が間に合わなかった。

○当県では年間30件～40件の上申を行っているが、遺族が死亡叙勲の対象者と同居していないケースが増えてきており、死亡状況の確認や受章意思の確認に時間を要している。また、本籍地のある自治体からの刑罰等調書や除籍抄本の取り寄せに時間を要しており、2週間の上申期限を遵守するために市町村職員に発行を急いでもらうケースが多く、オンライン化により事務手続の効率化を図りたい。

○①高齢者叙勲、春秋叙勲の際から功績内容等に変更がない候補者は多数おり、簡素化は可能であり、事務の簡略化に繋がる。

②紙媒体の上申資料準備～発送まで相応の時間を要し、上申のオンライン化が可能であれば、事務負担軽減に繋がる。

③当県でも、現住所と本籍が異なる場合、戸籍等の取得に時間がかかり、規程のスケジュールに間に合わせることが困難である。

④春秋叙勲については、当県では一部省庁の設ける各県に与えられた候補者枠数に対し、潜在候補者数が多く存在している状況である。春秋叙勲の年齢引下げは、受章者の絶対数増加には大きく影響しないと考える。

○死亡叙位についての調書については、叙勲推薦時の調書とほぼ同様のものとなることから、調書の省略は可能と考える。死亡日から14日以内の申請期限については、市町村においては県に提出する期間がそれよりも短い。書類等の準備、調書の作成などに時間を要するため申請書類の提出期間の延長することで事務負担軽減が図られるものとする。

○③の提出期限見直しの提案について、死亡叙勲については、功績調書や履歴書等の作成はもとより、本籍地確認のため担当職員が遠方の自治体窓口に出向いたり、受章意思確認のためご遺族宅へ訪問するなど、短い期間の中で様々な準備を迅速・集中して行う必要があり、他の業務を後回しにしても対応せざるを得ない。加えて、対象者の死亡は予定されているものではないことから、短期間で死亡が集中してしまった場合の業務負担は非常に過多である。以上のように、当県においても提案団体と同様の支障が生じているため、書類提出期限について見直していただきたい。

②の提案については、各省庁や内閣府における審査方法に関わる話であるため、可能であればデータのみでの提出をお願いしたい。

④の提案については、生前に叙勲の栄に浴する方をより多く出すことができる点、また、死亡叙勲とは異なり計画的に手続きを進めることができる点では適当と考える。

各府省からの第1次回答

①生存時に叙勲を受章された方が、その後に叙勲で評価された以外の他分野の経歴が伸びているケース等もあり得ることから、叙位の推薦時には、その方の生涯の功績を正確に審査する観点から、死亡日時点に更新された功績調書、履歴書が必要不可欠であり、省略は困難である。加えて、内閣府に提出される叙位の審査票では、推薦省庁以外の分野の経歴の記載が省略されているケースが多く見受けられる。そういった場合は特に履歴書を参照しながら、他分野で評価できる功績がないか等を確認しており、履歴書を省略することによって、正確な審査が困難となるリスクが高いと考えられる。

ただし、「制度による効果」に記載の栄典環境に係る事前協議については、御提案のとおり、叙勲受章時に既に協議済みである事案については、叙位推薦時の改めての協議を不要とすることとし、その旨を推薦省庁に周知することとしたい。

②栄典の候補者として推薦いただくに当たり、内閣府賞勲局が各府省から提出を求めている主な資料は①審査票、②功績調書、③履歴書、④刑罰等調書及び⑤戸籍抄本（除籍抄本）であり、いずれも功績内容等を確認するために必要なものである。

これら5つの資料については、各府省に対し紙媒体の提出を依頼しているが、これは候補者の功績、経歴等や氏名の細かな字体の違いも全て厳重に確認しているためである。ただしこれら資料のうち、①審査票及び③履歴書については、履歴書を作成した際に、履歴書の情報から審査票を作成することができる「審査票等作成支援ツール」を提供しており、「審査票等作成支援ツール」を使用して審査票及び履歴書を作成いただいた場合には、電子媒体での提出を可能としているところである。

また、④刑罰等調書及び⑤戸籍抄本については、ほかに当該書類に記載された情報を確認するための代替資料がなく、また当該資料は紙媒体以外での入手手段がないため、紙媒体での提出を依頼しているところであり、引き続き紙媒体の提出にご協力願いたい（戸籍抄本等をPDF化した場合、真正性の担保及び複製防止のための透かし文字により戸籍抄本等に記載された内容の確認が困難になる）。

③総務省においては、地方公共団体向けに地方自治関係の栄典事務執行にあたっての参考として作成している「栄典関係事務提要（地方自治関係）」上、叙位・死亡叙勲に係る申請手続書類の当省への提出時期を、「死亡日を含み2週間以内」と記載しているところ、内閣府提出期限の5日前までとするよう記載を変更する（これにより、現行の取扱いに比して提出期限が最大3日後ろ倒しになる見込み。）。

なお、死亡叙勲については、勲章は本来着用するものであり、功労ある者が死亡した場合には、その発令日は生前最後の日（死亡日）とされている。このような考え方に基づいて、御遺族へ速やかに勲章の伝達を行う観点から、閣議決定・御裁可の手続は死亡の日から30日以内に完了させることとなっている。ただし、死亡叙勲の手続期間に関する制限については、「外国及び遠洋における死亡、その他やむを得ない特別な事情がある場合は、この限りではない」としている。

④春秋叙勲については、生涯にわたる国家・公共に対する功績を総合的に評価して行われるものとされており、生涯における功績がある程度固まった時期をとらえて顕彰する考え方に基づき、「春秋叙勲候補者推薦要綱」（平成15年5月16日内閣総理大臣決定）において、70歳以上の者が叙勲候補者となることと定めている。なお、精神的・肉体的に労苦の多い業務又は人目に付きにくい分野での業務に精励した者については、対象者を55歳以上の者としている。

高齢者叙勲については、春秋叙勲の対象となる功労を有しながらも諸般の事情により、極めて高齢となってもいまだ授与されていない者のうち、年齢88歳になった者に対して、米寿の機会を捉えて、春秋叙勲とは別に授与

するもので、昭和 48 年 6 月以降、毎月 1 日付けで実施している。

御指摘の候補者の対象年齢については制度の根幹に関わることであるところ、引き続き、春秋叙勲及び高齢者叙勲の趣旨に沿って、適切な運用に努めてまいりたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

①叙勲受章時に既に協議済みの事案の事前協議を不要とすることについて、各府省庁において同様の取扱いとしていただくよう御検討いただきたい。

叙位の申請時の功績調書、履歴書の提出は、叙勲受賞時以降に新たな功績が追加された場合に限り必要とするように御再考いただきたい。

②功績調書は電子媒体での提出を可能とするよう御再考いただきたい。

刑罰等調書、戸籍抄本は、原本の確認が必要な特段の理由がある場合のみ紙媒体での提出を求めるよう御再考いただきたい。

③総務省において提出期限が後ろ倒しになることを踏まえ、各府省庁においても同様に後ろ倒しとするよう御検討いただきたい。

④高齢者叙勲は、対象年齢を喜寿の 77 歳などに引き下げることが御検討いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

各府省からの第 2 次回答

①前段の「叙勲受章時に既に協議済みの事案の事前協議を不要とすることについて、各府省庁において同様の取扱いとしていただくよう御検討いただきたい」とのご提案については、栄典環境に係る事前協議について、叙勲受章時に既に協議済みである事案については、叙位推薦時の改めての協議を不要とする（叙勲受章以降に生じた事案のみ協議を要する）旨を令和 7 年度内に各省庁栄典担当者に対し事務連絡により周知する予定である。

後段の「叙位の申請時の功績調書、履歴書の提出は、叙勲受賞時以降に新たな功績が追加された場合に限り必要とするように御再考いただきたい。」のご提案については、以下の理由により、実現に向けた検討は困難である。

叙位も叙勲と同様に、各府省に提出を求めている主な協議書類は、①)審査票、②)功績調書、③)履歴書、④)刑罰等調書及び⑤)除籍抄本であり、いずれも功績内容等を確認するために必要なものである。叙位と叙勲は、いずれも「栄典」のひとつであるが、制度としては別のものであり、審査基準等も異なる。そのため、叙位の推薦があった場合は、過去に叙勲を受章しているか否かにかかわらず、当該候補者について①～⑤の資料に基づいて審査を行っている。その基礎となる功績調書及び履歴書については、叙勲受章後に新たな功績の追加がない場合であっても、それを含めた全体の内容について、推薦省庁及び推薦元において十分に確認し、正確を期していただく必要がある。このため、これらの書類の提出を省略することは認められないと考えている。

②叙勲は閣議決定・ご裁可等を経て発令、広く一般に周知されるものであるところ、仮に候補者の氏名等が誤っていた場合、閣議決定を取消し、その回の叙勲で当該候補者が叙勲を受章できなくなる、かつご本人の名誉も傷つけるといった事態にもなりかねない。

上記のような事態を起こさないようにするためにも、内閣府はデータ上での確認だけでは不十分だと考えており、紙媒体を目視にて全て厳重に確認しているところであり、紙媒体の提出に引き続きご理解とご協力を願いたい。

さらに、刑罰等調書及び戸籍抄本について、当該書類に記載された情報は候補者を審査するに当たり必ず必

要な情報であり、刑罰等調書及び戸籍抄本の原本の確認が不要となる場合はない。

③地方自治体から推薦府省等への上申に関して、その期限を含めた手続については、各府省等における個別の事情等を踏まえて運用されていると承知しており、内閣府においてはその内容について把握する立場になく、一律に上申の期限を定めることは適当ではないと考えている。

④高齢者叙勲については、春秋叙勲の対象となる功労を有しながらも諸般の事情により、いまだ授与されていない者のうち、年齢 88 歳になった者に対して、米寿の機会を捉えて、春秋叙勲とは別に授与するものであり、引き続き、その趣旨に沿って、適切な運用に努めてまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	348	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	02_農業・農地

提案事項(事項名)

植物防疫法における病虫害防除所の位置、名称等を条例事項とする規定の見直し

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省

総務省、農林水産省

求める措置の具体的内容

植物防疫法における、病虫害防除所の位置等について、「条例で定める」という規定の見直し

具体的な支障事例

【現状】

植物防疫法第32条第2項において、「病虫害防除所の位置、名称及び管轄区域は、条例で定める」と規定されている。

【支障事例】

組織改正等において、この規定があることにより条例改正が必要となることから、事務負担が大きい。

【支障の解決策】

条例で定める内容は「病虫害防除所の位置、名称及び管轄区域」のみであり、単なる行政組織の配置に関する情報である。条例でなくとも、組織規則や告示、HPでの公告で示せば十分であり、植物防疫法における条例制定の義務化を見直すことで、条例の改定作業に係る事務負担の軽減につながる。

なお、家畜保健衛生所法において規定する家畜保健衛生所についても、位置、名称及び管轄区域を条例で定めることとしているため、植物防疫法と同様に見直しを求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

条例改定作業にかかる時間や人的リソースを削減し、事務負担を軽減することで、業務の効率化と迅速な対応が可能になる。

根拠法令等

植物防疫法第32条第2項、家畜保健衛生所法第1条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

当該規定は、住民の権利義務や利害関係に密接な関係のあるサービスセンターとしての役割の機能を有する行政機関については、位置や名称等が度々変更されることは好ましくないこと、行政機関の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならないとされていることなどから、地方公共団体における意思決定機関である議会での議決を経た条例に基づいて設置されるべきという地方自治の考え方に則っており、御提案意見を受け入れることはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本件条例について、本県では昨年度名称変更に伴って平成9年以来27年ぶりの条例改正を行ったところであり、度々変更していることはないものの、47都道府県における条例改正に必要な事務負担は膨大である。また、地方自治法第156条第2項の規定により条例で定めることとされている行政機関について、同法の逐条解説によれば、「直接公権力の行使そのものには関係しなくとも一般関係住民の権利義務に密接な関係のある権能を担当する機関であれば「行政機関」と解される」とされているところ、病虫害防除所については、これに該当しないと考えられる。

本県の所属や現地機関等の名称、位置等を定める条例を確認したところ、地方自治法を根拠にしている条例、個別法と地方自治法を根拠にしている条例は存在するものの、地方自治法を根拠としない条例は、今回提案の病虫害防除所及び家畜保健衛生所を除いては、人事委員会と県警組織に関する条例のみであり、病虫害防除所及び家畜保健衛生所と同様に調査・検査や指導、地域への情報提供を行っている機関の例として、地方衛生研究所等、食肉衛生検査所、計量検定所については、県の規則により、名称等を定めているところ。

さらに、現状デジタル化が進む中、病虫害防除所は、SNSやホームページ等により頻繁に情報発信を行っており、名称や実際の位置（所在地）の重要度は以前よりも低くなっていることから、その位置等を条例で定める必要はないと考えられる。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

病虫害防除所は、農業者に対するより適切な防除を実施するための指導等を担うほか、都道府県内における検疫事務として農作物や民家の鉢植え等の移動制限を課すこと等があり、また、家畜保健衛生所は、家畜伝染病の予防に関する事務等を担うほか、都道府県知事から委任を受け、まん延を防止するため緊急の必要があるときは、72時間を超えない範囲内において期間を定め、疾病の患畜又は疑似患畜の所在の場所とその他の場所との通行を制限し、又は遮断すること等ができる。こうした際の実務を担う組織として、農業者を含めた幅広い一般関係住民の権利義務に密接な関係のある業務を行う組織である。こうした役割から、その物理的な位置が住民に大きな影響を及ぼすものであり、地方自治法第156条第3項が準用する同法第4条第2項が、行政機関の位置について住民の利便に最も適合するように適当な考慮を払う必要があると規定していることを踏まえると、位置や名称等が法令に基づいて定められず、かつ容易に変更され得ることは、迅速な行政措置を害したり生産者らに混乱を招いたりする可能性が高いことから、住民の代表者で構成される議会による意思決定手続を経た条例で定める必要があるものと考えている。

また、御指摘の地方衛生研究所等などについては、研究や検査を主たる業務として担い、必ずしも一般関係住民の権利義務に密接な関係のある業務を行う組織には当たらないと考えられることから、貴県の規則により位置等を定めているものと考えられる。一方、病虫害防除所及び家畜保健衛生所については上述のとおり、一般関係住民の権利義務に密接な関係のある業務を行う組織であることから、地方自治法第156条第2項に基づく行政機関として、位置等を条例に基づいて定める必要があるものと考えている。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理 番号	358	重点募集 テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

生成 AI システムの利用環境の整備

提案団体

山口県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

国の責任において、地方自治体が安心・安全に活用できる生成 AI システムの利用環境を整備すること。

具体的な支障事例

生成 AI サービスを業務に導入する地方公共団体が増えているが、地方公共団体により導入サービスが異なる上、個人情報や機密性の高い情報を取り扱う業務について生成 AI の活用が進んでいない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方公共団体が有する機密性の高い情報を含む業務に生成 AI を活用することが可能となり、さらなる業務効率化が図られる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、亀岡市、犬栗市、和歌山県、広島市、熊本市

○各自治体において、セキュリティ要件や、それぞれの業務環境に適した生成 AI ツールを検証し導入していると思われるが、当市の場合は、セキュリティを重視し、LGWAN-ASP にて提供されるツールを導入している。国において、安心・安全に活用できる生成 AI システムの利用環境が整備されることで、セキュリティの担保が期待される。

○「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」及び「行政の進化と改革のための生成 AI の調達・利活用にかかるガイドライン」の更新と合わせ、必要機能を示した上で合致するシステムについて DMP などにおいて共有いただきたい。

○要機密情報の取扱いの可否に起因して、生成 AI の活用に支障が生じる状況にあることは当市も課題と認識

しており、利用環境の整備まではいなくても、取扱いルールの明確化（セキュリティポリシーの改善を含む）など、より活用が進むような方向で、国において検討を進めていただきたい。

各府省からの第 1 次回答

政府等における AI 基盤の構築など、政府での積極的な生成 AI の利活用に向けた仕組みの整備と併せ、地方公共団体が AI を活用し、各行政事務・サービスの質の維持・向上や業務効率化を図ることを支援するため、地方公共団体が利用しやすい AI サービスの開発を推進します。

具体的には、デジタル庁で今後構築することとしている AI 基盤の開発・実装とセットで、安全・安心な AI の利活用環境を希望する地方公共団体に提供し、行政事務・サービスの観点から特に効果のあったプロンプトやアプリケーション等については、全国の地方公共団体に共有していくことを検討します。

自治体における生成 AI の利用に関しては、現在「自治体における AI の利用に関するワーキンググループ」（座長：須藤修 中央大学国際情報学部 教授）において、具体的な利用の方策や留意事項等について議論しており、今後同ワーキンググループにおいて取りまとめられる報告書をもとに、ガイドラインを示していくことを検討しております。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案の意図を汲んでいただき感謝する。

AI 関連技術は日進月歩、急速に発展し、多岐にわたる分野で、多種多様な AI の活用が進む中、地方公共団体が時流に即しながら個別に判断し、AI を活用していくことは、技術的にも財政的にも困難・非効率であるため、積極的な検討をお願いしたい。

また、ガイドラインの検討にあたっては、検討状況やスケジュールについて、逐次、お示しいただきたい。

なお、AI の利用環境の提供及びプロンプトやアプリケーション等の共有にあたっては、可能な限り地方公共団体の負担を軽減する方向でお願いしたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

各府省からの第 2 次回答

地方公共団体への生成 AI 利用環境の提供に向けて、現在、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会の事務局たる内閣官房（デジタル行財政改革事務局）とも連携を進めているところであり、各地方公共団体との対話等も通じて、必要な対応を進めていきたいと考えております。

また、2025 年 7 月に公表された「自治体における AI の利用に関するワーキンググループ」の報告書をもとに「自治体における AI 活用・導入ガイドブック」を 2025 年内めどに改訂・公表し、別添として自治体が作成する生成 AI 利活用ガイドラインのひな形を提示したいと考えております。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	361	重点募集テーマ	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	09_土木・建築

提案事項(事項名)

廃校となった建物を活用した地域コミュニティ活動における使用条件緩和

提案団体

伊勢市

制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

地域活動を行う地域運営組織(市町村が条例で定めるまちづくり協議会や指定地域共同活動団体等)が、廃校となった旧校舎・旧体育館等(民間施設を含む)を地域コミュニティの交流の場として、原状のまま一時的に(例:年5回程度まで)使用する場合には、妥当な安全対策を講じること等により、建築基準法に係る用途変更及び消防法に係る消防設備設置を不要とする旨の規制緩和、又は緩和的運用を認める旨の市町村への通達をお願いしたい。

具体的な支障事例

当市では「小中学校適正規模化・適正配置基本計画」のもと、小中学校の統廃合が進んでいる。廃校となった旧校舎・旧体育館については、民間事業者の活用の意向を聴取し、活用の希望があった場合には民間事業者が必要な改修費用を負担することとしつつ、建築基準法及び消防法上の基準を満たした上で、有効活用を図っているところである。

一方、民間事業者から活用の希望がなかった場合には、地域運営組織の希望に応じて、当市が関係法令に沿って必要な手続・改修を行い、旧校舎の一部を地域運営組織の事務所として活用することもある。

旧体育館については、継続的な具体的用途が決まっていない中で、旧学校を活動拠点とする地域運営組織や地域住民から、特にコロナ禍後(の令和5年度以降)、地域活性化を目的とする様々な一時的用途で旧体育館を使用したいとの希望が挙がっている。

しかし、旧体育館を建築基準法における「集会場」としての用途(小学校区の地域住民が来場する物産展やレクリエーション等)で使用する場合は、当該施設が建築基準法及び消防法の基準を満たすためには多額の改修費用が必要になることから、一時的な使用であっても許可の判断ができず、また、山間部においては近隣に代替施設がないため、地域の活性化・つながり維持の機会が損なわれている。

施設改修に係る費用については、補助金制度が整備されていることは承知しているが、規制が緩和されることで改修も不要となり、また、用途変更に伴う建築確認申請にかかる時間を削減することも可能となると考えている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当該地区の地域運営組織から、旧体育館の使用に当たっては消防設備(非常用放送設備)の設置等が必要と認識しているが、地域住民の活動拠点として使用できるよう積極的に対応を検討いただきたいとの要望があり、また、地域住民からも多数の同趣旨の意見が提出されている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地域運営組織や地域住民が愛着を育んできた、地域のシンボルである旧学校の校舎・体育館を原状のまま柔軟に使用できることにより、人口減少地域において地域活動が活性化される。

施設老朽化や地方財政逼迫により地域活動拠点の創出・維持がますます困難になっている中で、本制度改正はサービス（地域活動拠点の維持・創出）空白地域の解消をもたらし、定住交流人口の維持増加につながるものである。

また、規制緩和により、行政においては旧学校施設を原状のまま使用する判断が可能となり、予算を地域活性化や地域課題解決を目的とするソフト事業に追加配分できるようになる。

根拠法令等

建築基準法第3条、第 87 条
消防法第 17 条
消防法施行令第6条、第 24 条、別表第1

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、ひたちなか市、岐阜市、半田市、兵庫県、長与町

○提案の規制緩和により、建築基準法等に基づく多額な改修費用が不要となることから、地域に寄り添った柔軟な運用が可能となり、地域交流や活動の一助につながることを期待できる。

○当市においても、統廃合により利用していない旧体育館等の施設があるので、建築基準法に係る用途変更や消防設備設置を不要とする規制緩和や緩和的運用が望まれる。

各府省からの第 1 次回答

【総務省】

消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）別表第一(1)項に掲げる「集会場」とは、集会、会議、社交等の目的で公衆の集合する施設であって、これらの用に供する客席を有するものとされており、今回ご提案の廃校を地域コミュニティの交流の場として利用する場合について、当該用途に該当するか否かは個別の建物の利用実態等に応じて判断されるものである。

また、消防用設備等についても、個別の建物の用途、規模、収容人員の数等に応じ、消防法令の技術基準に従って設置されるものである。

このため、ご提案の内容について詳細の聞き取りを行いたいが、廃校を地域コミュニティの交流の場として活用する場合について、一律に緩和等を行うことは適当でないとする。

【国土交通省】

学校等を用途変更する場合には、施設利用者の安全性確保等の観点から、用途変更後の用途に適用される規定への適合が必要です。

ご提案にあるとおり学校等を集会場に用途変更する場合には、集会場に適用される規定への適合のため、一般的に排煙設備の設置等が必要となります。

なお、個々の建築物の状況に応じて避難安全に係る検証を実施すること等により当該規定に対する適用を除外することが可能となる場合があります。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

廃校となった校舎や体育館の活用によって地域住民のコミュニティ機能を維持・確保することは、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に掲げている、地域運営組織が運営する「小さな拠点」の形成にも挙げられている。

原状のまま一時的に（例：年5回程度まで）使用する場合においては、妥当な安全対策を講じること等により、建築基準法に係る用途変更及び消防法に係る消防設備設置を不要とする旨の規制緩和、又は緩和的運用を認めることは「小さな拠点」形成の推進、地域活動の活性化に繋がるものとする。

本提案にある旧校舎・旧体育館等を集会場に用途変更する場合は、耐火建築物等としなければならない特殊建築物としての整備が必要であり、回答にある排煙設備の設置のほか、非常用放送設備の設置、用途に応じた浄化槽への改修等を伴うこととなるため、廃校活用がスムーズに進まない要因となっている。

そのため、用途が定まっていない旧校舎・旧体育館等を原状のまま年5回程度、一時的に使用する場合におい

ては、用途変更等の手続を経ることなく、利用形態・規模に即した柔軟な運用が可能となるよう御検討いただきたい。

また、「個々の建築物の状況に応じて避難安全に係る検証を実施すること等により当該規定に対する適用を除外することが可能となる場合がある」について、本提案のような事例においても適用が可能であれば、御教示いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

【総務省】

ご提案の内容について詳細に内容を伺ったところであるが、消防法施行令(昭和36年政令第37号)別表第一(1)項に掲げる「集会場」とは、集会、会議、社交等の目的で公衆の集合する施設であって、これらの用に供する客席を有するものとされており、当該形態に当てはまらない防火対象物については、基本的に「集会場」にはあたらないものである。

なお、地域コミュニティの交流の場として、近隣に居住する人が集会等で利用することで令別表第一(1)項の集会場として取り扱われる場合においても、消防用設備等の設置については、当該防火対象物の構造及び設備の状況並びに利用者が特定されていること等の実情を考慮し、所轄の消防長、消防署長の判断により、令第32条の特例を適用し、その他の事業場として扱って差し支えないとする運用について過去に通知している(昭和48年9月3日付け消防安第22号滋賀県あて消防庁安全救急課長回答)。

また、放送設備の設置が義務となる場合についても、当該防火対象物の構造及び設備の状況並びに利用者が特定されていること等の実情を考慮して、令第32条の特例を適用し、非常ベル又は自動式サイレンとしても差し支えないという旨の運用を過去に通知している(昭和52年11月16日付け消防予第218号広島県総務部長あて消防庁予防救急課長回答)。

上記の通知を準用することにより、ご要望の一定の消防用設備等の設置の免除が可能であると考える。

【国土交通省】

建築基準法においては建築物の用途・規模毎の火災や避難の危険性等に応じた規制を行っており、用途変更を行う場合には変更後の用途に応じた建築基準への適合を必要としている。

学校から集会場への用途変更については、例えば、排煙設備の設置や内装制限、主要構造部の制限などに適合するための改修が必要となる場合があるが、これらについては避難安全検証法や耐火性能検証法、又は特殊の構造方法に係る大臣認定により個別建築物毎に必要な性能を有していることを確認することで改修を不要とすることを可能としている。

なお、浄化槽の処理対象人員に係る制限に適合するための改修が必要となる場合もあるが、処理対象人員については実情に応じ増減することも可能としている。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	363	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

住居表示業務・システムの共通化

提案団体

仙台市、札幌市、石巻市、塩竈市、栗原市、大崎市、さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

住居表示業務について、国・地方デジタル共通基盤の整備・運用を進めるにあたり、住居表示台帳及び住居表示に係る事務のシステムの共通化を求める。

具体的な支障事例

当市では紙ベースの住居表示台帳に基づいて住居表示業務を行っている。住居表示の実施から30年以上経過した地域が多く存在しているため、街区内に新しい道路が整備された場合など、実施当時に作成した台帳と現況が異なるケースが多く発生しており、確認に時間を要したり、建築位置の誤認による住居番号の設定ミスが発生したりしている。さらに、紙ベースによる管理であるため天災等により台帳が滅失するリスクがある。住居表示に係る行政側の事務負担としては、台帳の更新作業及び通知作業において、住居表示台帳の閲覧や交付申請があった場合に備え、アナログで個人情報を除く作業を行う必要があるなど、令和6年度には年間6,905時間程度の事務負担が生じている。また、住居表示台帳に基づく証明書の交付にあたっては、窓口での交付かもしくは紙の証明書を郵送しており、来庁する負担や郵送料、交付までの時間など、申請者にとって不便な状況となっているほか、行政側では令和6年度には年間318時間程度の事務負担が生じている。その他、民間事業者等から台帳の写しを求められた際には、紙ベースでの提供であるため、民間事業者等においてそれぞれデータへと加工する作業も発生している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国が住居表示台帳にかかるシステムの共通化を主導することで災害等による滅失リスクを回避するとともに台帳の更新作業及び通知作業について、行政側の効率化が図られることで、通知タイミングの早期化にも繋がるなど市民サービスの向上が見込めると考える。また、台帳を電子図面化することで、現在国が推進しているアドレス・ベース・レジストリとの連携等により幅広い主体の利便性向上に資すると考える。アドレス・ベース・レジストリにおいては現状、地図検索機能や地番と住居番号を証明する機能等は実装されないため、引き続き自治体が行う住居表示業務において提供するものと認識しているが、全自治体の住居表示台帳が共通システムにより電子化されれば、台帳の閲覧等についてはシステム上で閲覧することがも見込めるた

め、閲覧等に係る事務が不要となるほか、証明書の交付事務についても効率化が図られ、閲覧者等及び行政側の負担が軽減できる。さらに民間事業者等に対しては加工が容易なデータを提供することも可能になると考える。

根拠法令等

住居表示に関する法律(昭和 37 年法律第 119 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、長崎市、熊本市

○当市においても提案団体と同様の支障が生じており、紙ベースの台帳であることから、台帳への追記・修正等の手間や情報公開対応等の事務の効率性が悪く、また、台帳の経年劣化により今後の業務に支障が出る想定であり、災害等の滅失の恐れがある。

○当市も紙で住居表示台帳を管理しているため、製図が担当者に委ねられており、災害等で紙の台帳を滅失した場合、復元が困難となるなどの課題がある。

行政のデジタル化を推進するためにも補助金等があれば、台帳の電子化について再度検討をすることができると。

※過去に当市では住居表示台帳の電子化をするために予算要望をしたものの費用が多額になるため、予算化に至りませんでした。

○電子化されていない自治体が多い事務であり、各市等で同様の事務が行われているため、システムの共通化は必要と思料される。

各府省からの第 1 次回答

アドレス・ベース・レジストリについては、公的基礎情報データベース整備改善計画(令和7年6月 13 日閣議決定)に基づき、制度所管含省庁等と協力し、整備や検討を進めていく。

住居表示台帳に係るシステムの共通化については、公的基礎情報データベース整備改善計画に基づくアドレス・ベース・レジストリの整備に係るデジタル関係制度改革検討会及びベース・レジストリ推進有識者会合における検討状況を踏まえ、検討する。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

当初提案においても言及したとおり、災害等による紙台帳滅失のリスクは復元が困難になるなど喫緊の課題であるため、住居表示台帳に係るシステムの共通化については、公的基礎情報データベース整備改善計画で定められている各データの整備方針などと並行して、行政側の効率化、市民サービス向上のために早急にかつ積極的に検討を進めていただきたい。

加えて、過去に当市では住居表示台帳の電子化をするために予算要望をしたが、費用が多額になり予算化に至らなかった経緯があるため、共通システムの導入により自治体の財政負担が最小限のものになることを期待する。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第 2 次回答

住居表示台帳に係るシステムの共通化においては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム(第7回)にて共通化の対象候補案として選定され、今後の検討方針が示されたところです。ご提案の要望

や今後の自治体からの意見照会における意見踏まえ、デジタル庁は、総務省と協力し、令和8年3月末までに、共通化の方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定してまいります。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	369	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

衆議院小選挙区選出議員選挙の立候補届出書の様式見直し

提案団体

鹿児島県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

現行の衆議院比例代表選挙の調書(規則第17号様式の2)においては、「職業」欄とは別に、「衆議院議員と兼ねることができない職にある者についてはその職名」欄が設けられていることから、衆議院小選挙区選挙の立候補届出書についても同様の欄を設けることにより、兼業禁止の職を自動失職した場合に、異動届の提出を不要とすること。
また、衆議院又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における立候補届出様式について、同様に見直すこと。

具体的な支障事例

例えば、参議院議員が現職のまま衆議院小選挙区選出議員選挙に立候補する際には、兼職禁止の職として「参議院議員」と記載することとなるが、この場合、公職選挙法第90条に基づき、衆議院小選挙区選出議員選挙の立候補届出によって参議院議員の職は自動失職となり、立候補届出上の「職業」欄の記載事項に異動が生じることから、直ちに異動届を選挙長に提出する必要がある。
実際の対応については各選管の判断によって異なる状態となることも考えられ、今後、異動届の提出の必要性について疑義が生じないよう立候補届出の様式について見直しを行う必要があると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

兼業禁止の職を自動失職した場合にも、異動届の提出が不要となり、手続きの簡素化につながる。

根拠法令等

公職選挙法施行令第88条、第89条
公職選挙法施行規則別記様式

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、相模原市、浜松市、名古屋市

—

各府省からの第 1 次回答

御提案を踏まえ、衆議院又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における立候補届出様式において、「職業」欄とは別に、兼職禁止の職業に係る欄を設ける省令案（公職選挙法施行規則の一部を改正する省令案）について、令和7年5月10日から6月9日までの間、パブリックコメントを行ったところであり、6月末を目途に公布する予定である。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案のとおり、衆議院又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における立候補届出様式が改正されたことで、兼業禁止の職を自動失職した場合の「異動届」の提出が不要となり、手続きの簡素化が図られた。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第 2 次回答

御提案を踏まえ、衆議院又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における立候補届出様式において、「職業」欄とは別に、兼職禁止の職業に係る欄を設けることとし、公職選挙法施行規則の一部を改正する省令（令和7年総務省令第64号）を令和7年6月27日に公布・施行した。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	372	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

内閣府(防災担当)と消防庁において都道府県担当者名簿を適切に作成・共有すること

提案団体

静岡県

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省

求める措置の具体的内容

内閣府(防災担当。以下「内閣府防災」という。)及び消防庁において防災・消防に関する通知等を都道府県に発出しているが、宛先が明確でなくどこに到達しているか確認できない。特に消防庁は消防関係通知について、防災担当に送付しているため、内閣府防災と消防庁において、都道府県担当者名簿を適切に作成・共有してほしい。

なお、内閣府防災と消防庁が所管する防災関係業務は重複する部分も多いため、平時の照会窓口、各業務担当、緊急時連絡先等の区分ごとに、一括して担当者照会を行ってほしい。

具体的な支障事例

消防に関する照会や通知が防災担当課に到達しているが、消防担当課に到達していないことがある。内閣府防災及び消防庁からの通知には宛先の記載が無く、BCC での送信のため当県のどの部署に到達しているか確認できない中、ショートな依頼も多く、都度各課に送付されているかを確認し対応することの負担が大きい。

【照会・通知件数】
令和7年2月の1ヶ月で内閣府防災及び消防庁からの通知約 30 件(気象情報やワーキング案内、緊急事態対応等を除く)

【具体的事例】
消防庁に「防災関係照会窓口担当」「自主防災組織担当」などの担当者名簿を依頼され、提出している。今回令和7年2月5日付け「防災意識向上プロジェクト」における語り部の推薦について(依頼)「(消防庁国民保護・防災部防災課 地域防災室住民防災係発出)」が送付されてきたが、メール本文に「防災関係照会窓口担当」「自主防災組織担当」宛と記載があった。そのため、担当課にも当然に到達していると認識していたところ、「防災関係照会窓口担当」の一つのアドレスにしか到達しておらず、事務作業に支障をきたした。

令和7年度からは、「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和6年 12 月 24 日閣議決定)に基づいて、消防庁からは調査・照会(一斉調査)システム上の通知・照会が行われているが、これとは別にメールのみで送付される通知・照会もあり利用が徹底されていないこと等により、システム・メールの両方を確認する必要があり事務負担の軽減には十分に繋がっていない。

また、内閣府防災からは、消防庁に提出している名簿の連絡先にメールが届くほか、「消防防災所管部局宛」というメールが、照会に基づいて提出した名簿外の宛先に到達しているなど、煩雑である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

適切な担当課へ通知が到達することで、庁内での担当確認作業削減につながり業務が効率化される。また、国からの依頼について漏れがなくなるため、国のリマインド作業の削減が見込まれる。

なお、前述のとおり、調査・照会（一斉調査）システムの活用による負担軽減が果たされていないほか、消防庁及び内閣府防災から防災に関する類似の通知があり、自治体としては確認する手段が増えているだけであるため、内閣府防災及び消防庁からの防災に関する通知経路を一元化することが双方の事務改善につながると思われる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、島田市、高知県、宮崎県、沖縄県

○事務の効率化のため、業務毎の窓口、担当者リスト等の作成及び共有、ピンポイントの通知、照会については必要であると思われる。

各府省からの第１次回答

消防庁が都道府県宛てに通知等を送付する際の都道府県担当者連絡先については、庁内各課室においてそれぞれ作成し、管理している。今後、通知等を送付する際には、メールの宛先（BCC）に記載するこれらの連絡先とメール本文中に記載する宛名との整合性を図るよう、徹底することとする。

業務分別により連絡先を個別に管理する必要がある場合を除き、内閣府（防災担当）と消防庁で共通する防災関係の都道府県担当者連絡先については、消防庁が取りまとめて作成し、内閣府（防災担当）と共有することとする。

また、「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日閣議決定）を踏まえ、調査・照会（一斉調査）システムの活用について、現在準備中であり、準備完了後には、消防庁が行う調査及び通知については、メールではなく同システムから連絡されることとなる。

各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

消防庁において、防災業務別担当一覧を適切に庁内及び内閣府（防災担当）に共有していただきたい。また、都道府県が担当連絡先の照会で回答していない「消防防災所管部局」等の宛名を使用しないよう、都道府県から回答した連絡先と通知先の整合性を図ることを徹底していただきたい。

調査・照会（一斉調査）システムの活用については、現在消防庁内の一部課室で活用されている。活用できていない課室におかれては、速やかに対応していただきたい。本システムが正常に活用されることで上記の課題（送付先の徹底）が解決されると思料する。

消防庁のみならず、内閣府（防災担当）においても同様の対応をしていただくようお願いしたい。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第２次回答

業務分別により連絡先を個別に管理する必要がある場合を除き、内閣府（防災担当）と消防庁で共通する防災関係の都道府県担当者連絡先については、消防庁が取りまとめて作成し、内閣府（防災担当）と共有することとする。

今後、通知等を送付する際には、メールの宛先(BCC)に記載するこれらの連絡先とメール本文中に記載する宛名との整合性を図るよう、徹底することとする。

調査・照会(一斉調査)システムの全庁的な活用に向け、引き続き、準備を進める。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	373	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

一部事務組合の規約の変更において構成団体の名称が変更される場合等は関係地方公共団体の議会の議決を不要とすること

提案団体

静岡県、福島県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

一部事務組合の規約の変更に関して、一部事務組合の構成団体の名称が変更される場合や構成団体が解散する場合における地方自治法第 287 条第 1 項第 2 号に掲げる事項のみに係る規約の変更について、関係地方公共団体の議会の議決を不要とするよう要件の見直しを求める。

具体的な支障事例

一部事務組合の規約を変更しようとする場合には、関係地方公共団体の協議について当該関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないが、例えば、単に構成団体の名称変更や解散の場合には、一部事務組合の共同処理する事務に影響を及ぼすおそれが全くないに関わらず、現行制度上、全構成団体の議会の議決が必要である。

上記のような構成団体の名称変更や解散の場合、当然に規約を変更する必要があるため、構成団体の議会の議決は形式的なものと言え、かつ、一つでも構成団体の議決が得られない場合に規約変更ができないリスクがある。

当県の市町総合事務組合は 54 もの団体で構成されており、上記のような軽微な規約変更にあっても、全ての団体の議会の議決を得ることは、非常に事務負担が大きい。

現在「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」において検討がなされているように、自治体の持続可能性を高めるためには必要性の乏しい事務の合理化が必要となるところ、本規約変更については、一部事務組合の権能等に影響を及ぼすおそれが全くない形式的なものであり、自治体の事務負担軽減による持続可能性の向上の観点から見直しを求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

過去、市町総合事務組合の規約改正(解散に伴う構成団体の数の変更)の際に、ある 1 団体の議会において議決内容を誤ってしまい、次の議会でも再度議決を取り直したことにより、結果的に構成団体間の協議・県への許可申請が非常に遅くなった事例がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

一部事務組合の構成団体の名称変更や解散など、共同処理する事務に影響しない、当然に規約変更を行うこととなる場合において、規約の変更に当たり構成団体の議会の議決を不要とすることで、規約の変更の手续が簡略化・効率化され、大幅に関係地方公共団体の事務負担が改善される。

また、仮に一つでも構成団体の議会の議決が得られない場合に、規約変更ができないというリスクも回避でき

る。

規約改正の時期に、構成団体である一部事務組合において、組合議会の定例会の開催予定がない場合に、臨時議会を開催するといった負担もなくなる。

根拠法令等

地方自治法第 286 条第 1 項及び第 290 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県

○変更時期によっては、臨時議会を開催する必要がある場合もあり、非常に負担となっているため、構成団体の名称が変更される場合等は関係地方公共団体の議会の議決を不要とすることを希望する。

各府省からの第 1 次回答

一部事務組合の規約については、一部事務組合存立の根拠をなし、構成団体を拘束するものであり、地方自治法においては、一部事務組合の規約に必ず記載すべき事項として、構成団体等を列挙した上で、規約を定立・変更する場合は、議会の議決を必要としている。

提案団体において、「単に構成団体の名称変更や解散の場合には、一部事務組合の共同処理する事務に影響を及ぼすおそれが全くない」とされているが、一部事務組合の構成団体の名称変更は、当該変更に至った構成団体の動向によっては当該一部事務組合の今後の事務遂行に影響を及ぼしうること、また、当該一部事務組合を構成する団体の増減（構成団体の解散によるものを含む。）は、当該一部事務組合が事務処理権限の委譲を受けている団体数や経費を賄う団体数に関係するなど、当該一部事務組合の共同処理する区域や財政基盤に影響を及ぼしうることから、これら事項の変更のみを以って、必ずしも軽微なものとは判断しえないものと考ええる。

このため、引き続き、法律の規定に基づき、これら事項の変更に伴い、議会に対して必要な説明を行っていただく必要があると考えている。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

一部事務組合の規約が、一部事務組合存立の根拠をなし、構成団体を拘束するものであるため、規約を定立・変更する場合に議会の議決を必要とすることは理解している。

一部事務組合の構成団体の増減が、事務処理権限の委譲を受けている団体数や経費を賄う団体数に関係し、共同処理する区域や財政基盤に影響を及ぼしうることとも理解するが、構成団体が解散によって減少する場合は、他の構成団体の議決によって構成団体の減を否決しうるものではないことから、解散による減少に限ってでも、議決を不要とするなど、負担軽減に資する方策は検討できないものか。

また、一部事務組合を構成する団体の名称のみの変更についても、他の構成団体の議決により、構成団体の名称変更を否決しうるものではないと考えられることから、議決を不要とできるものとする。「一部事務組合の構成団体の名称変更は、当該変更に至った構成団体の動向によっては当該一部事務組合の今後の事務遂行に影響を及ぼしうる」とのことだが、規約内の共同処理する事務が変更される場合は、当然事務の遂行に影響するが、構成団体の名称変更が具体的にどのような影響を及ぼすことを想定しているのかご教示いただきたい。特に持続可能な地方行財政の確保のあり方研究会の報告書案では、「深刻化する人材不足に対応し、地方公共団体の事務処理を持続可能なものとするための対応方策としては、事務を減らす、まとめる、担い手を広げる、生産性を高めるといった方向性が考えられる。事務を減らす手法としては事務自体の廃止や頻度の見直し、事務をまとめる手法としては水平連携や垂直連携が、担い手を広げる手法としては民間活用や住民参加の促進が、そして、生産性を高める手法としてはデジタル技術の活用などが、それぞれ考えられる。また、これらの方策を組み合わせることも必要となるが、どのような対応方策が必要となるのか、地方公共団体の具体的な事務処理の実態を踏まえて検討する必要がある。」とあるところ、実態として構成団体の名称変更が一部事務組合の事務遂行に影響したケースがない、または影響が軽微である場合は、提案の実現に向けて柔軟に検討いただきたい。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第２次回答

御指摘の一部事務組合の構成団体が解散によって減少する場合や構成団体の名称が変更される場合についても、一部事務組合の事務処理運営に影響を及ぼしうるものと考えられる。例えば、一部事務組合の構成団体が解散により減少する場合、当該構成団体の減少に伴う影響の検討・議論（当該一部事務組合を存続させるのか等）が必要なものと考えられる。また、構成団体の名称に変更がある場合、その背後には、合併等（構成団体が市町村の場合）や構成団体・共同処理する事務の変更等（構成団体が一部事務組合の場合）が想定され、これらは一部事務組合の共同処理する区域や体制、その財政基盤に関わることから、構成団体の名称変更に伴う影響の検討・議論が必要なものと考えられる。

このため、一部事務組合の規約の変更に際し、影響が軽微であるかどうかを含めて議会において議論・判断いただくことが必要と考える。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	374	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

会計年度開始前の資金前渡を可能とすること

提案団体

名古屋市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

やむをえない場合に会計年度開始前に資金前渡を受けられるよう地方自治法の改正を求める。

具体的な支障事例

地方自治法第208条の規定により、地方公共団体の会計年度は4月1日に始まることとされている。国の場合は、会計法第18条第1項の規定により年度開始前の資金交付が認められているが、地方自治法にはこれに相当する規定がない。

そのため、4月1日が土曜又は日曜である場合、指定金融機関が営業していないため、翌営業日まで資金前渡を行うための資金の用意ができず、資金前渡を行うことができない。

土日が開庁日である所属については年度当初からの資金前渡が受けられないことで、事務に制限がかかる可能性がある。また、当市において、令和5年4月1日(土)に大雨災害対応に係る経費の支出を急遽現金で行う必要が生じたが、資金前渡に係る現金を有しておらず、通常的手段で支払いが実施できず、職員が支出をして、その支出を資金前渡の清算払として処理しなければならなかったという事象が発生した。

また、令和6年1月1日に発生した能登半島地震の被災地支援の際に事前に用意していた非常用前渡金で対応を行ったことで、災害対応に備えた前渡資金の必要性を改めて実感し、年度当初が土日で災害支援が必要となった場合、4月1日時点で非常用前渡金を用意できず迅速な業務の執行に影響が出ることを懸念している。

地方自治法においても、会計法と同様、年度開始前の資金前渡が認められるよう改正されれば、4月1日が休日である場合であっても適切・円滑な支払を行うことができると考え、本提案に至った。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

4月1日が休日の場合であっても、現金支払を行わなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費について、法令に則した適切な経費の執行が可能となる。

根拠法令等

地方自治法施行令第161条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、越谷市、千葉県、相模原市、浜松市、高松市、熊本市、鹿児島市

○警察署や児童相談所等では不測の緊急事態が発生する可能性がある。警察署では、被疑者護送等に伴う食糧費や災害時の非常用発電機（停電発生時の信号機用）の燃料費など、児童相談所では、保護者からの緊急保護のための移送に係る交通費など、県民の生命に関わるような事案が発生した場合は、所属長が会計原則と天秤にかけて判断せざるを得ない場面がある。

○4月1日が休日の場合に現金での支払を行わないとならない事例として、交際費からの支払は必要になる可能性がある。

○4月1日が休日にあたる際には翌営業日に資金前渡をしており、また、災害対応等で緊急に資金が必要となった際にも開庁日となってから支出をしており、一旦職員が支出している事象がある。

各府省からの第1次回答

国の会計制度においては、会計法第18条第1項の規定により、同法第17条の規定により資金前渡をすることができる経費で政令で定めるものに充てる場合に限り、必要やむを得ないときは、財務大臣の承認を経て、会計年度開始前の資金交付が認められているが、これは正当債権者に対し支出すべき原則に対する特例であるとともに、会計年度独立の原則に対する重大な例外であるため、その要件は厳格に定められている。

また、政令で定める経費は、①船舶に属する経費、②外国で支払う経費、③交通通信の不便な地方で支払う経費、④刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第98条の規定による作業報奨金及び少年院法第25条第3項の規定による報奨金、⑤刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第100条又は少年院法第42条の規定による手当金、⑥矯正施設の被収容者に支給する帰住旅費並びに保護観察に付されている者に支給する食事費及び帰住旅費、⑦防衛省（大臣官房及び各局を除く。）に関する経費とされており、国の会計制度において会計年度開始前の資金交付が認められている経費は、年度の開始を待って資金前途しては、支払の適期を失するような経費に限定して認められているものであり、当該経費には、災害に要する経費は含まれていない。

このため、御提案については、国の会計制度との均衡も踏まえ、慎重な検討が必要であると考えているが、まずは、御提案の「やむをえない場合」の状況等を具体的にご教示いただきたい。

なお、地方公共団体が物品の購入や役務の提供を受けるために、これらに係る契約に際して、当該地方公共団体の職員が店舗等においてクレジットカードを提示するとともに、クレジットカードを使用して支払を行うことも可能であること、及び災害発生時において資金前途が困難な場合における運用上の留意事項を示している（「地方公共団体の支出について職員をしてクレジットカードを利用させることによる場合の留意事項について」（令和3年2月24日付け総務省自治行政局行政課長通知）、「非常災害時における資金前渡の取扱いについて」（令和2年3月31日付け総務省自治行政局行政課長通知））ところであり、こうした運用により課題が解決される場合もあると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当市としてやむを得ない場合として想定しているものは、南海トラフ地震臨時情報・地震注意情報や大雨警報などの発令時における非常配備に係る経費（職員が配置場所へ参集する際のタクシー代など）や被災地域への災害支援の際の必要物資の事前購入経費（現地滞在に必要な食糧や生活必需品など）である。

回答に提示いただいた「非常災害時における資金前渡の取扱いについて」（令和2年3月31日付け総務省自治行政局行政課長通知）の対象範囲は地方公共団体又は指定金融機関等が被災したことにより前渡金の用意が困難な場合が対象とされており、被災の恐れのある段階での非常配備や被災地域への支援のための資金前渡の運用上の取扱いについては示されていない。そのため、会計年度開始前の資金前渡を希望したものであるが、前述の通知を非常配備や被災地域への支援についても準用することが可能であれば、現在、最も苦慮している課題については解消する。準用は可能か見解をお伺いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

「各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解」において、会計年度開始前の資金前渡が必要となる具体的な経費として、災害発生時における「タクシー代」や「現地滞在に必要な食糧や生活必需品」などが挙げられているが、第1次回答でお示したように、現行の商慣習上、これらの経費については、ほとんどがクレジットカードを活用して支払うことが可能であると考えられ、これにより、ご懸念の課題は解決されるものと考えている。

なお、「非常災害時における資金前渡の取扱いについて」(令和2年3月31日付け総務省自治行政局行政課長通知)においては、「非常災害のため即時支払いを必要とする経費」について、「地方公共団体又は指定金融機関等が被災したことにより、その支払いに必要となる前渡金の用意が困難である場合」を想定して資金前渡が困難な場合における運用上の留意事項をお示したものであるが、4月1日が金融機関の営業日外であり、かつ、この日に災害が発生した場合(災害が発生する蓋然性が高い場合を含む。)も、本通知が想定した「支払いに必要となる前渡金の用意が困難である場合」と同じ状況となることから、このような場合にも、本通知と同様の取扱いが可能であることについて、本年度中にお示しできるよう検討してまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	375	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

士業者による戸籍や住民票の証明書の職務上請求に係るオンラインシステムの構築

提案団体

京都市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、法務省

求める措置の具体的内容

戸籍謄本や住民票の写し等の証明書の職務上請求について、弁護士等の士業者が市町村に対してオンラインによる方法で行うことができるシステムを、適切な不正防止の仕組みを備えたうえ、8士業に共通かつ自治体が容易に利用できるものとして構築すること。

具体的な支障事例

【現行制度について】

士業者(弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士)は、職務のために戸籍や住民票に係る証明書を請求できることが法令に規定(いわゆる職務上請求)。

請求時は、士業者であることを証する書類で写真をはり付けたものを提示(郵送請求の場合は写しを提出)し、士業者の所属する会が発行した交付請求書(いわゆる統一請求用紙)を手書きで記入し、当該士業者の職印を押したものを提出する。

請求をオンラインで行う場合は、統一請求用紙に記載すべき事項に係る情報、請求の際に提出すべきこととされている書面等に代わるべき情報に所定の電子署名を付し、所定の電子証明書を添えて送信するか、又は、改正戸籍法施行規則の施行後においては戸籍に係る証明書であれば「法務大臣が定めるこれらに準ずる措置」を講じる必要がある。

士業者が所属する会が発行する統一請求用紙は、法務省民事局長依頼(昭和61年1月21日民二第483号)に基づき、同依頼に示される案を参照して作成されている。また、同依頼における「会員以外の者が当該用紙を入手又は利用することを防止する措置」として、通番を付した複写式のものとし、会員への販売時に通番を控えるほか、士業者が所属する会において、請求に用いられた統一請求用紙の請求控えの点検を行っている。

自治体では、統一請求用紙の記載内容等をもとに、請求理由は適当であるか、請求者の業務の範ちゅうであるか、受任した事務、事件の内容に照らして交付する証明書で過不足はないか等の点検を行い、適正な請求であることを確認したうえで証明書を交付している。

【支障事例】

法令上、オンライン請求は可能であるところ、前述の統一請求用紙に記載すべき事項に係る情報や、請求の際に提出すべきこととされている書面等に代わるべき情報の具体が明らかでなく、事実上、行うことができない。なお、士業者が所属する会においても現状請求手段として規定していない。

ある民間企業の調査では、全国で年間350万件の職務上請求が行われ、このうち8割が郵送によるものと推定されている。全ての統一請求用紙は手書きで記入され、自治体、士業団体で審査、点検が行われているほか、郵便料金だけで6億円を超える費用が発生している計算になる。

また、当市では郵送による職務上請求を年間2.4万件受け付けているが、このうち約800件を調査したところ、交付請求の目的に「相続」とだけ記入されるなど約10%の割合で統一請求用紙の記載内容に疑義が生じ、請求者に対し電話での問合せを行っていた。

【支障の解決策】

オンライン請求が現実に行われていないのは、支障事例に記載のとおり統一請求用紙等に代わるべき措置がないことが理由であり、統一請求用紙を用いる仕組みの目的は、士業団体を請求スキームに関与させることで不正請求を防ぎ、もって市民のプライバシーを守ること。そのため、不正請求への対策を適切に講じたシステムの利用は、この代わるべき措置に該当することを明示いただきたい。

また、相続登記の義務化などを背景に今後職務上請求の利用増が見込まれるところ、オンライン請求の実現は士業、自治体双方で業務の効率化につながる。しかし、職務上請求のスキームに対応する既存の申請ソリューションが存在せず開発費用が高額になるほか、8士業でそれぞれ異なるシステムを導入した場合は自治体側に財務、業務両面の負担が生じる。このような状況を踏まえ、職務上請求のオンラインシステムは、8士業に共通かつ自治体が容易に利用できるシステムとして国において効率的に整備していただきたい。

オンライン請求システムに入力支援や形式審査等の機能を持たせることで、請求の不備や疑義が減り、自治体は実質的な部分の審査に注力できるようになる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

静岡県司法書士会が職務上請求を可能とするオンラインシステムの構築を要望（令和3年）。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

士業においては、統一請求用紙の手書き記入、区役所や郵便ポストまでの移動に伴うコストが減少し、依頼者である市民の負担軽減や抱える問題の早期解決につながる。

自治体においても、請求の形式的な不備をシステムで未然に防ぐことが可能となり、交付までの時間短縮、請求内容のより詳細な点検ができるようになる。また、業務効率化により、地域における福祉やまちづくり等の課題への対応に一層注力することができる。

根拠法令等

戸籍法第 10 条の2第3項、第 10 条の3。戸籍法施行規則（令和7年5月 26 日改正施行）第 11 条の2第4項、第 11 条の3第2項、第 79 条の2の4第1項、第 79 条の3、第 79 条の4。

住民基本台帳法第 12 条の3。住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令第 11 条。情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条。総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第4条。

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、いわき市、豊田市、安来市、広島市、熊本市

—

各府省からの第 1 次回答

【デジタル庁】

制度所管省庁における職務上請求のオンライン化の方針を踏まえ、必要に応じてデジタル共通基盤を活用したシステムの構築等の観点で制度所管省庁と連携して対応する。

【総務省】

住民票の写し等の職務上請求については、「規制改革実施計画」（令和7年6月 13 日閣議決定）において「戸籍謄本等に係るデジタル共通基盤を活用したシステムの構築等の検討結果を踏まえ、総務省において、デジタル庁と連携して具体的内容を検討し、可能な限り早期に結論を得る」とされたとおり、戸籍謄本等に係る検討結果を踏まえ、検討する。

【法務省】

戸籍証明書等の発行手数料は、市区町村の歳入とされていることから、証明書の発行に当たり必要となるシステムについては、市区町村の責任と費用負担において準備すべきものである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、現在の職務上請求のアナログの仕組みが士業者、市区町村の双方で事務効率の向上の妨げ等になっている点について、デジタル技術を活用することで問題を解決するとともに、それによって士業への依頼者である市民の便益の増進を図ることが目的である。

そのためには、単に手段としてのオンライン請求の実現にとどまらず、士業、市区町村の双方が利用することを想定した、例えば、請求時に明らかにしなければならない事項のフォーム入力、フォーム入力時の入力支援（例えばプルダウンメニューからの選択、条件分岐、郵便番号での住所補完）、入力された情報の形式審査、士業資格の有効性や事務所の所在地のオンラインでの確認等を可能とするシステムの構築についても合わせて目指すべきである。

証明書の発行に要するシステムは市区町村の責任と費用負担により準備すべきとの指摘は理解できるところ、個別にシステムを調達したことによって市区町村ごとにシステムの機能やインターフェースが異なるより、共通である方が社会的コストは低廉であり、この標準仕様の策定が可能なのは国に限られる。

このように本提案は自治体に限らず社会全体がデジタル化の恩恵を最大限に享受できるよう全市区町村にまたがる制度の改善を求めるものであり、地方自治法第1条の2第2項の趣旨からも、整備を含め国が積極的に関与することは当然と考える。

また、利用者目線では戸籍と住基を区分する必要性に乏しく、議論、検討はデジタル庁、総務省、法務省の3者の連携のもとで行うべきであるとする。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

【デジタル庁・総務省】

職務上請求システムについては、デジタル行財政改革会議において共通化の対象候補とされたことを受け、上記の検討状況を踏まえ、具体的な方法について検討する。

【法務省】

既に回答したとおり、国において職務上請求に係るオンラインシステムの構築をすることは困難であるが、現在、職務上請求に係る規定を整備すべく、不正請求の防止策等について、士業者団体と意見交換を実施しているところである。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	376	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

市に納付される前の歳入等について、現金での返金を可能とすること

提案団体

名古屋市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

前払式及び即時払式のキャッシュレス決済において、返金を行うべき場合に、その収納金が市に納付される前においても現金で返金できるよう、資金前渡の対象を拡大する等、制度の整備を求める。

具体的な支障事例

住民票発行窓口で交通系 IC カードにより決済を行った際、職員の操作ミスにより返金が必要になった。しかし、交通系 IC カードは決済直後以外は取消ができない仕様となっており、収納金が市の歳入になるのを待ってから還付する必要があるため2ヶ月ほど先の還付になる旨を伝えたところ、市民から「還付が遅すぎる」との苦情を受けた。

地方自治法第 231 条の2の5第3項には、指定納付受託者が、市の指定する日までに納付の委託を受けた歳入等を納付したときは、当該委託を受けた日に遡って、当該歳入等の納付がされたものとみなす旨の規定がある。当市の指定納付受託者の納付スケジュールの多くは、当月分を翌月末に納めるものであるため、翌月末にならないと市の歳入にはならない。

そのため、地方自治法施行令第 161 条第2項に、歳入の誤納又は過納となった金額を払い戻すため必要があるときはその資金を前渡することができる」とあるが、窓口でキャッシュレス決済を行った時点では市の歳入になっておらずこの規定は適用できない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

納付者は、収納金が市の歳入になるのを待つことなく返金を受けられる。

根拠法令等

地方自治法第 231 条の2の5、地方自治法施行令第 161 条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

浜松市、堺市、鹿児島市

○当市でも同様な事象はあり、本人へ還付するまでに時間がかかっている。苦情までの事態までには至っていないが、他のキャッシュレス決済同様速やかな返金対応の必要性を感じる。
○提案市と同様の事例あり。返金を可とすることに加えて、キャッシュレス決済した時点で領収書を発行できるような法改正等を望む。

各府省からの第1次回答

納付者が指定納付受託者に対して納付に関する事務を委託してから、当該指定納付受託者が地方公共団体に対して納付を行うまでの間は、地方公共団体の歳入とならないのは御認識のとおりであるが、御提案はプリペイド式の決済手段であることから、指定公金事務取扱者制度を活用することにより即時に納付効果を発生させることができるものであり、本制度の活用により課題が解決されるものと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本件の場合、指定納付受託者を指定公金事務取扱者にあわせて指定し、「資金決済に関する法律第3条第5項に規定する第三者型前払式支払手段による取引その他これに類する為替取引」として指定公金事務取扱者の立場で取り扱っていることとすれば、即時に納付効果が発生したことになるため、指定公金事務取扱者が市に収納金を納める前の段階においても、市から納付者への還付が可能であるならば、その旨を明確に周知いただきたい。

また、提案に前払式と併記して挙げていた即時払式の決済手段については、一般的な資金の流れとして、決済と同時に納付者の口座から引き落とされるものの、その資金は一定期間銀行に保留され、後日決済金額が確定してから加盟店等に支払われる認識である。そのため、即時に納付効果が発生しているとは言えず、指定公金事務取扱者が取り扱う決済方法に含まれないため、市に収納金を納める前の段階においては還付はできないという理解でよいかという点についてもご見解をいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

御提案については、指定納付受託者を指定公金事務取扱者にあわせて指定することで、プリペイド式の決済手段により納付があった場合には即時に納付効果を発生させることができるものであり、これにより、納付者への返還も直ちに行うことができる。この運用について、本年度中にお示しできるよう準備を進めてまいりたい。
また、デビットカード決済などの即時払式決済は、為替取引の一つであることから、地方自治法施行規則第12条の2の19に規定する「その他これに類する為替取引」に該当するものと考えられる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	377	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

市街地再開発事業における公募によらない特定建築者の対象の拡充

提案団体

名古屋市

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省、国土交通省

求める措置の具体的内容

都市再開発法における非公募の特定建築者について、地方独立行政法人を加えるよう見直しを求める。

具体的な支障事例

当市が施行中の市街地再開発事業において、当市が設置する公立大学法人(以下、「A 大学」という。)の医学部附属病院(以下、「B 病院」)の整備に向けて検討を進めるという方針が決定したため、その事業スキームを検討しているところである。

当市では、これまで A 大学が直接、病院整備を行ってきた。そのため、今回の市街地再開発事業においては同大学を公募によらず特定建築者として選定し、整備を進めていきたいが、都市再開発法第 99 条の 3 及び都市再開発法施行令第 40 条の 2 の規定により、現状では同大学を公募によらず特定建築者に選定できない状態となっている。

特定建築者を公募とした場合、B 病院以外の病院が応募できることとなり、地域からの要望や当市の方針に沿わない病院整備が行われる可能性があるため、B 病院を整備するためには、当市が特定建築者とならざるを得ない。

また、当市が特定建築者として病院を整備する場合、A 大学との連携・協力が必要となるが、別組織であるため指揮命令系統が異なることから組織体制を見直す必要があるのに加え、病院整備・運営に関するノウハウは同大学に比べ乏しいことから、同大学が直接整備するよりコストや時間を要する可能性が極めて高い。

都市再開発法第 99 条の 3 第 1 項の趣旨として、逐条解説によれば、国、地方公共団体、地方住宅供給公社、日本勤労者住宅協会その他政令で定める者を特定建築者とする場合は、これらの公益的性格等に鑑み、公募によらなくてもよいこととされており、A 大学はこれらと同様に公益的性格を有する法人(地方独立行政法人法第 2 条)であることから、法の趣旨にも合致するものと考えている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

令和 6 年 9 月 2 日に現在 B 病院がある区の公職者連絡会から市長あてに、B 病院が老朽化していることから、当市が施行中の市街地再開発事業の事業用地への移転改築に向けた検討を進めるよう要望されている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

これまで同様、A 大学が病院整備を行うことができるようになり、利用する医療従事者の意見を最大限反映した使いやすい医療施設を整備することが可能となる。

医療従事者にとって使いやすい医療施設となることは、より適切な医療の提供につながり、市民に対して安心・安全な医療を提供することができる。

根拠法令等

都市再開発法第 99 条の 3、都市開発施行令第 40 条の 2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第 1 次回答

提案内容を踏まえ、都市再開発法第 99 条の 3 及び都市再開発法施行令第 40 条の 2 の制度趣旨を考慮した上で、その実現可否について検討を行うこととしたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

公募によらない特定建築者の対象を拡充することは、長期化している当市の市街地再開発事業の早期完了に資するものであり、また、公立大学法人は、都市再開発法第 99 条の 3 に定めのある国、地方公共団体など同様に公益的性格等を有していると考えている。当該病院は老朽化により早期の建替えが喫緊の課題となっており、令和 8 年度中には病院整備事業を実施したいと考えていることから、迅速に検討に着手いただくとともに、前向きな議論をしていただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第 2 次回答

都市再開発法第 99 条の 3 及び都市再開発法施行令第 40 条の 2 の規定における公募によらない特定建築者について、提案を踏まえて対象拡充の可否について検討を進めてまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	380	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

学校基本調査規則によって調査した数値に係る調査票情報の二次利用申請を不要とすること

提案団体

名古屋市

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省

求める措置の具体的内容

普通交付税算定業務において基礎数値として報告している、学校基本調査規則によって調査した数値について、文部科学省に対して事前に統計法第 33 条の規定に基づく統計調査の調査票情報の二次利用申請をしているが、普通交付税の算定に必要な基礎数値であることから、当該事由による申請は不要となるよう見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

普通交付税算定業務における基礎数値として報告している、学校基本調査規則によって調査した数値について、文部科学省に対して事前に統計法第 33 条の規定に基づく統計調査の調査票情報の二次利用申請をしている。

【支障事例・制度改正の必要性】

当該申請は3年に1回行う必要があることに加え、成果報告を毎年行う必要があり、事務作業に時間を要している。

【支障の解決策】

普通交付税算定業務における基礎数値として報告している、学校基本調査規則によって調査した数値については、普通交付税の算定に必要な基礎数値であることから、調査票情報の二次利用申請を不要とするなどの制度改正をすることで支障が解決すると考える。

また、総務省が直接文部科学省から数値を入手できるような仕組みを整えることで、地方自治体の事務負担を軽減できると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

制度改正により、地方自治体の事務負担を大幅に軽減できると考える。

根拠法令等

統計法第 33 条、統計法第 33 条の運用に関する事務処理要綱(文部科学省)、普通交付税に関する省令

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、花巻市、浜松市、熊本市

○普通交付税算定時における他の調査時では発生しない、申請・変更の報告及び成果報告の事務作業が学校基本調査時では発生しており、事務負担が生じている。

各府省からの第１次回答

現状、文部科学省の二次利用申請については、総務省の「調査票情報の提供に関するガイドライン」に基づき作成した「統計法 33 条の運用に関する事務処理要綱」により運用している。今般、地方自治体より当該事務に係る負担軽減の要望があったことから、「地方交付税法の基準財政需要額の算定基礎を算出」を目的とした学校基本調査に係る調査票情報の二次利用申請については、申請手続きの簡略化を検討し、二次利用申請の事務負担の軽減に向けた具体的な運用等について、統計制度を所管する総務省と協議する。

各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

文部科学省の定める事務処理要綱の位置付けとして「総務省の「調査票情報の提供に関するガイドライン」に基づき作成」とご回答にあるが、本ガイドラインは、あくまで要綱で定めるのに望ましい標準的な内容を示しているにすぎず、事務処理要綱自体は文部科学省において定めておられる以上、手続きの簡素化に係る具体的な内容については、文部科学省において積極的に検討されるべきものではないかと考える。
地方交付税算定事務における利用者や利用対象情報は法令に基づき明らかであり、利用者である地方団体からの申請を経ずとも把握可能である点を踏まえ、是非とも手続不要化を実現していただきたい。
また、「検討する」とのご回答をいただいたが、その検討の方法及びスケジュールについて、具体的にご教示いただきたい。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第２次回答

当該申請における手続き簡略化や負担軽減に向けた運用について文部科学省が立案し、運用の実現に向け、検討している状況である（過去の申請と同様の申出の場合は簡素な文書で代替するといった方法等について検討・調整中）。統計制度を所管する総務省とも協議を行う。なお、具体の事務負担軽減に向けた対応方針について令和7年以内に結論を得ることとし、その結果に基づいて必要な措置（関係者への周知等）を講ずる予定。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	381	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

地方債許可通知時期の前倒し等

提案団体

名古屋市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

地方債の許可にかかる通知時期の前倒し、または標準税率未満による許可団体も早期協議等の対象に加えること

具体的な支障事例

地方財政法及び令和6年度地方債同意等基準(令和6年総務省告示第134号)において、「健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合」や「普通税の税率が標準税率未満」の団体は、地方債の発行に総務大臣の許可が必要とされている。

例年、6月上旬に申請し、8月上旬の許可通知を受領しているところ、地方債の許可が通知されるまでの4月から8月にかけては、原則として地方債の発行ができない(借換債等を除く)ため、発行時期の平準化による金利変動リスクの分散ができないことや、資金繰り悪化の要因となっている。

また、協議の場合には、民間等資金債を4月から7月に発行等するための早期協議手続があるが、許可を要する場合には対象とならないため、地方債発行時期を早めることができない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

現在の金利上昇局面では、年度前半の地方債発行を増やすことで、低利安定的な資金調達が可能になる可能性が高いと、証券会社等から助言されている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地方債発行時期の平準化による金利変動リスクの分散や、低利安定調達による利払費の縮減、資金繰り悪化を原因とした一時借入金の減少による利払費の縮減の可能性はある。

根拠法令等

地方財政法第5条の4、令和6年度地方債同意等基準(令和6年総務省告示第134号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、浜松市

—

各府省からの第1次回答

「令和7年度地方債同意等基準運用要綱 第二 — 1 早期協議の対象」において、「早期協議等の対象は、令和7年度の協議等に係る地方債であって、同意等額が確定するまでの間において発行を予定している当該年度分の同意等を要する民間等資金債であること」とされている。
当該要綱において、「協議等」は協議又は許可申請を指すところ、地方財政法第5条の4第4項の規定に基づく許可申請に係る地方債についても早期協議等の対象である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

運用要綱上において、許可申請に係る地方債についても早期協議等の対象であるという御回答ではあるが、一方で許可にあたっては地方財政法第5条の4第7項の規定に基づき、地方財政審議会の意見を聴かなければならないとされている。その手続きには一定の時間を要すると思料するが、運用要綱で示されている現行のスケジュールを変更することなく、早期協議が可能であるという理解でよいかご教示いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

早期協議等のスケジュールについては、年度ごとに定める地方債同意等基準運用要綱において定めており、令和7年度地方債同意等基準運用要綱においては、令和7年度において最初に発行を予定している民間等資金債の条件決定予定日の3週間前までに協議等を行うものとしている。
ただし、普通税の税率が標準税率未満の地方公共団体については、地方公共団体の歳出は地方債以外の歳入をもってその財源としなければならないとする地財法第5条本文の趣旨を踏まえ、当該普通税の税率が標準税率未満であることによる世代間の負担の公平への影響や地方税収の確保の状況等を勘案して、地方債を許可するものとしてされており、ご指摘の地方財政審議会の意見聴取を含め、これらの精査には十分な時間を確保することが必要であることから、来年度のスケジュールについては、今後適切に検討してまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	382	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

在留期間更新許可申請等における審査業務の簡素化及び情報提供ネットワークシステムの活用

提案団体

名古屋市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、法務省

求める措置の具体的内容

在留期間更新許可申請等について、情報連携推進のため、審査業務の簡素化を行った上で、審査に必要な情報を情報提供ネットワークシステムに追加すること。

具体的な支障事例

【現行制度について】

在留資格の更新については、出入国管理及び難民認定法施行規則第 21 条に基づき、在留資格に応じて複数年分の所得証明及び納税証明の提出が求められており、地方公共団体の窓口において当該証明書の発行を行っている。

このような状況の中で、国において令和8年度末にマイナンバーによる情報連携を開始することを目指し、必要な法令整備及びシステム開発等の検討が行われているが、在留審査の効率化が進捗していない。

(参考) 当市の状況(令和5年度)

外国人住民数 92,509 人

所得証明発行件数 45,851 件(出入国在留管理庁提出用)

納税証明発行件数 22,986 件(出入国在留管理庁提出用)

【支障事例】

現在、当市の窓口では、申請者の滞納状況や雇用状況など、様々な証明書の提出が求められる実態があり、複雑な制度・取扱いの中で申請者の負担となるだけでなく、地方公共団体側にとっても手書きの証明書の作成が必要となり、総務省が進めるフロントヤード改革の障壁になっている。

- ①分納証明書(納付誓約書等の分納している事実がわかる書類)
- ②租税条約により課税を免除されている旨の証明
- ③市民税申告書が提出されている旨の証明
- ④証明書の附記書き(給与支払者の補記)
- ⑤証明書の附記書き(納付日の補記)
- ⑥証明書の附記書き補記(本名・通称名の補記)

また、出入国在留管理庁の審査業務では「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」等に基づき、納税情報の確認の中で、納付日の確認まで求めている状況と認識している。こうした審査業務と同様の対応について、マイナンバーによるデータ連携で行うことは、データ項目設定や更新頻度の観点で課題がある。

【制度改正の必要性】

在留資格の更新については、所得証明書及び納税証明書の提出が求められているため、不完全な情報連携では、結果として申請者の利便性向上に繋がらない。また、在留外国人の増加傾向が続いているところ、今後はガイドライン(R6.11.18 改訂)に伴う審査厳格化の動きがあり、申請者及び地方公共団体双方の負担軽減に向け

た取組みが喫緊の課題となっている。

【支障の解決策】

(1) 審査業務の整理・簡素化

前述の①は収入額や納税額など一次情報でないため、本来は公用閲覧での対応が望ましいと考える。また、前述の②③は本人からの原本提出で対応可能である。このように、本来、地方公共団体側で発行すべき内容を見直すなど、審査業務の整理・簡素化をお願いしたい。

(2) 情報提供ネットワークへの情報の追加・更新頻度の最適化

令和8年度末にマイナンバーによる情報連携開始に向けて、必要な情報の整理・追加を行うとともに、地方公共団体の負担・申請者の利便性・出入国在留管理庁の審査業務の各負担を考慮のうえ、最適な更新頻度となるよう検討をお願いしたい。

(3) 情報連携が不可である場合の代替手段の検討

情報連携についても費用対効果等に基づき、対応できない事例があった場合、公用閲覧等申請者に負担を求めない体制づくりの検討をお願いしたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

当市における証明発行件数の試算でも年間 68,000 件余となるため、書類添付が不要となることによって、全国の地方公共団体での証明等の発行業務が大幅に削減されるとともに、多くの申請者にとって証明等を取得する手間・費用の削減につながり、在留期間の更新自体に対する負担を大きく軽減させることが期待できる。さらに、運用の見直しによって、申請者の負担軽減及びバックオフィス連携による国・地方自治体双方の業務効率化の観点から、全国的なフロントヤード改革が加速することが期待される。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表三十一の二の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、ひたちなか市、春日部市、銚子市、相模原市、浜松市、熊本市

○当市においても在留資格関連の証明書申請者が窓口によく来庁し、主に言語の関係や制度の複雑さから窓口長時間化やトラブルの要因となっており支障となっている。また郵送の申請や電話での問合せも多く対応に苦慮している。来庁者及び地方公共団体の負担軽減のため、マイナンバーによる情報連携等の制度改正が望まれる。

○証明書の附記書き等を行っていないが、納付年月日について教えて欲しいとの要望があった場合は個別に答えている状況であり、件数が多くなっているため業務に支障をきたしている。

各府省からの第1次回答

地方自治体の負担軽減や申請者の利便性向上の観点から、住民税納税情報をマイナンバーによる情報連携の対象とすることの是非について検討する。

検討に際しては、全国の自治体が共通して追加可能な情報の範囲や年限を踏まえつつ、情報連携を開始することで、資料請求等に対する自治体の事務負担が軽減されるよう、申請事務において求める資料の範囲、手続等の見直しの可否を併せて検討する必要がある。

また、マイナンバーによる情報連携開始に向けて情報提供ネットワークシステム上に必要な情報の整理・追加を行い、運用するに当たっては、情報を登録する自治体等の事務負担に配慮しながら検討する必要があると考えている。

在留審査に当たっては、申請種類別に出入国在留管理及び難民認定法施行規則等で定める立証資料の提出

を求め、資料の追完等を求める場合には、審査上必要な範囲に限定することとしている。

この点、出入国在留管理庁としては、申請人に対して、課税証明書、納税証明書の提出を求める際に、証明書に附記を求めるような取扱いはしていないが、地方官署に対して改めてそのような要請を行っていないか確認する。なお、今後情報連携が実現すれば、申請者の窓口負担が抑制されるだけでなく、地方自治体と当庁双方の事務負担が抑制される見込みである。

また、当庁では、在留諸申請において、申請書類を可能な限り簡略化する取組を行っているところ、今後も申請手続の簡略化に努めてまいりたい。

各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

在留資格の更新に当たっては、原則、納税証明書の提出が求められているため、住民税納税情報を情報連携の対象としなければ、地方自治体の負担軽減や利便性向上に繋がらないと考える。

この点、マイナンバーによる情報連携を検討するとされているが、各自治体のシステム改修や事務負担に配慮し、情報連携項目の精査を行うとともに、システム運用面を含めて実効性のある制度設計を求める。

また、支障事例で記載した証明書の附記書き以外にも、納付日などの個別の照会が求められている実態があるため、地方官署における審査基準の再確認、明確化を図っていただくとともに、個別の照会を含めた在留審査に必要な情報に関して全国の自治体に情報共有していただきたい。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第２次回答

住民税納税情報をマイナンバーによる情報連携の対象とすることについては、情報連携項目の精査を行い、実効性のある制度設計となるよう検討を行う。

在留審査に当たっては、全国一律の審査基準で運用しており、在留諸申請に係る提出資料については当庁ホームページで公表し、手続の明確化・透明化を図っている。御指摘のあった課税証明書や納税証明書の附記を求める取扱いについては、地方官署に確認した結果、そのような取扱いをしている事実は確認できなかったが、運用と異なる取扱いが判明した場合には是正を行うとともに、当庁としては引き続き適切な運用に努めていきたいと考えている。

また、これまでと同様、適時適切な情報共有を行っていききたいと考えている。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	399	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

都道府県域を超えた広域連携の新たな枠組みである「広域リージョン連携」の推進やそれに資する規制の緩和等

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣官房、総務省、その他関係府省庁

求める措置の具体的内容

広域的な課題が生じた際に、都道府県域を超え、多様な主体による広域連携が可能となるよう新たな枠組みの検討や規制の緩和等を行う。

具体的な支障事例

【現行】
観光・産業振興といった分野は、経済・雇用面での持続性を確保し、持続可能な地方行財政の確保に資するものとして重要性を増している。これらの分野については、企業や観光客の活動範囲等が自治体の区域に限定されるものではなく、諸課題の解決のためには自治体の区域を超えて活動するカウンターパートとの調整を要する場面も多くなっている。
また、令和7年1月24日の石破総理による施政方針演説においても「都道府県域を超えた広域連携の新たな枠組みである『広域リージョン連携』を強力に推進」との発言があり、政府において今後、検討が進むことが予想される。

【支障事例】
こうした状況を踏まえれば、観光振興や産業政策等のようなグローバルな競争への対応も要する分野においては、①企業や大学、研究機関等の「産官学金労言」のような多様な主体との連携②都道府県を超えた広域的な連携を進めていく必要がある。
このように広域単位での多様な主体間での連携により解決を図ろうとする事業ニーズは高いものの、国・都道府県・市町村という「縦」のつながりが基本となっている現状の仕組みでは、各自治体行政単位で複数の関係機関への手続を行う必要がある。また、広域での取組において実効性(効果)のある事業を実現するためには、複数年に渡って取り組む必要があるが、活用できる補助金が単年度事業のみの対象であるなど、規制や財源等の制限もあり、継続して効果のある事業を実現することが困難な状態となっている。

【支障の解決策】
様々な施策(産業政策や観光など)に対して、広域的な課題が生じた際に、都道府県域を超え、多様な主体による広域連携が可能となるよう、ワンストップで手続が完結できる仕組みや事業内容等に応じて複数年の財源措置の対象を可能とするなど、新たな枠組みの検討・推進や規制の緩和等を行う。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ・都道府県域を跨ぐ産業政策・観光政策等広域的な課題への効果的かつ円滑な対応が可能になる。
- ・各自治体の負担の平準化及び軽減が図られる。
- ・産官学金労言など多様な主体と自治体との協同の強みを活かし、エリアの新たな魅力の掘り起こしに資する。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県

○当市では、広域連携を推進する担当室を置くなど、局内各事業において広域連携の視点から事業を推進しているところ、内閣府の交付金や観光庁の補助金等を活用し事業を実施する場合、単年度事業を前提としていることが多く、4月の事業実施には日取りが十分でない。観光関連事業者からも、地方自治体と事業を行うにあたって上記の課題を指摘されており、複数年度にわたる交付金等が活用できると、事業の実効性を高めることができるもの。

各府省からの第1次回答

都道府県域を超えた広域単位で、地方公共団体と企業や大学、研究機関等の多様な主体が連携して、産業政策や観光などに取り組む「広域リージョン連携」を国として推進することとしており、その支援スキームについて、関係省庁と連携して具体化に向けた検討を進めてまいる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

令和7年6月13日に地方創生2.0基本構想が閣議決定され、「広域リージョン連携」の枠組みを創設し、省庁横断的な支援を行うことが示された。
具体的な支援スキームの検討にあたっては、都道府県域を超え、多様な主体による広域連携が可能となるよう、また複数関係機関にまたがる手続をワンストップで完結できる仕組みづくりを積極的に検討いただきたい。
また、広域での取組において実効性（効果）のある事業を実現するためにも、複数年に渡って活用できる交付金等について検討いただきたい。
さらに、基本構想に示されている、取組の前提となる「宣言」の項目及び具体的な手続やスケジュールについて、早期に明示していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

地域経済を成長させるには、行政区域を超えた広域連携が鍵となる。自治体、企業、大学、研究機関など、多様な主体が一体となって地域全体の発展に繋がる施策を推進できるよう、提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

近日中に、「広域リージョン連携」推進に当たっての手続等を示す「広域リージョン連携推進要綱」を制定し、各都道府県及び各指定都市に対して周知を行う予定である。

要綱に則り広域リージョン連携宣言を行った広域リージョンに対する国の支援等については、現在、関係府省と調整中であり、その結果も踏まえ、今後、具体的な内容を提示する予定である。

なお、広域リージョン連携の下で個別のプロジェクトを推進するに当たって、十分な成果を生み出すために支障となる規制等が存在する場合には、関係府省と連携して規制の緩和等の検討を進めてまいる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	405	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

ふるさと住民登録制度等の地域に関わる多様な主体を包摂する枠組みの構築及びそれらに資する規制緩和等

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省

内閣官房、総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

ふるさと住民登録制度等の地域に関係する多様な主体を巻き込む仕組みの構築や二地域居住の推進、それらに資する規制緩和等を各自治体行政の裁量を確保しながら行うことを求める。

具体的な支障事例

【現行】
近年の地域との関わり方は多様化している。例えば、コロナ禍を経て、UIJ ターンを含めた若者及び子育て世代を中心とした二地域居住のニーズが高まっている。二地域居住とは、主な生活拠点とは別の特定地域にも生活拠点を置くことであり、人口集中している都市部だけでなく、各地方都市や山間地域においても継続的に関わることで、関係人口の創出といった社会的意義や、新たな暮らし方の実現といった個人的意義を有するものである。
また、地域に居所は持たずとも、副業やボランティア活動等、定期的に地域を訪問する地域活性化起業人等の仕組みもあり、このように地域への貢献の在り方は様々な形があるところ。
そうした関係人口に着目し、地域に継続的に関わる者が登録でき地域づくり活動に参加する担い手とする仕組み「ふるさと住民登録制度」について、令和7年1月 24 日の石破総理による施政方針演説にも取り上げられており、政府において今後、検討が進むことが予想される。

【支障事例】
人口減少や過疎化、自治体の人手不足が深刻化する現状を踏まえれば、関係人口に着目し、地域に関わる多様な主体に、地域づくり活動に参画してもらうなど、その裾野をさらに広げていく必要がある。他方で、促進に向けては、二地域居住者であることを公的に表す仕組みがなく、自治体等が行政サービス提供に苦心している状況や、「住まい」「なりわい(仕事)」「コミュニティ」等に関する各制度や手続がハードルとなり、二地域居住等の複数地域への関わりを望む方の希望に添えない状況が生じている。また、規制等の問題もあり、柔軟に対応することが困難な状況となっている。
さらに、複数地域に関わる者の活動支援に資する「ふるさと住民登録制度」については、地域への訪問はしないものの経済的に関わる者等多様な主体との関係を考慮する必要があるほか、当該制度に対応する自治体の効果的・効率的な事務の在り方についても配慮する必要がある。

【支障の解決策】
地域への関わり方の多様化を踏まえ、多様な主体がその希望どおり各地域に関わり、当該地域の担い手として円滑に活動できるよう、政府で検討されている「ふるさと住民登録制度」のような仕組みを、国が全国統一のスキームを提供し、公的に二地域居住者であることを証明するような制度とすることを前提に、自治体の裁量を確保し、自治体の既存の取組を穏やかに包含できるような柔軟かつ間口の広い形で設ける。また、そのほかこの目的に資する規制の緩和等を行う。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ・地域に関わる多様な主体を包括する仕組みづくりを国において行うことで、二地域居住等に当たって必要になる各種手続の標準化・簡略化が可能になるとともに、登録作業を行う自治体職員の事務負担の軽減につながる。
- ・二地域居住等の複数の地域に関わる者が利用する既存の制度の改善を促し、地域への関わり方の多様化をより一層推し進め、関係人口の拡大に資する。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、高知県、宮崎県

○国土審議会の移住・二地域居住等促進専門委員会において、二地域居住等の促進のための中長期的な観点から検討すべき課題の一つに、「高速道路や燃料費、新幹線等の地域間を移動する交通費、宿泊のための滞在費、インターネット環境確保のための費用など、二地域居住等に伴う諸費用の個人負担が大きいため、個人の負担を軽減するための支援に関して、関係省庁・関係自治体・関係民間団体と連携の下、引き続き検討が必要」と挙げているところ。首都圏等からの移動に時間的距離の制約を受ける地方都市にとっては、交通費の支援があることで、二地域居住の推進に繋がるものと思料している。

○急速な人口減少や高齢化の進行が見込まれるため、活力ある地域づくりに向けて、人の流れの創出・拡大に取り組む必要がある。具体的には、二地域居住等により、地域と継続的に関係を持つ者を増やすなどの取組を推進していく。しかしながら、地域の関わり方を公的に証明する制度がないため、行政サービスを受けるための税負担や住民票等に関する制度が確立されておらず、地域での受入環境が整備されていない。

各府省からの第１次回答

ご提案のあった「ふるさと住民登録制度」の制度設計については、総務省を中心に関係府省庁が連携し、できるだけ多くの国民や自治体に参加いただけるよう、既存の様々な自治体の取組を緩やかに包含できるような柔軟かつ間口の広い仕組みを目指し、具体的な登録方法等の検討を進める。

併せて、二地域居住を推進する観点から、二地域居住者の生活上の課題に応じて「ふるさと住民登録制度」を活用した行政サービスの改善について、関係府省庁が連携して検討を進める。

その際、各自治体の裁量を確保する観点から、自治体等との意見交換も実施しながら検討を進めていく。

各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

「ふるさと住民登録制度」について、今後の制度設計に当たっては、自治体が参加しやすい仕組みとしていただくと同時に、その事務手続が自治体職員にとって過度な負担とならないようなご配慮も併せてご検討いただきたい。

また、二地域居住の推進に当たっては、ごみ、教育、保育所等の様々な分野において、住所地でしかサービスを受けることができない制度の取扱いの見直しや手続の明確化・円滑化など、必要な制度改正について引き続き検討をお願いしたい。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

関係府省庁連絡会議を6月に立ち上げたところであり、ご要望のあった点も含め、できるだけ多くの国民や自治体が活用しやすい制度となるよう、自治体の意見を丁寧に向いながら、関係省庁で連携して検討を進めてまいります。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	406	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

認可地縁団体の代表者・土地区画整理審議会委員選挙の当選人の住所告示(公告)の見直し

提案団体

京都市

制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

認可地縁団体の認可等に係る告示及び土地区画整理審議会委員選挙の当選人の公告において、住所を告示(公告)することを廃止する。

具体的な支障事例

認可地縁団体の認可等に係る告示(地方自治法施行規則第19条第1号、第6号)、土地区画整理審議会委員選挙の当選人の公告(土地区画整理法施行令第35条第5項)について、当市において個人の住所を含めた告示(公告)を行っているが、個人情報の保護の観点から問題があるため、見直しを検討されたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

認可地縁団体の代表者等の個人情報が保護される結果、当該代表者等やその家族の生命、身体及び財産が危険にさらされることが解消される。

根拠法令等

地方自治法第260条の2第10項、第11項、地方自治法施行規則第19条第1号、第6号、土地区画整理法施行令第35条第5項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、川崎市、稲沢市、亀岡市、山陽小野田市、南あわじ市

○個人の氏名、住所を告示することに反対する意見を受付した事例はないが、告示する必要性もないと考える。

各府省からの第1次回答

【総務省】
個人情報保護等の観点を踏まえて、登記事項証明書等における代表者等の住所非表示措置を講じている他の

制度等を参考に、認可地縁団体の代表者等の住所の告示の見直しについて検討する。

【国土交通省】

提案内容を踏まえ、個人情報保護の観点と土地区画整理法施行令第 35 条第5項の制度趣旨を考慮した上で、その実現可否について検討することとしたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

告示は、各自治体によって、掲示場への掲示、公報への掲載、インターネット版公報への掲載等により行われており、個人情報の保護の観点から大きな課題になっている。認可地縁団体の代表者・土地区画整理審議会委員選挙の当選人の住所の告示を見直すことで、当該代表者等やその家族の生命、身体及び財産が危険にさらされることが解消されるため、積極的に検討を進めていただくとともに、早期の実現をお願いしたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

個人の住所を無期限で誰でも自由に閲覧可能な状態にある現行制度は、プライバシーや安全面への懸念があるため、提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

【認可地縁団体の代表者】

法人登記に代わる本告示について、商業登記における代表取締役等住所非表示措置等を参考に、告示する住所を市区町村までとできるようにするなど、個人情報保護に配慮した見直しを検討いただきたい。

現に住所の告示が行われ、個人情報保護の観点から懸念が生じていることを踏まえ、可能な限り速やかに検討いただきたい。

【土地区画整理審議会委員選挙の当選人】

国政選挙等においては、総務省通知※により、「プライバシーの観点などから立候補に支障を来すおそれがあるとの指摘」を踏まえ、住所を「市区町村まで」とする等の取扱いが示されていることなどを踏まえ、個人情報保護に配慮した見直しを検討いただきたい。

※「候補者の立候補の届出があった旨の告示事項等について」（令和2年総行管第 205 号総務省自治行政局選挙部長通知）

現に住所の公告が行われ、個人情報保護の観点から懸念が生じていることを踏まえ、可能な限り速やかに検討いただきたい。

各府省からの第 2 次回答

【総務省】

個人情報保護等の観点を踏まえて、商業登記における代表取締役等住所非表示措置等を参考としつつ、認可地縁団体の代表者等の住所の告示について、今年度中の制度見直しに向けて、引き続き検討を進めていく。

【国土交通省】

土地区画整理法施行令第 35 条第5項に基づく土地区画整理審議会委員選挙の当選人（法人を除く）の公告において、告示される住所を「市区町村まで」とする方向で検討を進めてまいりたい。